
18 歳市民力を育成する社会科・公民科の
系統的・総合的教育課程編成に関する研究
報 告 書

令和 5 (2023) 年 3 月

令和 2 (2020) ～令和 4 (2022) 年度

日本学術振興会・科学研究費補助金（基盤研究 B）（課題番号：20H01670）

はじめに

日本公民教育学会では、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの3年間、科学研究費補助金（基盤研究（B））の研究助成を受け、研究プロジェクト「18歳市民力を育成する社会科・公民科の系統的・総合的教育課程編成に関する研究」を組織、運営してきました。本報告書は、この3年間の研究成果をまとめたものです。

科学研究費補助金の研究助成を受け、学会内で研究プロジェクトを進めるのは、今回で3回目となります。1回目は2014（平成26）年度から2016（平成28）年度までの3年間、基盤研究（B）で、研究プロジェクト名は「現代社会の課題を考察する見方や考え方を身に付けさせる公民教育カリキュラムの再構築」でした。そして、2回目は2017（平成29）年度から2019（平成31）年度までの3年間、基盤研究（B）で、研究プロジェクト名は「新科目『公共』を核とした公民教育を小中高等学校で効果的に推進するための調査研究」でした。1回目から3回目まで、研究内容はその時の関心事によって違いますが、理論と実践の往還を柱とし、研究者と学校教員が協働的に理論的・実践的研究を進めるという点では、同様のスタイルを取ってきました。研究者は実践に学び、学校教員は理論に学び、両者が協働しながら創り上げてきたものは、学会の発展にとって極めて貴重なものであるとともに、日本の公民教育の発展にとっても極めて重要なものであったと考えています。

今回の研究では、テーマ「18歳市民力を育成する社会科・公民科の系統的・総合的教育課程編成に関する研究」が端的に示しているように、18歳選挙権及び18歳成人という18歳を巡る昨今の社会の大きな変化に着目し、18歳になるまでに子ども・若者が身に付けるべき資質・能力（「18歳市民力」）の育成を、社会科及び公民科がどのように支援できるかを明らかにすることでした。なお、研究を始めるにあたり、18歳市民力を「18歳までに身に付けるべき、社会的課題の解決に主体的に取り組むために必要とされる基礎的な資質・能力」と定義しました。この定義からも推測できるように、本研究は新科目「公共」の新設に代表されるような、改訂学習指導要領も念頭に置きながら実施されたものです。報告書をご覧になると、資質・能力の明確化を始めとして、さまざまなところに改訂学習指導要領が強調している事項を見出せるのではないかと思います。理論研究部分には、単元開発や授業づくりに直接的に役立つわけではない、正に公民教育の理論を明らかにすることを主とした箇所もありますが、実践研究部分からは、日常的な単元開発や授業づくりに直結しうると多くのヒントを数多く見出せるのではないかと考えています。つまり、本報告書は、理論の書としても、実践の書としても、大変読み応えのある報告書に仕上がっていると自負しております。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大し、学校教育に大きな影響が及び始めたのが、2020年の年が明けてからです。本研究が開始されたのが2020年4月1日ですから、その開始から終了（2023年3月31日）に至るまで、常にCOVID-19とともに、本研究は進められてきたことになります。この点もご考慮いただき、本報告書をご覧いただきたいと思います。

唐木清志（筑波大学）

【目次】

はじめに	(1)
目次	(3)
1. 研究の概要	(7)
1-1. 本研究の目的	(9)
(1) 本研究の目的 (9)	
(2) 18 歳を巡る現状と課題 (9)	
(3) 学習指導要領の改訂と新たな教育実践への展望 (10)	
1-2. 本研究の方法	(11)
(1) 3 年間の取り組みの手続き (11)	
(2) 研究体制の確立 (11)	
(3) 理論研究グループと実践研究グループの研究成果 (12)	
(4) 資質・能力マップとカリキュラムマップ (13)	
1-3. 本研究の3年間の取り組み	(18)
2. 国内実態調査研究の研究成果	(21)
2-1. 研究の概要	(23)
(1) 児童・生徒の質問紙調査の計画と実施について (23)	
(2) 教員からの聞き取り調査の計画と実施について (24)	
2-2. 質問紙調査の概要と考察	(25)
(1) 概要 (25)	
(2) 結果 (25)	
(3) 考察 (31)	
2-3. 聞き取り調査の概要と考察	(33)
(1) 概要 (33)	
(2) 調査方法・対象・質問項目・被験者の属性について (33)	
(3) 各質問項目に対する回答の傾向 (35)	
(4) 「児童生徒の18歳市民力育成に関する教員意識調査」についての傾向の まとめ (39)	
2-4. 研究の成果	(40)
(1) 児童・生徒の質問紙調査の成果について (40)	
(2) 教員への聞き取り調査の成果について (41)	
3. 海外比較調査研究の研究成果	(43)
3-1. 研究の概要	(45)
(1) 海外比較調査研究の目的 (45)	
(2) 調査項目 (45)	

(3) 研究体制とスケジュール (46)

3-2. 調査国(地域)の実態報告 ----- (48)

- アメリカ合衆国 (NCSS) (48)
- アメリカ合衆国 (イリノイ州) (50)
- アメリカ合衆国 (ユタ州) (52)
- アメリカ合衆国 (ニューヨーク州) (54)
- カナダ (アルバータ州) (56)
- イギリス (イングランド) (58)
- イギリス (スコットランド) (60)
- フランス (62)
- フィンランド (64)
- スウェーデン (66)
- 中華人民共和国 (68)
- 韓国 (70)
- インドネシア (72)
- フィリピン共和国 (74)
- オーストラリア (76)
- ニュージーランド (78)

3-3. 研究の成果 ----- (80)

- (1) 選挙権年齢と成人年齢 (80)
- (2) 各チーム別調査のまとめ (81)
 - ア. 北米チーム (81)
 - イ. 欧州チーム (82)
 - ウ. アジアチーム (83)
 - エ. オセアニアチーム (84)
- (3) 日本への示唆 (85)

4. 実践研究の研究成果 ----- (87)

4-1. 政治リテラシー ----- (89)

- 「政治」グループの研究の概要 (89)
 - 1. 「18歳市民力」における政治リテラシー (89)
 - 2. 「政治リテラシー」育成に向けての授業実践 (91)
 - 3. 「18歳市民力」の育成に向けての政治教育の役割 (92)
- 授業モデル (94)
 - ・第5学年 高度情報社会への在り方や関わり方を判断する社会科学習 (94)
 - ・第5学年 私たちの暮らしと森林 (96)
 - ・政策批判の根拠の探究を意図した小学校社会科授業 (98)
 - ・公正に判断できる主権者育成を目指す小学校政策学習 (100)
 - ・模擬首長選挙・模擬地方議会を通し、将来の主権者育成を目指した中学校における政治学習 (102)

- ・世論調査を読み解く情報リテラシーの育成をめざす政治学習（104）
- ・政治参加の在り方について考える主権者育成を目指す中学校社会科学習（106）
- ・地域に生き、行動する市民を育成する政治学習（108）
- ・「ニュースをつくろう」を活用した地方の政治を公正に判断する（110）
- ・高等学校における政治学習の試み（112）
- ・男女の関心の差異を踏まえ政治参加のあり方について考える高等学校における政治学習（114）
- ・合意形成に注目して脱炭素社会の実現について考える高等学校における政治学習（116）
- ・「地政学」を超える国際協調（118）
- ・30年後からバックキャストする「持続可能な社会」（120）

4-2. 法リテラシー ----- (123)

○「法」グループの研究の概要（123）

1. 「18歳市民力」における「法リテラシー」（123）
2. 「法リテラシー」育成に向けての授業実践（125）
3. 「18歳市民力」の育成に向けての法教育の役割（126）

○授業モデル（128）

- ・地域の防災問題の解決を目指した小学校における法学習（128）
- ・立憲主義と民主主義を深く認識する中学校における法教育（130）
- ・立法、行政、司法の関連性を捉える統治機構の学習（132）
- ・「公正」から社会的課題を解決する高等学校における法教育（134）
- ・高等学校公民科教育における模擬労働審判の授業実践（136）

4-3. 経済リテラシー ----- (139)

○「経済」グループの研究の概要（139）

1. 「18歳市民力」における経済リテラシー（139）
2. 「経済リテラシー」育成に向けての授業実践（141）
3. 「18歳市民力」の育成に向けての経済教育の役割（142）

○授業モデル（144）

- ・多様性の尊重を意識した経済学習（144）
- ・経済的な見方・考え方を育てる小学校社会科授業開発（146）
- ・経済的な見方・考え方から地域産業を考える小学校社会科授業の構想（148）
- ・消費者の視点から経済概念の育成をはかる小学校の経済学習（150）
- ・「価格・費用・収益」に着目した小学校社会科農業の学習（152）
- ・「価格・費用・収益」に着目した小学校社会科水産業の学習（154）
- ・ネットワークビジネスの仕組みを考える小学校社会科学習（156）
- ・ネットワークビジネスの仕組みを考える小学校社会科学習（158）
- ・ふるさと納税を通じて、地方財政の在り方考える学習（160）
- ・18歳市民力の育成を目指した中学校における地理学習（162）
- ・格差問題を通して社会を分析する力を養う授業実践（164）
- ・地域の環境問題について考える高等学校における地理学習（166）

・ 環境保全と経済活動の両立を考える経済学習 (168)	
・ 経済社会における市民の権利と責任の自覚を育成する授業実践 (170)	
・ 人間と環境の調和について考えるヒントを学ぶ経済領域の授業実践 (172)	
・ 金融の技術革新に関わる高等学校での授業実践 (174)	
・ 世界と繋がり、国際社会における貧困や格差の問題を探究する授業実践 (176)	
4-4. 倫理リテラシー -----	(179)
○「倫理」グループの研究の概要 (179)	
1. 「18 歳市民力」における「倫理リテラシー」 (179)	
2. 「倫理リテラシー」育成に向けての授業実践 (181)	
3. 「18 歳市民力」の育成に向けての倫理教育の役割 (182)	
○授業モデル (184)	
・ 人々の幸福実現のための身近な環境問題の解決を目指した小学校における倫理学習 (184)	
・ 情報モラルとメディアリテラシーを通して考える小学校における倫理学習 (186)	
・ ウクライナ問題を通して考える小学校における倫理学習 (188)	
・ 単元「表現規制をめぐる法と倫理」の開発と実践 (190)	
・ デザイナーズベイビーから人権保障について考える中学校における新しい人権の学習 (192)	
・ 文化の継承と課題に関する地域の課題解決を目指す倫理学習 (194)	
・ コロナ禍での貿易問題から対立構造について考える中学校における世界の諸課題の学習 (196)	
・ 社会学の成果を取り入れた「倫理」単元開発 (198)	
・ インクルージョンを志向した高等学校における倫理の学習 (200)	
・ 高等学校「公共」における市民力育成 (202)	
・ ホロコーストとアイヒマン裁判から人間観・社会観を掘り下げ市民的公共性を考える学習 (204)	
・ 思考実験から環境問題を捉え、倫理・哲学的視点から考え方を広げる学習 (206)	
・ 「情報社会と倫理」に関する高等学校における倫理学習 (208)	
・ 科学技術を利用する価値観を形成する「倫理」学習 (210)	
5. 研究のまとめ -----	(213)
5-1. 研究の成果と未来への展望 -----	(215)
5-2. 今後の課題 -----	(216)
おわりに -----	(217)

1. 研究の概要

1. 研究の概要

1-1 本研究の目的

(1) 本研究の目的

本研究の目的は、選挙権年齢と成人年齢の18歳への引き下げという法律改正の中で、これまで以上に市民としての役割が期待される18歳という年齢に着目し、小中学校の教科「社会」と高等学校の教科「公民」を通して如何にしたなら「18歳市民力」を育成できるかについて、教育目標・教育内容・教育方法の各側面から体系的にアプローチし、系統的・総合的教育課程編成の在り方を明らかにすることにある。

(2) 18歳を巡る現状と課題

本研究の着想に至る社会的背景として、18歳をめぐる時代の変化がある。公職選挙法改正(2015.6.19成立、2016.6.19施行)にともなう18歳選挙権の実現と、民法改正(2018.6.13成立、2022.4.1施行)にともなう18歳成人の導入によって、今日、18歳という年齢に注目が集まっている。しかし、注目の集まり方は必ずしも期待ばかりではない。18歳の若者に選挙権と成人としての資格を与えることに対しては、多くの懐疑の目が向けられているのも事実である。この背景にあるのは、若者の未成熟性に対する不安である。

例えば、国立青少年教育振興機構が2020年9月～2021年2月に実施した調査では、他国(米国・中国・韓国)の高校生との比較から、日本の高校生の社会参加意識の特徴について、次のように述べている。

6 社会問題を自分の生活に関わることとして捉えているが、政治や社会への参加意欲は低い

日本の高校生は、「社会問題は自分の生活とは関係ないことだ」と考えている(「全くそう思う」「まあそう思う」、以下同様)割合が2割未満で中国に次いで低いが、「私個人の力では政府の決定に影響を与えられない」「政治や社会より自分のまわりのことが重要だ」「現状を変えようとするよりも、そのまま受け入れるほうがよい」「政治や社会の問題を考えるのは面倒である」と考えている割合がいずれも4か国中最も高い。反対に、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」「高校生でも社会をよくしていける」「国のために尽くしたい」と考えている割合がいずれも4か国中最も低い。

ちなみに、同調査では、次のような特徴にも触れている。すなわち、「1 学校行事やクラブ活動への参加意欲は高いが、生徒による自治活動への参加意欲は低い」「2 学校外の活動の中では、趣味に関する活動の割合は高いが、米・中・韓と比べれば全般的に低い」

「3 趣味やアルバイトへの関心が高いが、政策への意見表明や地域の交流活動への関心が低い」「4 新聞やニュースをよく見るが、『エンターテインメント』に関心が高く、『政治』『文化』への関心は低い」「5 インターネット上で知り合いとのコミュニケーションを『よくする』が、社会や政治に関する情報の収集や発信を『よくする』と回答した割合が低い」というものである。(国立青少年教育振興機構『高校生の社会参加に関する意識調査報告書－日本・米国・中国・韓国の比較－』2021年)

同様な国際比較調査は官民でさまざまに実施されているが、日本の若者の特徴はいずれ

の場合でも、一言で言えば「社会参加意識が低い」というものである。このような若者の現状を、先に触れた 18 歳を巡る変化と関連づけた時に、われわれの頭にどのような考えが思い浮かぶだろうか。18 歳の若者の多くが、高校時代にその年齢を迎えるという事実を直視しなければならない。つまり、学校教育関係者には、この事態に真摯に対応することが求められる。そして、公民としての資質・能力の育成を目指す「社会科」「地理歴史科」「公民科」の関係者には、関連する教育課程なり授業づくりなりを振り返り、「18 歳市民力」の育成に向けた何らかの行動を起こすことが求められる。

（３）学習指導要領の改訂と新たな教育実践への展望

18 歳をめぐる変化に対しては、これまでも、数多くの団体等が敏感に対応してきた。日本学術会議（心理学・教育学委員会）による「提言 18 歳を市民に－市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革－」（2016 年）などは、その代表的なものである。この他にも、法務省や消費者庁を始めとする各省庁、主権者教育や消費者教育に取り組む各種民間団体、政治学や哲学・倫理学などの各学術団体が提言や指針を示している。その中には、社会科・公民科や家庭科に関する具体的な教材を提示し、学校教育が 18 歳選挙権や 18 歳成人に積極的に対応することを促すものもある。つまり、現状の学校教育における取り組みでは、18 歳選挙権や 18 歳成人への対応としては不十分であると一般に認識されているわけである。しかし、これらの提言・指針や教材の提示に関しては共通の問題点がある。それは、小中高の社会科と公民科の教育課程編成が十分に念頭に置かれていないことである。

小学校と中学校が 2017 年、高等学校が 2018 年にそれぞれ告示された学習指導要領は、18 歳を巡る法的な変化と、「社会参加意識が低い」という若者の現状を念頭に置いて、その改訂が図られたものと理解することもできる。例えば、『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 公民編』（2019 年）では、次のような一節を載せ、主権者としての自覚や能力を身に付けさせることが、公民科で重要になることを説明している。

中央教育審議会答申において、主体的に社会に参画しようとする態度についての課題が指摘される中、公職選挙法の改正に伴い選挙権年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に下げられたことなども踏まえ、選挙権をはじめとする政治に参加する権利を行使する良識ある主権者として、主体的に政治に参加することについての自覚を深めることなど、これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓ひらいていくことが強く求められている。公民科においては、従前の学習指導要領から一貫して重視されてきた、課題の発見、解決のための「思考力、判断力、表現力等」とも相まって、身近な地域社会から地球規模に至るまでの課題の解決の手掛かりを得ることが期待されている。そのような理念に立つ持続可能な開発のための教育（ESD）や主権者教育などについては、引き続き公民科の学習において重要な位置を占めており、現実の社会的事象等を扱うことのできる公民科ならではの「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵かん養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」が必要であり、子供たちに平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚を涵養することが求められる。

このような社会的使命を受けて誕生したのが、高等学校公民科の新科目「公共」である。そして、持続可能な社会の担い手の育成は、「公共」のみが引き受けるものではなく、小学

校中学校の社会科、高等学校の地理歴史科、そして、「公共」以外の公民科の科目が協力して対応していなくては、到底「18歳市民力」の育成は達成できないものである。

1-2 本研究の方法

(1) 3年間の取り組みの手続き

3年間に及ぶ本研究は、次のような手続きを経て進められた。なお、当初は別の手順を構想していたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、当初の計画は大幅な変更を余儀なくされ、結果として、以下に示すような手続きとなった。

手続き1：研究体制の確立と研究目的と方法の共有化（1年目）

手続き2：児童生徒への意識調査（2年目）、授業の計画・実践・評価（2～3年目）

手続き3：教師へのインタビュー調査（3年目）、研究成果の確定と発信（3年目）

この手続きを念頭に置き、以下に研究の方法を説明する。

(2) 研究体制の確立

本研究は、研究代表者（唐木清志／筑波大学）の他、23名の研究分担者と4名の研究協力者をコアメンバーとして、さらにそこに、日本公民教育学会の学会員がメンバーとして加わって展開された。新たに加わったメンバーは60名余りであり、総勢80名ほどで、3年間の研究は進められた。

具体的な研究体制であるが、まず、「総括研究グループ」が研究を運営し、「理論研究グループ」と「実践研究グループ」が、それぞれ実動部隊として研究を推進するという枠組みを設計した。総括研究グループのメンバーは、研究代表者に加えて、理論研究グループと実践研究グループの中に設けられたサブ研究グループ（及びチーム）の代表者である。なお、理論研究グループのサブ研究グループには、「国内実態調査研究」と「海外比較調査研究」（さらにその下に「北米チーム」「欧州チーム」「アジアチーム」の三つのチーム）、そして、実践研究グループのサブ研究グループには、「政治リテラシー」「法リテラシー」「経済リテラシー」「倫理リテラシー」の四つグループが、それぞれ設けられた。

研究総括グループのメンバーは、以下の通りである。○は代表者である。

○唐木清志（筑波大学）、大澤克美（東京学芸大学）、桐谷正信（埼玉大学）、磯山恭子（国立教育政策研究所）、峯明秀（大阪教育大学）、川崎誠司（東京学芸大学）、鈴木隆弘（高千穂大学）、田村徳至（信州大学）、小松伸之（清和大学）

また、理論研究グループのメンバーは、以下の通りである。○はサブグループ及びチームの代表者であるとともに、同時に総括研究グループのメンバーとなる。また、アンダーラインは研究協力者である。

《国内実態調査研究》

○大澤克美、井上奈穂（鳴門教育大学）、木村勝彦（茨城大学）、永田忠道（広島大学）、樋口雅夫（玉川大学）、谷田部玲生（桐蔭横浜大学）、保立雅紀（東京工業大学附属科学技術高等学校）

《海外比較調査研究》

【北米チーム】

○桐谷正信、坪田益美（東北学院大学）、中原朋生（環太平洋大学）

【欧州チーム】

○磯山恭子、橋崎頼子（奈良教育大学）、吉村功太郎（宮崎大学）

【アジアチーム】

○峯明秀、桑原敏典（岡山大学）、小瑶史朗（弘前大学）

なお、海外比較調査研究グループは、当初は三つのチームより構成されたが、その後の研究の進展の中で、そこに新たに「オセアニアチーム」を加え、結果として、四つのチームより構成されるグループとなった。

さらに、実践研究グループのメンバーは、以下の通りである。○は各グループ及びチームの代表者であるとともに、同時に総括研究グループのメンバーとなり、アンダーラインは研究協力者である。

【政治リテラシー】

○川崎誠司、藤瀬泰司（熊本大学）、宮崎三喜男（東京都立国際高等学校）

【法リテラシー】

○鈴木隆弘、橋本康弘（福井大学）、渥美利文（東京都立農芸高等学校）

【経済リテラシー】

○田村徳至、栗原久（東洋大学）、升野伸子（筑波大学附属中学校）

【倫理リテラシー】

○小松伸之、原宏史（東海学園大学）、小貫篤（筑波大学附属駒場中・高等学校）

三つの研究グループ、すなわち、総括研究グループ・理論研究グループ・実践研究グループは、相互に連携を図り、それぞれの内部で展開される研究をグループの垣根を超えてその成果を共有しながら、研究全体が高まっていくということを想定していた。しかし、COVID-19の影響により、この研究計画は変更を余儀せざるをえなくなった。具体的な変更箇所は、理論研究グループと実践研究グループの往還である。当初の計画では、1年目及び2年目に実施される理論研究の成果を、2年目及び3年目に実施される実践研究に生かすという構図を考えていた。ところが、理論研究（児童生徒の意識調査と教員へのインタビュー調査）が十分に実施できず、結果として、2年目及び3年目へと研究の実施年度が後に移行したため、理論研究と実践研究を同時並行的に実施せざるを得なくなり、十分な往還を図れなくなった。とはいえ、両者の研究は年2回ほど実施された全体研究会において、その都度研究成果を報告していたので、まったく連動していないというわけではない。そして、往還が不十分なものであったとしても、それぞれの研究グループの研究成果は、独立的にも十分に価値のあるものである。

（3）理論研究グループと実践研究グループの研究成果

理論研究グループの研究成果として考えられるのが、「児童生徒の質問紙調査」と「教員の聞き取り調査」である。

児童生徒の質問紙調査は、2021年の8月～11月にかけて実施された。COVID-19の拡大の中で、実施そのものが危ぶまれたが、結果として、小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生、合計で6,000を超えるサンプルを入手することができた。また、調査結果をまとめ、『小中高生を対象とした18歳市民力に関する意識調査報告書』（2022年）として刊行することができた。

教員の聞き取り調査は、2022 年の 7 月～8 月にかけて実施された。当初の予定では、2020 年度或いは 2021 年度といった研究の初期の段階で実施する予定であったが、質問紙調査と同様に大幅に遅れ、結果として最終年度に実施することになった。調査数も限らざるを得ず、小学校教員、中学校教員、高等学校教員、教育委員会職員、合計で 24 名の聞き取り調査に留まった。しかし、「18 歳市民力」に関わる教員の意識を知るには、十分な情報を得られたものとする。

実践研究グループの研究成果は、この後で紹介する「資質・能力マップ」と「カリキュラムマップ」の協働的な作成、そして、その結果として生み出された一つ一つの授業実践である。実際に、授業実施まで辿り着いたものもあるし、授業モデルの開発に留まったものもあるが、3 年間に及んでグループ内で協議を重ねたことそれ自体が、グループ活動に参画したメンバーの社会科・公民科実践研究のスキルをアップさせたにちがいない。

なお、COVID-19 の拡大の中で、各グループの個別研究となりがちであった方向性を修正すべく、年に最低 2 回は全体研究会を開催して、情報の共有を図ったことも、本研究の研究成果として重要である。これに関しては、後述する。

（４）資質・能力マップとカリキュラムマップ

本研究では、実践研究の成果として、「資質・能力マップ」と「カリキュラムマップ」という二つのマップを完成させた。二つのマップに関しては、次ページ以降に示す通りである。実践研究に設けられた四つのグループ、「政治グループ」「法グループ」「経済グループ」「倫理グループ」のそれぞれの研究において、3 年間に及んで試行錯誤が繰り返されて一応の結論に至り、それらの情報を統合させる形で完成したのが、このマップである。したがって、これらは現時点での一応の完成形と言えるのであって、今後も修正され続けるものであると考えている。以上の理由から、マップで注目すべきは、マップに示された内容に加えて、枠組みということになる。

資質・能力マップでは、例えば、政治に関わる 18 歳市民力を「政治リテラシー」と捉えることにした。こうして、「政治リテラシー」の他に、「法リテラシー」「経済リテラシー」「倫理リテラシー」という四つのリテラシーの枠組みができ上がった。次に、各リテラシーの中に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力を設け、さらにその三つの資質・能力を、それぞれ二つの資質・能力に分割した。「知識及び技能」であれば「知識に関すること」と「技能に関すること」、「思考力、判断力、表現力等」であれば「見方・考え方」と「領域固有な思考・判断・表現」、そして、「学びに向かう力、人間性等」であれば「社会参画」「領域固有な学びに向かう力・人間性」といった具合である。さらに、これらの資質・能力を「小学校」「中学校」「高等学校」と段階的に示すことによって、小中高の系統性を表現した。

カリキュラムマップは、政治・法・経済・倫理の各グループで開発された実践を、小学校・中学校の校種ごとに、一覧表にまとめたものである。このマップで注目すべきは、「多様性の尊重」「市民の権利と責任」「人間と環境の調和」「科学技術と社会の発展」「平和で安全な社会」という教育内容の五つのまとまりである。この五つを決定するにあたっても多く議論が費やされ、最終的にはこの五つが選択された。この五つは教育内容という枠組みであるとともに、「社会的な見方・考え方」を想定しながら設定している。こうすることで、小中高の公民教育の間に、教育内容及び社会的な見方・考え方の系統性を築ける。

資質・能力マップ（政治リテラシー／法リテラシー）

リテラシー	資質・能力（１）	資質・能力（２）	小学校	中学校	高等学校
政治 リテラシー	知識及び技能	民主政治 （知識に関すること）	我が国の民主政治は、日本国憲法の基本理念である国民主権の考え方と深く関わっていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解する。	我が国の民主政治は、個人の尊重と法の支配という考え方を基礎にしていることを理解するとともに、自らが自らを治めるといふ民主主義の考え方が国や地方公共団体の政治の仕組みに反映されていることを理解する。	民主政治の下では、主権者である国民が政治の在り方に関する最終的な責任者であることを理解するとともに、よりよい社会は、憲法の下、我が国の政治やその制度のあり方を国民が議論し参画することを通して築かれることを理解する。
		情報リテラシー （技能に関すること）	マスメディアやソーシャルメディアが国民生活に大きな影響を及ぼしていることを理解し、情報の受け手や送り手としての基礎的な技能を身に付ける。	マスメディアやソーシャルメディアが我が国の政治に大きな影響を及ぼしていることを理解し、情報を適切に読み解く技能を身に付ける。	マスメディアやソーシャルメディアが我が国の政治や国際政治に大きな影響を及ぼしていることを理解し、情報を適切かつ効果的に収集し、批判的に読み解き活用する技能を身に付ける。
	思考力、判断力、表現力等	政治的な見方・考え方 （見方・考え方）	社会生活を営む上で大切な法やまきりの役割や働きについて説明することができる。	現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解し、事例に適用して判断することができる。	人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解し、説明することができる。
		公正な社会的判断力 （領域固有な思考・判断・表現）	物事の決め方や物の分け方には複数の基準があることを理解し、事例に適用して判断することができる。	社会生活における物事の決定の仕方、契約を通した個人と社会との関係、まきりの役割について形式的・実質的側面から考察し、表現することができる。	各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊重と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解し、表現することができる。
	学びに向かう力、人間性等	政治参加への意識 （社会参画）	政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や地方公共団体の政治の取組を捉え、国民生活における政治の働きを考え、表現しようとしている。	国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があること、地方自治の基本的な考え方、について理解しようとしている。	よりよい社会は、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を整理して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解しようとしている。
		政治的な諸問題の解決に取り組む態度 （領域固有な学びに向かう力・人間性）	身近な生活に関わる諸問題が政治の働きと深く関連していることを知り、その解決に向けて、自分にできることを考え議論しようとしている。	日本や世界の諸問題は国家的国際的な政治と深く関連していることを知り、その解決に向けて、様々な対応策を調べその是非を議論しようとしている。	日本や世界の政治的な諸問題は、様々な個人や集団の利害と深く関連していることを知り、その解決に向けて、様々な対応策を構想し議論しようとしている。
法 リテラシー	知識及び技能	法の基本的性格 （知識に関すること）	法（ルール）の役割と日本社会における基本的ルールの存在に気づき、友達と約束をしたり、ルールを守ることの大切さを理解するとともに、裁判員制度及び国際機関の役割を理解している。	法の根底にある価値について、人権の具体的内容、他者尊重の必要性和重要性を憲法の条文から理解し、私的自治・契約自由の原則とその変遷について知り、理解するとともに、裁判員制度及び国際法の役割について理解している。	法の根底にある価値や人権の概念について、他者尊重の必要性和重要性を憲法の条文や判例から理解し、私的自治・契約自由の原則と変遷、その背景について理解し、原則を守り行動する重要性を理解するとともに、裁判員制度の意義、国際法の役割と限界、国際協調の重要性を理解している。
		法的な基本技能 （技能に関すること）	友達との間での約束を結んだり、クラスにおけるルールの大切さについて知り、自分たちで約束をつくり、それを守ろうとしている。	対等な立場に基づき、お互いの権利を尊重し、自分たちでルールを決めようとするとともに、自契約をまとめている。	対等な立場から、お互いの権利を守ろうとするとともに、自らの意思に基づき契約を結ぶことの大切さ、所有権の尊重等の基本原則に基づき、実際に契約を結ぼうとしている。
	思考力、判断力、表現力等	法的な見方・考え方 （見方・考え方）	憲法が国民生活に果たす役割について考え、個人と立法・行政・司法の三権の役割について民主主義や立憲主義などから自分なりに表現するとともに、社会的課題を法令との関わりを考え、法的課題解決を提案しようとしている。	民主主義や立憲主義などの概念を活用して憲法が果たす役割を人権の観点から思考し、適用・表現するとともに、諸課題を法令との関わりから捉え、紛争解決に向けたルールの必要性、ルールに基づいた話し合い及びルールづくりをしようとしている。	立憲主義など人権保障において重要な概念を踏まえ、民主主義や立憲主義などの概念を活用して憲法の果たす役割について適切に適用・表現しようとともに、諸課題を法令と照らし合わせた上で、紛争解決に向けた話し合いとルール作り、ルール改正をしようとしている。
		公正な判断力 （領域固有な思考・判断・表現）	事実を認識し、問題を多面的に考察するとともに、他者の意見と照らし合わせながら、自分の意見を述べ、合意形成をしようとしている。	公正に事実を認識し、問題を多面的・多角的に考察した上で、法に基づく自分の意見と多様な他者の意見とを照らし合わせるとともに、また、多様な意見を調整し、合意形成を目指そうとしている。	公正に事実を認識し、問題を多面的・多角的に考察した上で、法に基づく多様な意見を適正な手続きに基づいて調整、合意形成するとともに、合意形成の内容について、公正な第三者の視点から評価しようとしている。
	学びに向かう力、人間性等	法的参加への意識 （社会参画）	身近なトラブルについて、クラスのきまりなどから解決方法を自分なりに考えようとするとともに、社会的課題について、法に基づいた解決方法について自分なりに考え提案しようとしている。	身近なトラブルや社会的課題について、法的な観点から解決方法について考えようとするとともに、社会的課題について、法に照らし合わせて考え、解決方法について、公正な観点に基づき判断し提案しようとしている。	法に基づいた解決方法について粘り強く考えようとするとともに、社会的課題について、法的観点から考え、その解決方法について、第三者の公正な視点も踏まえた上で、判断し、提案しようとしている。
		裁判員制度等への司法参加 （領域固有な学びに向かう力・人間性）	裁判員制度を例に、国民の司法参加について興味を持ち、参加しようとしている。	裁判員制度を例に、裁判員として求められる公正な判断の視点や人権擁護の視点に基づき、参加しようとしている。	司法参加の意義の理解に基づいた上で、裁判員と司法参加の際に求められる公正な判断能力や人権擁護の視点などを粘り強く身につけようとしている。

資質・能力マップ（経済リテラシー／倫理リテラシー）

リテラシー	資質・能力（１）	資質・能力（２）	小学校	中学校	高等学校
経済 リテラシー	知識及び技能	経済に関わる基本的な 理念及び知識 （知識に関すること）	身近な地域の生活や生産・販売・流通と関わらせて、日本の農林水産業と鉱工業に関する様々な特色（生産地・輸送・貿易など）と人々が日々努力・工夫をしてよりよい製品を作り出していることなど、多くの人々の暮らしを豊かで幸せなものにするために、経済活動が行われていることを理解している。	日本経済の基本的なしくみや経済活動の意義、社会資本の整備、公害防止等の環境保全、社会保障の充実、消費者保護に関する意義等、国民が豊かで安全・安心なものとなるように、国内の経済活動や政府の経済政策が行われていることを理解している。	政府の様々な活動が国民福祉の向上に寄与する役割を担っていることなど、経済のグローバル化の進展により相互依存関係が一層深まっていく国際社会において、国際社会（経済）を視野に入れつつ、公正かつ自由な経済活動が資源の効率的な配分を図っていること、国民が豊かで安全・安心なものとなるように国内の経済活動や政府の経済政策が行われていることを理解している。
		経済に関わる情報を調べ まとめる技能 （技能に関すること）	身近な地域の生産・販売・流通や我が国の農林水産業・鉱工業に関する経済の働きについて自分たちの生活との関わりから調べ、その特色について統計資料などから根拠を示しながらまとめることができる。	環境や交通・運輸など身近な地域を中心とした経済社会が抱える根本の問題を多面的・多角的に調べ、他者に分かりやすくまとめることができる。	経済に関わる具体的な主題を設定し、法・政治・倫理面と関連させながらその主題に関する事実や考え方についての情報や資料をまとめ考察したことを根拠にして、他者と討論することができる。
	思考力、判断力、 表現力等	経済的な見方・考え方 （見方・考え方）	日常生活の中に見られる基礎的・基本的な経済概念や生産性、品質、工程、協力、技術の向上、価格や費用の経済概念を基に、経済的事象の特色や相互の関連を多角的に考え、自分たちのくらしや社会への関わり方を選択・判断することができる。	基礎的・基本的経済概念（対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性、トレードオフなど）を基に、現代社会における様々な経済的課題を考察し公正に判断することができる。	基礎的・基本的経済概念を基に、様々な経済的諸課題に対し情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえて考察し、公正に判断することができる。
		効率性と公平性・公正 性を踏まえた経済的判 断力 （領域固有な 思考・判断・表現）	多くの人々のくらしを豊かで安全・安心なものとするために、どのようにしたら限られた資源を無駄なく使って、モノやサービスを生み出すことができるのかを考え、よりよい生産・販売・流通のしくみや税の働きについて、話し合ったり、提案することができる。	公正には様々な考え方があることを理解した上で、効率性と公正さが両立した、よりよい社会をめざす探究を他者と協働して行い、それを行動変容にもつなげることができる。	経済的な主体として、公正で自由な経済活動を通して市場が効率的な資源配分を実現できるのはなぜか、活発な経済活動と個人の尊重を両立させるにはどうしたらよいかなどを他者と協働して共に納得できる解決方法を見いだすことができる。
	学びに向かう力、 人間性等	経済的課題の解決に 取り組む意欲 （社会参画）	働く人びとの姿を通して学習した工夫や努力・新しいアイデアや挑戦する姿勢などを自分の生活に生かそうとしたり、テレビや新聞などで報道されているくらしや経済に関わる課題について、自分でできることは何かを考え、行動しようとしている。	身近な経済問題に関して、効率的で公正な社会を形成するために何をしなければならぬかを考え、自分（自分たち）でできることを実践しようとしている。	国内外で生じている問題の解決に向けて、自ら情報を発信し、他のリテラシー（政治・法・倫理）との関係性を明らかにして、他者と協働して共に納得できる解決方法を見出そうとしている。
		持続可能な経済生活に 関する意識 （領域固有な学びに 向かう力・人間性）	自分のくらしを振り返り、物やお金の大切さを理解し、環境に配慮したよりよいお金の使い方（エンカール消費）を行おうとしている。	自分の消費行動が国内外の政治・社会・経済情勢や地球環境に影響を及ぼすことを自覚して生活していこうとしている。	地球的規模において持続可能な社会に向けた効率的な経済生活について、自分（自分たち）が考えた企画を他組織に提案し、他者と協働しながら実践しようとしている。
倫理 リテラシー	知識及び技能	人間の生き方や社会の 在り方 （知識に関すること）	伝統や文化、地域の発展や我が国の国家及び社会の発展に尽くした先人の働きについて理解している。	多様な立場に触れることでそれぞれの考え方や価値観に気づき、多様性を尊重する社会の在り方について理解している。	人間としての在り方生き方をより深く思索するための手掛かりとなる人間観や社会観に関する概念や理論について理解している。
		諸資料から人間として の在り方生き方に関わ る情報を調べまとめる 技能 （技能に関すること）	調査活動や各種の基礎的資料を通して、社会に尽くした人々の働きや社会の中における役割についての情報を適切に調べまとめている。	調査活動や諸資料を通して、人間の生き方に関わる情報を適切に調べまとめている。	諸資料から人間としての在り方生き方に関わる情報を読み取り、適切に調べまとめている。
	思考力、判断力、 表現力等	倫理に関わる見方・考 え方 （見方・考え方）	社会的事象の見方・考え方として、人々の相互関係に着目して社会的事象を捉え、先人や現代の人々の生活と関連付けてよりよく生きていくための視点を見出している。	現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、多様な考え方や価値観についての理解のもと、他者と関わりながらよりよく生きていくための視点を見出している。	社会的事象を倫理、哲学、宗教などに関わる多様な視点から捉え、課題解決の選択・判断に資する概念や理論などを関連付けて、人間としての在り方生き方についての自覚を深めている。
		人間の生き方に関わる 知識の活用と自分の生 き方や社会のあり方 についての思索・表現 （領域固有な 思考・判断・表現）	先人や現代の人々の働きについて学び、そこに込められた願いや努力に対する気づきを通して、これから自分がどのように生きていくか考え表現している。	先人や現代の人々の生き方を多面的・多角的に考察し、人間の生き方や他者との関わりの中で自分がいかに生きるかについて説明したり対話したりしている。	倫理に関する概念や理論などを活用して論理的に思考し、自立した人間として他者と共によりよく生きる自己の生き方について深く思索したことを説明したり対話したりしている。
	学びに向かう力、 人間性等	現代社会が抱える倫理 的課題に気づき解決し ようとする姿勢 （社会参加）	身近な社会の課題に気づき、これからの社会をよりよいものにしていこうとしている。	現代社会が抱える倫理的課題に気づき、その理由や背景に目を向けて主体的に解決しようとしている。	人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、現代社会が抱える倫理的課題を解決しようとしている。
		現代社会に生きる人間 としての在り方生き方 についての自覚 （領域固有な学びに 向かう力・人間性）	地域社会の一員としての自覚、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を持とうとしている。	社会の多様性についての理解のもと、他者と関わりながらよりよく生きていくことへの自覚を深めようとしている。	現代社会に生きる人間として、他者との関わりの中で人生観や世界観を掘り下げ、自分の在り方生き方についての自覚を深めようとしている。

カリキュラムマップ（政治／法）

		多様性の尊重	市民の権利と責任	人間と環境の調和	科学技術と社会の発展	平和で安全な社会
政治	小学校				5年（情報）「大量の情報を生かす社会」（神野幸隆）	
				5年（国土）「私たちの暮らしと森林 - 森林環境税の使い道を考える -」（神野幸隆）		
			5年（国土）「森林環境税について考えよう」（長川智彦）	5年（国土）「森林環境税について考えよう」（長川智彦）		
		6年「防災倉庫の活用方法について考えよう！」（井上昌善）	6年「防災倉庫の活用方法について考えよう！」（井上昌善）			6年「防災倉庫の活用方法について考えよう！」（井上昌善）
	中学校		3年（公民的分野）「区市長になろう！（模擬首長選挙、模擬地方議会）」（仲村秀樹）			
			3年（公民的分野）「内閣支持率から世論とマスメディアを考える」（大脇和志）		3年（公民的分野）「内閣支持率から世論とマスメディアを考える」（大脇和志）	
			3年（公民的分野）「主権者に求められる政治参加とは？」（井上昌善）			3年（公民的分野）「主権者に求められる政治参加とは？」（井上昌善）
	高等学校		1・2年（公共）「地方自治体は何を優先して支出すべきか？」（松山陸）			1・2年（公共）「地方自治体は何を優先して支出すべきか？」（松山陸）
		3年「『ニュースをつくろう！』を活用し地方の政治を公正に判断しよう」（杉田孝之・川崎誠司）	3年「『ニュースをつくろう！』を活用し地方の政治を公正に判断しよう」（杉田孝之・川崎誠司）			
			3年「高等学校政治教育の試み―田中角栄と戦後政治―」（西尾理）			
		1・2年（公共）「男女の政治参加と世論の形成」（斉藤雄次）	1・2年（公共）「男女の政治参加と世論の形成」（斉藤雄次）			
			1・2年（公共）「脱炭素社会の形成と合意形成」（斉藤雄次）	1・2年（公共）「脱炭素社会の形成と合意形成」（斉藤雄次）	1・2年（公共）「脱炭素社会の形成と合意形成」（斉藤雄次）	
						3年（政治・経済）「『地政学』を超える国際協調～グローバルな社会における平和と安全～」（川瀬雅之）
				3年（政治・経済）「30年後からバックキャストする『持続可能な社会』」（川瀬雅之）		
法	小学校					5年「自分の身は自分で守る！～防災マップをつくろう～」（伊澤直人）
	中学校		3年（公民）「私たちが生きる現代社会」（池田泰弘）			
			3年（公民）「憲法や法の役割を民主主義と立憲主義から考える－『檻の中のライオン』再考」（中平一義）	3年（公民）「憲法や法の役割を民主主義と立憲主義から考える－『檻の中のライオン』再考」（中平一義）		3年（公民）「憲法や法の役割を民主主義と立憲主義から考える－『檻の中のライオン』再考」（中平一義）
			3年（公民）「立法、行政、司法の関連性を捉える民事裁判学習」（野寄雄太）		3年（公民）「立法、行政、司法の関連性を捉える民事裁判学習」（野寄雄太）	
	高等学校	1年（公共）「入試について考える」（鈴木隆弘）	1年（公共）「入試について考える」（鈴木隆弘）			
			1年（公共）「模擬労働審判を実践してみよう」（今智也）			
			3年（現代社会／公共）「食品公害事件から消費者の権利と責任を考える」（渥美利文）	3年（現代社会／公共）「食品公害事件から消費者の権利と責任を考える」（渥美利文）	3年（現代社会／公共）「食品公害事件から消費者の権利と責任を考える」（渥美利文）	

カリキュラムマップ（経済／倫理）

		多様性の尊重	市民の権利と責任	人間と環境の調和	科学技術と社会の発展	平和で安全な社会
経済	小学校		3年「スーパーマーケットが人気であるひみつを調べよう」(坂井研耶佳・鈴木正行)	3年「わたしたちのくらしと川口市の人々の仕事「植木を育てる仕事」」(西野翼・安原輝彦)	3年「わたしたちのくらしとまちではたらく人びと」(榎本拓海・小野間正巳)	
					5年「米づくりのさかんな地域」(那須章浩・真島聖子)	
					5年「なぜ、ユーチューバーはお金を稼ぐことができるのか？」(八橋愛介)	
					5年「なぜ、ウーバーイーツは広がったのか？」(八橋愛介)	
					5年「水産業のさかんな地いき」(那須彰浩・真島聖子)	
		6年「日本の国際貿易」(呂光曉)				
	中学校			1年(地理)「世界の諸地域・北アメリカ州 アメリカ合衆国の生活文化に焦点を当てて(フードバンクを通して自助・共助・公助について考える)」(森賢士)		
			3年(公民)「財政と国民の福祉(ふるさと納税を通じて、税のあり方を考える)」(佐藤央隆)		3年(公民)「財政及び社会保障制度の意義と役割(ジニ係数を用いて、財政支出のあり方を考える)」(横山省一)	
	高等学校	1・2年(公共)「環境保全と経済活動の両立を考える」(田中博章)	1・2年(公共)「投資マニュアルをつくろう！(老後の備えはどうするべきか)」(阿部哲久)	1・2年(公共)「環境と調和した産業政策を考えよう」(阿部哲久)	1・2年(公共)「金融分野における高度情報化と人間の行動特性」(大塚雅之)	1・2年(公共)「ともに生きる社会をめざして」(松野至)
		1年(地理A)「地球的課題と私たち～世界の環境問題～」(田中博章)				
倫理	小学校		4年「ごみのしよりと利用」(原宏史)	4年「ごみのしよりと利用」(原宏史)	4年「ごみのしよりと利用」(原宏史)	
			5年「情報を生かすわたしたち」(橋本祥夫)		5年「情報を生かすわたしたち」(橋本祥夫)	
		6年「世界の未来と日本の役割」(橋本祥夫)				6年「世界の未来と日本の役割」(橋本祥夫)
	中学校	3年(公民)「表現規制をめぐる法と倫理」(山本智也)				
			3年(公民)「新しい人権」(金原洋輔)		3年(公民)「新しい人権」(金原洋輔)	
				3年(公民)「世界遺産に見る文化の継承と課題」(小松伸之)	3年(公民)「世界遺産に見る文化の継承と課題」(小松伸之)	
		3年(公民)「これからの世界と日本」(金原洋輔)				3年(公民)「これからの世界と日本」(金原洋輔)
	高等学校	3年(倫理)「青年期と多元的自己」(小貫篤)				
		3年(倫理・政経)「障害者の包摂に伴う社会的ジレンマをいかに解決できるか」(早瀬博典)	3年(倫理・政経)「障害者の包摂に伴う社会的ジレンマをいかに解決できるか」(早瀬博典)			
			1年(公共)「自由・権利と責任・義務」(中村裕行)			
			3年(倫理・公共)「ホロコーストと市民の倫理」(杉浦光紀)			3年(倫理・公共)「ホロコーストと市民の倫理」(杉浦光紀)
				3年(倫理・公共)「思考実験と環境倫理」(杉浦光紀)	3年(倫理・公共)「思考実験と環境倫理」(杉浦光紀)	
					1年(公共)「フィルターバブルの空間で自分らしさを考える」(加藤敬之)	
					3年(倫理)「科学技術をどう利用していけばよい？」(胤森裕暢)	3年(倫理)「科学技術をどう利用していけばよい？」(胤森裕暢)

なお、「資質・能力マップ」「カリキュラムマップ」と、実践研究グループにおける協議の上で開発された単元の間には明確なつながりがある。その事実、本報告書に掲載された実践研究グループの単元でご確認いただきたい。単元開発者は、二つのマップを念頭におき、単元開発を進めた。資質・能力マップであれば、実践研究グループで資質・能力マップについての協議が行われ、単元開発者はその協議に参加してマップの洗練化に努め、各単元の単元目標を確立した。また、カリキュラムマップであれば、先の五つの教育内容のまとまりのどこに自分の単元が位置付くかを検討し、それを「カリキュラムマップとの関連性」として開発した単元に明記した。五つの教育内容との関連が複数にわたる場合には、どこが中核なのかを示した（マップの網掛けと単元のアンダーライン）。このような作業を繰り返し、最終的に、「資質・能力マップ」「カリキュラムマップ」が完成した。

1-3 本研究の3年間の取り組み

本研究を進めた3年間で、合計で7回の全体研究会を開催した。また、各回の研究会に先立って、総括研究グループの会議を開催し、研究会の活動をその都度総括しつつ、適宜軌道修正を図りながら、研究を前進させた。なお、全体研究会も総括研究グループの打ち合わせも、開催方法はすべてオンライン（Zoom）である。また、この他にも、国内実態調査研究、海外比較調査研究、実践研究の各グループにおいて、個別に数多くの協議会が開催された。そのすべてを把握しきれていないが、その多くはオンライン（Zoom）で実施された。詳しくは、本報告書に収められた関連箇所の論文等をご参照いただきたい。

以下に示すのが、全体研究会の日程と協議内容である。

【2020（令和2）年度】

《第1回全体研究会》

- ・ 日程：2021年1月11日（月）
- ・ 協議内容：研究体制の確立（学会会員61名、研究代表者1名、研究分担者23名、研究協力者4名）、研究の進め方の確認、各研究グループ内での協議

《第2回全体研究会》

- ・ 日程：2021年3月28日（日）
- ・ 協議内容：研究の進め方の確認、各研究グループ内での協議

【2021（令和3）年度】

《第3回全体研究会》

- ・ 日程：2021年6月19日（土）
- ・ 協議内容：研究の進め方の確認、各研究グループ内での協議

《第4回全体研究会》

- ・ 日程：2022年1月10日（月）
- ・ 協議内容：各研究グループ内での協議、海外比較調査研究に係るミニシンポジウム（海外比較調査グループの報告）、実践研究に係るミニシンポジウム（実践研究グループの途中経過）

《第5回全体研究会》

- ・ 日程：2022年3月27日（日）

- ・協議内容：各研究グループ内での協議、国内実態調査研究に係るミニシンポジウム
(国内実態調査研究グループによる質問紙調査からわかること／考えるべきこと)

【2022（令和4）年度】

《第6回全体研究会》

- ・日程：2022年6月4日（土）
- ・協議内容：実践研究グループ別発表会（政治／法／経済／倫理）、資質・能力マップ
及びカリキュラムマップに関する全体協議会

《第7回全体研究会》

- ・日程：2023年1月9日（月）
- ・協議内容：実践研究グループ別発表会（政治／法／経済／倫理）、公開シンポジウム
（「18歳市民力」を育成する公民教育の可能性）

第7回全体研究会は、一般公開として開催された。具体的には、午前中に、実践研究グループ別発表会を開催した。各グループのリーダー及びサブリーダーがコーディネートしながら発表会は進められ、グループ内で実践者が2名程度、各自の実践内容を発表した。10-30名程度の参加者で、グループで参加者の幅はあったものの、活発な協議が展開された。午後には、公開シンポジウムが開催された。シンポジウムテーマは、「『18歳市民力』を育成する公民教育の可能性」である。コーディネーターは、研究代表者である唐木清志（筑波大学）が務めた。また、発表者は4名、木村勝彦（茨城大学）、桐谷正信（埼玉大学）、川崎誠司（東京学芸大学）、樋口雅夫（玉川大学）であった。木村は国内実態調査研究グループを代表し、「教師は『18歳市民力』をどう育成しているのかー国内実態調査研究グループの報告」と題して発表した。桐谷は海外比較調査研究グループを代表して「海外では『18歳市民力』はどう育成されているのかー海外比較調査研究グループの報告ー」と題して発表した。川崎は実践研究グループを代表して、「『18歳市民力』の育成のために授業づくりをどう進めるのかー実践研究グループの報告ー」と題して発表した。そして、樋口は全体を総括する立場から、「『18歳市民力』の育成に向けて公民教育はどう変革される必要があるのか」と題して発表した。各自の発表後に、登壇者を中心に協議が行われた。オンライン（Zoom）による開催であったが、参加者は日本公民教育学会の会員を中心に、そこへ一般参加者を含んで、合計で120名程度であった。

こうして、3年間の研究は終了した。全体研究会、各研究グループの協議、総括研究グループの打ち合わせの他に、二つの報告書を刊行した。一つ目は、児童生徒への質問し調査の結果をまとめた『小中高生を対象とした18歳市民力に関する意識調査報告書』（2022年）である。そして、二つ目は、本報告書（『18歳市民力を育成する社会科・公民科の系統的・総合的教育課程編成に関する研究』2023年）である。日本公民教育学会内に設置された科研費研究プロジェクトの活動が中心であったが、公開シンポジウムを開催したり、報告書を刊行したり、研究成果の社会的発信も積極的に行なった。今後は、これらの研究成果を、日本公民教育学会のホームページ等で掲載し、さらなる社会的な発信に努める予定である。

唐木清志（筑波大学）

2. 国内実態調査研究の研究成果

2. 国内実態調査研究

2-1. 研究の概要

(1) 児童・生徒の質問紙調査の計画と実施について

ア 調査の意図や位置づけの検討と質問紙の検討・作成

本調査では 18 歳成人への移行に注目して、社会科・公民科の教育を中心に今後育成したい「公民としての資質・能力」の総体を『18 歳市民力』と想定することから、その実態や変容の様相を検討する。そこではこれまで学校種や教科等ごとに把握されることが多かった「公民としての資質・能力（公民的資質）」に関わる子どもの生活実態と意識を、小中高を通じた生活実態と意識の関連及びその成長・発達を視野に入れ、全体的、統合的に把握することをめざしている。

そのため今回の調査は、学校種や教科目ごとの教育課程改善にとどまらず連続する子どもの発達や変容の状況を検討することから、社会科・公民科の教育課程を関連的、総合的に改善することを意図するものといえる。そうした意図から調査対象者は、年齢の間隔や発達等の特性なども考慮し小 5、中 2、高 2 となっている。

<一般的な調査とその目的>

各学校種や教科での学習者の実態を把握する調査と段階的な授業・カリキュラムの改善

調査：小学生の意識と生活 → 中学生の意識と生活 → 高校生の意識と生活

把握： ↓ ↓ ↓

対応：小学校教育課程の改善 中学校教育課程の改善 高等学校教育課程の改善

<本研究の調査とその目的>

各学校種での学習者の実態と成長を把握する調査と総合的な授業・カリキュラムの改善

調査：小学生の意識と生活 → 中学生の意識と生活 → 高校生の意識と生活

把握： ↓ ↓ ↓

対応：小学校教育課程の改善 → 中学校教育課程の改善 → 高等学校教育課程の改善

調査の質問紙は 18 歳市民力の想定に基づくものであり、資質・能力マップの作成や実践研究などとも深く関わるものでもあるため、全体を統括する唐木清志研究代表と筑波大学の院生を中心に作成することとし、国内実態調査グループは質問事項等の検討・点検とサンプル数及び多様な調査協力校の広域的な確保を担うこととした。質問紙回収後の調査結果の考察については、両者で検討しつつプロジェクトの研究会でも報告・検討した。

イ 児童・生徒の質問紙調査の実施（2021 年 8 月～11 月）

調査前の段階では、小・中・高とも各 2400 名前後のサンプル数を想定していたが、調査の実施時期にコロナウィルス感染の第 5 波が到来したこともあり、実施時期の延期さらには調査協力への辞退もあった。そうした中で最終的には、公立校、私立校、大学等の附属校、都市部の学校と地方の学校、大規模校と小規模校など広域にわたる各種・各地の学校の協力を得て調査を実施することができた。小 5 約 2270 名、中 2 約 2040 名、高 2 約 2240 名というサンプル数は結果の信頼性を担保する上で重要な意味を持つと考える。

ウ 調査結果の検討

調査結果に基づき児童・生徒の『18歳市民力』を育成する小中高の社会科・公民科教育課程及びそれらの接続の改善において注目したい点をここでは二つのみ挙げてみたい。

①子どもは成長するにつれて自分と社会との関わりについて消極的になるあるいは社会への関心や参加意欲が低下する傾向がある。

成長するにつれつきたい職業が減る、18歳は大人ではなく子どもである、政治参加意識が低下する等々の調査結果は、自分と社会を知っていくことで生じると推察される。これについては度々指摘されてきた成長に伴い自信を失ってしまう子が増える、住みやすい世界に閉じこもりがちになるという実態が危惧される。また、成長に伴って自分の意見を発表することが減り、人と異なる意見をいう回数も少なくなる傾向との関連も危惧される。

②子どもは成長するにつれて個や自分より集団や全体を優先すべきと考える傾向がある。

自分の利益よりも全体の利益を優先すべき、個よりも集団を優先するという傾向は一見すると公共性によるものとも思われるが、それと共に多数の幸福のために他を犠牲するなど誰かを犠牲にすることを仕方ないとする傾向が認められることに留意したい。個々や自己の尊重についての意識の涵養と共に、数に依拠することなく犠牲を生まない作らない、不利益を減らすといった主体的な態度の発達も危惧される。

上記の傾向に対しては学校教育全体の再検討が期待されるであろうが、例示した危惧については社会科・公民科の授業、教育課程の改善に期待すべき点が少なくないと思われる。

（２）教員からの聞き取り調査の計画と実施について

ア 調査の意図や位置づけの検討と質問項目の検討・作成

本調査は、上記質問紙調査といわば対になるもので、「18歳市民力」の育成に関して小・中・高の社会科・公民科の授業に見られる指導実態や教員の意識を明らかにしようとするものである。質問事項については、国内実態調査グループの木村勝彦先生を中心に学習者に対する質問紙調査の項目や結果を踏まえつつ、教員調査の方法と合わせて検討が進められた。教員への質問に関する具体的な内容については、本報告書の「2・3. 聞き取り調査の概要と考察」にて提示されている。

イ 教員からの聞き取り調査の実施（2022年7月～8月）

教員調査の方法については、コロナウィルスの感染拡大などにより児童・生徒を対象にした質問紙調査の実施に予想以上の時間がかかったこと、また、感染対策に多忙を極める学校現場の状況に配慮する必要があったことから、対面又はオンラインでの聞き取り調査とすることとし夏季休業期間を利用して実施することにした。そうした事情と調査方法による制約から小中高の教員に対する質的な調査をめざすことになった。ただ、回答者数から見て本調査は今後の社会科・公民科の教育課程改善に向けた調査の試行と考えている。

ウ 調査結果の検討

○質問項目4の「18歳（成人）を意識した授業方法」については、校種を問わず教員は社会との繋がりや体験的な活動を志向しているが、小学校に比べ時間的余裕がない中学校・高等学校では今後の導入や充実を期待する傾向がある。

（１）「ウ」で述べた①と②の危惧に対応する一つの方法が社会と繋がる体験的で協働的な学習であるとすれば、教員が上記の志向をいかに教育課程に反映させるかが今後益々問われるのではないだろうか。

大澤克美（東京学芸大学）

2-2. 質問紙調査の概要と考察

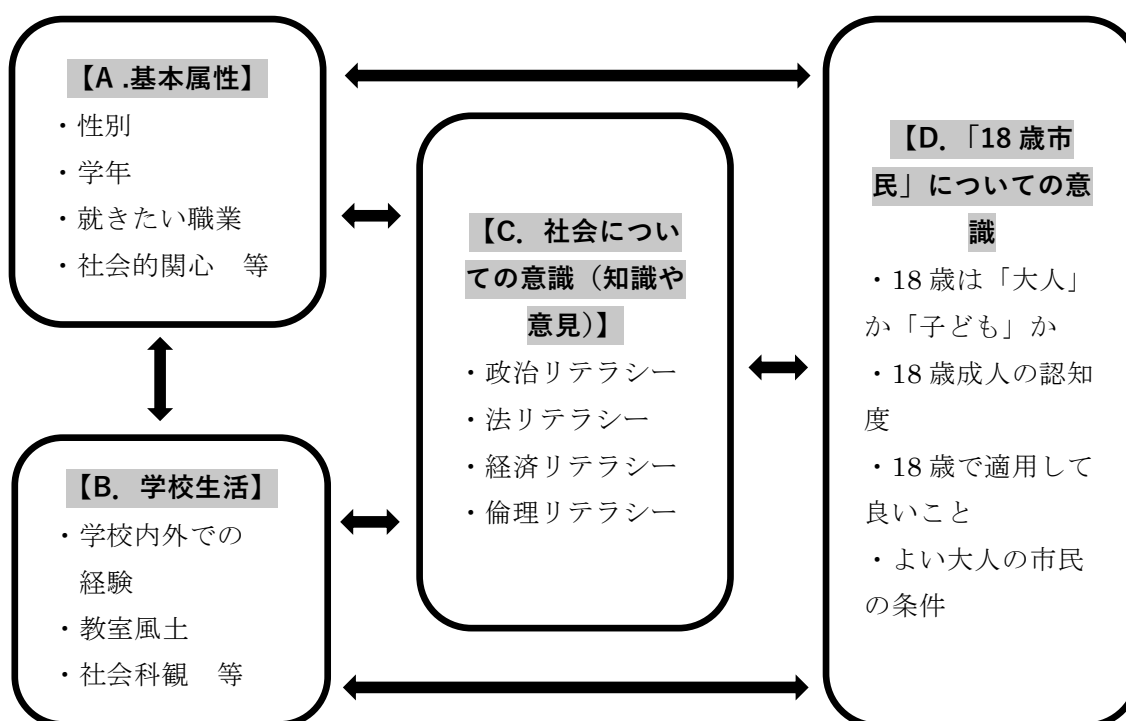
(1) 概要

質問紙調査「小中高生を対象とした18歳市民力に関する意識調査」は、「18歳までに身に付けるべき、社会的課題の解決に主体的に取り組むために必要とされる基礎的な資質・能力」としての「18歳市民力」を、計測可能な範囲で具体化することにより、児童・生徒の「18歳市民力」の実態を明らかにし、社会科・公民科の教育課程編成を行う上での参考資料とすることを目的に実施した。

調査は令和3（2021）年8月～11月に有意抽出による集合調査法によって、本科研プロジェクトの協力者が関係する学校に依頼する形で実施した。調査対象は全国の小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の児童・生徒として、質問紙の回収数と協力校数は以下のようなものである。

校種・学年	小学5年	中学2年	高校2年	合計
回収数	2272	2041	2238	6551
協力校数	35	21	12	68

質問紙は、【A.基本属性】、【B.学校生活】、【C.社会についての意識（知識や意見）】、【D.「18歳市民」についての意識】の4つのパートで構成し、下記の図のように各パート間の相関についても可能な限りの追跡ができるようにした。



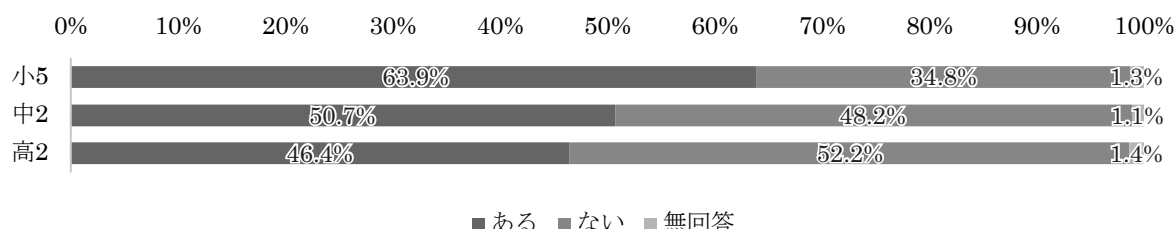
(2) 結果

ここでは質問紙調査としての「小中高生を対象とした18歳市民力に関する意識調査」

の結果の中から、特徴的な傾向が出ている結果に焦点を当てて取り上げる。

【A.基本属性】では、就きたい職業と社会的関心についての問いを設定した。就きたい職業については「今、将来つきたい職業がありますか。」と問い、その結果として「ある」と回答した小学生が 63.9%、中学生は 50.7%、高校生は 46.4%であった。

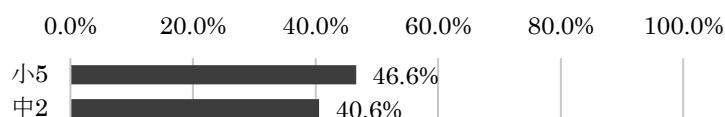
Q 今、将来つきたい職業がありますか。



社会的関心については「あなたはふだん、次の a～g のことをどのくらいしますか。」と問い、その結果、小学生の 46.6%、中学生の 40.6%、高校生の 33.0%が「国内外のニュースを知るためにテレビをみる。」ことを「ほぼ毎日する」「週 1 回以上する」と答えている。「国内外のニュースを知るためにインターネットを利用する。」については小学生の 12.3%、中学生の 20.1%、高校生の 25.2%が「ほぼ毎日する」「週 1 回以上する」と答えている。

Q あなたはふだん、次の a～g のことをどのくらいしますか。

b 国内外のニュースを知るためにテレビをみる。

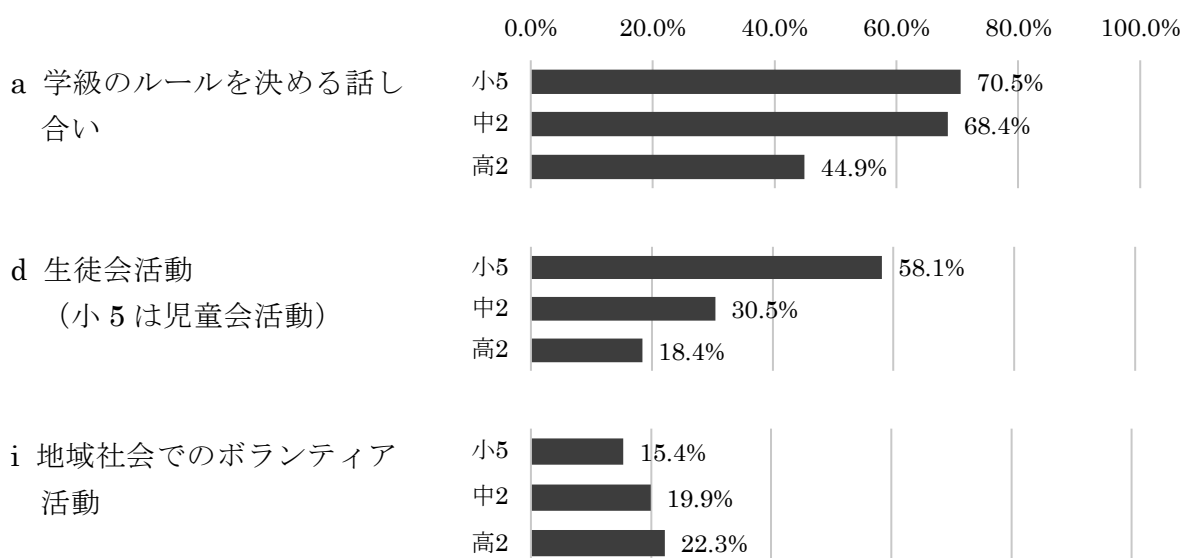


e 国内外のニュースを知るためにインターネットを利用する。

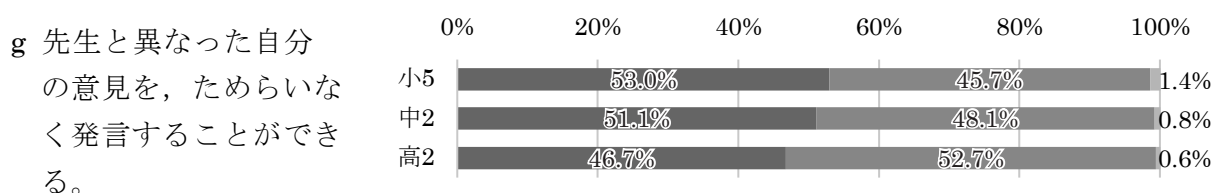


【B. 学校生活】では、学校内外での経験、教室風土、社会科観についての問いを設定した。学校内外の経験については「これまでに、次の a～j のことに意欲的に取り組んだことがありましたか。」と問い、その結果、「学級のルールを決める話し合い」については小学生の 70.5%、中学生の 68.4%、高校生の 44.9%が、「生徒会活動（小 5 は児童会活動）」については小学生の 58.1%、中学生の 30.5%、高校生の 18.4%が意欲的に取り組んだことがあると答えている。「地域社会でのボランティア活動」については小学生の 15.4%、中学生の 19.9%、高校生の 22.3%意欲的に取り組んだことがあると答えている。

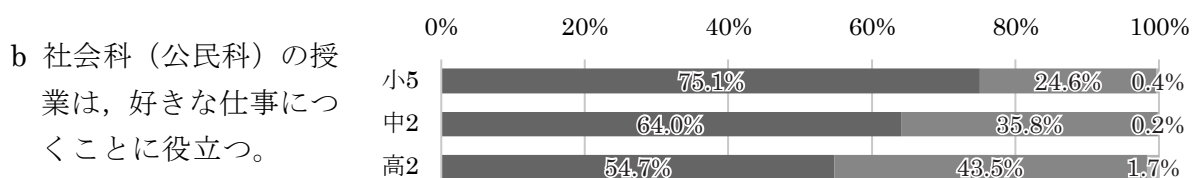
Q これまでに、次の a～j のことに意欲的に取り組んだことがありましたか。



教室の風土については「日常の授業で政治や社会の問題について話し合いをする時、次の a～g のことはどのくらい思いますか。」と問い、「先生と異なった自分の意見を、ためらいなく発言することができる。」については、小学生の 53.0%、中学生の 51.1%、高校生の 46.7%が「とてもそう思う」「まあそう思う」と答えている。

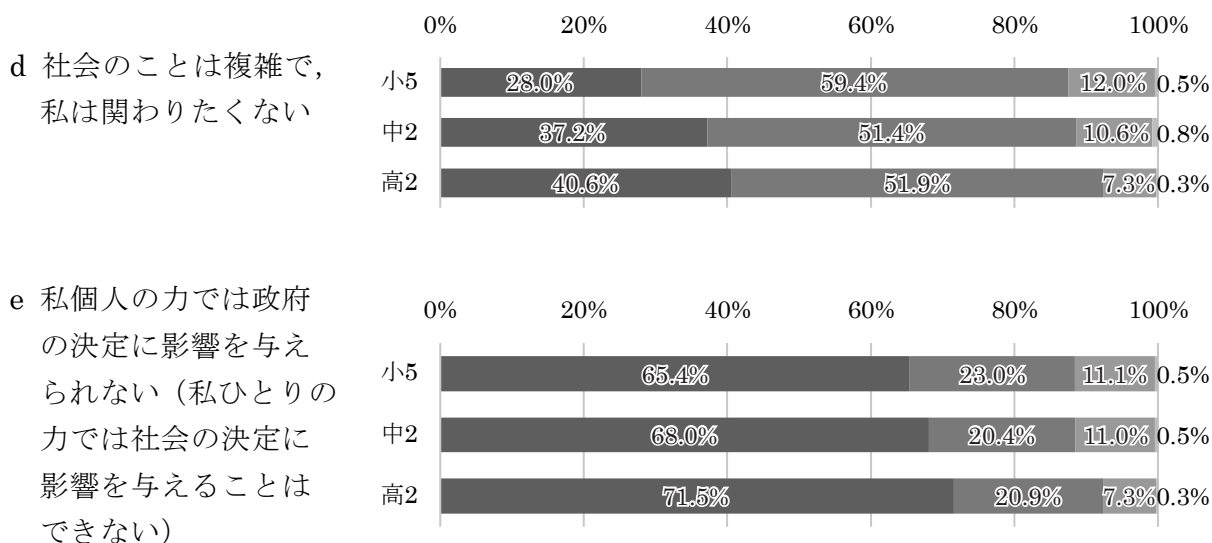


社会科観については「社会科（高校は公民科）の授業に関する次の a～d の意見について、あなたの考えにもっとも近いのはどれですか。」と問い、「社会科（公民科）の授業は、好きな仕事につくことに役立つ。」について、小学生の 75.1%、中学生の 64.0%、高校生の 54.7%が「とてもそう思う」「まあそう思う」と答えている。

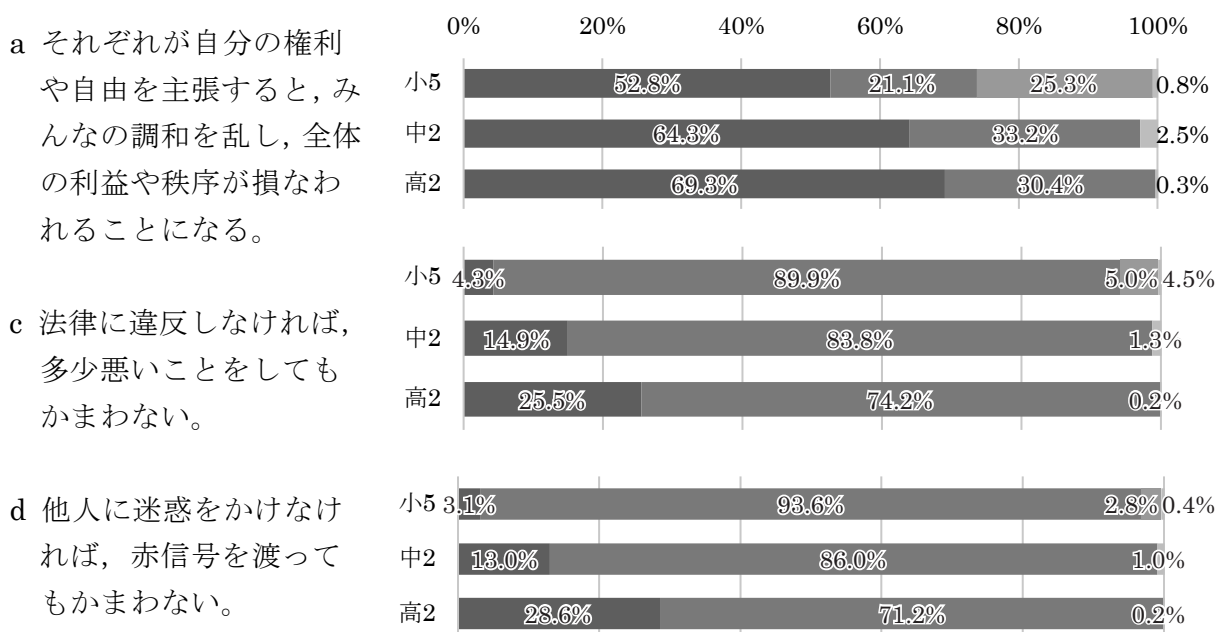


【C. 社会についての意識（知識や意見）】では、政治リテラシー、法リテラシー、経済リテラシー、倫理リテラシーについての問いを設定した。政治的リテラシーの中では「次の a～e の意見について、あなたの考えにもっとも近い番号に一つずつ○をつけてください。」と問い、「社会のことは複雑で、私は関わりたくない」について、小学生の 28.0%、中学生の 37.2%、高校生の 40.6%が「とてもそう思う」と答えている。「私個人の力では政府の決定に影響を与えられない（私ひとりの力では社会の決定に影響を与えることはで

きない)」について、小学生の 65.4%，中学生の 68.0%，高校生の 71.5%が「とてもそう思う」と答えている。



法リテラシーの中では「次の a～d の意見について、あなたの考えにもっとも近い番号に一つずつ○をつけてください。」と問い、「それぞれが自分の権利や自由を主張すると、みんなの調和を乱し、全体の利益や秩序が損なわれることになる。」について、小学生の 52.8%，中学生の 64.3%，高校生の 69.3%が「とてもそう思う」と答えている。「法律に違反しなければ、多少悪いことをしてもかまわない。」について、小学生の 4.3%，中学生の 14.9%，高校生の 25.5%が「とてもそう思う」と答えている。「他人に迷惑をかけなければ、赤信号を渡ってもかまわない。」について、小学生の 3.1%，中学生の 13.0%，高校生の 28.6%が「とてもそう思う」と答えている。



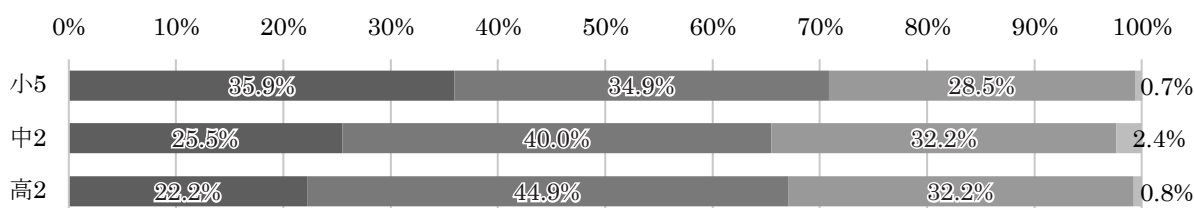
経済リテラシーの中では「経済について A と B の意見があります。あなたはどちらの意見に近いですか。」と問い、「収入はもっと平等にすべきだ」（収入（働くことで得たお金）

は、もっと平等にすべきだ)に近いと答えた小学生が 35.9%, 中学生が 25.5%, 高校が 22.2%, 「他の人を犠牲にしなければ豊かにはなれない」(ほかの人を犠牲にしなければ, 豊かにはなれない)に近いと答えた小学生が 9.1%, 中学生が 26.4%, 高校が 37.1%となっている。

Q 経済についてAとBの意見があります。あなたはどちらの意見に近いですか。

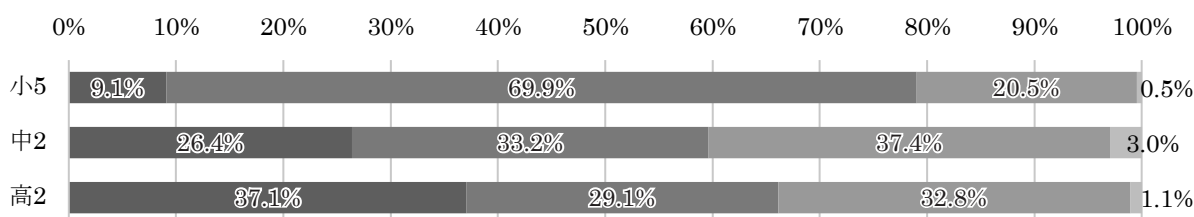
A「収入はもっと平等にすべきだ」(収入(働くことで得たお金)は、もっと平等にすべきだ)

B「個々人の努力を刺激するようもっと収入の開きを大きくすべきだ」(たくさん働こうする意欲を高めるために、収入の違いをもっと大きくすべきだ)



A「他の人を犠牲にしなければ豊かにはなれない」(ほかの人を犠牲にしなければ, 豊かにはなれない)

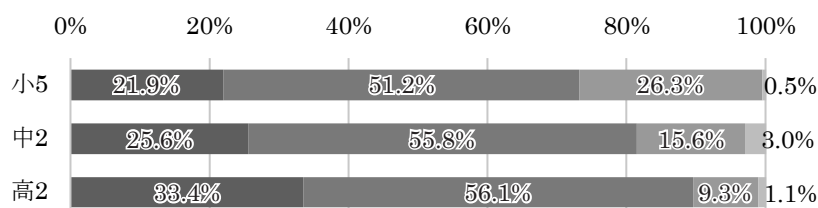
B「富は増えていくから、みんなが豊かになれる」(みんなの富が増えていくことで, みんなが豊かになれる)



■ Aの意見 ■ Bの意見 ■ わからない ■ 無回答

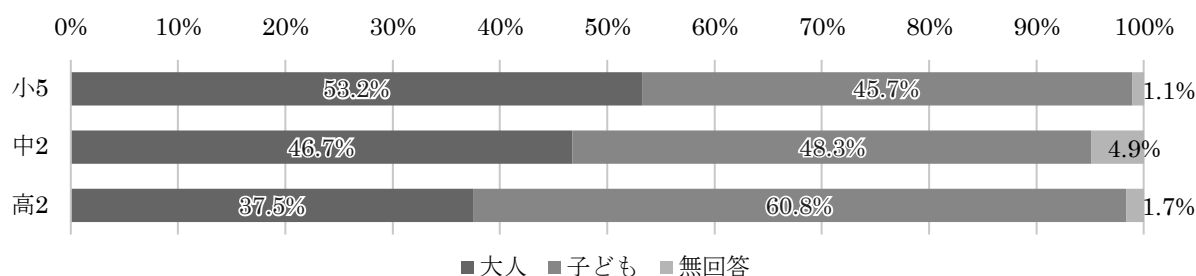
倫理的リテラシーの中では「次の a~j の意見について、あなたの考えにもっとも近い番号に一つずつ○をつけてください。」と問い、「集団の中では、全体の利益のために個人の利益を犠牲にするべきだ」について、小学生の 21.9%, 中学生の 25.6%, 高校生の 33.4% が「とてもそう思う」と答えている。

b 集団の中では、全体の利益のために個人の利益を犠牲にするべきだ



【D. 「18 歳市民」についての意識では、18 歳は「大人」か「子ども」か、18 歳成人の認知度、18 歳で適用して良いこと、よい大人の市民の条件についての問いを設定した。「あなたは、18 歳という年齢を「大人」だと思いますか、「子ども」だと思いますか。」について、小学生の 53.2%, 中学生の 46.7%, 高校生の 37.5% が「大人」と答えている。

Q あなたは、18歳という年齢を「大人」だと思いますか、「子ども」だと思いますか。



この設問で「大人」と回答した児童・生徒の中で、小学生の 72.7%、中学生の 70.1%、高校生の 60.9%が「自分の身の回りのことが自分でできるから」と答えている。

	小 5	中 2	高 2
4 自分の身の回りのことが自分でできるから	72.7%	70.1%	60.9%

一方、「子ども」と回答した児童・生徒の中で、小学生の 50.8%、中学生の 63.1%、高校生の 71.5%が「十分な判断力があるとは言えないから」、小学生の 36.8%、中学生の 48.1%、高校生の 58.6%が「責任感がないと思うから」、小学生の 37.3%、中学生の 51.8%、高校生の 71.3%が「経済的に自立していないから」と答えている。

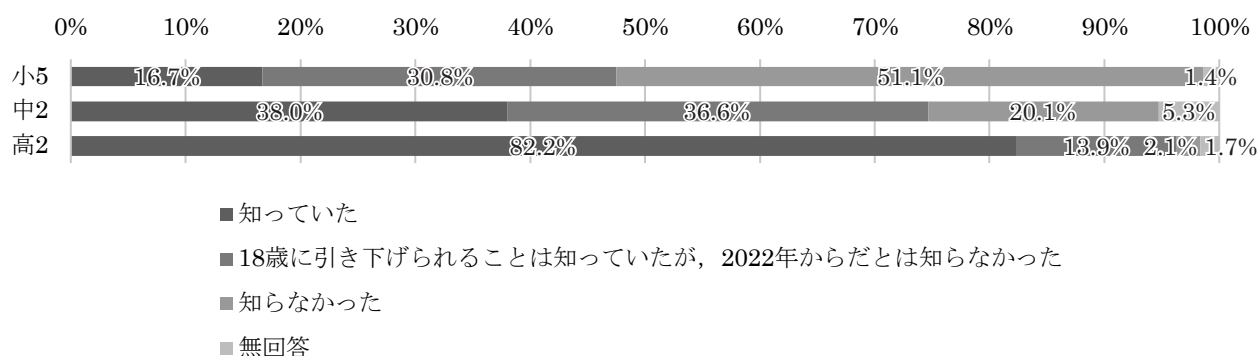
	小 5	中 2	高 2
2 十分な判断力があるとは言えないから	50.8%	63.1%	71.5%
3 責任感がないと思うから	36.8%	48.1%	58.6%
7 経済的に自立していないから	37.3%	51.8%	71.3%

同じく「子ども」と回答した児童・生徒の中で、小学生の 20.9%、中学生の 9.4%、高校生の 6.8%が「「大人」と言えるほど身体が成長していないから」、小学生の 15.8%、中学生の 7.9%、高校生の 5.7%が「結婚していないから」、小学生の 12.5%、中学生の 7.9%、高校生の 6.8%が「自分の子どもがいる人が少ないから」、小学生の 54.9%、中学生の 11.8%、高校生の 4.9%が「選挙権がないから」と答えている。

	小 5	中 2	高 2
5 「大人」と言えるほど身体が成長していないから	20.9%	9.4%	6.8%
8 結婚していないから	15.8%	7.9%	5.7%
9 自分の子どもがいる人が少ないから	12.5%	7.9%	6.8%
10 選挙権がないから	54.9%	11.8%	4.9%

18歳成人の認知度は「2022年4月に成人年齢が「18歳」に引き下げられます。そのことを知っていましたか。」と問い、小学生の 16.7%、中学生の 38.0%、高校生の 82.2%が「知っていた」と答えている。

Q 2022年4月に成人年齢が「18歳」に引き下げられます。そのことを知っていましたか。



(3) 考察

ここまで特徴的な傾向として取り上げた結果は、いずれも小中高の学校段階があがるにつれて数値が下降している設問と上昇している設問である。

学校段階があがるにつれて数値が下降している設問からは、小学生は中学生や高校生よりも、将来つきたい職業があり、国内外のニュースを知るためにテレビをほぼ毎日もしくは週1回以上みており、学級のルールを決める話し合いや児童会活動について意欲的に取り組み、先生は私たちに自分の考えをもつように求めていることや、先生と異なった自分の意見をためらいなく発言することができる、社会科の授業は好きな仕事につくことに役立ち、働くことで得たお金はもっと平等にすべきだとしており、18歳という年齢を大人と考えているが、これは小学生が中学生や高校生よりも、18歳は自分の身の回りのことが自分でできるからと判断しているためである。

学校段階があがるにつれて数値が上昇している設問からは、高校生は中学生や小学生よりも、国内外のニュースを知るためにインターネットをほぼ毎日もしくは週1回以上利用しており、地域社会でのボランティア活動について意欲的に取り組んだことがあるが、社会のことは複雑で私は関わりたくない、私個人の力では政府の決定に影響を与えられない、それぞれが自分の権利や自由を主張するとみんなの調和を乱し全体の利益や秩序が損なわれることになる、法律に違反しなければ多少悪いことをしてもかまわない、他人に迷惑をかけなければ赤信号を渡ってもかまわない、他の人を犠牲にしなければ豊かにはなれないと考えており、2022年4月に成人年齢が「18歳」に引き下げられることを知っているが、十分な判断力があるとは言えず、責任感がないと思い、経済的に自立していないからとのことで18歳はまだ子どもだと判断している。

以上のように、小中高の学校段階があがるにつれて数値が下降している設問の結果からは、児童・生徒は学校段階があがるにつれて、自分と社会との関わりについて消極的になるあるいは社会への関心や参加意欲が低下する傾向があると考えられ、そのために18歳に近づくと18歳を大人とは見なさず、自分自身に迫る将来への職業意識への不透明感を抱くようになっていくと考えられる。

その一方で、小中高の学校段階があがるにつれて数値が上昇している設問の結果からは、児童・生徒は学校段階があがるにつれて、成人年齢が18歳に引き上げられることはしっかりと認識しながらも、18歳が十分な判断力があるとは言えず、責任感がないと思い、経

済的に自立していないと判断しており、そのために社会のことは複雑で私は関わりたくない、法律に違反しなければ多少悪いことをしてもかまわない、他人に迷惑をかけなければ赤信号を渡ってもかまわないと考えている反面、私個人の力では政府の決定に影響を与えられない、集団の中では全体の利益のために個人の利益を犠牲にするべきだ、への回答に象徴されるように、社会における集団や全体と個としての自分自身の在り方の関係性の中での葛藤が認められる。

このような傾向性はこれまでの調査や研究でも類似の結果や指摘がなされてきている。例えば、日本財団「18歳意識調査『第20回—社会や国に対する意識調査—』要約版」では日本の17～19歳の29.1%が「自分を大人だと思う」と回答している。同調査で中国は89.9%、ドイツは82.6%、イギリスは82.2%、アメリカは78.1%の17～19歳が「自分を大人だと思う」と回答していることと対照的な結果となっている。文部科学省「第17回21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)の結果概要」では、「ためになると思える授業がたくさんある」「楽しいと思える授業がたくさんある」「授業の内容をよく理解できている」「学校の勉強は将来役に立つと思う」について小中高の学校段階があがるにつれて肯定的な回答への数値が下降している。一方、内閣府「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）令和2年7月」では「今の自分を変えたいと思う」「他人に迷惑がかからない限り、どんな考えや行動をとろうが、自分の自由だと思う」「自分は役に立たないと強く感じる」について小中高の学校段階があがるにつれて肯定的な回答への数値が上昇している。

児童・生徒のこのような現状を生み出している現実社会の在り方について、ベンジャミン・R・バーバー（2015）や竹井隆人（2009）（2013）が指摘するような消費の自由が幅を利かせれば利かせるほど幼稚化した消費主義の進展により、他者との共同を担う社会をつくる自由は後退し、生活の個別化と孤立による現象の一つとして、特に高校生段階において社会における集団や全体と個としての自分自身の在り方の関係性の中での葛藤が生じている可能性があるのかもしれない。また、G・ジョーンズ&C・ウオーレス（2002）が英国での事例研究から導き出したように、若者に関係する諸分野が従来の専門分化した垣根を越えて協力して統合的政策を樹立する必要があるとの主張を日本においても改めて受けとめる必要性がいまこそあるのかもしれない。現実社会と学校がともに陥っている課題については本田由紀（2020）のような考え方、また認定NPO法人カタリバのような存在や様々な形態の新たな学び場の創出が進みつつある現状にはあるが、社会科や公民科でいま何を進めていくべきかの鍵も本質問紙調査から明らかになりつつある。

その鍵の一つとしては、市民への成長を支えるカリキュラムや育成を目指す公民としての資質・能力、その実現のための授業や諸活動が、小中高の学校段階ごとや、学校と現実社会で区切られることなく、連続的に体系的に進められる環境や体制の見直しや整備がさらに求められているのではないだろうか。学校段階ごとの障壁、学校と現実社会との障壁のような様々なバリアをフリーにしていく、また学校生活や社会科・公民科の授業の中での児童・生徒と教員との間にある関係性の障壁もフラット化していく、その在り方の検討がますます真摯に進められなければならない状況にあることを、本質問紙調査は突きつけている。

参考文献

- ・ベンジャミン.R.バーバー著，竹井隆人訳（2015）『消費が社会を滅ぼす?!－幼稚化する人びとと市民の運命』吉田書店
- ・本田由紀（2020）『教育は何を評価してきたのか』岩波書店
- ・G. ジョーンズ&C. ウォーレス著，宮本みち子監訳，鈴木宏訳（2002）『[第2版]若者はなぜ大人になれないのか』新評論
- ・竹井隆人（2009）『社会をつくる自由－反コミュニティのデモクラシー』筑摩書房
- ・竹井隆人（2013）『デモクラシーを〈まちづくり〉から始めよう－シャッター通りから原発までを哲学する』平凡社

永田忠道（広島大学）

2-3. 聞き取り調査の概要と考察

（1）概要

本調査は「18 歳市民力を育成する社会科・公民科の系統的・総合的教育課程の編成に関する研究」（2020（令和2）年度～2022（令和4）年度）の一部として行われた教員に対する意識調査である。上記研究は児童生徒に対する「18 歳までに身に付けるべき、社会的課題の解決に主体的に取り組むために必要とされる基礎的な資質・能力」としての「18 歳市民力」を解明するためのものであるが、本調査はその一環として指導者側がどのような意識を持っているのかということをも明らかにするために実施された。

ただ、本調査はあくまで本研究を支えるためのものであり、またコロナ禍の中で行わざるを得なかったこともあって、量的には十分な調査とはならなかった。その意味では、この調査は本研究に対するテストパイロット的な意味合いを持つ。以下、調査方法、調査項目、調査結果の順に述べていきたい。

（2）調査方法・対象・質問項目・被験者の属性について

調査方法・対象・質問項目・被験者の属性については表①、表②の通りである。

【表①】本調査の概要

調査時期：2022 年 7 月－8 月
調査方法：科研プロジェクトの協力者 7 名が関係する教員に依頼し、実施した。
調査対象：下記の通り
小学校教員 6 名 中学校教員 4 名 中・高教員 2 名 高校教員 10 名
教育委員会所属 1 名
＊小学校・中学校それぞれに 1 名ずつ大学院派遣中の教員がいる。

また被験者の属性であるが、下表のように小学校教員は 6 名である。全員が公立小学校に籍を置いており、うち 1 名は大学院で研修中である。また 30 代が 4 名、40 代が 2 名である。中学校に籍を置いている教員は 5 名ですべて公立中学校である。うち 1 名は大学院で研修中である。年齢は 30 代が 2 名、40 代が 1 名、50 代が 1 名となっている。その内、40 代 1 名と 50 代 1 名は管理職である。その他、私立の中学校・高等学校(同一)に所属している教員が 2 名で、内訳は 20 代が 1 名、60 代が 1 名。なお 60 代の 1 名は管理職であ

る。その他教育委員会に所属している教員が1名で前任校は小学校であった。高等学校に籍を置いているものは10名で、その内、20代が2名、30代が5名、40代が1名、60代が1名で60代の1名は管理職であった。

【表②】 被験者の年齢・現任校分類について

教員番号	年齢	現任校分類	備考	教員番号	年齢	現任校分類	備考
①	44	教育委員会	前任は公立小学校	⑬	61	中・高	
②	25	高校	工業高校	⑭	34	中学	教職大学院派遣中
③	54	高校		⑮	44	中学	
④	34	高校		⑯	54	中学	
⑤	35	高校		⑰	33	中学	
⑥	40	高校	農業高校	⑱	30	中学	
⑦	35	高校		⑲	31	小学校	
⑧	34	高校		⑳	37	小学校	
⑨	27	高校		㉑	36	小学校	
⑩	60	高校		㉒	44	小学校	
⑪	31	高校	私立通信制高校	㉓	41	小学校	
⑫	27	中・高		㉔	38	小学校	教職大学院派遣中

*なお、教員番号については下記本文中の引用で使用している。

質問内容は下記の通りである。

【資料③】 本調査の質問項目と内容

1 調査対象者の基本情報について ①生年 ②学歴（大学での専攻、修士号並びに専修免許の有無） ③職歴（勤務年数、勤務校の変化、役職の変化）
2 18歳に対する意識について ①児童生徒が18歳で成人となることに関して、学校生活の中でどの程度、そのことを意識しているか。そう考える理由は何か。 ②児童生徒が18歳で成人を迎えるまでに、どのような資質・能力を身に付けさせたか。
3 18歳市民力育成に関する授業内容について ①社会科（地理歴史科・公民科）の授業で、18歳（成人）を意識した授業内容とし

て、取り扱った（取り扱っている）内容は何か。 ②社会科（地理歴史科・公民科）の授業で、18 歳（成人）を意識した授業内容として、今後取り扱ってみたい内容は何か。
4 18 歳市民力育成に関する授業方法について ①社会科（地理歴史科・公民科）の授業で、18 歳（成人）を意識した授業方法として、導入した（導入している）方法は何か。 ②社会科（地理歴史科・公民科）の授業で、18 歳（成人）を意識した授業方法として、今後導入してみたい方法は何か。
5 18 歳市民力育成に関する教科間及び学校行事間の連携について ①社会科（地理歴史科・公民科）以外の教科や、学校行事等における教育活動において、18 歳市民力育成と関わる教育活動を、あなたの学校で行っているか。 ②社会科（地理歴史科・公民科）以外の教科や、学校行事等における教育活動において、18 歳市民力育成と関わる教育活動として、何が必要か。
6 18 歳市民力育成に関する校種間の連携について ①自分の属する校種以外の学校段階において、18 歳市民力に関して、どのような指導をしてもらいたいのか。 ②小学生、中学生、高校生と校種が上がるにつれて、児童生徒は「18 歳は大人ではなく、子どもである」と考えるというデータがあるが、この点についてどう考えるか。
7 18 歳市民力育成に関する学校外の教育活動について ①18 歳市民力育成に関して、学校での教育活動の他に、どのような教育活動が必要か。

なお、調査にあたっては、上記項目に従って 半構造化インタビューにより、調査協力者が調査対象者に対して聞き取りを行い、その後、調査協力者が項目に従って調査内容をまとめた。

以下、質問項目ごとに傾向を述べていきたい。その際には様々な要因との関連が考えられるが、ここでは特に在籍学校との関係を主な視点として記述していくこととする。

（３）各質問項目に対する回答の傾向

ア「18 歳に対する意識について」

この問いは、教員自身が表題について学校生活でどの程度意識しているのかを探ったものである。「a.いつも考えている b.時々考えている c.あまり意識していない」の三つの項目から選択したうえで、その理由を問うたものである。全体の内訳は「a.いつも考えている」が 5 名、「b.時々考えている」が 14 名、「c.あまり意識していない」が 5 名であった。

「a.いつも考えている」5 名中、4 名が高校教員で、その理由として「18 歳になる生徒を目の前にしているため」（⑧ー以下、表中の教員番号を示す）に代表されるように、「a.いつも考えている」が 4 名いたことについては、実際に指導している生徒の中に 18 歳を迎える生徒がいることが大きいと思われる。ただし、高校教員でも 1 名が「c.あまり意識し

ていない」(②)を選択しているが、この教員は採用1年目でその理由「担当が1年「地理」、2年「世界史」ということで高卒と成人との関係があまり実感できていないと感じるから」とあって担当学年が1・2年であることによる。

一方で、中学校及び小学校に在籍している教員11名の内、「b.時々考えている」を選択していた教員が8名、A.「いつも考えている」を考えているを選択したのは1名のみであった。小学校教諭の6名が全員「b.時々考えている」を選択しているが、こちらは「国民主権など6年生の社会科の授業をする時などには、考えている。他教科は、働いてからのことも考えて指導している」(⑩)にあるように社会科の中で特に6年の政治単元を意識した回答が複数あることにもよる。

イ「2-2 児童生徒が18歳で成人を迎えるまでに、どのような資質・能力を身に付けさせたいですか。」について

こちらの回答については、全体を消費者トラブルや選挙等に対する対応の意識としての「日常的具体的な能力・対応」と「人の意見に左右されやすいので、自分自身で考える」(⑪)や「最終的に自分で責任を負える姿勢を養う」(⑭)などの抽象的・一般的な「18歳成人に向けての一般的な態度・見方・能力」に分けて傾向を見た。前者は詐欺や脅迫に対する被害の回避や消費者トラブルへの対応など日常的なトラブルに対して対応する能力を養成すべきとする回答であり、後者は意見の表明や多面的多角的な物事に対する判断など一般的・抽象的な態度・能力・見方の育成としての回答である。

こういう形で見てみると、「悪徳商法などに騙されない判断力、クレジットカード、ローンの契約にだまされない賢く、知らないままに成人になることへの不利益のないように、悪用する人々に対して判断できる能力」(⑧)などのように18歳成人に近い生徒を指導する立場にある高校教員9人中3名が「日常的具体的な能力・対応」に触れており、高校生という18歳成人に近い生徒を指導していることが意識されていることと関連しているのではないかと考えられる。

一方、小学校及び中学校の教員は一般的な態度や見方・能力の育成などの具体的な対応についてはクレジットカードやパスポートなどに触れた1例のみであり(⑰)、それ以外は例えば「情報活用能力」(⑳)や「当たり前を問い直す力(批判的思考力)」(㉑)など必ずしも18歳成人としての具体的な対処としてのものではなく、「一般的な態度・見方・能力」の育成を志向していると考えられ、その点が小学校教員の意識として特徴づけられると思われる。

ウ「3-1. 社会科(地理歴史科・公民科)の授業で、18歳(成人)を意識した授業内容として、取り扱った(取り扱っている)内容は何か。」と「3-2. 社会科(地理歴史科・公民科)以外の教科や、学校行事等における教育活動において、18歳市民力育成と関わる教育活動として、何が必要か。」について

この二つは、社会科(地理歴史科・公民科)の授業で18歳成人を意識して現在扱っている内容と将来的に扱うべきと考えている内容について聞いたものである。前者については学校段階で大きく傾向は変わらないが、強いて言うならば 中学校・高校での具体的な対応が目につく。例えば「メルカリなどの『未成年者』取り消しについて。クーリングオフの方法を具体的に書かせる授業」(④)や「直近の参議院選で各党のマニフェストを調べさせて模擬投票を行った」(⑪)、また「選挙についての授業、地方自治の授業(静岡のたばこ

のポイ捨て禁止条例、徳島の第十堰改築に関する住民投票)」(⑩)を取り上げるなど、教科、また時としては教科を超えての具体的な実践を行ったという傾向も見られた。

一方で小学校ではすべてではないが、「6年『憲法とわたしたちの暮らし』では国民主権と自分との関わり、『わたしたちの暮らしを支える政治』では国民の悩みと政治の働き、『地球規模の課題の解決と国際協力』では課題に対して何ができるか。」(⑳)や「小6の政治単元・・・まちづくりの内容、投票率の向上のための取り組み」(㉓)など教科内容に沿う形で18歳成人に該当するものを抽出し、指導しているという傾向が見られた。そして後者の問いについては、高校の教員は、例えば「外部講師・生徒会活動活発化(行動につなげる)」(③)、「選挙管理委員会との連携による模擬授業」(④)、「金融教育の研究授業。横浜銀行との連携」(⑤)などかなり具体的な内容があげられている。

一方で学校段階が下がるとやや抽象的になる。特に小学校段階では「情報の内容が5年生にある。情報の活用リテラシーを扱ってみたい。」(㉒)、「ウクライナの戦争や中国と台湾の対立を見ていると平和主義を問い直す平和学習と世界情勢とその課題を関連させたこれからの日本の在り方について考える授業」(㉑)などにみられるように、学習内容上、また発達段階の制約を意識しているためか、18歳成人と社会との関係を考えると、やや一般的・抽象的な傾向の強い回答になっている。

エ「4-1. 社会科(地理歴史科・公民科)の授業で、18歳(成人)を意識した授業方法として、導入した(導入している)方法は何か。」と「4-2 社会科(地理歴史科・公民科)の授業で、18歳(成人)を意識した授業方法として、今後導入してみたい方法は何か。」について

この二つの問いは社会科(地理歴史科・公民科)についての授業方法に対する問いであるが、前の質問と重なるものであったためか、回答者はやや答えにくい印象であった。前者の4-1の問いについては方法に関するものであったため、学校段階でのそれほど大きな違いはなかった。しかしあえて言うならば、これまでとは傾向が異なり、小学校段階でも「自治体との連携(議会、市役所)(中学校では未来議会で市に提案した)、オンラインによる講義」(㉑)や「高齢者、子育て世代、身体に課題のある方々の悩みを読んで、区の職員になったつもりで解決方法を考える授業。NHKの昔話を利用した裁判員の番組による裁判員制度を疑似体験する授業」(㉒)など具体的な方法を想定した回答が多かった。これは受験等、進学に関する制約が存在する中等教育段階に比較して小学校段階の方が時間的余裕があるために、小学校段階でも方法的な試みが見られたと解することができるのではないかと考えられる。

また後者の今後導入したいという方法については若干の学校段階による差異が見られた。高校段階では「契約の意味、クレジットカードの仕組みなどを学ばせるにあたり、模擬的に実際の社会を生きるための意味を考えさせたい」(㉒)や「金融については生徒にとっては難しい用語がでてくるので、マネープランゲームのようなゲーム形式で金融教育を行っていきたい。」(㉑)などやはり具体的な対応を志向する意見がいくつか出されていた。また中学校の教員も「お金を自由に運用できる起業プロジェクト」(⑭)、「模擬県議会」(⑯)など高校と同様の志向を持っているように思われる。一方で小学校の教員は「小学校で実際にまちをあるく、何かつくる、特にゲーム等で町づくり学習」(㉑)、「仮想ウェブ投票(からの問題点の抽出)」(㉒)など教科としての学習内容に関わった形で従来の学習内容をやや

広げた学習が想定されているということが出来る。

以上、これらの質問に対しては全体として外とのつながりや体験的な活動を志向しているが、方法的には小学校が時間的余裕があることから、意外に体験的・活動的な工夫が行われ、一方で中学校・高校も同様の志向を持っはいるが、時間的な余裕がないためか、逆に今後導入してみたいという後者の問いでより社会とのつながりを意識している回答が見られたと考えられる。

オ「5-1 社会科（地理歴史科・公民科）以外の教科や、学校行事等における教育活動において、18 歳市民力育成と関わる教育活動を、あなたの学校で行っているか。」と「5-2 社会科（地理歴史科・公民科）以外の教科や、学校行事等における教育活動において、18 歳市民力育成と関わる教育活動として、何が必要か。」について

この問いは社会(地歴科・公民科)以外の教科や学校内での活動について実施しているものと、今後、実施したいと考えていることについて聞いたものである。前者については高校教員からはかなり社会との接点を考慮した形での具体的な回答があった。例えば「消費者教育を 1 年生、租税教室 2 年生、主権者教育 3 年生で行う。外部講師を活用している。」(③)、「学校設定科目『産業社会と人間』(1 年生, 2 単位)で地域で活躍する社長や芸術家などとのかかわりを持つようにしている」(④)、あるいは「家庭基礎で消費者庁の教材を活用した授業」(⑥)や「総合的な探究の時間で『瀬谷西 SDG s プロジェクト』。地域の課題を解決していく」(⑤)などやはり 18 歳成人に近いこともあってかなり社会との連携が意識されていると考えられる。

また中学校でも「地域との防災ワークショップ（大学との連携，地域の方と生徒とのやり取り）」(⑩)、「生徒会活動や委員会活動で、ペットボトル回収運動を SDG s に関連付けて実施」(⑪)など社会との接点を目標に入れた活動が社会科以外でも実施されているようだ。一方で小学校では社会科以外となると生活科や委員会活動のことが触れられているが、あまり具体的な指摘はなかった。

そして後者については高校教員の場合、前者の具体的な現状に対して「コミュニティスクールを活用したい」(③)や「教科の中に、出前講座などを入れてもらえるといい」(④)や「総探の時間などで活用して、地域との連携を図る必要がある」(⑦)など前者の内容を補足するような構想が語られている。それは中学校でも同様である。

一方、小学校の教員の場合、前者の問いが中等教育の教員に比較して一般的な回答になっていることもあって「自立していく力」(⑫)、や「答えのない問いを議論し合う力」(⑬)など一般的な態度・見方・能力を提示する傾向があった。

カ「6-1. 自分の属する校種以外の学校段階において、18 歳市民力に関して、どのような指導をしてもらいたいのか。」について

この問いは他の校種に対する要望を聞いているものであるが、高校教員は中学校、小学校段階に対して「基礎的な学力」「基本的な知識・技能」といった知識や学力を要望する場合(②③)、と例えば意見表明や学びの意欲の育成など態度的な内容を要望する場合「自分の意見を言えるようにしておいてほしい」(④)や「学びの意欲→実際の社会につながることを意識させたい、して欲しい」(⑤)に分かれる。また「小学校、中学校によって取組内容がまちまちで、高校では一からやらなければならない」(⑩)、小学校・中学校での取り組み内容の多彩さが逆に高校にとって困惑することになっているという指摘もあった。基礎的

知識と態度的内容の要望は中学校段階でも同様であった。

一方で小学校教員は中学校・高校に対しては進学後の期待として記されることになるが、例えば、「投票疑似体験」(⑳)や「現実的な複合的な要素を取り入れた政策判断」(㉓)、また「主権が与えられる価値や権利に対する指導等」(㉔)など、将来、社会に出たときのイメージを想定した内容を期待しているということがいえる。

キ「6-2. 小学校、中学校、高等学校と校種が上がるにつれて、児童生徒は「18歳は大人ではなく、子どもである」と考えるというデータがあるが、この点についてどう考えるか。」について

こちらの問いは先に行った児童生徒に対する「小中高生を対象とした18歳市民力に関する意識調査」の標記の結果に対する教員の意識を見ようとするものである。結果として学校段階での差異は少なく、例えば「大変納得する」(㉑小学校)、「意外な感じはしない」(㉒中学校)、「生徒の様子(高校生)を見ていると理解できる」(㉒高校)など、あまり違和感はないという意見が多かった。

そこには二つの意味があるようだ。一つは「大きな意味はなく、実際に自分が18歳を目前にすると、『意外と子どもだな』という感覚なのだろうと思います」(㉒高校)という高校生になるにつれて現実が見えてくることに伴う自己肯定感の低下があるのではないかという意味と「ピーターパンシンドローム、小学生は高校生を見ることによって大人を感じるが、中学生、高校生となっていくとモラトリアムのような形になってくるのではないか。大人になりたくないという気持ちが高まるのではないか？」(㉒中学)などという世代特有の現実逃避的な時期にあたるのではないかという意味である。

また実際のところ、「高校生になっても経済的に保護者から自立することはとても難しい現実があるからである。」(㉑小学校)のように18歳との20歳では成人とはいってもやはり現実には差があり、それを認識するからではないかという意見もあった。

ク「7-1. 18歳市民力育成に関して、学校での教育活動の他に、どのような教育活動が必要か。」について

これが最後の質問であり、ここでは学校外での教育活動に対する教員の要望が問われている。この問いに対しては地域での活動が多くあげられていた。例えば、「当たり前(生活上の当たり前のこと)のことを教えてくれる地域の人々の存在、地域の人との交流が必要。高齢者の方との交流」(㉒高校)や「ボランティア等で世の中とつながってほしい」(㉒高校)など、社会とのつながりを重視する声が多かった。また家庭での教育効果という視点から「家庭では外の世界の話がたくさんしてほしい」(㉒高校)や「保護者が投票に行く姿を見せること」(㉒小学校)という意見もあった。学校段階ではそれほど差があるようには見えなかった。

(4)「児童生徒の18歳市民力育成に関する教員意識調査」についての傾向のまとめ

以上、今回の調査に対する傾向を、教員の所属する学校の違いに依拠して記述してきた。その中では、やはり予想されたことではあるが、18歳成人に近い生徒を指導している高校段階の教員の方が授業の中で社会に対する具体的対応を意識している傾向にあることが示されたと一旦は言えそうである。また小学校段階、あるいは高校段階に比較して中学校段階では選択科目が少なく、教育内容が一定程度、枠付けされているため、その教育内容の枠内で、18歳成人をどのように意識するか、またそのためには教育をどのように利用する

かという意識を持っていたのではないかと考えられる。また高校の場合、教科についても選択の幅があり、指導している生徒層の差もあって、所属している学校によっては自由度が高い場合もあるが、公民科、地理歴史科については時間の制約のために例えば方法的には、思ったほどに積極的には社会とのつながりを意識した指導はしていない(行いにくい)と考えているという傾向もみられた。そして小学校段階では、時間的な余裕、あるいは入試に対する制約があまり無いこと等もあって、内容はともかく方法的には様々な試みが可能であることも示しているとも言える。また社会科(地理歴史科・公民科)以外の様々な時間を使用しての試みについては各校ともに 18 歳成人を意識してある程度行われていると考えられる。

本報告は紙幅の関係で回答内容と所属している学校段階にのみ焦点化して質的に傾向を探ってきたが、その他の要因、例えば回答者の年齢、役職等については、今回、あまり触れられなかった。またそもそもパイロット的な調査ということもあり、調査対象の偏りと対象数の少なさによって数値的な一般化は難しい。あくまで今後、検討を深めるうえでの予備的な結論としておきたい。

木村勝彦（茨城大学）

2-4. 研究の成果

（１）児童・生徒の質問紙調査の成果について

ア 質問紙調査の実施結果

今回の調査は、「18 歳までに身に付けるべき、社会的課題の解決に主体的に取り組むために必要とされる資質・能力」としての「18 歳市民力」に注目して、学校種や教科目ごとの教育課程改善にとどまらず連続する子どもの発達や変容の状況を明らかにすると意図から質問紙を作成し、実施したものであった。その際、社会科・公民科の教育課程を関連的、総合的に改善することを意図し、年齢の間隔や発達等の特性なども考慮して調査対象者を小 5、中 2、高 2 とした。研究 1 年目に質問紙を作成、研究 2 年目に調査の実施・分析をおこなった。

質問紙調査の考察結果からは、児童・生徒の学校段階があがるにつれて、自分と社会との関わりについて消極的になるあるいは社会への関心や参加意欲が低下する傾向があると考えられ、そのために 18 歳に近づくとも 18 歳を大人とは見なさず、自分自身に迫る将来への職業意識への不透明感を抱くようになっていくことが示唆された。また、児童・生徒は学校段階があがるにつれて、成人年齢が 18 歳に引き下げられることはしっかりと認識しながらも、18 歳が十分な判断力があるとは言えず、責任感がないと思い、経済的に自立していないと判断しており、そのために社会のことは複雑で私は関わりたくない等と考えていること、さらには私個人の力では政府の決定に影響を与えられない、集団の中では全体の利益のために個人の利益を犠牲にするべきだ、との回答に象徴されるように、社会における集団や全体と個としての自分自身の在り方の関係性の中での葛藤が認められた。

なお、このような傾向性は、これまでの各種調査・研究においても指摘されてきたことであるが、それらはいずれも結果の公表・指摘にとどまっていた。すなわち、初等・中等教育段階の教育課程改善に向けてのエビデンス提供にはなるものの、明らかにされた子どもの実態を出発点として教育課程改善につなげる、という連続性・発展性は認められなか

った、ということである。

イ 本研究における質問紙調査実施の意義

本研究では、国内実態調査研究および海外比較調査研究からなる理論研究グループと平行して、政治・法・経済・倫理の4つのグループで、単元開発・授業実践・授業分析の3点についての実践研究がおこなわれた。3年にわたる研究期間中、総括研究グループの下、理論研究グループと実践研究グループが互いに研究の進捗状況の報告・検討を重ねる過程で、児童・生徒の実態をよりの確に把握できるよう質問紙調査項目の系統化・精緻化が図られた。また、実践研究グループにおいて作成が進められた資質・能力マップおよびカリキュラム・マップの改善・検討においては、質問紙調査で明らかになった児童・生徒の実態を踏まえたマップとなるよう、理論研究と実践研究の往還を常に意識できる研究体制が確立されるに至った。

その成果として、これまでの各種調査・研究においては視野に入れられていなかった、調査結果と教育課程改善、さらには授業改善を総合的に実施する研究を進めることができたと考えられる。本研究における質問紙調査の実施は、研究全体の基盤となるものであり、児童・生徒の実態を踏まえた教育課程編成の在り方の一端を示すものとなったと総括できるであろう。

（２）教員への聞き取り調査の成果について

ア 聞き取り調査の実施結果

今回の調査は、「18歳までに身に付けるべき、社会的課題の解決に主体的に取り組むために必要とされる資質・能力」としての「18歳市民力」を解明するために、指導者側である小・中・高等学校等の教員がどのような意識を持っているのかということを明らかにするとの意図から聞き取り調査項目を検討し、実施したものであった。研究2年目までに実施された児童・生徒の質問紙調査の考察結果を踏まえ、研究3年目に調査項目を作成、聞き取り調査の実施・分析をおこなった。新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で実施せざるを得なかったため、量的には十分な調査とならなかった点を考慮しつつも、質的調査としてのテストパイロット的な意味合いは担保されたものと考えられる。

聞き取り調査の考察結果からは、小学校段階の教員は、概して「自分で考える」「自分で責任を負える姿勢」などの18歳成人に向けての一般的な態度・見方・能力を身に付けさせたいと考えており、高等学校段階の教員は、概して「消費者トラブルや選挙時における対応」などの「日常的・具体的な能力・対応力」を身に付けさせたいと考えていることが明らかになった。また、中・高等学校段階の教員は、生徒が社会との接点を意識できる具体的な活動に取り組めるよう、特別活動や総合的な学習（探究）の時間など教科外の活動において、環境・体制の整備をおこなっていることが明らかになった。これは、18歳成人に近い生徒を指導している高等学校段階の教員の方が、授業の中で社会との関わり方への具体的対応を考える傾向にあることを示唆していると言えよう。ただし、所属している学校・生徒の実態が多様であるため、時間的制約のある社会科・公民科などの教科学習において一律に取り扱うことが困難な場合もあることにも留意する必要がある。

イ 本研究における聞き取り調査実施の意義

今回の調査で、高等学校段階の教員は、教科目の配当時間の少なさという制約を受けながらも、外的要因としての法律改正に伴う成年年齢および選挙権年齢の18歳への引下げ

に伴って生じた諸課題に具体的に対応できる能力の育成を志向し、指導に取り組んでいる実態が認められた。また、高等学校段階の教員が小学校段階、中学校段階の教員に対してどのような指導をしてもらいたいかを問うた調査項目において、「18 歳市民力」に関する基礎的な知識・技能、意見表明や学びの意欲の育成など態度的な内容を要望する指摘が認められた。これらのことから、本研究において目指した、「18 歳市民力」育成に向けて系統的・総合的に教育課程編成を図っていくための基礎的データとなる、教員意識の実態に関する有用なデータが得られたものと考えられる。

また、本研究では海外比較調査研究グループによって、資質・能力育成を基盤としたコンピテンシーベースの公民教育カリキュラムを策定している国や州などがあることが明らかにされている。今後、日本の教育政策においてもコンピテンシーベースの教育課程編成が一層進んでいくことが予測される。このような社会的背景の中で、今回の聞き取り調査によって、小・中・高等学校の教員が「18 歳市民力」育成のためには、学問領域の固有性から規定される教育内容、教育方法のみならず、多様性の尊重、市民の権利と責任などといったストランド（より糸）で緩やかに関連付けられた資質・能力を連続的・体系的に育成することの必要性について認識していることが明らかになったと言えよう。

樋口雅夫（玉川大学）

3. 海外比較調査研究の研究成果

3. 海外比較調査研究の研究成果

3-1. 研究の概要

(1) 海外比較調査研究の目的

今回の海外比較調査研究の目的は、「『18歳市民力の育成』と関わって、海外の公的カリキュラムの比較分析から、日本の社会系教科及び学校教育に対して提案（示唆）できることを明らかにする」ことである。

上記の目的の達成のために、各国を訪問して資料収集やインタビュー調査を行い、社会科と公民科の教育課程を中心に、高校卒業後直ちに（或いは在籍中に）選挙権を得たり成人になったりする状況にどう対応しているのかを調査する（メンバーの主たる調査国では、選挙権年齢に17～19歳、成人年齢に18～21歳で到達すること、特に、18歳市民力の4つのリテラシー（政治・法・経済・倫理）に関連する資質・能力をどのように構造化し、それに基づきどのように系統的且つ総合的な教育課程を編成しているのかを分析することを計画していた。しかし、研究開始の2020年4月からCOVID-19の世界的な感染拡大による渡航が制限されたため、主にインターネットと書籍による調査に変更し、調査を実施した。

調査における共通の分析視点として、以下の3点を設定した。

- ①カリキュラム・マネジメントの必要性
- ②地域との連携の強化の必要性
- ③学習指導要領及び教科書の改訂の視点

①の視点は、具体的には、他教科・他科目との連携・統合や統合カリキュラムの可能性、学校参加の視点などである。②の視点は、社会参加の視点である。③の視点は、カリキュラムにおける資質・能力や内容、見方・考え方の系統性／一貫性の視点などである。これら3つの視点は、現行学習指導要領でも重視されている視点であるが、今後の学習指導要領改訂や「18歳市民力の育成」においても鍵となる視点であると考えられる。

(2) 調査項目

上記の目的を達成するために、以下の調査項目を設定し、各国・地域について調査した。

1 国（地域）名	4 公民系教科目の教育目標・教育
2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢	(1) 目標
(1) 選挙権年齢・法改正年	(2) スタンダード・コンピテンシー
(2) 被選挙権年齢・法改正年	(3) 評価
(3) 成人年齢・法改正年	(4) その他
3 社会系教科目の構造	5 他教科・領域等における教育目標・教育内容
(1) 各国の学校教育制度	6 特記事項
(2) 社会系教科目の構造	7 日本への示唆（提案）

今回の調査研究の目的が、18歳選挙権・成人を前提とした「18歳市民力の育成」であ

るため、調査項目2は、その基本情報となる。いつ18歳選挙権や18歳成人が始まったのかによって、社会科・公民科カリキュラムの構成や内容の解釈が異なってくるからである。また、前提となる国や地域の教育制度がそれぞれ異なっているため、調査項目3では、学校教育制度について調査した。特に調査項目3の(1)では、教育行政の権限の強さについて調査した。日本のように国家による強制力の強いカリキュラムとは異なる国・地域も多く存在するからである。調査項目4が、本調査の中心的内容になる。調査項目5は、他教科・他領域などにおいて「18歳市民力」育成に関わる内容がある場合や、「18歳市民力」育成に関わる活動などについての調査である。調査項目6は、教科外の教育活動や別プログラムとして、「18歳市民力」育成に関わる活動などについての調査である。調査項目7は、調査から「18歳市民力の育成」のために、日本の学習指導要領や実践にむけての示唆や提案である。

(3) 研究体制とスケジュール

海外比較調査研究グループでは、調査対象国・地域が広範なため、大きく北米チーム、欧州チーム、アジアチーム、オセアニアチームの4つのチームに別れ、その中で具体的な国や地域について分担して調査を行った。研究体制は以下の図3-1の通りである。

①北米チーム 中原朋生		②欧州チーム 磯山恭子			③アジアチーム 峯 明秀				④オセアニアチーム 中原朋生	
アメリカ	カナダ	スウェーデン フィンランド	イギリス	フランス	フィリピン	インドネシア	中国	韓国	ニュージーランド	オーストラリア
中原朋生 木下祥一 久保園梓 桐谷正信	坪田益美	磯山恭子	吉村功太郎 橋崎頼子	大津尚志	鴛原 進	峯 明秀	桑原敏典	小遥史朗	中原朋生	松井克行

図3-1 チーム別研究体制

北米チームとオセアニアチームは中原朋生を、欧州チームは磯山恭子を、アジアチームは峯明秀をチームリーダーとして、チームごとに調査研究を進めた。

海外比較調査研究グループ全体の研究会と全体研究会に併せて開催したチーム別研究会は、以下の5回実施した。

- ・2021年1月11日：海外比較調査研究のキックオフ
チーム編成、調査項目の共有・検討、調査に関するチーム別協議
- ・2021年3月28日：スケジュールの・進捗状況の共有、調査項目の整理、チーム別協議
- ・2021年6月19日：共通の視点の抽出、ミニシンポジウム登壇者の選考、チーム別協議
- ・2022年1月10日：進捗状況の共有、チーム別分析観点の検討、チーム別協議
- ・2022年3月27日：報告書構成の共有・検討、チーム別協議

上記とは別に、各チームで研究会を開催し、域的特色も含めて研究を進めてきた。北米チームとオセアニアチームでは、2021年3月20日に研究会を開催し、その他メール審議を行った。アジアチームでは、2021年6月19日、2022年3月27日に研究会を開催し、その他メール審議を行った。

また、2022 年 1 月 10 日に、磯山恭子と峯明秀をコーディネーター、久保園梓（北米チーム）、吉村功太郎（欧州チーム）、鴛原進（アジアチーム）、松井克彦（オセアニアチーム）をシンポジストとして、のミニシンポジウムを開催した。

桐谷正信（埼玉大学）

3-2. 調査国（地域）の実態報告

1 国（地域）名：アメリカ合衆国（NCSS）

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

（1）選挙権年齢・法改正年：18 歳

元々21 歳以上であったが、1971 年に憲法が修正され（修正第 26 条）18 歳以上となった（要有権者登録）。背景には、ベトナム戦争の影響により、徴兵年齢が 18 歳であるのに対し、選挙権年齢が 21 歳であるのは不公平という議論がなされたことがある。

（2）被選挙権年齢・法改正年：

国レベルの選挙の被選挙権は、右表の通りである。

	被選挙権
大統領	35 歳以上かつ、出生による合衆国市民であり、選挙前に 14 年以上合衆国に居住
副大統領	35 歳以上かつ、出生による合衆国市民であり、選挙前に 14 年以上合衆国に居住
上院議員	30 歳以上かつ、9 年以上合衆国市民権を有し、選出される州に居住
下院議員	25 歳以上かつ、7 年以上合衆国市民権を有し、選出される州に居住

（報告者作成）

（3）成人年齢・法改正年：18 歳

先述の選挙権年齢の改正を受け、1970 年代より多くのアメリカの州では、成人年齢が 18 歳となっている（一部の州では、19 歳や 21 歳とするところもある）。

3 社会系教科目の構造

（1）アメリカの学校教育制度

アメリカの学校教育制度の特徴の一つにナショナル・スタンダードに法的拘束力がないため、連邦政府ではなく、州に教育の決定権があることがあげられる。そのため、州でスタンダード、学区や学校単位でカリキュラムが作成される等、地方分権的な教育が行われている。州がスタンダードを作成する際には、学会や教育団体作成の教科等に関するスタンダードを参考にする場合がある。近年では、統一テスト実施や、多くの州が CCSS（Common Core State Standards）を導入する等、標準化の動きもある。

（2）社会系教科目の構造

アメリカの社会科教育に影響を与えている NCSS（National Council for the Social Studies）が 2013 年に発行した、The College、Career、and Civic Life (C3) Framework for Social Studies State Standards: Guidance for Enhancing the Rigor of K-12 Civics、Economics、Geography、and History（以下、C 3 フレームワーク）がある。C 3 フレームワークは、学習者が大学、キャリア、市民生活に備えた知識やスキルの習得と応用をできるよう、州の既存の社会科スタンダードをアップグレードするための指針として作成された。アメリカの 51（50 州＋コロンビア特別区）の内、32 州のものが C 3 フレームワークについて言及し、その内 27 州が C 3 フレームワークのアイディアを採用し、1 州は C 3 フレームワークを全面的に採用していると分析した研究もある（Ryan et al.、2021）。

C 3 フレームワークは、下記の表の 4 つの次元（Dimension）により構成され、これに基づく授業では、探究の中で概念やツールをレンズのように適用し、最終的には、様々な場で「情報に基づいた行動をとる（Taking Informed Action）」ことを目指す。各次元には 4 段階（K-2、3-5、6-8、9-12）の指標が設けられ K-12 の通した学習が考えられている。さらに、次元 2 の 4 つの分野以外に、付録で、「心理学」、「社会学」、「人類学」、捕

捉（2017年）で「宗教学」に触れられている。

次元1： 問いの作成と探究の計画	次元2： 各学問の概念やツールの適用	次元3： 情報源の評価と証拠の使用	次元4：結論を伝え、情報に基づいた行動をとる
問いの作成と探究の計画	市民学 (civics)	情報の収集と評価	結論を伝えたり 批評したりする
	経済学		
	地理学	証拠を用いて 主張を作成する	情報に基づいた行動をとる
	歴史学		

(NCSS (2013) より報告者作成)

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

(1) 目標

C3フレームワークにおいて、例えば、Civics は、「人々が社会の統治にどのように参加するかを研究する学問」とされ、これをレンズとした探究が考えられている。

(2) スタンダード

Civics は、「市民的・政治的制度」、「参加と熟議：市民の美德と民主主義の原則の適用」、「プロセス、ルール、法」のサブカテゴリーに分岐し、それぞれに複数の項目と先の4段階の指標が設定され、これをレンズとしK-12を通した探究が構想されている。

(3) 評価

C3フレームワークに基づく授業では、探究的な学習の中で、形成的評価と総括的評価を組み合わせ、パフォーマンスタスクを評価することが考えられている。

5 他教科・他領域等における教育目標・教育内容

例えば、先述したCCSSの国語（英語）では、大学やキャリアに備え「読む」「書く」「話す・聞く」「言語」の領域の基準が設定され、C3フレームワークでは、社会系教科目における探究の中で、この能力を育成するためにCCSSとの接続を図っている。

6 特記事項

「C3 TEACHERS」(<https://c3teachers.org/>) というHPでは、C3フレームワークを基に教師が子どもの学習を支援できるよう様々な情報が公開されている。

7 日本への示唆

C3フレームワークに基づく、K-12を通して各学問の概念やツールをレンズとした探究と行動を組み込んだ社会科授業は、市民的資質の育成と今日の日本で目指される主体的・対話的深い学びの実現を目指す上でも示唆的であると考えられる。

参考文献

- National Council for the Social Studies (NCSS). (2013). *The College, Career, and Civic Life (C3) Framework for Social Studies State Standards: Guidance for Enhancing the Rigor of K-12 Civics, Economics, Geography, and History*, Silver Spring, MD: National Council for the Social Studies./Ryan New, Kathy Swan.
- John Lee and S.G. Grant. (2021). The State of Social Studies Standards: What Is the Impact of the C3 Framework? *Social Education*, 85(4) pp.239-246.

木下祥一（環太平洋大学）

1 国（地域）名：アメリカ合衆国（イリノイ州）

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

（1）選挙権年齢・法改正年

アメリカの選挙権年齢は 18 歳である。1971 年のアメリカ合衆国憲法修正第 26 条制定の流れに伴い、イリノイ州でも 18 歳に引き下げられた。

（2）被選挙権年齢・法改正年

アメリカの被選挙権年齢は州によって異なる。イリノイ州では 25 歳である（イリノイ州憲法第 5 章第 3 条・1970 年）。

（3）成人年齢・法改正年

州によって異なるが、イリノイ州を含めほとんどの州で 18 歳を成人年齢としている。

3 イリノイ州における社会系教科目の構造

（1）学校教育制度

アメリカの学校教育制度は州によって異なるが、6 歳から 18 歳までの 13 年間（K-12）を義務教育とするのが一般的である。学校段階の設定も州や学区によって多様である。例えばイリノイ州シカゴ学区では、小学校（elementary school）が 9 年間、高校（high school）が 4 年間となっている。

（2）社会系教科目の構造・スタンダード

イリノイ州では、C3 フレームワークを参考にした社会科スタンダードが作成されている。スタンダードが設定されている領域は、公民（Civics）、地理（Geography）、経済と金融リテラシー（Economics and Financial Literacy）、歴史（History）の 4 つである。

イリノイ州の社会科スタンダードは、探究のスキル（inquiry skill）に関するスタンダードと学問的概念（disciplinary concepts）に関するスタンダードの 2 つから構成されている。探究のスキルに関するスタンダードは、「学問的概念を獲得するために用いる方法」と説明されている。つまり探究のスキルとは、学問的概念の理解を深めるために必要なスキルであり、両者のスタンダードを組み合わせることで効果的な社会科学学習が成立すると考えられている。探究のスキルのスタンダードは、義務教育段階で一貫した系統的なマップが形成されており、K-2 学年、3-5 学年、6-8 学年、9-12 学年の 4 段階から構成されている。学問的概念スタンダードは、K-5 学年、6-8 学年、9-12 学年の 3 段階で構成されており、段階によってその構造が異なる。K-5 学年では、学年ごとに同心円の拡大に基づくテーマが割り振られている。6-8 学年では、学年のレベルではなく、学習課題の複雑性のレベルに合わせてスタンダードが作成されていた。9-12 学年では、生徒が高校の社会科学学習で獲得することが期待される到達点の基準としてスタンダードを捉えていた。

4 シカゴ学区公民系教科目の教育目標・教育内容

（1）教育目標

シカゴ学区では、社会科を含めた市民性教育の目標として、「（市民としての）エンパワメントの格差(civic empowerment gap)」の是正を掲げている。「エンパワメントの格差」とは、子どもの所得格差や文化・民族的背景の違いによって、市民性形成に関わる日常的

経験や社会参加の機会に格差が生じることである（Levinson 2012）。児童生徒の80%以上が低所得層の民族的マイノリティであるシカゴ学区では、「エンパワメントの格差」が重大な問題として認識され、格差是正のための市民性教育が積極的に展開されている。

（２）教育内容

シカゴ学区は、2015年に必修化された高校公民科のモデルカリキュラムとしてParticipateを開発している。Participateでは、2つの「本質的な問い(essential questions、「EQ」)」が設定されている。第一に、民主主義において影響力があるのは誰か、なぜその人は影響力があるのか、第二に、民主主義に参加することによって、わたしたちはパワーをどのように行使することができるのか、である。「民主主義の力」「選挙の力」「公共政策の力」「アクティビズムの力」という4つのユニットから構成されており、ユニットごとに上記2つのEQを追究するための問いが設定されている。

（３）評価

Participateでは、各ユニットでの中間評価、各ユニットの最終評価、全体の最終評価の3段階でパフォーマンス評価を実施する。評価の指標として各段階でルーブリックが提示されているが、教師の判断で修正・変更することが推奨されている。

5 他教科・領域等における実践事例・特記事項

シカゴ学区では、学校内外のあらゆる領域で市民性教育を推進している。例えば、シカゴ学区が市民性教育を推進するために作成した計画書『関与への準備(Ready to Engage)』には、学校で市民性教育に取り組む方法として、「生徒自身のアイデンティティと信念を探究すること」「生徒の声」「現代的課題についての議論」「市民的リーダーとの交流」「教養のある行動をとること」「学校全体の市民的文化の醸成」「投票に向けた準備」「ポリティクスについて学ぶこと」「コミュニティの人々と共に活動すること」9つが提示され、NPOや博物館、財団といった外部組織との連携を学区が組織的に進めている。

6 日本への示唆（提案）

第一に、イリノイ州社会科スタンダードでは、探究のスキルに関するスタンダードと学問的概念に関するスタンダードの2つが組み合わされていた。問いの探究のために学問的な知識を活用するという位置付けが明確であり、このようなスタンダードの構造は、コンテンツ・ベースからコンピテンシー・ベースに移行する方法として参考になると考えられる。第二に、シカゴ学区では、行政が外部組織との連携に組織的に取り組むことで、多様な市民性教育実践に取り組んでいた。学びの場を教室の中だけに留めず、学校内外の多様な場と繋げることで、児童生徒の日常的経験や社会的背景を考慮した学習が可能となると考えられる。そのような機会の創出を教師に委ねるのではなく、行政が組織的に取り組んでいた点は、日本にとっても示唆的である。

参考文献

- ・ Chicago Public Schools. (2016) *Ready to Engage*, Chicago, IL: Author.
- ・ Levinson, M. (2012) *No Citizen Left Behind*. Cambridge, MA: Harvard University Press. 久保園梓（筑波大学）

1 国（地域）名：アメリカ合衆国（ユタ州）

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

（１）選挙権年齢・法改正年：18歳（17歳から予備選挙の投票権付与）・2018年

（２）被選挙権年齢・法改正年：州議会；25歳、州知事；30歳、下院議員；25歳、上院議員；30歳、大統領・副大統領；35歳

（３）成人年齢・法改正年：18歳・1975年

3 社会系教科目の構造

（１）教育の管轄

ユタ州は全米の中でも教育州として知られ、州の予算の7割程度が教育関係予算としている。同州ではモルモン教徒が人口の6割を占めるマジョリティとなっている。公教育においては多様性と科学的な知見を尊重する方針を打ち出している。同州において市民性育成は、公教育の究極目標の一つとされ、社会科教育、道德教育、特別活動を統合する目標となっている。ユタ州には約1280校の公立初等中等学校(K-12)が存在する。公立学校はユタ州教育局が管轄し、カリキュラムスタンダードの開発、公布、実施、評価、改善を展開している。

（２）社会系教科目の構造

ユタ州における社会系教科目は、経済学、地理学、歴史学、政治学／公民の4大学問領域を市民性育成の目標から統合する。幼稚園クラスから6学年までの初等教育では、いわゆる総合社会科を展開している。7学年から12学年の中等教育では、4大学問領域に分化していく。全ての社会系教科目は、プラグマティックな現実社会の改善に寄与することが志向されている。

○ユタ州初等社会科カリキュラムスタンダード(K-6)

- ・幼稚園クラス(自分自身、家族、教室)
- ・第1学年(自分自身、学校、近隣)
- ・第2学年(自分自身、学校、地域社会)
- ・第3学年(地域社会と文化)
- ・第4学年(ユタ州研究)
- ・第5学年(合衆国研究)
- ・第6学年(世界研究)

○ユタ州中等社会科カリキュラムスタンダード(7-12)

- ・第7学年(ユタ州研究)
- ・第8学年(合衆国史I)
- ・第9学年(生活地理)
- ・第10学年(世界文明)
- ・第11学年(合衆国史II)
- ・第12学年(合衆国政府と市民性)

初等においては、文化、市民性、地理、経済の4つのストランドをスコープ、環境拡大をシーケンスとするカリキュラム構成原理によって市民性育成を展開している。中等においては、歴史学、地理学、政治学／公民の学問をベースに分化した学習が展開される。ポイントとなるのが第7学年のユタ州研究であり、初等の総合社会科をまとめる役割と学問ベースの分化社会科の導入に位置付けられている。

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

(1) 目標：知性豊かで責任のある市民の育成

ユタ州の社会系教科目の目標は、子どもたちの市民参画（Civic engagement）を促すことである。全ての学習は、アメリカの民主的かつ共和的な社会形成に参加する準備を行うことである。子どもたちが参加を目指す領域は、コミュニティ、州、国家、世界である。学習の基本は社会問題に焦点をあて協働と熟議を展開する。さらに学習では「自己の権利と他者の権利を定義」「個人の利益と公共の利益のバランス」を重視していく。

(2) 社会科スタンダードにおける評価基準

ユタ州教育局による社会科スタンダードでは、社会系教科目の評価基準を幼稚園から 12 学年まで共通化し小中高の一貫性を担保している。

- ・歴史のかつ現在の諸問題への熟議、協働、市民的討論に参加する。
- ・地域、州、国家、国際の各領域の課題を認識しそれらの解決に参加する。そのために自分たちのアイデアを公的機関や関連する私的なステイクホルダーと共有する。
- ・政治構造、歴史的概念、地理的解釈、経済学理論を問題の分析と説明に適用する。
- ・アメリカの共和的な民主主義が維持してきた諸価値を発達させ表現していく。例えば「開かれた心」「参画」「誠実」「問題解決」「責任」「勤勉」「レジリエンス」「共感」「自制心」「協働」などの民主的価値が含まれる。

5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

ユタ州教育局が展開する市民性育成は、以下のように社会科と道德教育との役割分担をしつつ、プロジェクト学習やサービス・ラーニングのような特別活動においては、両者を統合した学習を展開している。

A 市民としての認知面(社会科)

B 市民としての非認知面(道德教育)

C 社会科と道德教育の統合（プロジェクト学習、サービス・ラーニング）

6 特記事項

2022 年 12 月現在、ユタ州教育局はカリキュラム改訂を進行中である。

7 日本への示唆

以上のようにユタ州の社会系教科目は、実社会における諸問題の実践的な解決に参画する市民性の育成を志向している。そのために、経済学、地理学、歴史学、政治学といった学問ベースの認知能力育成を目指している。さらに道德教育では「責任」、「レジリエンス」、「共感」、「自制心」といったアメリカの民主主義的な価値をベースとする非認知能力の育成を行う。さらに、プロジェクト学習やサービス・ラーニングといった特別活動では認知面と非認知面を統合した市民性育成を展開している。

主要参考文献

- ・ Utah State Office of Education, *Core Standards for Social Studies*, 2016.

中原朋生（環太平洋大学）

1 国（地域）名：アメリカ合衆国（ニューヨーク州）

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

（1）選挙権年齢・法改正年：18歳・1966年

多くの州では、1971年の合衆国憲法第26条の修正によって選挙権年齢を21歳から18歳に引き下げたが、ニューヨーク州では1965年の投票権法の制定の影響でいち早く18歳に引き下げられている。

（2）被選挙権年齢・法改正年：大統領；35歳、上院；30歳、下院；25歳・1971年 州知事：30歳、州議会：18歳

（3）成人年齢・法改正年：18歳・1974年

3 社会系教科目の構造

（1）各国の学校教育制度

ニューヨーク州では、公立学校教育制度をK-12で規定している。幼稚園・小学校・中学校・高等学校の計13年間となる。ニューヨーク州では6歳からが義務教育となり、Kは義務教育には含まれない。（ニューヨーク市は特別な義務教育年齢として5歳からとしており、Kも義務教育に含まれる。）小～高等学校は、Grade1からGrade12で示され、5・3・4制か6・3・4制が一般的である。

（2）社会系教科目の構造

ニューヨーク州では、NCSSのC3フレームワークを参考に、1996年に5つのスタンダードが策定されている。そのため、「探究」を基盤としたリテラシー育成を目標としたスタンダードである。スタンダードは、「合衆国史・ニューヨーク州史」「世界史」「地理」「経済」「公民、シティズンシップ、政府」から構成されている。

学年別の内容の配列は以下の通りである。

幼稚園：自己と他者	第7学年：合衆国とニューヨーク州の歴史Ⅰ
第1学年：私の家族と他の家族、現在と昔	第8学年：合衆国とニューヨーク州の歴史Ⅱ
第2学年：私の地域と合衆国の他の地域	第9学年：グローバルな歴史と地理Ⅰ
第3学年：世界のコミュニティ	第10学年：グローバルな歴史と地理Ⅱ
第4学年：地方史と地方政府	第11学年：合衆国の歴史と政府
第5学年：西半球	第12学年：政府への参加・経済学、企業制度、金融
第6学年：東半球	

スタンダードでは、10のテーマ（「1. 個人の成長と文化的アイデンティティ」「2. 文化の発展、移動、交流」「3. 時間、継続、変化」「4. 地理、人間、および環境」「5. 社会構造の発展と変容」「6. 権力、権限、およびガバナンス」「7. 市民の理想と実践」「8. 経済システムの創造・拡大・相互作用」「9. 科学、技術、イノベーション」「10. グローバルなつながりと交流」）が設定されている。

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

（1）目標

ニューヨーク州の社会科は、「若者が、相互に依存する世界において、文化的に多様で民

主的な社会の市民として、公共の利益のために十分な情報に基づいて合理的な決定を下す能力を身につけ」ることを目的としている。

（２）スタンダード or コンピテンシー

ニューヨーク州の５つスタンダードのうち、公民系のスタンダードは、「経済」と「公民、シティズンシップ、政府」の２つである。

・スタンダード４：経済

生徒は、どのように合衆国や他の社会が、経済システムを発達させ少ない資源を配分するための機関を連合させたか、合衆国及び他の国家経済において意思決定の単位がどのように役割を果たすか、経済は、市場メカニズムと非市場メカニズムを通じて希少性の問題をどのように解決するかということについて理解するために、さまざまな知的技能を活用できる。

・スタンダード５：公民、シティズンシップ、政府

生徒は、政府の設立、合衆国及び他の国々の政治制度、合衆国憲法、アメリカの立憲民主主義の基本的な市民的価値、参加の方法を含むシティズンシップの役割・権利・責任について理解するために、さまざまな知的技能を活用できる。

（３）評価

高校の卒業証書を取得するためには、「グローバルな歴史と地理Ⅱ(Global History and Geography)」と「合衆国の歴史と政府(United States History and Government)」の２つの州標準テストに合格することが求められる。

５ 特記事項

すべての生徒が、相互依存の世界において文化的に多様で民主的な社会の一員として公共の利益のために十分な情報に基づいた決定を下せる市民になるための準備教育が展開されている。具体的には、サービス・ラーニングや論争問題に関する市民の議論、模擬国連、模擬裁判などの社会参加学習のプログラムが用意されている。

６ 日本への示唆（提案）

「探究」を基盤としたリテラシー育成を重視した K-12 一貫のスタンダードを開発されている点である。公民系の「スタンダード４：経済」と「スタンダード５：公民、シティズンシップ、政府」に関する内容は、主に高等学校段階の Grade11、12 に位置づけられているが、視点や内容は K 段階から各 Grade の学習内容の中に含まれており、一貫して学習するよう構成されている。このような一貫したリテラシー育成の方法は日本に大きな示唆を与えるものである。

参考文献

- ・ The University of The State of New York. Regents of The University. *Learning Standards for Social Studies. Revised Edition.*1996.
- ・ The State Education Department, The University of the State of New York, *New York State K-12 Social Studies Framework*, 2104.

桐谷正信（埼玉大学）

1. 国（地域）名：カナダ（アルバータ州）

2. 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

カナダでは、選挙権年齢（被選挙権年齢）や成人年齢(Age of Majority)、さらには飲酒や喫煙、運転免許取得などが認められる法的な年齢（Legal Age）は、州・準州（ただし、準州に関しては、連邦直轄であるため基本的に連邦の規定に準じている。）によって規定されているが、概ね 18 歳あるいは 19 歳となっている。アルバータ州に関しては以下の通りである。

（1）選挙権年齢・法改正年：18 歳・1970 年

（2）被選挙権年齢・法改正年：18 歳・1970 年

（3）成人年齢・法改正年：18 歳・1980 年

3. 社会系教科目の構造

（1）カナダ・アルバータ州の学校教育制度

学校教育制度についても、カナダでは州・準州ごとに異なっている。その中でアルバータ州は、日本と同じ 6-3-3 制をとっており、義務教育は 6 歳（1 学年；以下 G1）から 17～18 歳（G12）までとなっているが、飛び級もあるため、年齢は必ずしも統一されない。公立校であれば、小学校から高等学校まで入学金や授業料は不要である。なお、幼稚園（K）から各科目のカリキュラムは始まっている。

（2）社会系教科目の構造

アルバータ州は K から G12 まで一貫した、総合的な社会科カリキュラムとなっている。歴史・地理・生態・経済・法・政治・哲学やその他さまざまな社会諸科学を基盤とした学際的な教科であることが重視されている。具体的な内容は、「シティズンシップ」と「アイデンティティ」という二つの核となる概念に関連した内容領域（スコープ）と、「時間、継続と変化」「土地：場所と人びと」「権力、権威および意思決定」「経済と資源」「地球的つながり」「文化とコミュニティ」という六つの内容領域を加えた八つの内容領域によって構成されている。高等学校は、卒業後の選択肢に合わせて学習内容や到達目標や学習内容の難易度が異なる二つのコースの中から選択必修となっている。

4. 公民系教科目の教育目標・教育内容

（1）目標

アルバータ州の社会科の最終的なねらいは子どもたちの「所属感や受容感を促進し、活動的及び責任あるシティズンシップに従事する意識を促進すること」である。すなわち、個々に異なるアイデンティティを重視し子どもたちに自らの居場所感を与え、それらをまた助長することで子どもたちの社会への所属意識や受容感を持たせ、社会を担いその社会の統合を目指す意識や意思としてのシティズンシップを育成することが重視されていると言える。また、「市民であるという感覚、個および集団の権利ならびに現代社会における公平な地位を享受することは、個々のアイデンティティの感覚に影響を与える。人びとは、彼らが公共善に貢献できるか否かに関わらず、彼らのアイデンティティが正当なものであると見なされていると感じることが必要であるし、また、所属意識や市民として権限を与

えられていると感じることが必要である」として、「シティズンシップ」と「アイデンティティ」の繊細で動的な性質を、スキルおよび学習内容の基盤として重視している。

（２）コンピテンシー

アルバータ州では、学習成果を「価値・態度」「知識・理解」「スキルおよびプロセス」の三つの観点で評価する。「スキルおよびプロセス」とは具体的に、「多様な思考法」「民主主義の実践としての社会参加」「熟議的探究のための調査」「コミュニケーション」の四つの観点に分かれている。

なお、獲得されるべき「価値・態度」とは、「変化する多元的な社会に市民として積極的かつ責任を持って参加できるようにする価値観と態度」であり、その「態度」とは、問題や話題に関する価値観や信念の表れであり、地域・国家・グローバルなコミュニティにおけるシティズンシップとアイデンティティの基本として、尊敬・個人的および集団的責任の感覚・人間の相互依存の認識や、自己・他者・自然界に対するケアの倫理を持ち、それを発展させることが目指されている。

（３）評価

アルバータ州では、小学校段階の最終学年である G6 と中学校段階の最終学年である G9 でそれぞれ、州到達度テスト（Provincial Achievement Test）を受けることとなっている。また、高等学校の卒業要件として最終学年である G12 の最終学期末にディプロマ試験を受け、50%以上の成績を収めなければならない。

5. 特記事項

アルバータ州は高い教育の質を保つために、「アルバータ州教育保証（Alberta Education Assurance）調査」や「州満足度調査（Provincial Satisfaction Surveys）」他、さまざまな調査を実施するとともに、教育者がさまざまなニーズを持つ生徒たちに対応した、包摂的で親しみやすく、安全かつ敬意とケアに富んだ学習環境を提供できるよう支援するさまざまなプログラムや情報・訓練の機会の提供などを実施している。

6. 日本への示唆（提案）

カナダが先進的に多文化共生に取り組んできたことは、すでに周知のことであるが、民主主義社会において多様性と統合を両立すること、ならびにマイノリティをマジョリティ側が対等に尊重し承認することは、そのカナダでも古くて新しい課題であり続けている。しかし、その多様性を個人レベルで実感させ、互いに承認し、対等に承認することでこそ、異なりを乗り越えた「結束」を生み出そうとするアルバータ州の社会科のあり方から、いまだ多様性の尊重に取り組む段階にある日本が、近い将来同様の課題に直面するであろうその時に備えて得る示唆は、極めて大きいと考える。

参考文献

- Elections Alberta, <https://www.elections.ab.ca> (2022/12/31 最終閲覧)
- Alberta Education, <https://www.alberta.ca/k-12-education.aspx> (2022/12/31 最終閲覧)

坪田益美（東北学院大学）

1 国（地域）名：イギリス（イングランド）

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

- （１）選挙権年齢・法改正年：18 歳、1969 年に 21 歳から 18 歳へ引き下げ
- （２）被選挙権年齢・法改正年：18 歳、2006 年に 21 歳から 18 歳へ引き下げ
- （３）成人年齢・法改正年：18 歳、1969 年に 21 歳から 18 歳へ引き下げ

3 社会系教科目の構造

（１）各国の学校教育制度

- ・義務教育は 5～16 歳の 11 年。初等教育（6 年：5 歳～11 歳）、中等教育（5 年：11 歳～16 歳）、義務教育後の中等教育シックスフォーム（2 年：16 歳～18 歳）がある。
- ・地方教育当局が設置・維持する公立（営）学校は、「ナショナル・カリキュラム」の目標、スタンダード、内容に準拠する。発達段階に応じた 4 つのキーステージ（KS）に分けて示される（KS 1：第 1～2 学年、KS 2 第 3～6 学年、KS 3：第 7～9 学年、KS 4：第 10～11 学年）。検定教科書はなく、教育の具体的な内容は学校や教師の裁量が大きい。定期的に教育水準局（Ofsted）による学校査察がある。

（２）社会系教科目の構造

地理、歴史、シティズンシップが該当し、KS 1～4 において継続して学習することが求められている。特に 18 歳市民力に関連が深いと思われる教科「シティズンシップ」は、KS1～2 では選択科目、KS 3 では必修教科、KS 4 では基礎科目とされている。

KS 1～2	（必修）地理、歴史 （選択）シティズンシップ
KS 3	（必修）地理、歴史、シティズンシップ
KS 4	（学校により選択可）地理、歴史 （基礎科目）シティズンシップ

（Department for Education(2014)The national curriculum in England 参照）

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

（１）目標：科目「シティズンシップ」は、その性質上、政権が目指す社会像・市民像を反映し、ナショナル・カリキュラムが示す教科の具体的な目標や内容も変遷している。シティズンシップ教育は、労働党政権時に 2002 年より中等教育で必修化された。教育目的として、社会的・政治的課題について批判的に考え、行動する「能動的なシティズンシップ」の育成が示された。シティズンシップ教育の柱として「社会的・道徳的責任」「共同体への関わり」「政治的リテラシー」「アイデンティティと多様性」（イギリスの文化的多様性の尊重と社会統合を目指す）が追加された。保守系連立政権時（小さな政府への志向と「自助」と「共助」を強調）作成の 2014 年ナショナル・カリキュラムで示された教育目標は下記（KS 3～4 のみ）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① イギリスの統治制度、政治制度、政府の民主的な制度への市民の積極的参加の方法に関する知識・理解を得る② 法の支配、裁判制度、法の作成や施行のされ方に関する知識・理解を得る③ ボランティアや他の責任ある活動に参加することへの関心や関与を育む④ 政治的課題についての批判的思考や討議のスキルをみにつけ、日常的な金銭管理や将来必要になる資金の計画ができるようにする |
|---|

(2) **スタンダード**：各段階の最後までに到達が目指されるターゲットの一覧を示す

KS 1	個人またコミュニティの一員としての自分自身について学ぶ。健康で安全でよい行動をするための基本的なルールやスキルを学ぶ。自分や周りの環境に対して責任を持つことができることを示す。他者の感情を意識し、ほかの子どもの見方、ニーズ、権利に気づく。クラスや学校コミュニティにおける社会的スキルを身につける。
KS 2	より自立し自信を持つようになる。広い世界やコミュニティの相互依存関係、社会正義や道徳的な責任の感覚を発達させる。自分の選択や態度が、ローカル、ナショナル、グローバルな世界の課題に影響を与えることを理解する。健康や周りの環境についてのよりよい選択ができるようになる。
KS 3	民主主義、政府、市民としての権利と責任について理解する。生徒は、知識や理解を活用しながら、調査や証拠の提示、討議、視点を評価する、論理的な議論を提示するスキルを高め、情報に基づいた行動をとる。
KS 4	民主主義、政府、市民としての権利と責任についての理解を深める。生徒は、多角的な研究手法を用いる、証拠を比較する、説得力のある議論を展開する、結論を立証するスキルを高める。生徒は、市民として共に行動し、問題を解決し、社会に貢献するための異なる手法を体験し、評価する。

(Department for Education(2014)The national curriculum in England 参照)

(3) **評価**：教科「シティズンシップ」は、KS 4 の終わりに中等教育の卒業資格試験 GCSE の選択科目。成績は 1 から 9 の 9 段階で出される到達度評価である。評価の 2、5、8 段階については、資格・試験監査機構よりディスクリプタが公開されている。

5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

「多様性」に関して注目されるのは、2014 年以降「英国的価値 (British values)」(民主主義、法の支配、個人の自由、異なる信仰等の尊重と寛容など) の学校での教授必須化である。これらは「防止 (prevent)」と呼ばれる英国的価値と対立する過激主義への対策としても位置づけられる。批判的思考ではなく、脱政治化された規範的シティズンシップの教え込みにつながるという批判もある一方、学校現場ではそれを多文化共生の枠組みで解釈し多様性を教えているという報告もある (北山 2021、2022)

6 特記事項・日本への示唆

注目される 3 点について述べる。①市民的行動の重視である。GCSE の試験では、市民的行動を実際に行い、その際の学び (課題の探究手法、行動計画・実施・効果の検証等) を記載させる内容が含まれる。②選挙権等既存の権利の保有を前提としない内容である。イングランドでは、例えば女性の権利を求める抗議活動を通して市民が権利を獲得する過程も重視されている。これは選挙権を前提とする主権者教育を相対化する視点となりうる。③価値教育との緊張関係である。市民的価値を、国家の価値あるいはより普遍性の高いものとみなすのか、批判的思考の根拠とするのか従うべき規範とするのかで異なる方向性がみられる。例えば道徳教育と市民力育成教育の関係を考える上での視点となるだろう。

橋崎頼子 (奈良教育大学)

1 国（地域）名：イギリス（スコットランド）

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

スコットランドは英国の一部であるが内政権を確立しており、独自の議会や政府（内閣）等が設置され、外交、国防、経済などの権限を除き、司法、警察、教育などの行政権限を有している。議会の選挙権年齢等は、表の通りである。

	英国議会	スコットランド議会（1998年スコットランド法）
(1) 選挙権年齢・法改正年	18歳（1969年）	16歳（2015年）
(2) 被選挙権年齢・法改正年	18歳（2006年）	18歳
(3) 成人年齢・法改正年	18歳（1969年）	18歳

3 社会系教科目の構造

（1）学校教育制度

スコットランドは、独自の学校教育制度を設けている。学校は、Primary School（P1～P7）、Secondary School（S1～S6）、University 等があり、義務教育は P1 から S5 までの 12 年間であり、P1 は 5 歳になる年度の 8 月からとなる。

（2）教育課程の特質（日本との相違）

スコットランドの教育課程は、日本と比較してよりコンピテンシーベースのものになっていると考えられ、各学校等が具体的なカリキュラムを編成することができる。スコットランド政府は教育目標に基づく教育課程の基本的枠組みや必須の領域、評価方針などの大枠を示しており、日本のように学校種や学年ごとに教科等を指定して教育課程の構造を具体的に示すという形式をとっていない。

スコットランドの教育は、3 歳から 18 歳までの教育課程全体の目標として掲げる 4 つの資質・能力（サクセスフル・ラーナーズ、自信に満ちた個人、責任ある市民、効果的な貢献者）を育成するため、「学習経験を組織する基本的な 4 つのコンテキスト」（カリキュラムエリアとサブジェクト、学際的な学習、コミュニティとしての学校の理念と生活、自己実現の機会）によって編成される。そのうち、カリキュラムエリアは、基本的な 8 つの領域（「Expressive arts 表現芸術」「Languages 言語」「Mathematics 数学」「Social studies 社会科」「Technologies テクノロジー」等）と補助的な 5 つの領域（「Community Learning and Development コミュニティの学習と開発」「Political Literacy 政治的リテラシー」等）が示されており、これらを軸に、各学校等が具体的な教科や学習活動を設定する形になっている。

（3）社会系教科目の構造

教育課程編成の基本的な考え方や方法が日本と異なるため、教科目の構造を日本と同様のレベルで具体的に示すことは困難である。ただ、8 つのカリキュラムエリアの一つに社会科（Social Studies）が設けられ、主な学習内容や学習活動、評価内容などが 3 歳から 18 歳までの 15 年間で 5 つのレベルに分けて示されており、これが教育課程における社会科の構造を示している。具体的な教科(subject)としては、歴史(History)、地理(Geography)、現代の研究(Modern Studies) 等がある。

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

(1) 目標

社会科の目標として次の 5 点が示されている。「過去と現在の人間の活動と業績、政治的、社会的、環境的問題、そして自分の社会と他の社会を支える価値観について学ぶことで、世界に対する理解を深める。」「情報にアクセスし、分析し、利用することで、批判的思考の能力を養う。」「自分自身の信念と世界観を形成し、異なる価値観、信念、文化に対する理解を深める。」「異なった価値観、信念、文化に対する理解を深める。」「生涯学習のための確固とした基礎を築き、一部の人はさらに専門的な学習やキャリアのための基礎を築く。」

(2) スタンダード or コンピテンシー

社会科の学習によって次のようなことができるようになることが目指されている。「スコットランドの歴史、遺産、文化への理解を深め、世界の中での自分の地域や国の遺産を評価する。」「過去と現在の人類の活動と成果について学ぶことで、世界に対する理解を深める。」「自分の価値観、信念、文化、そして他者の価値観に対する理解を深める。」「批判的かつ自立的な思考を通じ、民主主義と市民権の原則に対する理解を深める。」「さまざまなタイプのソースや証拠を探索し、評価する。」「時間と場所の中で、時代、人、出来事を見つけ、探索し、結びつける方法を学ぶ。」「地元や遠く離れた場所の特徴や場所を見つけ、探索し、結びつける方法を学ぶ。」(一部省略)

(3) 評価

カリキュラム全体を通じての評価の観点は「知識・理解」「スキル」「人としての特性と能力 (attributes and capabilities)」であり、カリキュラムレベルとしての社会科は学年進行のレベルごとにカリキュラム編成の基準として示されているベンチマークをもとに、パフォーマンス評価などでの評価を行うことが求められている。

5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

スコットランドでは、教育課程全体で育成を目指す4つの資質・能力の1つとして「責任ある市民」が示されており、社会科を含めた8つ全てのカリキュラムエリアにおいて「責任ある市民」としての資質・能力育成の目標や内容が設定されている。

6 特記事項：子ども・若者のために展開されている政治的・社会的制度や取り組み

学校外の団体との連携や、学校以外（地域社会やNPO等）で行われる活動などを積極的にカリキュラムに取り入れ、評価の対象にすることが提唱されている。

7 日本への示唆

資質・能力の育成を目指すコンピテンシーベースの教育課程編成の考え方を色濃く示しており、教科という枠は残しながらも、15年間で育成をはかる資質・能力を5つのレベルに分けてベンチマークという形で示し、具体的な内容（コンテンツ）はそれをもとに各学校が編成することになっている（教育課程編成の基本的な考え方）。また、カリキュラム全体で育成する4つの資質・能力の1つとして「責任ある市民」が設定されており、教育課程全体が市民育成に責任を負っている（広義の市民力）。 吉村功太郎（宮崎大学）

1 国（地域）名：フランス

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

（1）選挙権年齢・法改正年：18歳（1974年）

（2）被選挙権年齢・法改正年：18歳（2011年）

（3）成人年齢・法改正年：18歳（1974年）

18歳で選挙権が導入されたときに、高校進学率はいまだ低かった。選挙権に関する教育は特段行われていない。

3 社会系教科目の構造

（1）各国の学校教育制度

幼稚園—小学校—中学校—高校（普通・技術・職業）の単線型（3・5・4・3）

（2）社会系教科目の構造

フランスの学習指導要領で社会科系科目は以下のように配置されている。

小学校	1～3年	世界に疑問をもつ、道徳・市民（週2.5）
	4、5年	歴史・地理、道徳・市民（週2.5）
中学校	歴史・地理、道徳・市民（1～3年は週3、4年は週3.5）	
高校	普通高校の必修は、歴史・地理（3年間 週3）、道徳・市民（3年間 年18）、哲学（高3で 週4） 選択教科は「経済・社会科学（2週4、高3週6）」「歴史、地理、地政学、政治科学」（高2週4、高3週6）	

「道徳・市民」は小学校、中学校、高校のすべてに2015年から設置されている。「歴史・地理」は小学4、5年、中学、高校の3サイクル学習である。

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

（1）目標

小学校・コレージュでは、以下の3つの目標が挙げられている。

①他者を尊重する。

②共和国の価値を獲得し共有する。

③市民的な教養（culture）を構築する。

高校では、道徳・市民教育は「責任ある自由な市民」を育てることが目標であり、さらに具体的には、「権利と義務を自覚していること、批判的な精神を育て、倫理的な行動を自分のものとする、市民性を行使し、個人および集団の責任に敏感となること」と学習指導要領に明記されている。

（2）コンピテンシー

小学校・中学校は共通のコンピテンシーの習得をめざすカリキュラムである。「感受性」「権利と規則」「判断」「かわり」の4領域が定められている。

なお、小学校・中学校に関しては学習指導要領に加えて、「共通の基礎」が習得すべき知識、コンピテンシー、教養について文章化している。その第三領域「人と市民の育成」が最も関係する。

高校では、「真理を探究するなかに、真理を組み入れて判断を行使すること。ある特定の意見とその表明に距離をおくことができ、物事の複雑性の意味を理解し、多様性と違いのなかに他者を考慮することができること。」などの能力の育成が学習指導要領に書かれている。

(3) 評価

小学校では通知表により評価される。文章を書くことが求められる。

中学校修了試験（DNB）で「歴史・地理、道徳・市民」としてある資料を提示され、理解にもとづいて文章を書くという評価方式。

高校終了時のバカロレア試験では、普通・技術バカロレアでは平常点評価のみ。職業バカロレアでは試験が行われる。こちらでも、資料を提示されて理解にもとづいて文章を書くという評価方式。平常点評価でも試験評価でも、評価形式は同一と考えられる。

5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

全教科が「市民の育成」にかかわっているといえる。学際的におこなわれている例として「環境教育」の例をあげると、小学校の「科学とテクノロジー」、中学校の「地理」、高校の「歴史・地理、地政学、政治科学」などで、エネルギー源、発電、気候変動などについて学習する。環境代表（éco-délégués）が2022年から毎年新学期に中学・高校で学級ごとに選出されるようになった。環境代表は、「生物多様性および気候変動」に関して、意識を高め、行動するための学校にするために中心的な役割を果たす。「エネルギー消費をどう減らすか」「交通移動の手段をどう考えるか」「学校の建物のなかでの光熱の使用をどう考えるか」など、教科外活動を通して環境保護を考える機会が設置されている。

6 特記事項

フランスの場合、落第が多いために、高校生で成人に達する生徒は多い。その場合、成人としての扱いをうける。（行事参加などで親の同意が不要になるなど）

学校参加制度 中学・高校でクラス代表選出 学級評議会（各学級につくられる）

学校の代表（クラス代表の代表が学校管理評議会に参加。中学・高校生活評議会は全校生徒から直接毎年選出）。近年では「環境代表」。

学級、学校において投票を行う。それが民主主義の習得、体験的な学習。

7 日本への示唆（提案）

「道徳・市民」科が一つのカテゴリーに。共和国の価値（人権の尊重はその一つに含まれる）についての学習は、道徳学習の一部となる。

市民の育成が学校全体の目的（教育の法律上の目的は「知識の伝達に加えて共和国の価値を共有させること」とある。）

学校は民主主義を学ぶ場所、学校は民主的が運営される場所。生徒代表の選挙。学校管理評議会でも多くのことを決定。中学・高校生活評議会などで生徒にとって身近な問題を話し合う機会が保障。環境問題も学校における環境問題を通しての学習。

大津 尚志（武庫川女子大学）

1 国（地域）名：フィンランド

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

- （１）選挙権年齢・法改正年：18 歳・1974 年
- （２）被選挙権年齢・法改正年：18 歳・1974 年
- （３）成人年齢・法改正年：18 歳・1974 年

3 社会系教科目の構造

（１）各国の学校教育制度

初等中等教育の教育行政について、地方が、責任をもって行っている。国の教育省は、教育提供のための基盤づくりや環境整備を担っている。

義務教育学校は、7 歳から 16 歳までとなっており、その後、高等学校または職業専門学校へと進学することとされている。

＜「フィンランド」国立教育政策研究所『諸外国における教育課程の基準（改訂版）－近年の動向を踏まえて－教育課程の編成に関する基礎的研究報告書 4』2013 年、pp.105-117.＞

＜酒井喜八郎「フィンランドの社会科教育と教師教育の関連の特質：ナショナルコアカリキュラム・教科書・ヘルシンキ大学の授業の分析から」南九州大学人間発達学部『南九州大学人間発達研究』8 号、2018 年、pp.87-98.＞

（２）社会系教科目の構造

義務教育学校：宗教、倫理、歴史、社会

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

（１）目標

教育課程の目標は、「人として、社会の一員としての成長」「生きるために必要な知識と技能」「教育の機会均等の推進と生涯学習の基盤づくり」とされている。

2016 年度より実施されているナショナルコアカリキュラムの教育目標は、「学びを奨励するとともに必要な知識を保証すること」とされている。教育目標のもとで、七つの汎用的能力を設定し、コンピテンシーベースの教育を行っているという特色がある。

＜酒井喜八郎「フィンランドの社会科教育と教師教育の関連の特質：ナショナルコアカリキュラム・教科書・ヘルシンキ大学の授業の分析から」南九州大学人間発達学部『南九州大学人間発達研究』8 号、2018 年、pp.87-98.＞

（２）スタンダード

社会科の目標は、「積極的で責任ある生徒の成長を促す」ことである。社会問題を中心とする市民性を育成する教育が推進されている。フィンランドの社会科は、フィンランド社会で実際に起こっている問題を取り上げ、シティズンシップ教育を行っている。社会科は重視されている傾向が見られるとされている。

＜酒井喜八郎「フィンランドの社会科教育と教師教育の関連の特質：ナショナルコアカリキュラム・教科書・ヘルシンキ大学の授業の分析から」南九州大学人間発達学部『南九州大学人間発達研究』8 号、2018 年、pp.87-98.＞

(3) 評価

義務教育学校における評価は、目標に準拠した評価がなされている。観点別評価の具体的な観点としては、全教科共通のものとして、「進歩」(edistyminen)、「活動技能」(työskentely)、「態度」(käyttäytyminen)が設定されているとされる。

＜「フィンランド」国立教育政策研究所『諸外国における教育課程の基準（改訂版）－近年の動向を踏まえて－教育課程の編成に関する基礎的研究報告書4』2013年、pp. 105-117.＞

5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

義務教育学校では、すべての子どもが、共通の教科の教育内容を学ぶ。教科横断的な教育の取組として、2004年のナショナルコアカリキュラムでは、「人間として成長すること」「文化的アイデンティティと国際化」「メディア使用技能とコミュニケーション」「参加型の市民性と起業家精神」などといったテーマが挙げられている。

＜酒井喜八郎「フィンランドの社会科教育と教師教育の関連の特質：ナショナルコアカリキュラム・教科書・ヘルシンキ大学の授業の分析から」南九州大学人間発達学部『南九州大学人間発達研究』8号、2018年、pp.87-98.＞

6 特記事項

フィンランドは、女性の政治への進出と男女平等を進めている。

先に述べた七つの汎用的能力とは、「思考、いかに学ぶかを学ぶスキル」「文化的な能力、インターアクション、表現力」「自分への配慮、日常生活のスキル」「マルチリテラシー」「ICTのスキル」「ワークライフのスキルと起業」「参加、影響を与えること、持続可能な未来の建設」とされている。

これらのうち「参加、影響を与えること、持続可能な未来の建設」では、次の二つが示されている。第一に、生徒が「自分が影響を与えることができること、及び持続可能な未来建設への動機とスキルを持つことに対する自信が生まれる」ようにすることが求められている。第二に、生徒が、「自分の学習と集合的な学校の学習、学習環境の計画、実現、評価に参加する」ことが求められている。

＜岩竹美加子「フィンランドの教育、日本の教育」南斎大学『南山大学ヨーロッパ研究センター報』26号、pp.1-23.＞

7 日本への示唆

コンピテンシーベースの教育のもとで、フィンランドの社会系教科は展開されている。フィンランドの教育の中で、「参加」と「影響を与えること」は重要と考えられている。学校教育において、実際に、学校で参加、影響を与える生徒の体験が、「市民社会への参加、影響を与えること、持続可能な将来へと繋げられる」という考え方のもとで、シティズンシップの育成がなされている。

磯山恭子（国立教育政策研究所）

1 国（地域）名：スウェーデン

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

- （１）選挙権年齢・法改正年：18 歳・1974 年
- （２）被選挙権年齢・法改正年：18 歳・1974 年
- （３）成人年齢・法改正年：18 歳・1974 年

3 社会系教科目の構造

（１）各国の学校教育制度

初等中等教育の教育行政について、地方が、国の制度や方針の範囲内で行っている。国の教育省が、教育制度の枠組みを定め、教育政策における基本方針を示している。義務教育学校は、7 歳から 16 歳までとなっており、その後、高等学校または職業専門学校などの後期中等教育学校へ進学することとされている。

＜文部科学省「世界の学校体系：スウェーデン王国」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/attach/1396864.htm) (visit; 2021.6.18.) >

（２）社会系教科目の構造

義務教育学校：地理、歴史、宗教、公民 高等学校：企業経営、社会科学

＜Skolverket. (2018).Curriculum for the compulsory school, preschool class and school-age educare 2011 Revised 2018. Skolverket. (2013). Curriculum for the upper secondary school.>

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

（１）目標

①義務教育学校 以下の知識を身につける。

公民（Civics）：個人と社会が互いにどのように影響し合っているか

②中等教育学校 以下の知識を深める。

企業経営と経済学（EK）：経済関係、企業の役割とその責任、企業の設立と運営、およびスウェーデンの法制度

社会科学（SA）：スウェーデンやその他の国々の社会の状況、個人と社会の相互作用、人々の生活状況が時間と空間による変化

＜Skolverket. (2018).Curriculum for the compulsory school, preschool class and school-age educare 2011 Revised 2018. Skolverket. (2013). Curriculum for the upper secondary school.>

（２）スタンダード

①義務教育学校

第 1～3 学年：一緒に暮らす、近所に住んでいる、世界で暮らす、現実を見つめる

第 4～9 学年：個人とコミュニティ、情報・通信、権利と司法制度、社会資源とその配分、意思決定と政治思想

②中等教育学校

企業経営と経済学（EK）：選択した職業に適用できる職業分野

社会科学（SA）：社会科学分野での高等教育の研究の準備

< Skolverket. (2018). Curriculum for the compulsory school, preschool class and school-age educare 2011 Revised 2018. Skolverket. (2013). Curriculum for the upper secondary school. >

（３）評価

企業経営と経済学（EK）：主に経済学、法学、その他の社会科学分野での高等教育研究に必要な知識を持っている必要がある。

社会科学（SA）：社会科学の幅広い分野での高等教育研究に必要な知識を持っている必要がある。

< Skolverket. (2018). Curriculum for the compulsory school, preschool class and school-age educare 2011 Revised 2018. Skolverket. (2013). Curriculum for the upper secondary school. >

（４）その他

スウェーデンの市民教育を検証した社会系教科教科書の研究によると、民主主義の価値や市民活動については、投票以外はあまり注目されていないとされている。

< Cecilia Arensmeier. (2018). Different Expectations in Civic Education: A Comparison of Upper-Secondary School Textbooks in Sweden. Journal of Social Science Education. Volume 17, Number 2, Summer 2018. pp. 5-22. >

5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

①義務教育学校：家庭、技術、化学

②中等教育学校：電気・エネルギー、工業技術、天然資源利用、自然科学、技術

< Skolverket. (2018). Curriculum for the compulsory school, preschool class and school-age educare 2011 Revised 2018. Skolverket. (2013). Curriculum for the upper secondary school. >

6 特記事項

一般的に、スウェーデンの選挙の投票率の高さの要因の一つに、子どもへの民主主義教育の充実があげられている。

< 田中久雄「スウェーデンの選挙制度について（シンポジウムⅡ民意は反映されているかー日本の選挙制度を再考するー）」『法学論叢』56巻1号、2020年、pp. 157-167. 泉水健宏「英国及びスウェーデンの選挙制度及び政治資金制度ー海外調査報告ー」参議院事務局企画調整室『立法と調査』No. 284、2008年8月、pp. 64-74. >

7 日本への示唆

スウェーデンの社会系教科では、共通のスコープのもとで体系的な公民教育がなされていることがわかる。日本との相違の要因を精査する必要があるが、学校教育において積極的に民主主義に関する教育を行っていると言える。

磯山恭子（国立教育政策研究所）

1 国（地域）名：中華人民共和国

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢（毛里：2012、大林・白水：2018 を参照）

（１）選挙権年齢・法改正年：18 歳。1954 年憲法制定以後変化なし。現行の選挙は、1979 年の新選挙法に基づく。

（２）被選挙権年齢・法改正年：18 歳。選挙権同様に憲法制定以後変化なし。

（３）成人年齢・法改正年：18 歳。憲法制定以後変化なし。

3 社会系教科目の構造（藤原：2018、二宮：2018、文部科学省：2022 を参照）

（１）中国の学校教育制度

就学前教育は、幼稚園（幼児園）または小学校付設の幼児学級で、3～6 歳の幼児を対象として行われている。義務教育は 9 年制で、1986 年に義務教育法が成立し施行された。

（２）社会系教科目の構造

2011 年度版の「課程標準」によると、義務教育段階に関しては、道徳及び社会系の教科として、「品徳と生活」、「品徳と社会」、「思想品德」がある。小学校第 1 学年～2 学年は「品徳と生活」、3 学年から 6 学年が「品徳と社会」、初級中学の 7 学年～9 学年が「思想品德」となっている。2016 年に「青少年法治教育大綱」が示され、小・中・高の道徳系教科が、法治教育を行う専門の科目として位置付けられることになった。そのため、「品徳と社会」と「思想品德」の教科書名が「道徳と法治」と改められた。

このように中国における社会系科目は、道徳と社会科が一体となった科目（「品徳と生活」、「品徳と社会」、「思想品德」）が義務教育段階に一貫して設置されており、日本における中学校や高等学校に相当する段階において歴史や地理、政治などを並行して学ぶ教育課程になっている。

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

（１）目標

「品徳と生活」：小学校における「品徳と生活」の大きなねらいは、児童に、より良い道徳性と生活習慣を身につけさせ、生活を希求するように導こうとするところにある（那：2015）。「品徳と社会」：生徒の良好な道徳品性の形成と社会的発展を促進し、生徒が社会を認識し、社会に参加・適応して、思いやりと責任感があり、良好な行為習慣と個性的品性を有する社会主義のよき公民になるように基礎をつけること（沈：2015）。

「思想品德」：生徒が理想、道徳、教養、紀律意識のあるよき公民になる基礎をつけること（沈：2015）

法治教育の基本目標：社会主義の中心的価値観を指針にして、法治に関する知識を普及させ、遵法の意識を養成して、青少年に個人の成長と社会生活に参加するために必要な法律の常識及び制度を身に付けさせ、行為に関する規則について明らかにさせ、遵法の精神を自覚させる。（沈：2017）

道徳性の育成を柱に小・中・高の社会系教科目が体系的に配置されている。

（２）スタンダード

「品徳と生活」の内容：「健康で安全な生活」、「快活で積極的な生活」、「責任感が

あり、愛のある生活」、「頭を動かし、創意ある生活」（那：2015）

「品德と社会」の内容：「社会環境」、「社会活動」、「社会関係」という三つの方面から、「個人」、「家庭」、「学校」、「地域社会」、「祖国」、「世界」に関するモラルと社会的知識・技能を大きな項目として設定。（沈：2015）

「思想品德」の内容：心理、道德、法律、国状の四領域。（沈：2015）

「思想政治」の内容：「経済生活」「政治生活」「文化生活」「生活と哲学」の四科目。（沈：2015）

「道德と法治」の基本内容：青少年の法治教育は、法律の常識、法治の理念、法治に関する原則、法治に関する制度を中心とし、青少年の心身の特徴及び発達の必要と関連させ、青少年と家庭、学校、社会、国家との関係と結合して、公民の基本的権利・義務、家庭との関係、社会活動、公共における生活、行政管理、司法制度、国家機関などの領域の主な法律・法規、及び我が国が署名・加入した重要な国際条約の主要な内容を段階ごとに、系統的に配置すべきである。（沈：2017）

子供の生活体験と関連づけながら、内容が体系的に配置されている。

（3）評価：教育部が義務教育の質評価の手引きを公表し、多様な評価方法を組み合わせた多元的評価を推進。（文部科学省：2021）

（4）その他：法教育とはいえ、社会規範を遵守する道德教育の側面が強いことが特徴（宮本：2017）

5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

2005年から実施されている「総合実践活動」は、探究や制作などの方法によって、子どもの総合的な素質を養おうとしている（桑原・周：2020）。

6 特記事項：子ども・若者のために展開されている政治的・社会的制度や取り組みなど

「社会性と情動の学習」を利用した学力及び発達に関する研究が推進されている（文部科学省：2022）。

7 日本への示唆（提案）

社会系教科が道德と一体となっていることが中国の特徴である。近年はそれに法教育が統合され、道德性育成を核として遵法意識を身に付けた公民の育成が目指されている。日本においても、公民教育の道德化が進んでいる傾向があり、中国の公民教育の動向を検討しつつ、日本の公民教育の今後について議論を深める必要がある。

参考文献

- ・大林圭吾・白水隆『世界の選挙制度』三省堂、2018年。
- ・藤原文雄『世界の学校と教職員の働き方 米・英・仏・独・中・韓との比較から考える日本の教職員の働き方改革』学事出版株式会社、2018年。
- ・沈曉敏「中国における社会科教育の動向—小学校における「品德と社会」から「道德と法治」への変容を中心に—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.131、2017年、pp.87-99。
桑原敏典（岡山大学）

1 国（地域）名：韓国

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

- （１）選挙権年齢・法改正年：18 歳以上・2019 年
- （２）被選挙権年齢・法改正年：18 歳以上・2021 年（ただし大統領選挙は 40 歳以上）
- （３）成人年齢・法改正年：19 歳・2011 年

3 社会系教科目の構造

（１）各国の学校教育制度

韓国は日本と同様に 6・3・3・4 制の教育制度をとり、初等中等段階については教育部がカリキュラムの全国的基準を定めている。本格的なナショナル・カリキュラムは 1954 年に示された第 1 次教育課程であり、その後、1997 年までに 7 次の改定を重ねている。第 7 次教育課程以降は、随時改定の導入により次数ではなく改定年を冠する名称が採用され、直近の教育課程は「2015 改定教育課程」となっている。この「2015 改定教育課程」の特質はコンピテンシーを基盤に据えた点にあり、重点的に育むべき「核心力量」として①自己管理能力、②知識情報処理能力、③創造的思考力、④審美的感性力、⑤コミュニケーション力、⑥共同体力の 6 点が掲げられている。

（２）社会系教科目の構造

教科「社会」の学習は、小学校 3 年生から開始され中学校 3 年生まで継続する。その学習内容は、政治、法、経済、社会・文化、地理認識、場所と地域、自然環境と人間生活、人文環境と人間生活、持続可能な世界の各領域から構成されている。これに加え、歴史も「社会」の一領域として組み込まれている。高等学校には必修修科目として「韓国史」と「統合社会」が設置され、これに加えて生徒の適性・進路に応じて選択科目（一般選択 9 科目、進路選択 3 科目からなる）を履修することとなっている。

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

（１）目標

高等学校の必修科目「統合社会」には、以下の 3 つの目標が設定されている。

- ア．時間的、空間的、社会的、倫理的観点を通して、人間の生活や社会事象を総合的に眺める力を養う。
- イ．人間と自己の生き方を取り巻く多様な環境および複合的な社会事象について、過去の経験や資料、多様な価値などを考慮しながら探究し、省察する能力を養う。
- ウ．日常生活や社会で生起する多様な問題に対する合理的な解決策を模索し、それを通じて共同体の構成員として自己の生き方を総合的な観点から省察し、設計する能力を養う。

総合的な見方・考え方を重視する点、現実社会との接点を重視する点、そして学習者の生きる文脈との関連を図ろうとする点などにおいて、日本の学習改革と類似した動向を確認することができる。

（２）スタンダード

韓国社会も民主主義と資本主義を基調にしており、公民教育の学習内容は日本と共通し

たものが多い。それらは、以下に示す中心概念を設定することで体系化が図られている。すなわち、政治領域には「A 民主主義と国家、B 政治過程と制度、C 国際政治」、法領域には「A 憲法と私たちの生活、B 個人生活と法、C 社会生活と法」、経済領域には「A 経済生活と選択、B 市場と資源配分、C 韓国経済、D 国際経済」、社会・文化領域には「A 研究方法、B 個人と社会、C 文化、D 社会階層と不平等、E 現代社会の変容」の中心概念が設けられ、小学校から高等学校に至る各段階で学ぶべき内容要素やスキルなどが示されている。その内容編成は、いわゆる同心円拡大原理を基本に据え、身近で分かりやすい事象から広域的で複雑な事象に発展する形で構成されている。例えば、政治領域では第3・4学年で地域社会における住民参加などを学んだのち、中学校・高校段階で国家レベルの統治原理や政治参加、国際社会における政治的諸課題などを学ぶ構成が採られている。

5 特記事項

特筆すべき事項として、学校自治の強化を取り上げたい。この動きは、2009年に実施された広域自治体の「教育監」（日本の教育長に相当し、全国で17人を選出する）を直接選挙で選出する地方教育行政制度の導入を契機に進展してきた。この改革によって教育監の指揮のもと、各自治体の独自の判断による政策策定が可能になったが、京畿道の教育監に選出された金相坤が「革新学校」と呼ばれる斬新な学校づくりを推奨し、この動きが全国的に拡大することとなった。

革新学校は教育監が指定・運営する自律的な学校で、学校構成員（子ども・教職員・保護者）による自治が重要な原理に位置づけられ、それを通じて民主主義を実現することが目指されている。この基本方針のもとで、子どもたちの自治活動を支援することが重点的な施策に位置づけられており、それをカリキュラムのなかに正当に位置づけることや財政的に支援する取り組みなどが進められてきた。日本でも18歳選挙権の導入を契機に学校自治の重要性が再認識されつつあるが、韓国では教育行政制度の改革を伴い、より急進的な改革が進展している。ただ、保守系の教育監が選出される動きも生じており、革新学校が維持されていくのか、今後の動向が注目される。

6 日本への示唆

周知の通り、韓国は植民地支配を経験し、解放後も冷戦構造を背景にした独裁政治が長期間継続してきた。民主化が達成されたのは1980年代末のことであり、この間、植民地支配や独裁政治に抗する種々の社会運動が展開され、青少年を主体とした運動も存在してきた。それらは歴史教育の学習対象に位置づいており、政治学習を補完する役割を担っている。民族独立闘争を戦い、社会運動を通じて民主化を実現してきた韓国社会に固有のアプローチと言えようが、学生運動を歴史教育の題材とすることがほとんどなく、「失敗」や「挫折」のイメージが先行してきた日本とは対照的である。また、日本では植民地下の抵抗運動を扱う教育活動について「反日」の側面がクローズアップされがちであるが、政治参加や民主主義、人権などが学ばれている点を見落とすべきではないだろう。

小瑶史朗（弘前大学）

1 国（地域）名：インドネシア

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

- （１）選挙権年齢・法改正年：17 歳以上または既婚の国民(1953 年総選挙法、婚姻法)
- （２）被選挙権年齢・法改正年：21 歳（1953 年 総選挙法）
- （３）成人年齢・法改正年：21 歳（1847 年 民法）

3 社会系教科目の構造

（１）インドネシアの学校教育制度

6・3・3 制、義務教育期間 7 歳から 15 歳、【2 学期制】7 月～12 月、1 月～6 月
インドネシアにおける義務教育は小学校（Sekolah Dasar）が 6 年、中学校（Sekolah Menengah Pertama）が 3 年の計 9 年である。教育文化省が所管である一般学校の他に、宗教省の管理下にあるイスラム系学校への入学が可能である。インドネシアの公立小学校では、宗教、公民、インドネシア語、数学、自然学、社会学、芸術・文化、運動・健康などを学ぶ。中学校ではこれに英語や図画工作などが加わる。他方、通称マドラサと呼ばれるイスラム系学校では、イスラム教教育に重きを置いたカリキュラムで運営されている。マドラサは通学制であるがプサントレンと呼ばれる寄宿塾もある。1945 年独立後、教育カリキュラムを（1947、1964、1968、1975、1984、1994、1997、2004、2006、2013）10 度改訂。前期中等教育は、3 年間、中学校及びイスラム中学校で行われる。修了時には国家試験が行われ、合格者には、後期中等教育への進学となる前期中等教育修了証が与えられる。後期中等教育は、3 年間、普通教育に重きを置いた一般高校とイスラム高校、また職業技術教育に重きを置いた一般職業高校とイスラム職業高校で行われ、修了時には、一般高校とイスラム高校では後期中等教育修了証が、一般職業高校とイスラム職業高校では後期中等職業教育修了証が与えられる。また、いずれの学校種でも、修了時の国家試験に合格した者には、高等教育に進学するための基礎要件となる国家修了証が授与される。

2022 年に始まった Merdeka Belajar：ムルデカ・ブラジャー：自由で自律した学び/教育の規制緩和 5 カ年計画が開始されている。小中高校の統一国家試験（Ujian Nasional）廃止。JETORO インドネシア教育（EdTech）産業調査より

（２）社会系教科目の構造

社会科学分野の科目として、歴史・地理・経済学がおかれ、小学校 4 年から中学校 3 年まで各科目週 1 時間が配列される。高等学校段階では、歴史のみ週 2 時間が実施される。

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

（１）目標：パンチャシラ

公民系科目は、社会科学分野とは、別の教育分野におかれ、科目：宗教と別に「パンチャシラと公民」が設定される。小学校では各学年週 6 時間、中学校・高等学校では 2 時間が位置付く。パンチャシラとは、インドネシアの 1945 年憲法前文に記される建国五原則である。五つの原則とは、1. 唯一至高なる神、2. 公平で文化的な人道主義、3. インドネシアの統一、4. 協議と代議制において叡智によって導かれる民主主義、5. インドネシア全国民に対する社会的公正。第 1 の原則においては、イスラム、カトリック、プロテスタ

ント、ヒンドゥー、仏教、さらに儒教を公認宗教としている。スハルト政権の全盛期においては、国民統合・国家開発をめざすなかで、パンチャシラを国民に理解させることが重視され、思想統制の手段としても利用されてきた。1975年のカリキュラム改訂により、「パンチャシラ道德教育」が正式に学校教育における教科と位置づけられました。その後、「パンチャシラ教育」と名称は変更されましたが、スハルト体制崩壊後は、「パンチャシラ」は、科目名には用いられなくなる。しかし、「公民教育」のなかで、その理念は継続して教えられている。(文教大学教育研究所 HP 参考)

(2) スタンダード

丸暗記が中心の学習形式から転換、「発想力や創造力」の育成。2012年 PISA (国際学力調査) 65 カ国・数学 64、理科 64、読解力 60。タイやベトナム、マレーシアを下回る。インドネシアの高校には、一般高校、イスラム高校そして職業高校と3つの種類がある。一般高校／イスラム高校では、様々なコースが開設されており、高校1年生は、共通コースで学び、2年生および3年生は日本でいう文系・理系のように「理科系」「社会科系」「言語系」「宗教科系」(イスラム高校のみ)の4コースに分けられる。

(3) 評価

小学校、中学校、高校すべての段階で卒業するための統一国家試験が実施されていたが、2022年：小中高校の統一国家試験 (UN : Ujian Nasional) を廃止。PISA (国際学力調査) での近隣諸国との比較において学力の低さが問題とされている。

5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

理科、地理、英語の授業を減。①学習者中心 ②双方向的・相互的な教育手法 ③ ネットワークの活用 ④ 受け身から自発的な教育方法へ (科学的アプローチ) ⑤ グループ学習 ⑥ マルチメディアの活用 ⑦ 各学習者の潜在的可能性の発展、学習者のニーズを満たす教育手法へ ⑧ 多分野 (他教科) との連携・協同 ⑨ 受動的から批判的・批評的な教育手法へ 改革を進めてきている。

6 日本への示唆 (提案)

多様な民族からなる社会において、5つの原則からなるパンチャシラを基本とする思想・考え方がインドネシアの特徴である。多様性の中での社会的公正をどのように考えるのか、日本の公民教育の今後について議論を深める必要がある。大多数の国民がスマートフォンを所持しており、統一国家試験もコンピュータベースで行われるなど、かねてから教育の ICT 化が進められていることも、これからの教育のあり方について示唆を得られよう。

参考文献

- ・インドネシア共和国 (https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_002.pdf)
- ・村井吉敬・佐伯奈津子・間瀬朋子『現代インドネシアを知るための 60 章』明石書店、2013.
- ・インドネシア教育文化省 (<https://www.kemdikbud.go.id/main/2022.12.31> 閲覧)

峯 明秀 (大阪教育大学)

1 国（地域）名：フィリピン共和国

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

（1）選挙権年齢・法改正年：18歳・1973年

The Constitution of the Republic of the Philippines. (1973). Article VI. Suffrage

（2）被選挙権年齢・法改正年：25歳（下院議員）・35歳（上院議員）

（3）成人年齢・法改正年：18歳・1987年

The Family Code of the Philippines: Executive Order No.209. (1987) .

3 社会系教科目の構造

（1）各国の学校教育制度

初等教育（小学校：Elementary School）が6年間、中等教育（現地では High School という）が4年間の6－4制から、中等教育を2年間上積みし、さらに5歳児（Kindergarten、日本という幼稚園年長）から公的教育を開始する「K to 12」（幼稚園1年間、小学校6年間、中学校（Junior High School）4年間、高等学校（Senior High School）2年間の制度へ移行中である。

（2）社会系教科目の構造

幼稚園から小学校は環境拡大法による配列となっている。具体的には、次のような内容となっている。

幼稚園：私とコミュニティ。小学校（1年：私・家族、学校。2年：過去と現在のコミュニティ。3年：フィリピンの地方。4年：国（Country）としてのフィリピン。5年：国家（Nation）としてのフィリピン。6年：ナショナリズムの挑戦と応答）。

中学校段階は歴史と経済、政治的諸問題となっている。

7年：アジアの歴史。8年：世界史。9年：経済。10年：現代の諸問題（政治的問題・人権問題・ジェンダー問題・教育問題・市民権）。

高等学校段階では、市民としての社会への関わりが中心題材となるものとなっている。11～12年において、「文化社会と政治、社会科学、応用社会科学、フィリピン政治と統治、世界宗教と信条、21世紀文化の傾向とネットワークと批判的思考、コミュニティへの関与・連帯・市民権」を学習させるようになっている。

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

（1）目標：社会科カリキュラムは、社会、国、世界の生活に参加するフィリピン人としての特定のアイデンティティと役割を持つ若者を育成することを目的としている。アイデンティティと市民の能力の開発に加えて、個人と集団の未来を形作るために、社会の過去と現在、社会と自然、世界との関係、それらがどのように変化し進化するかを理解する必要がある。

（2）スタンダード or コンピテンシー：社会科においては、公民系の内容が中心を占めている。また、上記の目標を達成するには、社会科の相互に関連する次の5つのコンピテンシーが必要であるとされている。次の5つである。

(i) 調査と吟味、(ii)情報の分析と解釈、(iii) 研究、(iv) コミュニケーション：特にエッ

セイの書き方、(v) 倫理基準の遵守。

(3) 評価：K to 12 社会科カリキュラムでは、形成的または総括的評価を通じて、個別に、またはグループごとに評価される。総括評価は、筆記、パフォーマンスタスク、および4分の1学期ごとのテストで構成される。

5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

社会科の内容は本質的に学際的である。トピックは相互にリンクおよび接続している。深い概念や思想をより理解できる他教科（言語、自然科学、芸術）とのつながりがある。

6 特記事項

子ども・若者のために展開されている政治的・社会的制度や取り組みなど。

「Kabataang Barangay（青年バランガイ議会）」という青年層からの選挙にて選出される議会がある。バランガイは、フィリピンにおける最小の地方自治単位である。また、「Sangguniang Kabataan（青年協議会）」という公選協議会もある。

7. 日本への示唆（提案）

学校等で学んだことをコミュニティにて公的に議論することができる点は、示唆に富む点である。また、フィリピンの課題である地域差への対応、多様性と国家（基準、統一）との調整が教育、特に学校教育に課されている。フィリピンの未来には教育が重要である。

主要参考文献

- Congress of the Philippines. 2016. *Republic Act No. 10742. An act establishing reforms in the sangguniang kabataan creating enabling mechanism for meaningful youth participation in nation-building and for other purposes.*

フィリピンの教育政策や社会科等に関しては、フィリピン教育省（Department of Education）のウェブサイトに掲載されている次の文書等を参考とした。

- *K to 12 Araling Panlipunan gabay pangkurikulum.*
- *K to 12 Senior high school core curriculum - Introduction to the philosophy of human person.*
- *K to 12 Senior high school core curriculum - Komunikasyon at pananaliksik sa wika at kulturang Pilipino.*
- *K to 12 Senior high school core curriculum - Media and information literacy.*
- *K to 12 Senior high school core curriculum - Oral communication in context.*

Ms. Sheridan Matias Reyes（Teacher of Jose V. Palma Senior High School in Quezon. Ehime University Teacher Training Students under the Japanese Government (MEXT) Scholarship Program. 2020年11月～2022年3月）に協力いただいた。記して感謝申し上げます。

鴛原 進（愛媛大学）

1 国（地域）名：オーストラリア

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

- （1）選挙権年齢・法改正年：18歳（1973年、21歳から改正）、義務投票制。
- （2）被選挙権年齢・法改正年：18歳（1973年、21歳から改正）
- （3）成人年齢・法改正年：18歳（1970～74年。州により異なる。）

3 社会系教科目の構造

（1）オーストラリアの学校教育制度

①ナショナル・カリキュラムの導入

2008年の「メルボルン宣言」でナショナル・カリキュラム（NC）の実施決定。2010年に導入開始（2014年に全科目導入完了、2015年に ver.8 が開始。その後 ver.8.4 に更新。ver.7.5 が2017年末に削除。2022年4月に次期 NC の ver.9 が承認・公開。2023年1月～2月の新年度より順次施行）。ACARA（Australian Curriculum Assessment and Reporting Authority：豪州カリキュラム評価報告機構）が6年毎に NC を策定する。

②オーストラリアの学校教育制度

義務教育は、5歳（準備・移行学級）、6歳（1年）～11歳（6年）が初等段階、12歳（7年）～15歳（10年）が前期中等段階の計11年。後期中等段階は16歳（11年）、17歳（12年）。その後、高等教育機関の大学（4年）、大学院（修士2年、博士3年）の他、公立技術継続教育機関の TAFE（Technical and Future Education）や私立専門学校の VET（Vocational Education and Training）（1～2年）等への進学者も多い。これらを含めた高等教育機関進学率は114.19%（2021年）と、日本の64.62%（2021年）より高いが、19歳人口の高等教育進学率（国内）は41%（2016年）と注意が必要である。

（2）社会系教科目の構造：

義務教育（1～10年）の初等段階（1～6年）では、総合社会科として教科「人文・社会科学（HASS: Humanities and Social Sciences）」が設置され、「歴史」「地理」「公民とシティズンシップ（Civics and Citizenship）」「経済とビジネス」の4分野で構成（「公民とシティズンシップ」「経済とビジネス」は3年から開始）。前期中等段階（7～10年）では、分化社会科として「歴史」「地理」「公民とシティズンシップ」「経済とビジネス」の4科目が設置。中等段階（11、12年）にも、教科「人文・社会科学」が設置されているが、「古代史」「地理」「現代史」の選択科目のみで公民系科目は無い。但し、州独自の公民系科目として、例えば、西オーストラリア州は、選択科目「政治と法（Politics and Law）」を11、12年に設置している。従って、市民性育成は、基本的に、初等段階の必修教科 HASS の「公民とシティズンシップ」分野と、前期中等段階の必修科目「公民とシティズンシップ」において、3年～10年の8年間で行われる。

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

（1）目標：民主主義、衡平（equity）、公正（justice）を尊重しながら、道徳的・倫理的統合性に従って行動する、活動的で知識のあるコミュニティの構成員となる。

（2）スタンダード or コンピテンシー：NC は、「学習領域／教科（learning area／subject）」、

「汎用的能力 (general capability)」、「教科横断的優先事項 (cross-curricular priorities)」の3次元で構成。「汎用的能力」と「教科横断的優先事項」(先住民の歴史・文化等)は、教科と別領域ではなく各教科の内容を通して学習する。

「公民とシティズンシップ」の教育内容は、①「知識と理解」(「政府と民主主義」「法と市民」「シティズンシップ、多様性、アイデンティティ」と②「技能(スキル)」(「問いを立て、調査する」「分析、総合、解釈」「問題解決と意思決定」、「コミュニケーションと省察」)の2本柱で構成されている。

(3) 評価：豪州では、義務教育(1～10年)の初等段階(1～6年)と前期中等段階(7～10年)のそれぞれの最終学年(6年、10年)で、領域・科目「公民とシティズンシップ」に関する統一評価試験〔国家評価プログラム「公民とシティズンシップ」(The National Assessment Program- Civics and Citizenship : NAP-CC) (抽出調査)を2004年から3年ごとに実施。以下、2019年のNAP-CCの『公式報告書(National Report)』(2021年)より、問題内容、回答状況、正答率等の資料を分析対象とし、市民性育成の実態を解明する(紙幅の関係で部分的指摘に留める)。

NAP-CCは、2019年10月～11月に全豪の6年生332校5,611人、10年生295校の4,510人を対象にオンライン形式で実施された。予め用意された全179問(6年91問、10年126問、共通38問)から6年39問、10年42問を解答する形式で試験が実施された(7種類の6年用、9種類の10年用の試験問題から受験者にランダムに配信)。

以下、NAP-CC『公式報告書』に掲載された18問より、6年と10年の共通問題5問から1問を取り上げ、分析する。「政府と民主主義」の内容では、「国民投票」の最終決定者を4つの選択肢から選ぶ問題が出題されたが、正答の「豪州の人々」の選択者は6年36%、10年45%に留まった。主な原因は、6年28%、10年24%が誤答の「政府」を選んだことによる。豪州は、義務投票制ゆえ投票率も高く「間接民主主義」の理解は進んでいるが「国民投票」等の「直接民主主義」の理解が進んでいないことが伺われる。

5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

2019年のNAP-CCより「歴史」に関する出題が付加された。6年用の問題では1998年の先住民への「国家謝罪の日」が、豪州にとって重要な理由を2短文(1語～3文)で答えさせる出題があった。「豪州の過去と現在と、多様性のある世界との関係性」がテーマであったが、出題形式が記述式であったこともあり正答率は21%に留まった。

6 日本への示唆

日本では豪州と異なり、「全国学力・学習状況調査」等で社会科の調査が無いため、義務教育段階での市民性育成の達成度が不明である。ゆえに早期の調査実施を提案したい。

主要参考文献

- ・ Australian Curriculum (<https://www.acara.edu.au/curriculum>) 2022.12.31 閲覧。
- ・ 青木麻衣子・佐藤博志編著『第三版 オーストラリア・ニュージーランドの教育ーグローバル社会を生き抜く力の育成に向けてー』東信堂、2020年。

松井克行 (西九州大学)

1 国（地域）名：ニュージーランド

2 選挙権年齢（被選挙権年齢）と成人年齢

ニュージーランドは1893年に世界で最も早く女性が参政権を得た国である。

（1）選挙権年齢・改正年：18歳・1974年

（2）被選挙権・改正年：18歳

（3）成人年齢・改正年：20歳（個別の法に成人規定（概ね18歳）有り）・1970年

3 社会系教科目の構造

（1）教育の管轄

ニュージーランドでは教育省が教育を管轄し、乳幼児教育と学校教育の一貫性を重視した市民性育成を展開している。

（2）社会系教科目の構造

「ザ・ニュージーランド・カリキュラム」においては、社会科学が学習領域として設定されている。社会科学では「いかにして社会は機能しているか、いかにして人々は批判的、活動的、知性的かつ責任ある市民として社会に参加できるか」を学ぶ。

社会科学領域の構造は、初等が総合社会科、中等が総合的な社会研究を含む分化社会科である。初等では4つのストランドが設定されている。

○社会科学領域 初等（レベル1からレベル5）社会研究における 4つのストランド ・アイデンティティ、文化、組織 ・場所と環境 ・継続と変化 ・経済世界	中等（レベル6から8）における4つの分化領域 ・社会研究 ・歴史 ・地理 ・経済
---	--

社会科学では態度形成は極力排除されている。社会科学は、探究を学習の方法原理とすることが明記され以下の4つのアプローチが示されている。

- ・問いを持ち情報と背景にある考え方を収集しながら関連する現在の問題を調べる。
- ・人々が有する価値と見方を探究し分析する。
- ・人々が社会的行動における意思決定と参加をする方法を考察する。
- ・培ってきた社会の理解と必要とされる可能性のある市民としての対応を振り返る。

4 公民系教科目の教育目標・教育内容

（1）目標：乳幼児教育と学校教育の連結による市民性育成

ニュージーランドのナショナル・カリキュラムは、乳幼児期『テ・ファークィ』と学齢期『ザ・ニュージーランド・カリキュラム』によって構成されている。どちらも一貫して有能な市民の育成を教育目標としている。

（2）コンピテンシー

乳幼児教育カリキュラム『テ・ファークィ』は、ヨーロッパ系とマオリ系のカリキュラム開発者の協働によって策定された。策定過程において、マオリ系の教育思想を積極的に取り入れ二文化主義を徹底した。特にストランドとなる5つの要素における「帰属感」と「貢献」は、マオリ系の教育思想を背景にした要素となっている。「帰属感」は、子どもたち自身が地域社会において「自分の居場所がある」ことを感じるための要素である。「貢

献」は、集団内の活動において子どもたちが一個人として尊重されながら責任を果たす要素である。この二つの要素は西洋的な民主社会とマオリ的な部族社会を融合する独自の市民性育成の方向性を打ち出している。

○乳幼児教育カリキュラム『テ・ファークィ』5つの要素

- ・ウェルビーイング
- ・帰属感
- ・貢献
- ・コミュニケーション
- ・探究

初等中等教育カリキュラム『ザ・ニュージールランド・カリキュラム』は5つのコンピテンシーがストランドとなっている。特に「他者と関わる」、「参加と貢献」は、『テ・ファークィ』における「帰属感」「貢献」をベースとしている。「他者と関わる」、「参加と貢献」は市民性育成との関わりが深いコンピテンシーとなっている。

○初等中等教育「ザ・ニュージールランド・カリキュラム」5つのコンピテンシー

- ・自己管理
- ・他者と関わる
- ・参加と貢献
- ・言語、記号、テキストの活用
- ・思考力

(3) 評価

ニュージールランドでは、ラーニングストーリーと呼ばれる個人別のドキュメンテーションによって質的に市民性育成を評価している。

5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

他領域との共通する教育原理として「高い期待の原理」、「ワイタング条約の原理」、「文化的多様性の原理」、「インクルージョンの原理」、「学び方を学ぶ原理」、「コミュニティとの関わり方の原理」、「一貫性の原理」、「未来に焦点化する原理」の8つの原理が設定されている。特に「ワイタング条約の原理」、「文化的多様性の原理」、「インクルージョンの原理」は、マオリ族とヨーロッパ系の二文化主義とそれを発展させた多様性の尊重、ジェンダーフリー、特別支援が必要な人々との共生などを全ての学習領域において推進する市民性育成の原理となっている。

6 特記事項

2022年11月にニュージールランド最高裁判所が「18歳の選挙権年齢は、若者の政治参加の権利を不当に侵害している」として16歳に引き下げの検討を議会に命じた。

7 日本への示唆

ニュージールランドの市民性育成の特徴は、幼児教育と学校教育の接続にある。ここには領域教育と教科教育を共通の資質能力によって接続する論理が内包されている。

主要参考文献：

- ・大橋節子・中原朋生・内田伸子・上田敏丈『ニュージールランド乳幼児教育カリキュラム：テファークィ（完全翻訳）』建帛社、2021。

中原朋生（環太平洋大学）

3-3. 研究の成果

(1) 選挙権年齢と成人年齢

調査国・地域の選挙権年齢と法改正年、成人年齢と法改正年は以下の表3-1に示した通りである。

表3-1 海外の選挙権年齢と成人年齢

国名	選挙権		成人	
	選挙権年齢	改正年	成人年齢	改正年
アメリカ	18歳	1960-70年代 ^{※1}	18、19、21歳 ^{※3}	1970年代
カナダ	18歳	1970年	18歳	1980年
イギリス	18歳 ^{※2}	1969年	18歳	1969年
フランス	18歳	1974年	18歳	1974年
スウェーデン	18歳	1974年	18歳	1974年
フィンランド	18歳	1974年	18歳	1974年
中国	18歳	1954年	18歳	1954年
韓国	18歳	2019年	19歳	2011年
フィリピン	18歳	1973年	18歳	1987年
インドネシア	17歳	1953年	21歳	1847年 ^{※4}
オーストラリア	18歳	1973年	18歳	1970-74年 ^{※5}
ニュージーランド	18歳	1974年	18歳	1970年

※1 ほとんどの州で1971年の合衆国憲法修正第26条制定に伴って、1970年代に18歳に引き下げられたが、ワシントンD.C.、ニューヨーク州、ヒューストンでは、1965年の投票権法(Voting Rights Act of 1965)成立の影響で1960年代に18歳に引き下げられている。

※2 スコットランド議会の選挙権は、2015年から16歳になっている。

※3 2008年の国会図書館の調査では、18歳：45州、ワシントンD.C.、19歳：2州（アラバマ州、ネブラスカ州）、21歳：3州（コロラド州、ミネソタ州、ミシシッピ州）となっている。

※4 他の国とは状況が異なるが、オランダ植民地時代の民法をそのまま使用している。

※5 州により異なっている。

ほとんどの調査国・地域では、1960年代後半から1970年代前半に選挙権年齢を18歳に法改正している。インドネシアは1953年から他の国・地域より1歳若い17歳としており、中国も1954年の憲法制定時から18歳としている。一方、韓国は2019年と最近に18歳に引き下げている。成人年齢も選挙権年齢と同様に、多くの国・地域で1960年代後半から1970年代前半に18歳に法改正している。インドネシアは、建国後も植民地時代の民法を使用しており、1847年から21歳と変わっていない。中国は、選挙権年齢と同様に1954年から18歳としている。韓国は、選挙権年齢改正より8年前の2011年に、成人年齢を18歳に引き下げている。多くの国・地域では、選挙権年齢も成人年齢も50～70年前に18歳に引き下げられており、その後、公的カリキュラムは何度も改訂されているため、明確に18歳選挙権・成人を意識した記載は見当たらないが、18歳で選挙権を得ること、成人として責任を持つことを前提としたカリキュラムとなっている。

桐谷正信（埼玉大学）

（２）各チーム別調査のまとめ

ア 北米チーム

（ア）18歳市民力に関する論点

①私的領域と公的領域

市民力育成に関しては、私的領域（個人、家庭、民族集団）と公的領域（国家、社会、学問）の要求をどのように調和すべきか論点となった。ここでいう私的領域とは、子どもたち一人ひとりのアイデンティティ形成に深く関わる領域である。また公的領域とは公教育において展開される国民育成、社会認識形成、学問に関わる領域である。

アメリカ合衆国では基本的に両者を峻別し、公的領域を中心とした社会科スタンダードを形成し、18歳市民力の形成を図っていた。しかし、カナダ（アルバータ州）に関しては、私的領域に基づくアイデンティティ形成を市民力育成の柱の一つとして、積極的にその育成を公教育内で展開していた。

②コンテンツベースとコンピテンシーベース

北米の調査対象地域は、概ねコンテンツベースからコンピテンシーベースへの移行期であることが確認できた。しかし、全米レベルの場合はNCSSのC3フレームワークに代表されるように、各教科が縦割りによってスタンダードを編成していた。つまり、社会科は社会科の専門家・実践者が、理科は理科の専門家・実践者が別個にフレームワークやスタンダードを編成していた。このため、各教科のコンテンツを重視した編成になりがちであった。そこでは、市民力を育成するために通教科的な視点や教科を統合する視点から大胆にコンピテンシーベースに移行することが難しい状況が見られた。

このような中、各州レベルでは全米レベルのフレームワークやスタンダードを参照しつつも、独自にコンピテンシーベースへの移行する試みも見られた。例えばイリノイ州シカゴ学区では、「エンパワメントの格差是正」を掲げ市民性教育を推進するために作成した計画書『関与への準備(Ready to Engage)』において、学校で教科を超えて市民性教育に取り組む9つの方法が提示されていた。

③小さい公民と大きい公民

18歳市民力育成に向けて北米の調査対象地域は、小さい公民と大きい公民を巧みに組み合わせて教育を展開していた。小さい公民とは、社会系教科目の内部の「シビックス」のように科目としての公民である。小さい公民は、各地域に共通して政治学・法学を中心とする学問ベースの学習を展開していた。それに対して大きい公民とは市民力育成という共有目標のために、通教科的な視点や教科外教育も巻き込むものである。例えばユタ州ではアメリカの共和的な民主主義が維持してきた「開かれた心」「参画」「誠実」「問題解決」「責任」「勤勉」「レジリエンス」「共感」「自制心」「協働」といった諸価値を発達させることを教科を超えた市民力育成の柱としていた。

（イ）まとめ

北米の市民力育成の鍵は、アイデンティティの取り扱いにある。従来はアイデンティティ形成を捨象した国民形成と学問知形成が中心であった。しかし現在はカナダを中心にアイデンティティ形成と市民性形成を両立しようとする動きが見られた。アメリカ合衆国のイリノイ州、ユタ州も教科を超えた市民力育成の場面では、私的領域（個人、家庭、民族集団）と公的領域（国家、社会、学問）を統合した市民力育成活動を展開していた。

中原朋生（環太平洋大学）

イ 欧州チーム

（ア）欧州地域の調査のポイント

欧州地域の調査によって、欧州チームの構成員の見出した 18 歳市民力の育成への示唆は、以下の通りである。

○イングランド

- ①市民的行動の重視である。
- ②選挙権等既存の権利の保有を前提としない内容である。
- ③価値教育との緊張関係である。

○スコットランド

- ①コンピテンシーベースの教育課程編成の考え方である。
- ②「責任ある市民」が設定されており、教育課程全体が市民育成に責任を負っている（広義の市民力）。

○フランス

- ①「道徳・市民」科が一つのカテゴリーになっている。
- ②市民の育成が学校全体の目的である。
- ③学校は民主主義を学ぶ場所、学校は民主的が運営される場所である。

○スウェーデン

- ①共通のスコープのもとで体系的な公民教育がなされている。
- ②学校教育において積極的に民主主義に関する教育を行っている。

○フィンランド

- ①コンピテンシーベースの教育が展開されている。
- ②「参加、影響を与えること、持続可能な将来につなげる」が市民力の基本である。

（イ）欧州地域の特殊性や特色

以下の「4 欧州地域の調査との困難点」とも関連するが、欧州地域には、欧州地域の各国の教育の独自性を背景として、それぞれに異なる教育制度のもとで教育課程が編成されている。欧州地域の各国の教育行政のあり方、カリキュラム観や教科観によっては、欧州地域の各国の示す教育課程のみでは、その国の教育として一般化することが難しい場合や、18 歳市民力の育成の具体の解明が難しい場合も想定される。欧州チームでは、構成員の調査の報告をもとに、18 歳市民力の育成の視点から、欧州地域の特殊性や特色を捉え直し、研究協議を深める取り組みを行った。欧州チームの研究協議において、最終的に確認できた欧州地域の特色に関連する主な論点は、以下の通りである。

○18 歳市民力の視点

欧州地域の各国や各地域で 18 歳市民力をどのように捉えているかを考察していく必要があるが、中でも、市民力（主権者としての資質・能力）の育成を念頭に置いた、特定教科目の枠を超えた教育課程全体への示唆をどのように行えるか。

○公民系教科の捉え

欧州地域の各国や各地域のカリキュラムが、市民力の育成として明示している領域は様々であるが、どのように公民系教科を捉えるのか。

○教育目標との関連

欧州地域における民主主義社会の市民像がどのように捉えられており、教育目標が設定

されているのか。

○教育方法との関連

欧州地域において、市民力（主権者としての資質・能力）の育成方略は、どのように考えられて取り組まれているのか。

○教育課程の編成のあり方との関連

教育課程の編成は、教科の役割—内容編成ともつながっているため、欧州地域の教育課程の編成からどのようなことが見出せるか。

○学校教育に関わる専門家や関係諸機関との関連

欧州地域に見られる学校教育に関わる専門家や関係諸機関との連携には、どのような特色があるか。

○18歳市民力の育成のための教育をめぐる社会的課題

欧州地域の18歳市民力の育成のための教育は、政治的中立性に対する考え方や宗教と深く関係し、展開されているが、このことをどのように考えるか。

○具体的な授業改善のために

具体的な公民教育の授業改善に資する工夫には、どのようなことがあるか。

（ウ）欧州地域の調査の困難点

欧州地域の教育の調査としては、限定的な地域の取り扱いであることは否めないが、18歳市民力の育成という視点のもとで、欧州地域の各国の教育の特色について議論し、考察すべき論点を整理できたことは有意義だったと考える。

欧州地域の各国の教育の背景には、何よりもまず、欧州連合条約の合意以降、EUが国家の多様性を尊重しながら、政治・経済統合体へと発展してきたという欧州地域ならではの特殊性がある。欧州地域の各国は、文学、芸術、言語のいずれも異なることは言うまでもない。さらに、教育という分野は、欧州地域の各国の文化、歴史、政治、宗教と複雑かつ深く関わっている。このような欧州地域の各国の教育のもつ独自性が大切にされているため、中でも、社会科をはじめとする社会系教科では、欧州地域の教育の特色を一括りに語ることは困難である。

今回の調査では、18歳市民力の育成をテーマとして、基本的には、欧州地域の各国の教育の特色の把握に努めてきた。近年は、めまぐるしく変化する国際情勢、EUの国家間の競争力の向上、協調的に解決すべき地球規模の諸課題への対応の必要性が増している。このような中で、EUの教育政策の動向とともに、欧州地域の各国の教育とそれらの関係性を把握し、18歳市民力の育成を検討することも、一層重要な課題となっていると考える。

磯山恭子（国立教育政策研究所）

ウ アジアチーム

主権者教育に関わる各国報告を概観し、アジア地域の特色や特殊性について言及する。

対象国では、第二次世界大戦における植民地支配から独立後、民族主義、軍事政権、民主主義、国民国家などのさまざまな政治思想、体制による国民（市民）形成が行われてきている。このことは欧米型の市民的資質及び市民性教育の形成に包摂することの難しさを示している。それは20世紀後半からの経済社会の国際化・グローバル化が、アジア諸国の教育にどのような影響を与えているかから窺うことができる。例えば、初等・中等教育段階

のカリキュラムや実施制度は、将来成人の基礎力としての教養教育や各国の実情に応じた国民性育成の観点から編成されている。そして、近年の高等教育の拡大を受けて、各国で国民としてのアイデンティティを鍵概念とする教育改革が実施されてきている。例えば、韓国では、歴史教育を通じた間接的な政治参加学習のあり方が特徴である。民族独立闘争を戦い、社会運動を通じて民主化を実現してきた韓国社会に固有のアプローチが位置づけられ、青少年を主体とした抵抗運動に象徴される。また、地方教育行政制度の改革による学校自治の強化も示される。中国では、社会系教科が道徳と一体となっていることが特徴であり、道徳性育成を核として遵法意識を身に付けた公民の育成が目指されている。フィリピンでは、社会、国、世界の生活に参加するフィリピン人としての特定のアイデンティティと役割を持つ若者を育成が目指される。インドネシアでは、建国五原則からなるパンチャシラが、公平で文化的な人道主義や全国民に対する社会的公正の機能として浸透している。

本研究の対象国は、宗教面から韓国（儒教）、中国（社会主義思想）、フィリピン（キリスト教）、インドネシア（イスラム教）、そして、日本（仏教、神道）という分類枠組みを前提とし、政治・経済・社会を発展し、国民としてのアイデンティティの醸成と市民としての能力・スキル開発を、どのような教育カリキュラム・制度から推進しようとしているのか注意深く分析していく必要がある。同時に、欧米型の市民性教育との違い、アジアの民族の多様性、国民性の涵養・統合の教育の特質を抽出したい。

峯 明秀（大阪教育大学）

エ オセアニアチーム

（ア）18 歳市民力に関する論点

オセアニアチームにおける共通の論点となったものは以下の 2 点である。

①市民力育成のミニマムエッセンシャルズ

特にオーストラリアにおける市民力育成は、初等 6 年生と中等 10 年生で「公民とシティズンシップ」に関する統一評価テストを国家的に取り組み、全国民に必要と考える市民力育成のミニマムエッセンシャルズを確定する活動を展開していた。詳しくはテスト問題を分析する詳細版報告書に譲るが、オーストラリアは英語圏で唯一、投票義務制度を採用する国家である。このため市民力育成は、投票できる市民の育成を中心課題としている。

オーストラリアは市民力育成のミニマムエッセンシャルズの教育を重視するため、義務教育における 3 年生から 10 年生の 8 年間における「公民とシティズンシップ」に限定的に行われていた。

②幼児教育と学校教育の連携

特にニュージーランドにおける市民力育成は、幼児教育のストランドと学校教育のコンピテンシーを接続している点に特徴が見られた。幼児教育は、「ウェルビーイング」「帰属感」「貢献」「コミュニケーション」「探究」の 5 つのストランドを有していた。学校教育はこれに対応し「自己管理」「他者との関わり」「参加と貢献」「言語、記号、テキストの活用」「思考力」の 5 つのコンピテンシーを育成を目指していた。特に幼児教育における「帰属感」「貢献」と学校教育における「他者との関わり」「参加と貢献」が市民力育成に深く関わっていた。

さらに「ウェルビーイング」が全ての学習のスタートに位置付く点に特徴が見られた。また社会系教科は基本的に社会科学という「領域」であった。

（イ）まとめ

オーストラリアとニュージーランドは、18歳市民力の別々の方向性を示していた。オーストラリアは、市民力育成のミニマムエッセンシャルズを確定し、全国民が投票する義務投票制を確立することに主眼がおかれていた。ニュージーランドは、日常生活のあらゆる側面に関わる個人の貢献を引き出すことに主眼が置かれていた。

中原朋生（環太平洋大学）

（３）日本への示唆

各国・地域に関する調査から今後の日本の学習指導要領や授業実践への示唆については、国・地域によって教育制度の違いやカリキュラム編成原理が大きくことなるため、調査対象国・地域から統一した示唆を得られるわけではない。しかしながら、多くの国・地域で共通して得られる示唆として、以下の7点が挙げられる。

- ①概念をツールとした「探究」を基盤とするカリキュラムである点。
- ②コンピテンシーベース・カリキュラムである点。
- ③小中高一貫したカリキュラムが展開されている点。
- ④社会参加（学校内外の多様な場と繋げる）学習を推進している点。
- ⑤多様性とアイデンティティを重視している点。
- ⑥公民系教育の中で価値教育が位置づけられている点。
- ⑦地域や学校がカリキュラム・メイカーの中核を担っている点。

一部の調査対象国・地域を除き、ほとんどの国・地域では、コンテンツベース・カリキュラムからコンピテンシーベース・カリキュラムに転換された、もしくはされつつあり、国際的潮流として顕著となっている。関連してリテラシー育成も重視されており、「探究」を通したコンピテンシーやリテラシー育成が進められている。そのコンピテンシーの育成は、小中高一貫カリキュラムで育成が目指されていることが多い。コンピテンシー育成の方法として、社会参加学習が公民系教科内と教科外のさまざまなレベルで推進されている。多くの国・地域で、多様性を保証していく中で、どのようにアイデンティティを形成していくかを模索し、カリキュラムの中心的課題として扱っている。その点と関わって、公民系教育における道徳や宗教の位置づけが、国・地域によって異なるが、重要な課題となっている。コンピテンシー・ベースへの転換は、コンテンツを国レベルで画一的に規定しないため、教育行政の地域分権が前提として必要となっている。

これら海外からの示唆が、日本の学習指導要領・実践の改善に資すること期待したい。

桐谷正信（埼玉大学）

4. 実践研究の研究成果

4-1. 政治リテラシー

「政治」グループの研究の概要

1. 「18 歳市民力」における「政治リテラシー」

政治学習グループが「18 歳市民力」の育成を念頭に置き、研究協力者の3カ年にわたる授業実践をもとに作成したのが、次の「政治リテラシーに関する『資質・能力マップ』」である。

表1 政治リテラシーに関する「資質・能力マップ」

リテラシー	資質・能力（1）	資質・能力（2）	小学校	中学校	高等学校
政治リテラシー	知識及び技能	民主政治 (知識に関すること)	我が国の民主政治は、日本国憲法の基本理念である国民主権の考え方と深く関わっていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解する。	我が国の民主政治は、個人の尊重と法の支配という考え方を基礎にしていることを理解するとともに、自らが自らを治めるという民主主義の考え方が国や地方公共団体の政治の仕組みに反映されていることを理解する。	民主政治の下では、主権者である国民が政治の在り方に関する最終的な責任者であることを理解するとともに、よりよい社会は、憲法の下、我が国の政治やその制度のあり方を国民が議論し参画することを通して築かれることを理解する。
		情報リテラシー (技能に関すること)	マスメディアやソーシャルメディアが国民生活に大きな影響を及ぼしていることを理解し、情報の受け手や送り手としての基礎的な技能を身に付ける。	マスメディアやソーシャルメディアが我が国の政治に大きな影響を及ぼしていることを理解し、情報を適切に読み解く技能を身に付ける。	マスメディアやソーシャルメディアが我が国の政治や国際政治に大きな影響を及ぼしていることを理解し、情報を適切かつ効果的に収集し、批判的に読み解き活用する技能を身に付ける。
	思考力、判断力、表現力等	政治的な見方・考え方 (見方・考え方)	社会生活を営む上で大切な法やきまりの役割や働きについて説明することができる。	現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解し、事例に適用して判断することができる。	人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解し、説明することができる。
		公正な社会的判断	物事の決め方や物の分	社会生活における物事	各人の意見や利害を公

		力 (領域固有な思考・判断・表現)	け方には複数の基準があることを理解し、事例に適用して判断することができる。	の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について形式的・実質的側面から考察し、表現することができる。	平・公正に調整することなどを通して、人間の尊重と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解し、表現することができる。
	学びに向かう力、人間性等	政治参加への意識 (社会参画)	政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や地方公共団体の政治の取組を捉え、国民生活における政治の働きを考え、表現しようとしている。	国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があること、地方自治の基本的な考え方、について理解しようとしている。	よりよい社会は、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を整理して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解しようとしている。
		政治的な諸問題の解決に取り組む態度 (領域固有な学びに向かう力・人間性)	身近な生活に関わる諸問題が政治の働きと深く関連していることを知り、その解決に向けて、自分にできることを考え議論しようとしている。	日本や世界の諸問題は国家的国際的な政治と深く関連していることを知り、その解決に向けて、様々な対応策を調べその是非を議論しようとしている。	日本や世界の政治的な諸問題は、様々な個人や団体の利害と深く関連していることを知り、その解決に向けて、様々な対応策を構想し議論しようとしている。

本プロジェクトを貫くキーワードの「市民力」は既存の概念ではない。そのため仮説検証型の研究方法は採用しにくかった。本質主義的に「市民力」を「こういうもの」として捉えることはできない。「『18歳市民力』とはどういうものか?」と考えながら試行(授業実践)を繰り返すことによって新しい概念を作り上げていく構築主義に立ち、仮説生成型の研究方法を採用することとした。

しかしながら、何もない状態からは研究を開始することができない。そこで「現代社会」や「公共」の教科書編集において議論に上った意見を基礎として、「資質・能力マップ」の「資質・能力(1)」の「三観点」それぞれに2つずつ、「資質・能力(2)」にある計6つのキーワードを用意した。

次に、小・中・高等学校それぞれで6つのキーワードを考えることとし、計18セルの文言の原案を本グループのリーダー、サブリーダー3人で作成した。文言の検討にあたっては、研究協力者たちの修正意見を募り、提案された授業実践をもとにして原案の修正を進めていった。上記の「資質・能力マップ」の網かけされた部分が、3年間で修正された文言である。

研究協力者によって構想された授業計画を各自が実践して、その有効性を検証する方法が提案さ

れたことがあったが、仮説検証型の研究方法では研究成果が狭いところに収束してしまうおそれがあることから、マップの作成には適さないと考えて採用しないことにした。

サブリーダーを務めた藤瀬泰司（熊本大学）は次のように振り返っている。

「18 歳市民力」の対義語は何かを考えたとき、実践研究グループにとっては「18 歳受験力」という言葉を対置して、今回の取組の成果と課題を語ることに意味があるのではないかと。これまで、一般的な学校現場では、「18 歳受験力」を身につけさせるために頑張ってきた側面は否めない。それは「就職試験や大学受験のための学力」と言い換えることができるかもしれない。

しかしながら、今回みんなで取り組んだことは、「18 歳受験力」ではなく「18 歳市民力」の育成である。そのために、(1) 6 つのキーワード（資質・能力）を抽出し、それぞれのキーワードに即して、(2) 系統的・段階的に育成するためのマップを作成した。これは明らかに「18 歳受験力」の育成方法とは異なっている。

また、もう一人のサブリーダーの宮崎三喜男（田園調布高等学校）は、

作成した「資質・能力マップ」は、18 歳つまり高等学校がゴールではなく、その先のスタートラインにもなる。今回の取組が学校教育で完結するものではなく、その先にどのように発展させていくかという点も、特に政治的な問題に関する学習においては大きいと感じる。

と、高等学校卒業以降「18 歳成人」として、社会生活における市民力の発揮や政治参加のための基礎力であることの重要性を指摘している。

2. 「政治リテラシー」育成に向けての授業実践

政治学習グループの授業実践は、次の「カリキュラム・マップ」にまとめられる。

表2 政治リテラシーに関するカリキュラム・マップ

	多様性の尊重	市民の権利と責任	人間と環境の調和	科学技術と社会の発展	平和で安全な社会
小学校	〇6年「防災倉庫の活用方法について考えよう！」（井上昌善）	〇6年「防災倉庫の活用方法について考えよう！」（井上昌善）	〇5年（国土）「森林環境税について考えよう」（長川智彦）		〇6年「防災倉庫の活用方法について考えよう！」（井上昌善）
			〇5年（国土）「私たちの暮らしと森林 - 森林環境税の使い道を考える -」（神野幸隆）	〇5年（情報）「大量の情報を生かす社会」（神野幸隆）	
中学校		〇3年（公民的分野）「内閣支持率から世論とマスメディアを考える」（大脇和志）		〇3年（公民的分野）「内閣支持率から世論とマスメディアを考える」（大脇和志）	

		○3年（公民的分野）「主権者に求められる政治参加とは？」（井上昌善）			○3年（公民的分野）「主権者に求められる政治参加とは？」（井上昌善）
		○3年（公民的分野）「区市長になろう！（模擬首長選挙、模擬地方議会）」（仲村秀樹）			
高等学校	○3年『『ニュースをつくろう！』を活用し地方の政治を公正に判断しよう』（杉田孝之・川崎誠司）	○3年『『ニュースをつくろう！』を活用し地方の政治を公正に判断しよう』（杉田孝之・川崎誠司）	○3年（政治・経済）「30年後からバックキャストする『持続可能な社会』」（川瀬雅之）		○3年（政治・経済）「『地政学』を超える国際協調～グローバルな社会における平和と安全～」（川瀬雅之）
		○3年「高等学校政治教育の試み―田中角栄と戦後政治―」（西尾理）			
		○1・2年（公共）「脱炭素社会の形成と合意形成」（斉藤雄次）	○1・2年（公共）「脱炭素社会の形成と合意形成」（斉藤雄次）	○1・2年（公共）「脱炭素社会の形成と合意形成」（斉藤雄次）	
	○1・2年（公共）「男女の政治参加と世論の形成」（斉藤雄次）	○1・2年（公共）「男女の政治参加と世論の形成」（斉藤雄次）			
		○1・2年（公共）「地方自治体は何を優先して支出すべきか？」（松山陸）			

これらが実践される過程において、定例の研究会においては、井上昌善（愛媛大学）、神野幸隆（香川大学）、松山陸（吉原工業高等学校）、長川智彦（神戸大学附属小学校）、大脇和志（筑波大学大学院）、川瀬雅之（市立札幌新川高等学校）の各会員による充実した授業実践報告がなされた。

3. 「18歳市民力」の育成に向けての政治教育の役割

「資質・能力マップ」の作成にあたっては、小中高等学校を一貫する視点を備えたものを生成することができた。当初は小学校と中学校の学習に連続性を持たせられるかが懸念されたが、小学校の高学年において精力的に授業実践がなされた。それをもとにして「資質・能力マップ」を精緻化することが可能になった。さらに、宮崎が指摘するように、小中高等学校を一貫するだけでなく、子どもたちのそれ以降の社会生活を見通した授業づくりが求められる。

また、小中高等学校教員と大学教員が協働して教材研究をしたり、大学教員が教材開発をしたものを提供したりすることも考えられる。上の表にある杉田孝之・川崎誠司による授業実践では、川

崎が「公正な社会的判断力の育成」をはかるために開発したウェブ・アプリケーション「ニュースをつくろう！」が活用されている。これにより、選挙報道の偏りや情報の作られ方について考えさせ、情報の受け手としてのあり方を振り返らせることができている。

川崎誠司（東京学芸大学）

第5学年 高度情報社会への在り方や関わり方を判断する社会科学習

1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科

2 小单元名 大量の情報を生かす社会

3 学習指導要領上の位置付け (4) アのイ 大量の情報や情報通信技術の活用

4 カリキュラムマップとの関連性 政治 小学校 科学技術と社会の発展

5 小单元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・大量の情報や情報通信技術の活用は、様々な産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解している。 ・映像やHPなどの各種資料で調べ、まとめている。	・情報の種類、情報の活用の仕方などに着目して、産業における情報活用の現状を捉え、情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割を考え、表現している。	・我が国の産業と情報との関わりについて、主体的に問題解決しようとしたり、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとしたりしている。

6 小单元の特色（教材観）

本授業ではビッグデータやIoTなどの情報通信機器の発展によってもたらされた高度情報社会を扱う。大量かつ広範囲、タイムリーな情報収集によって潜在していたものが可視化でき、予想の精度が向上していることに着目しながら、社会的事象の意味を解釈していく。また創出される価値と国民生活の向上や産業の発展とを関連付けて考えていく。小单元後半での高度情報社会の在り方を判断するとは、ビッグデータやIoTなどの情報通信技術によりもたらされる産業の発展や国民生活の向上という恩恵面を理解しながら、個人情報保護との兼ね合いについて考えることである。また、高度情報社会における市民としての関わり方を判断するとは、個人情報の収集や第三者譲渡に関して、どのような目的や状況および種類の情報ならば許容するのか、どのようなルールや法律が必要なのかについて選択や判断したり意思決定したりすることをいう。

7 小单元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 情報化された社会に興味をもち、高度情報技術を活用した交通事故防止について	1	小单元の学習問題の設定 小单元の学習問題 HONDAと埼玉県は、どのように交通情報を活用して、交通事故を減らそうと、取り組み	○交通事故死亡者数の推移を読み取る。 ○運転時に欲しい情報を発表する。 ○小单元学習問題を設定する。

調べる。		始めているのだろうか。	
	2	タブレットを活用して、セーフティマップの操作	○埼玉県交通安全における情報活用について調べる。 ○資料「セーフティマップの開発者の願い」を読み取る。
	3	県庁のデータ活用	○資料「埼玉県の導入のきっかけ」を読み取る。 ・導入前と導入後と比較して交通事故が減少している。 ○各関係機関との情報のやりとりを導入前後で比較しながら、関係図に整理する。
	4	HONDA や県庁がビッグデータを活かしてめざしている社会について 小単元の学習問題のまとめ	○交通安全におけるビッグデータを用いる良さについて考える。 ・私たちも発信者になれる。 ・隠れていた危険が分かるようになること。 ・起きそうな地点を予測し対策を事前に実施できること。
第2次 科学技術と社会の発展の在り方について 選択・判断する。	5	ビッグデータやIoTによる社会生活の向上	○ビッグデータを活かせる分野を考え、発表する。 ・成績の上がる塾、自動車工場の生産数予測、トラック運送、コンビニエンスストアの販売など
	6 7	ビッグデータ社会の在り方と私たちの関り方について	○ビッグデータ社会について、賛成と反対の立場に分かれて話し合う。 ○オプトアウト権を知る。 ・選択できる権利がある。 ○HONDA 開発チームへ、学びをまとめた意見文を作成する。 ・個人情報の扱いは慎重に。 ・第三者譲渡は許可しない。

8 カリキュラム・マネジメント

中学校技術・家庭科および高等学校で新設された情報Ⅰ・情報Ⅱでは、生活や社会の中から問題を見いだして課題を解決する活動の中で、課題の設定や解決策の具体化のために、情報通信ネットワークを活用して情報を収集・整理したり、実践の結果をコンピュータを用いて分かりやすく編集して発表したりするなどの工夫が求められている。

神野 幸隆（香川大学）

第5学年 私たちの暮らしと森林 - 森林環境税の使い道を考える -

1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科

2 小単元名 国土と環境

3 学習指導要領上の位置付け （5）アの（イ）森林資源の分布や働き

4 カリキュラムマップとの関連性 政治 小学校 人間と環境の調和

5 小単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・森林は、その育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力により国土の保全など重要な役割を果たしていることを理解している。	・森林資源の分布や働きなどに着目して、国土の環境を捉え、森林資源が果たす多面的な役割を考え、表現している。	・国土の自然環境と国民生活との関連について、主体的に問題解決しようとしたり、森林との関わり方を選択したりしている。

6 小単元の特色（教材観）

日本の国土面積の約3分の2を森林が占めており、森林は国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止などの様々な働きがある。しかし、外国産木材の台頭や林業の担い手不足などで荒廃しており、間伐などの適切な森林整備が課題となっている。2024年より国民から年額1000円が森林環境税として徴収される。森林環境税は、森林整備及びその促進に関する費用や森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てられる。関連した類似制度森林環境譲与税が既2019年度から導入されている。3年間で全国の市町村に配分されたのは約840億円であり、その47%にあたる395億円が活用されていない。森林環境譲与税の各自治体への配分は、森林の面積に応じた配分が50%、人口に応じた配分が30%、林業従事者数に応じた配分が20%であるため、森林がなくても人口が多い自治体には多額の譲与税が配分される。森林がゼロの東京・渋谷区でも3年間で4600万円あまりが交付されているが、全額を基金として積み立てているのみである。

7 小単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 森林とわたしたちの くらしの関わりを話 し合い小単元の学習 問題を設定し、森林	1	小単元の学習問題の設定 学習計画の設定 小単元の学習問題 森林にはどのような働きがあり、私たちの生活とどのような	○森林の様子や人工衛星の写真を読み取る。 ・日本には森林が多くある。 ○森林の役目や機能に着目しながら、学習問題を設定する。 ○学習計画を立てる。

の働きについて調べる。		な関わりがあるのだろう。	・手入れや管理について
	2	天然林の機能	○天然林の役割や天然林を守ることの大切さについて考える。 ・世界遺産に登録 ・土砂流出防止の機能 ・緑のダムともいう。
	3	人工林の機能と管理	○人工林を管理する人々の工夫と森林の機能を関連付けて考え、分かった事を発表する。 ・防雪林は雪から鉄道を守る。 ・森林は、生き物にとって大切な場所である。
	4	森林のもつ多面的な機能 小単元の学習問題のまとめ	○森林の働きや大切さについて話し合い、木材の活用や自分たちの生活とのつながりについてまとめ、発表する。 ・森林育成や保護に従事している人々のさまざまな工夫と努力により守られており、国土の保全や森林資源など重要な役割を果たしている。
第2次 森林の適切な在り方や森林の管理や保護への関わり方について選択・判断する。	5	日本の木材自給率の推移 国民参加の森林づくり	○森林が抱える様々な問題を知り、興味をもつ。 ・木づかい運動 ・国産材の高層ビル ・木材自給率は40%に回復
	6	森林税導入の賛否や使用用途に関する選択・判断の実施	○森林を守っていくためにできることを話し合う。 ・都市部の市民も恩恵を受けている。 ・国民全員の負担が大切 ○自分の関わり方を考える。

8 カリキュラム・マネジメント

社会科では小学校第4学年における飲料水の安定供給に関連して、水源涵養林は「緑のダム」として学習する。また、第4学年の自然災害の防止では、森林は土砂流出防止機能があることが扱える。理科では、小学校第4学年における植物生長で扱える。さらに、第5学年流れる水の働きでは砂防ダムの代わりに土砂流出防止機能があることを学ぶ。総合的な学習に時間においては、自然体験などを中心とした環境教育として森林が扱える。

神野 幸隆（香川大学）

政策批判の根拠の探究を意図した小学校社会科授業

- 1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科
- 2 単元名 森林環境税について考えよう
- 3 学習指導要領上の位置付け 第5学年内容（5）国土の自然環境と国民生活
- 4 カリキュラムマップとの関連性 人間と環境の調和 市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・地図帳や各種の資料で調べたり、まとめたりして、森林は、その育成や保護に従事している人々の様々な活動や取組により国土の保全など重要な役割を果たしていることを理解する。 ・森林や林業にかかわる問題について考え、解決のためには、複数の基準があることを理解する。	・森林資源の分布や働きなどに着目して、国土の環境を捉え、森林資源が果たす役割を考え、表現する。 ・森林や林業にかかわる問題について、複数の基準をもとに考え、選択・判断したことを表現する。	・我が国の森林資源の果たす役割や人々の活動や取組に関心をもち、主体的に問題解決しようとする。 ・森林や林業にかかわる問題について、人間と環境の調和をめざしたよりよい社会の在り方について考え、議論しようとする。

6 単元の特色（教材観）

林野庁の報告によると、林業従事者は、減少傾向で推移している。2015年の時点では、4.5万人となっており、14.6万人が従事していた1980年と比べると、約10万人の減少となっている。このような現状をふまえ、2024年度より「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」にもとづいて「森林環境税」が課税されることが決まっている。国税として課税される「森林環境税」は、「森林環境譲与税」として、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとなっている。「森林環境税」は、個人住民税均等割の枠組みを用いて徴収されること、さらには、復興特別税に代わって徴収されるものであることから国民の負担に大きな影響はないという見方もある。しかし、国と地域における二重の徴収、さらには、林業の成長産業化を進めるために、国民が税金を負担することについての問題点が指摘されている。このように、「森林環境税」についての是非は、社会全体の利益の向上を目的とする政策であっても、合意を得ることが困難であることを示す典型的な事例であることから、学習内容に位置づける意義があると考えた。

7 単元計画（全6時間）

時	主な発問	児童の活動と内容	資料
（第1時から第3時において習得する知識） 日本の国土の多くが森林であり、森林は二酸化炭素を吸収したり、自然災害を防いだりする働きがある。しかし、近年林業で働くひとが減ってきており、森林の間伐が進まないという問題があり、解決に向けた取組が行われている。			
4	○環境税を集めることで、森林や林業で働く人にとってどんな良いことがあるでしょうか。 ○なぜ、都道府県単位で集められてきた環	1 環境税について話し合う。 ・林業で働く人が増えそうだ。 ・林業で働く人が増えれば間伐も進み、環境がもっと良くなる。 2 都道府県で徴収している税金について考える。	資料1 各都道府県の環境税

	境税は、場所によって額が違うのでしょうか。 ○森林環境税とはどのようなものなのでしょうか。なぜ、国は新たに森林環境税を集めることにしたのでしょうか。 ○今日のふりかえりをしましょう。	・森林が少ない県は税金も少ない。税金を払ったぶんを森林の管理や林業で働く人の育成につなげている。 ・森林が多い都道府県は環境税を集めている。 3 森林環境税の役割を考える。 ・林業で働く人の問題が深刻であると考えたため。 ・パリ協定では、二酸化炭素の削減がめざされている。 ・森林環境税によって森林が整備されることは、二酸化炭素の削減につながり、目標が達成される。 4 学習でわかったことや考えたことをまとめる。 ・森林環境税を集めることで、林業で働く人が助かり、環境保全にもつながる。 ・森林や林業の問題を解決するには必要だと思うから賛成する。 ・税金を集めるだけで環境が改善されるのだろうか。	資料2 森林環境税の内容 資料3 パリ協定 資料4 森林による二酸化炭素の吸収
5	○なぜ、森林や林業の問題を解決するために必要な森林環境税について反対する意見があるのでしょうか。 ○もし、自分たちが住む校区で森林環境税を集めることになったら、どのような判断をしますか。私たちが住む校区の実態をもとに、話し合ってみましょう。	1 森林環境税に対する批判について考える。 ・消費税と同じように、家計の負担になるから。 ・すでに環境税を納めている地域もあるから。 2 校区での森林環境税の課税について話し合う。 ・どの校区も平等にお金を集めないのはおかしい。 ・校区のみんなで協力して校区の環境をよくすることはよいことだから、森林環境税を集めるべきだ。 ・中学校区で1000円集めるのなら、それまで集めていた税金をなしにするべきだ。	資料5 森林環境税に対する意見 資料6 森林環境税についての想定
	(想定) A小学校は森林が多く1年に1200円の課税がある。B小学校にも森林があるので、1年に800円の課税 現実 → 宮城県の環境税 がある。 現実 → 兵庫県の環境税 C小学校は森林がないので課税がない。 D中学校の環境保全のために、新たに1000円の課税 現実 → 東京都の環境税 がある。 現実 → 国税としての「森林環境税」 子どもは、B小学校区（兵庫県）の住民であるという想定で、「森林環境税」について考える。		
	○今日のふりかえりをしましょう。	3 学習でわかったことや考えたことをまとめる。 ・自分たちがB小学校区だと考えると、全体のために1000円払うのは不公平だと感じた。 ・どこの校区も同じ税金を払うようにするなら、賛成したい。	
6	○森林環境税を集めることのメリットとデメリットは何でしょうか。 ○森林環境税について賛成か反対か考えてみましょう。また、反対意見に歩み寄った意見も考えてみましょう。 ○今日のふりかえりをしましょう。	1 森林環境税について論点を整理する。 ・林業で働く人が増えれば間伐も進み、環境がもっと良くなる。 ・経済的な負担や不公平感が残る。 2 森林環境税の是非について議論する。 ・森林環境税を集めることに賛成する。なぜなら、森林の荒廃は自分たちの生活環境の悪化にもつながるから。 ・森林環境税を集めることに反対する。なぜなら、すでに多くの都道府県で環境税を集めているし、税金を集めること以外にも協力できることがあるから。 3 学習でわかったことをまとめる。 ・自分たちの校区で同じことがあったらと考えると、平等にするのは難しいと思った。 ・税金をどのように使うかも大切だけど、誰が税金を払うかということも考える必要がある。	

8 カリキュラム・マネジメント

森林や林業にかかわる問題は、自然災害や地球温暖化の問題とも結びつくものとなることから、理科（自然環境の原理）や生活科（身の回りの環境）、家庭科（消費と環境のかかわり）や道徳科（自然そのものの価値）と親和性をもつものとなる。また、資質・能力マップにあるように、小学校段階では、物事を決める際の複数の基準を理解することが求められる。ここでは、意図的に政策批判に着目させ、その根拠を探究する授業を構成することで、その目標に迫るようにした。

長川智彦（神戸大学附属小学校）

公正に判断できる主権者育成を目指す小学校政策学習

1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科・政治

2 単元名 防災倉庫の活用方法について考えよう！

3 学習指導要領上の位置付け 第6学年（1）国や地方公共団体の政治

4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重 市民の権利と責任 平和で安全な社会

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
災害に強いまちづくりを目指して行われている防災対策の意義と課題について理解できる。	防災対策の課題の解決方法について、地域社会の変化や災害時の地域社会の様子などに着目して多面的・多角的に考察、構想したことを表現することができる。	学習内容をふまえて、別の場所に設置されている防災倉庫の活用方法を考えようとしている。

6 単元の特色（教材観）

本単元は、防災対策としての防災倉庫の有効な活用方法について考えることを通して、政治の働きについての理解を深めるとともに政策を考える際には多様性を尊重し公正な判断をすることが重要となることに気付かせることをねらいとしている。

現行の学習指導要領小学校社会科第6学年の内容「国や地方公共団体の政治」の部分の記述内容から授業の展開を検討すると、「国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解する」ために、具体的な取組の事例として「社会保障、自然災害からの復旧や復興、地域の開発や活性化など」を取り扱い、取組の内容、決定までの過程、法令との関連性、予算などに着目して考察させることを重視した指導が求められていると考えられる。

このような学習指導要領の趣旨をふまえ、小学校社会科「国や地方公共団体の政治」の単元を構想する際に重視することは次の点である。第一に、子どもたちの生活圏内にある身近な政策＝防災対策を教材とすることである。今回は、学校の敷地内に設置されている防災倉庫について、管理者の願いや設置までのプロセスや仕組みなどに着目して考察することで防災対策の意義を理解させる。また、防災倉庫の現状を確認させ、批判的に考察し備えのあり方を考えることが課題となることに気付かせる。第二に、防災をめぐる課題解決のあり方の探究を促すことである。そのために、同世代の仲間だけではなく大人である外部人材と協働的な議論を行う場面を設定し防災倉庫のパネル案を提案させる。これによって、グローバル化が進む地域社会の変化を捉え、政策を考える際には多様性を尊重し公正な判断が必要になることに気付かせることができる。また、他の防災倉庫のパネル案を考えるように指導することで、今回の学習成果をいかした探究を促すことができる。

7 単元計画

段階（時数）	学習活動	留意点
第一段階 政策（防災対策）の意義と課題の把握（2時間）	○地域にある防災倉庫の設置場所はどこでしょうか。なぜそこに設置されているのでしょうか。	・地域のハザードマップや災害対策基本法に関する資料の活用を通して、防災倉庫の設置されている指定避難所や福祉避難所の特徴について、理解させる。
	○防災倉庫の中には何が入っているのでしょうか？防災倉庫に入っているものにはどのような特徴があるのでしょうか。	・防災倉庫の中にある設備の特徴について、限りある予算の範囲内で避難者の命を守るために最低限必要なものが準備されていることを理解させる。
第二段階 課題の批判的考察（1時間）	○防災倉庫の設置や管理に携わっている人はどのような思いを持っているのでしょうか。	・地域の自主防災組織に補助金を支給する制度（「自主防災組織活動育成事業」）があり、地域の実態や住民の意見をふまえて防災対策を行っていることを理解させる。
	○災害時に防災倉庫を有効に活用できるのでしょうか。	・鍵の場所などは一部の人しかわからない状態であることから、防災倉庫の活用方法に課題があることに気付かせる。
第三段階 課題の構想を通した提案（1時間）	○防災倉庫を有効に活用するために必要となるパネルの内容を考えてみましょう。	・自分たちで予想させ、グループやクラスで意見をまとめさせる。
	○市役所の人はどのようなことを考えたのだろうか？自分たちの考えと比較して、自分たちだからこそ考えることができたことはないでしょうか。	・外部人材に事前に依頼をしておいて、パネル案を準備しておいてもらう。自分たちのパネル案と比較をして共通点や相違点を考察させる。
	○パネルの内容を考えるうえで重視すべきことは何だろう。	・災害時に避難してきた災害時要援護者でも防災倉庫をあけることができるようにしておくこと。
	○災害時にはどのような人たちが避難してくることが想定されるのでしょうか。	・資料活用を通して、高齢者を含めた様々な世代やハンディキャップを持つ人たち、外国人の人たちが想定されること、世代別人口の変化や地域のグローバル化が進んでいることを理解させる。
	○防災倉庫に掲示するパネルにどのようなことを表記するべきでしょうか。議論をして考えたことを提案してみましょう。	・例えば、防災倉庫の設備の内容、鍵の場所、みんなで活用する際には思いやりをもって！というメッセージ。
	○今回、学習したことをふまえて別の防災倉庫のパネル案を考えてみましょう。	点字や多言語で表記するという意見が想定される。

8 カリキュラム・マネジメント

本単元は、総合的な学習の時間の授業と関連付けて実践することも可能である。例えば、先述の単元計画の1～2時間目までの授業を社会科の授業として行う。ここでは、防災倉庫設置という政策の内容や決定過程、地域住民の意見を反映した制度の仕組み（自主防災組織の活動など）について理解を深めることを重視する。3時間目以降は、総合的な学習の時間の授業として行う。その際には、防災倉庫の有効な活用方法についての多様な意見をまとめたうえで、パネルを作成する活動を行う。

井上昌善（愛媛大学）

模擬首長選挙・模擬地方議会を通し、将来の主権者育成を目指した中学校における政治学習

1 校種・教科・科目（分野） 中学校・社会科・公民的分野

2 単元名 区市長になろう！（模擬首長選挙、模擬地方議会）

3 学習指導要領上の位置付け C（2）民主政治と政治参加

4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
地方自治の基本的な考え方 地方公共団体の政治の仕組み 住民の権利や義務	地方公共団体の政治に関し、 多面的・多角的に考察 民主的な政治の在り方について公正に判断 その過程や結果を他者にわかりやすく表現	地方政治への関心の向上 住民としての自治意識を基礎として、今後のよりよい地域社会の形成に主体的に参画、構想

6 単元の特徴（教材観）

教育基本法第十四条に「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とあり、この「政治的教養」は、「民主政治、政党、憲法、地方自治等、民主政治上の各種制度についての知識」だけではなく、「現実の政治の理解力及びこれに対する公正な批判力」や「民主国家の公民として必要な政治道徳、政治的信念」の育成を図らなければならない。これを受け学習指導要領中学校社会科公民的分野の大項目C中項目「（2）民主政治と政治参加」の解説に地方自治学習において「地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の基礎を育成する」とし、「地域社会への関心を高め、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育成することが大切である。」と明記されている。そこで、自らが自らを治めるという民主政治の基本となる考え方の育成を目指し、地域住民によって選出された代表者が治めるという代表民主制の仕組み等を理解し、民主主義に関する理解を深め、主権者としての政治参加の在り方について考えさせる。

7 単元計画(簡略版)

次	時	項目	学習活動
第1次 模擬首長選挙等の準備	1	○政治参加の方法 ○地方公共団体の政治の仕組み ○民主政治を推進するための国民の政治参加	○地方公共団体の仕組みを知る。 ○「地方自治は民主政治の学校」の意味を考え、「住民のための政治はいかにあるべきか」の学習課題を追究する。
	2	○地域の願いや要望の解決策を考える。	○人権学習の課題からと地方自治体の世論調査等を踏まえ、選挙公約をつくる。
	3	○選挙の意義について考える。	○選挙準備(選挙公報、演説会用タスキ、選挙ポスター等を作成する

第2次 模擬首長選挙、模擬地方議会	4	○模擬首長選挙 ○地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎	○立会演説会を行う。 ○投開票を行う。 ↓事後学習 ○首長は所信表明演説準備を行う。 ○他は、代表質問準備を行う。
	5	○模擬地方議会	○模擬首長が所信表明演説を行う。 ○他は、代表質問を行う。 ○模擬的な条例の制定を行う。
第3次 地方自治学習のまとめと振り返り	6	○地方自治学習のまとめ、振り返り	○模擬首長選挙、模擬議会を振り返り、 「住民のための政治、今日から私たちにできることは？－住んでいるまちをよりよいまちにし、よりよい社会にするためには？－」について考える。 ○自治意識の基礎として、「私たち個人が行うべきこと」、「地方公共団体などの社会が取り組まなければならないこと」、「国際社会が取り組まなければならないこと」について思考・判断・する。 ○自らが政治の主体であることを意識する。
	7		○「自分たちの要望を政治上に実現させるためには、どのような取り組みが必要か。」について考え、レポートを作成する。

8 カリキュラム・マネジメント

地理的分野の大項目C中項目「(4) 地域の在り方」の学習で構想した課題や内容、歴史的分野の大項目C中項目(2)「現代の日本と世界」の学習で構想した課題や内容を活用し、本学習における模擬首長選挙における公約とさせることも考えたい。また、指導計画でも述べたように、公民的分野の大項目C中項目「(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」の学習における人権課題を公約の1つとして取り上げることも、実施すべきである。本実践は、1年生から現行の学習指導要領に基づいた授業実践をしていないため、公民的分野の人権課題のみ公約作りに活用させた。

学校長や学年の教職員の了解のもと保護者にも協力していただき、模擬首長選挙の投票実施の際、保護者にも投票していただくことも生徒の学習への興味・関心の向上に資する。また、ピグマリオン効果も期待できる。

仲村秀樹(江東区立深川第七中学校)

世論調査を読み解く情報リテラシーの育成をめざす政治学習

- 1 校種・教科・科目（分野） 中学校・社会科・公民的分野
- 2 単元名 内閣支持率から世論とマスメディアを考える
- 3 学習指導要領上の位置付け C（2）民主政治と政治参加
- 4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任 科学技術と社会の発展

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・世論の形成にはマスメディアが行う世論調査が大きく影響していること、および世論調査の結果は政治や社会を動かす力を持っていることを理解する。 ・標本選択や調査方法による世論調査のバイアスを読み解くために必要な情報リテラシーを身に付ける。	・世論調査の結果から民意／世論の構成を多面的・多角的に考察し、世論調査に含まれるバイアスや政治力に留意した調査結果の活用方法を構想するとともに、民主政治を推進する公正な世論のあり方を表現する。	・世論調査の結果を他者と協働しながら批判的に考察するとともに、民意を世論調査から読み取り、公正な世論形成のための世論調査のあり方を追求する意欲をもつ。

6 単元の特色（教材観）

本単元は次の2つの点を重視して構成した。

第一に、現代の日本社会における世論の形成に、マスメディアが実施する世論調査が大きな影響を与え、世論調査によって政治や社会が動くようになっている点である。2000年代以降、RDD法（コンピュータで無作為に選んだ番号に電話する方法）の導入により、世論調査は短期間かつ低コストで実施できるようになった。このような調査技術の発展により、報道各社は頻繁に世論調査を実施してその結果を報道し、内閣支持率の高低が解散総選挙や内閣退陣のバロメーターとされるようになった（岩本裕「民意を測る世論調査」吉田徹編『民意のはかり方―「世論調査×民主主義」を考える―』法律文化社、2018年、pp.25-59.）。そこで、世論調査による内閣支持率を事例として取り上げることにした。

第二に、上述のような政治的社会的影響の大きさにもかかわらず、世論調査に対する誤解や誤読が見られる点である。調査会社によって結果が異なるのはおかしい、1000人程度の回答者だけで国民の世論は代表できない、SNS上での意見の方が数も多いので信用できる、といった言説は、標本調査としての世論調査の特徴が理解されていないことに起因するものと考えられる。そこで、数学科で取扱う標本調査の内容と関連させて、世論調査の科学的統計的手法を学習することで、調査結果を批判的に考察するために必要な情報リテラシーの育成を目指した。

7 単元計画（全4時間）

時	項目	学習活動
1	三権分立図の不思議 ・2つの三権分立図：「間違い」はどっち？ ・国民と内閣の関係は？：「行政」か「世論」か	○首相官邸が三権分立図を差し替えた事例※1を考察し、国民と内閣の関係はどうなっているのか、両者を結ぶ世論とは

	・世論とは何だろう？	何か、などの疑問を持ち、学習の見通しを持つ。
2	世論調査って何だろう ・内閣が発足してすぐに内閣支持率がわかるのはなぜか？ ・世論調査はどのように行われているのか？ ・メディアによって支持率が異なるのはなぜか？	○標本調査としての世論調査のしくみを理解する。 ○岸田内閣発足時に行われた世論調査の一覧表※2から、メディア各社の世論調査の共通点と相違点を挙げる。 ○メディアによって支持率が異なる理由を予想する。
3	世論調査のバイアスを読み解く ・各社の世論調査における共通点と相違点の整理 ・バイアスの9つの原因の確認 ・メディア間の支持率に10ポイントの差をもたらしたバイアスは何だったのだろうか？	○世論調査に生じる可能性があるバイアスの9つの原因を理解し、各社の世論調査における共通点と相違点に関連づける。 ○支持率の差をもたらしたと考えられるバイアスを同定※3し、世論調査のバイアスについて自分の意見をまとめる。
4	世論調査の意義と課題から 公正な世論の形成について考える ・世論調査は必要？不要？ ・マスメディアは「権力の監視者」か「政治のアクター」か？ ・公正な世論を形成するために	○内閣退陣や解散総選挙など世論調査で政治が動くことがあることを踏まえて、世論調査の意義と課題を考察する。 ○世論調査を実施し、結果を報道するマスメディアの役割を考える。 ○公正な世論を形成するために、私たちができることを考える。世論調査の結果やそれを伝えるマスメディアやインターネットなどをどのように使いこなせばいいか考える。

※1 朝日新聞 2020年7月28日朝刊 首相官邸HP、「三権分立」の図を修正

※2 全10社の結果、調査方法などを一覧表にしたものを配布する。

※3 「重ね聞きの有無」を中心にしつつ、調査日や無回答の割合など、さまざまなバイアスの原因を考察する。

8 カリキュラム・マネジメント

数学科では中学校第3学年で、標本調査の基礎的な事項について扱うが、架空の事例が用いられることが多いので、社会科と共通して世論調査を扱うことで、現実に行われている標本調査について多面的・多角的に理解を深めることができる。世論調査の統計的手法に関する部分は、数学教育学を専門とする細田幸希氏（筑波大学大学院）と共同で教材化した（細田幸希，大脇和志「中学校における批判的統計リテラシーを育成するための教材開発」『統計教育実践研究』14, 2022年, pp.28-33.）。具体的には、標本調査におけるバイアス（母集団の分布と標本の分布のあいだの偶然ではないずれ）に着目し、米国の第12学年用の数学教科書によるバイアスの類型を参考に、実際の世論調査に含まれているバイアスを考察する場面を設定した（第3時）。

大脇和志（筑波大学大学院／茗溪学園中学校高等学校）

政治参加の在り方について考える主権者育成を目指す中学校社会科学習

1 校種・教科・科目（分野） 中学校・社会科・公民的分野

2 単元名 主権者に求められる政治参加とは？

3 学習指導要領上の位置付け C（2）民主政治と政治参加

4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任 平和で安全な社会

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
民主政治を実現するための政治参加の方法について理解できる。	政治参加の課題について、政治参加の方法の運用や活用の実態などに着目して多面的・多角的に考察し、表現することができる。	既存の政治参加をめぐる課題をふまえ、その解決を目指すより望ましい政治参加の在り方について考えようとしている。

6 単元の特色（教材観）

本単元は、民主主義社会の形成者としての主権者育成を目指して、政治参加の方法を理解し、その課題の考察・構想を通してより望ましい政治参加の在り方について探究する授業構成となっている。

中学校社会科公民的分野の学習指導要領 C（2）民主政治と政治参加では、「地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の基礎を育成」するために、「民主政治の促進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し表現する」学習活動を展開することが想定されている。このことから小学校社会科の政治学習では、政治の働きやその意義について理解を深めることが重視されているのに対し、中学校では政治参加の方法や仕組みを捉え、それが民主政治の促進に寄与することを理解することに力点が置かれていると言える。

このような学習指導要領の趣旨をふまえ、民主政治と政治参加の授業を構想する際の教材化の視点として次の点を挙げることができる。第一に、政治参加の方法について子どもが具体的にイメージできる絵本教材を活用したり地域社会で運用されている方法や制度を取り扱ったりすることである。その際には、中学生であっても市民として活用可能であり、政治参加することができることに気付かせる指導を行うことが重要である。第二に、既存の方法や仕組みが有効に機能しているのかという観点から相対化し、批判的に考察することである。民意を反映するための既存の方法や仕組みをより望ましいものに改善し変革する主権者を育成するためには、政治参加をめぐる課題を把握し、それを解決するための方法を考える学習活動を設定する必要がある。ここでは、社会の改善や変革の主体としての主権者育成を目指して、政治参加の考察と構想に基づく授業モデルを提案する。

7 単元計画

段階（時数）	学習活動	留意点
第一段階 政治参加の意義の理解 （2時間）	○絵本『二番目の悪者』の感想を共有しよう。 ○なぜ、国が減ってしまったのだろうか。 ○国を減ばさないために国民は何をすべきだったのだろうか。王の「選挙前」と「選挙後」に分けて考えよう。	・感想の傾向を把握して、子どもに提示する。 ・選挙前と後で国民の判断や行動を考えさせることで、主権者として必要な行動のあり方を複数の視点から考えさせる。
	○現代社会の政治の仕組みについて確認しよう。 ○絵本の世界のように、よりよい社会を実現するための政治が投票だけでは上手く機能していない状況は、現代社会でもあるのでしょうか。 ○その問題はどのように解決されたのでしょうか。	・国民の意見を政治に伝えること。国民の思いや願いが反映されたよりよい政治や社会が実現されることに気付かせる。 ・絵本の世界の政治の仕組みと現代社会の政治の仕組みの違いに着目させることで、直接民主制（王政）と間接民主制について理解させる。選挙や投票は政治参加の方法であり、政治に民意が反映されることを確認させる。 ・幼稚園児の保護者や聴覚障害者が直面する問題があることに気付かせ、解決方法を予想させる。 ・課題を抱える人々が市役所に意見を伝えることで解決したことに気付かせる。
第二段階 政治参加の課題の考察 （1時間）	○よりよい社会を実現するためには、どのように政治に関わる必要があるのでしょうか。 ○市民の意見を反映させるための方法や仕組みは効果的に活用されているのでしょうか。 ○なぜ、そのような課題が起きるのでしょうか。	・政治参加の方法は、投票だけでなく請願など様々な方法があることを理解させ、市民としての視点を生かして自分たちの意見を伝えることの重要性に気付かせる。 ・署名の偽造など政治参加の方法や仕組みに課題があることに気付かせる。
第三段階 考察に基づく構想 （1時間）	○政治参加をめぐる課題を克服するために、主権者である私たちはどのように政治に関わる必要があるのでしょうか。 ○主権者にとって求められる政治参加について考えたことをワークシートに記入してください。	・既存の政治参加の方法や仕組みを活用するだけでなく、適切に活用されているのかを見守る必要があることに気付かせる。

8 カリキュラム・マネジメント

1 時間目の授業は、道徳や総合的な学習の時間などで実践することも可能である。その際には、絵本教材を活用することで、主権者として求められる政治参加について学習する意義を見出すことを重視した指導を行う。そのうえで、2 時間目以降は絵本教材を活用して学んだことと実社会で生じている課題を関連付けて、政治参加をめぐる課題について理解を深める学習を展開する。このように民主政治を実現するために求められる政治参加の在り方を考えさせるためには、実社会の課題の考察と構想を促す指導が重要となる。

井上昌善（愛媛大学）

地域に生き、行動する市民を育成する政治学習

- 1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・公共
- 2 単元名 地方自治体は何を優先して支出すべきか？
- 3 学習指導要領上の位置付け B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち （2）主として政治に関わる事項
- 4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任 平和で安全な社会

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・どのような憲法上の権利が問題となっているのかを理解することができる。 ・地方自治体の財政について読み取る技能を身に付けている。	・憲法に規定された権利を参考にして自分の意見を論理的に論述することができる。 ・片方の意見だけでなく、自分の意見とは反対の考え方に対する反論も予想し、論述することができる。	・権利と権利の対立や地方自治体の財政について、新たな疑問を見出している。

6 単元の特徴（教材観）

生徒はこれまで憲法上の国民の権利を学習している。国民には様々な権利が保障されているが、数多くの権利が保障されていることから、その権利は他者の権利を侵害することもある。自身の権利と他者の権利が重なり合っている場面を「権利の衝突」と示し、このように権利同士が衝突した場合にどのように調整することが望ましいかについて、第一次では国民の権利に関する既習事項を踏まえて、国民の権利を使いこなせるようになることを目指す。ここでいう「使いこなせるようになる」とことは、自らの権利が実社会・実生活の場面でどのように関連しているのかを言語化することである。

第二次では、お互いの権利を尊重するため国（地方自治体）の支出をどこまで許容することができるのかについての学習活動を行い、国民の憲法上の権利を保障するために地方自治体が地方の政治を行っていることを理解し、地方自治体の政治とはどのようにあるべきかを考察する。その際、自身が居住する地方自治体の予算を分析し、地方自治体は何に対して支出しているのか、自らが必要だと考える政策をどのように予算立てするのかを考察する。上記の学習活動をとおして「公正な社会的判断力」という資質・能力を育成することを目指す。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 Aさんは立ち退くべきか？ ～豊かで自由な生活をおくるためには何が必要か～	1	①既習事項の復習 ②自分が住む町が便利になる！ ③街の再開発はいいことばかりか？ ④双方はどのような主張をしているか？	①既習事項の復習（自由権と社会権の内容について確認する） ②街の再開発・道路の開通で街が便利になることを地域の再開発状況から考察する。 ③街が便利になる一方で、再開発対象地域に居住している住民はどうなるのか考える。 ④事故多発地域と道路拡張の事例を読み、この事例に出てくる双方がそれぞれどのような憲法上の権利をもっているか考察し、憲法上の権利と結び付けて、相手が納

			得てきたようなそれぞれの主張を考える。 (グループで作成)
	2	①双方の主張を確認する ②主張を論述する ③相互評価 (ループリック)	①双方の主張をそれぞれグループごとに作成し、双方のいずれも憲法上の権利を主張しており、ともに保障された権利であることを確認する。 ②Aさんは立ち退くべきだと考えるかについて、「経済の自由」と「生存権」という言葉を用いて論述する。 ③論述した内容を相互評価する。
第2次 Aさんと市民の生活を守るために地方自治体は何をすべきか？	4	①地方自治はどのような仕組みで政治をおこなっているのか？ ②自分の住む町は何にお金を使っているのか？	①地方の政治が国から独立して行われていることやそこに住む市民の意思に基づいて行われていることを理解する。 ②自らが居住する地方自治体の収入と支出を広報などで調べ、地方自治体は何に、どれだけお金を支出しているのかを考察する。
	5	①自分の居住する地方自治体の財政状況を踏まえ、住民の幸せな暮らしを守るために、地方自治体はどうすべきか？	①Aさんと市民の生活を守るために地方自治体は何を優先して予算を計上し、住民の幸福な生活を保障していくのかについて、予算立てを行う。 ②立てた予算を他者に紹介し、フィードバックをもらったうえで最終的な予算を作成し、予算作成の根拠を論理的に説明する。

8 カリキュラム・マネジメント

社会科、とりわけ公民科は平和で民主的な社会をつくっていくためにたいへん重要な教科である。自由で平等な社会をつくっていく市民を育てていくことは社会科（公民科）の使命である。一方で社会科（公民科）は、いわゆる「暗記科目」であるという批判も根強くある。その理由として草原は上記のような授業で扱われている「社会が、自己と乖離した客観的知識としての社会であり、社会で議論されている論点・争点からも程遠い非公共空間に関する社会であり、そして大半の庶民にとっては縁もゆかりも利害もないエスタブリッシュメントのための社会だからではないか」（草原他, 2021）と問題提起をしている。私たち教員は生徒の生活にとって真に重要で、追究したくなるような授業を開発・実践していくべきではないだろうか。単に学習指導要領に記載されているから、教科書に書いてあるから、自分がそう教わってきたから教えるのではなく、私たち教員自身が市民を育成するためにどのような授業を行うべきか単元をデザインし、調整していく（スティーブン, 2012）ことが必要だろう。

【参考文献】

草原和博・川口広美編著（2021）「学びの意味を追究した中学校公民の単元デザイン」明治図書
スティーブン・J・ソートン著・渡部・山田・堀田訳（2012）「教師のゲートキーピング - 主体的な学習者を生む社会科カリキュラムに向けて -」春風者

松山 陸（静岡県立吉原工業高等学校）

「ニュースをつくろう」を活用した地方の政治を公正に判断する

- 1 校種・教科・科目 高等学校・公民科・「公共」 2 年
- 2 単元名 「ニュースをつくろう」を活用し地方の政治を公正に判断しよう
- 3 学習指導要領上の位置付け B（2）政治参加と公正な世論の形成、地方自治単元
- 4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重 市民の権利と責任

5 単元の目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・地方自治の本旨、地方公共団体は議会と首長の二元代表制であることを理解している。 ・地方公共団体は財産を管理し、事務を処理し、行政を執行する権能を持つことを理解している。 ・地方財政の現状を、統計から適切に読み取ることができる。 ・地方政治の政策は、なぜ見えづらいのか理解している。	・地方公共団体の直接請求権と住民投票の意義と課題を考え、具体的に表現できる。 ・地方分権改革を進めるために、地方公共団体の組織のあり方を分析しつつ、住民参加が推進する案を表現できる。 ・「ニュースをつくろう」でニュース発信者側と受信者側のニュース編集、ニュースの特徴、読み解く視点を表現できる。	・地方公共団体の首長と議会が対立に陥った場合、地方の政治はどうなるか、事例を挙げながら、多面的・多角的に考えることができる。 ・「ニュースをつくろう」でニュース発信者側と受信者側は、どのようなつくりかたや視聴が求められるのか、多面的・多角的に他者と協働し考えることができる。

6 単元の特色（教材観）

「公共」の各学習単元を通じて、学びの過程で得た知識・技能を活用して、思考し、判断し、表現する過程から「問い」を育み、学びに向かう力、人間性を引き出して定着させたい。本単元では、生徒に地方自治や、住民自治と地方分権に関する基本的な学習内容を習得させる。この後「ニュースをつくろう」を活用し、まず発信者側としてニュースづくりを体験させながら、大規模開発に関する報道のあり方を考えさせる。次に受信者側として大規模開発があった場合、どのように報道を読み解くかを考えさせる。この2点を体験させると、生徒は、首長、地方選挙に参加する意義、地方政治における政策や争点を公正に判断できるようになり、「何のために地方政治を学ぶのか」（大きな問い）を自覚できる。大規模開発ばかりでなく、地方の政治を公正に判断し参加するために、有権者としてできることや、困難なことがあるとすれば何なのか（より具体的な問い）を自覚し、地方の政治に参画する方法を学んで課題克服の視点が得られれば、行動変容する可能性を持つと考える。

7 単元計画

「公共」内容B政治領域 14 時間のうち、地方自治単元に 3 時間配当した。

- 1 地方自治 (1 時間)
- 2 住民自治と地方分権 (1 時間)
- 3 「ニュースをつくろう」を活用し、地方の政治を公正に判断しよう (1 時間)

第 1 時 地方自治は民主政治の基盤！

- (1) 地方自治の本旨とは？
- (2) 地方公共団体の組織と権限とは？
- (3) 直接請求権と住民投票の意義と課題は？
- (4) まとめ 首長と議会が対立関係に陥った場合、地域の政治はどうなるだろうか？

第 2 時 住民の住民による住民のための地方政治とは？

- (1) 地方分権一括法とは？
- (2) 地方財政の役割と課題は？
- (3) 地方分権改革のゆくえは？

第 3 時 「ニュースをつくろう」で構想するよりよい地方の政治のあり方とは？

- (1) 地方の政治は見えますか？
- (2) むじな市の「くるみ山レジャーランド」建設による大規模開発を考えるために、「ニュースをつくろう」
 - ① ニュースをつくるために、9 つのムービータイトルから 3 点選択する。
 - ② ニュースタイトルを選択し、副題も考えよう。
(副題例)「リスの声に Listening！」など
- (3) 大規模開発を取り上げたニュースをつくろう！～ニュース発信者側～
 - ① 自分のグループが作成したニュースの特徴を考えよう。
 - ② ①を、以下の視点でまとめよう。
A 建設の賛否は？ B 政治家の手続きや住民の主張と、根拠は？
C その他の特徴、気づきは？
- (4) 大規模開発を取り上げたニュースを読み解こう！～ニュース受信者側～
 - ① 他のグループが作成したニュースを視聴し特徴を、以下の視点でまとめよう。
A 建設の賛否は？ B 政治家の手続きや住民の主張と、根拠は？
C その他の特徴、気づきは？
- (5) ニュースづくりを通じて、地方の政策をより分かりやすく伝える(考える)ためには、ニュース発信者側とニュース受信者側は、どのようなづくり方や、視聴が求められるのか。気づいた(考えた)内容を自分なりの言葉でまとめ、グループ内で共有しよう。

8 カリキュラム・マネジメント

学習指導要領には、「関係する専門家や関係諸機関などとの連携・協働を積極的に図り、社会との関わりを意識した主題を追究したり解決したりする活動の充実を図るようにする」とある。このことをふまえ本単元を学習した後、学校所在地の地元の首長、議員などと、連携した政策づくりなどの学習や交流が求められると考えている。

杉田孝之（千葉県立津田沼高等学校） 川崎誠司（東京学芸大学）

高等学校における政治学習の試み－田中角栄と戦後政治－

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・「公共」「政治・経済」

2 単元名 田中角栄という政治家を軸に据えながら戦後日本の政治を学ぶ

3 学習指導要領上の位置付け

『公共』Bア（イ）、イ 政治参加と公正な世論の形成

『政治・経済』A（1）ア（ア）、イ（ア）（イ）現代日本の政治経済

4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
公民政治分野の基礎を土台に、戦後日本政治の仕組みを理解し、メディア情報や諸資料を理解できる。田中角栄の時代とそれ以後の政治改革を比較し、現代日本政治の課題を理解できる。	立憲主義の理念を下に、現実の政治が公平・公正に行われてきたのかを考え、判断し、現代日本政治の課題を自ら考え、論じることができるようになる。	現代日本の政治について自らメディアその他の情報にアクセスし、政治の課題に関わろうとする。現代日本の政治課題に対する提言しようとしている。

6 単元の特徴（教材観）

現在行われている主権者教育と現在日本の政治事象との乖離があり、それが若者の政治離れを起こしているという問題意識から、教材として現実の政治事象を扱うということを目指している。

この教材化において、以下のような特色を盛り込むことができると考えている。

第1に、田中角栄を取り上げることによる効果である。その効果は、人物学習の要素を取り入れられたことである。人物を取り入れることは、生徒の興味、関心を引く。

第2に、政治過程の動態を教えることによって、マス・メディアで伝えられている政治（政局）が理解でき、政治への興味・関心につながる。

第3に、政治過程の動態の中に憲法上の政治制度の仕組みを取り入れて教えることによって、生きた政治制度の仕組みが学べるような工夫した教材を作成できると考えている。

第4に、政治過程の動態の中で従来は、個別、ばらばらであった政治単位（国会、内閣、裁判所、行政と官僚制、選挙制度、政党、圧力団体、世論、地方自治）を総合的に学べる教材とすることができると考える。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 1. 田中角栄の人物像と業績、略歴 2. 総理大臣になるには？ 3. 田中角栄、総理大臣への道	1	導入については、上越新幹線浦佐駅前の銅像の写真を提示し、 これは誰の銅像か？ と発問し、授業への興味を持たせるよう工夫する。業績については、ここではプラス面を述べる。その後の「田中角栄の負の遺産」でのコントラストになるような布石となる。田中角栄語録については、従来の知識ではな	○問いに対する答えを思案することによって、このテーマへの興味・関心を引く。 ○学校で身に付けた知識と田中角栄の生活の中で身に付けた知恵との違いを考えさせる。

		く、知恵についての紹介することによって、生徒に将来の生きるヒントとなる。	
	2	総理大臣になるための手立てについて、日本国憲法を土台としながら、その手順を追って説明する。憲法の条文も生きた学習が可能になる。また行政（官僚制）、公共投資の問題にまで触れられる。	○日本国憲法の条文を探して、ピックアップする。（共同作業） ○憲法から国会議員の特権等を調べる。その特権がどのような必要性から憲法に明記されているのかを考える。
	3	田中角栄が、上記、Ⅱの条件を、学歴以外で、またそのハンディを乗り越えて満たして総理大臣になったことを扱う。	○選挙、地方自治、政党リアルなあり方について、疑問点を発表させる。
第2次 4. 政党、圧力団体、選挙制度の基礎を学ぶ	4	ここでは自民党を基軸に、政党、圧力団体、選挙制度の基礎的知識を日本の政治過程を交えながら学習することによって、興味深く学習でき、基礎的知識の定着もはかる。	○選挙、地方自治、政党の本来のあり方（教科書の記述）を自己学習する。上記のリアルなあり方から意欲をもって学べる。 ○グループで話し合わせる。本来のあり方とリアルなあり方とを比較する。
5. 田中角栄の転落とその負の遺産	5	田中角栄が総理大臣に登りつめてから退陣、失脚を扱う。田中政治のマイナス面を扱うのであるが、単なるマイナス面ということではなく、高度経済成長の時代にはプラス面であったことが現在ではその限界を路程していることを強調する。	○今までの学習を振り返る。 ○田中角栄の政治の功罪を評価させる。討論と発表。
6. 田中角栄後の政治改革	6	総括として田中角栄の政治（大きな政府）と小泉純一郎の政治（小さな政府）と象徴的な論点を設けて討論させる。	○田中角栄の政治と小泉改革を大きな政府と小さな政府として2項対立に置き、生徒に討論させる。

8 カリキュラム・マネジメント

『公共』や『政治・経済』での個別、ばらばらであった政治単位（国会、内閣、裁判所、行政と官僚制、選挙制度、政党、圧力団体、世論、地方自治）を政治過程に組み込みながら総合的、有機的に学ぶことができる。政治過程の中で、それぞれの単元の基礎知識を主体的に学習し、アクティヴ・ラーニングの手法で意欲的に学び、政治についての関心を実践の学びに向かう学力を身につけることができる。

西尾 理（都留文科大学）

男女の関心の差異を踏まえ政治参加のあり方について考える高等学校における政治学習

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・公共

2 単元名 男女の政治参加と世論の形成

3 学習指導要領上の位置付け

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

4 カリキュラムマップとの関連性

多様性の尊重 市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・民主政治の下では、主権者である国民が政治の在り方に関する最終的な責任者であり、その意思の表れでもある世論が我が国の政治やその制度のあり方に与える影響も大きいことを、知識として身に付けている。 ・マスメディアやソーシャルメディアが我が国の政治に大きな影響を及ぼしていることを理解し、情報を適切かつ効果的に収集し、批判的に読み解き活用する技能を身に付けている。	・人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義など、公共的な空間における基本的原理について理解し、説明することができる。 ・公共的な空間を作る上で必要な、各人の意見や利害の公平・公正な調整をジェンダーの視点から捉えることで、世論形成のあり方や国民の政治への参加のあり方を批判的に検討することができることについて理解し、望ましい政治参加の方法についての意見を表現することができる。	・よりよい社会は、様々な性によって構成される個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を整理して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解しようとしている。 ・日本の政治的な諸問題の一つである政治分野における男女参画をめぐる不平等は、世論と現実の政治との乖離を生み出していることを知り、その解決に向けて、様々な対応策を構想し議論しようとしている。

6 単元の特徴（教材観）

現実の民主政治のもとでは、主権者である国民の代表者として議会の議員が、国会の場で議論に参加し、国家の意思決定に携わっている。だが、国会議員の男女比は男性が圧倒的に多く、男性議員は財政、金融、安全保障などの政策分野に、女性議員は健康、福祉、教育などの政策分野に関心を示す傾向があるとされる。そのため、男性議員が女性の視点を踏まえて議論や意思決定を行うか、女性議員の数が増えない限り、政治に女性の視点が反映されにくい状況や、男性中心に運営されてきた政治も、変わらず残り続けることになる。

また、日本の社会には男女がほぼ同数の割合で存在するにも関わらず女性議員の数が少ないため、現在の日本社会では女性の意見や視点が過少に代表されているともみることができる。そのため、女性議員の数を増やすことは、世論調査などによって可視化される国民の意見分布と、国会議員の意見分布との間のズレを縮小させることにも貢献する可能性

がある。

このように、世論の形成やその政治への反映のあり方を批判的に検討する際に、ジェンダーの視点は有効となる。ジェンダーの視点から国民の政治参加のあり方を生徒に捉え直させることによって、主権者に必要な自分とは異なる他者に対する配慮、すなわち多様性の尊重をはじめとする 18 歳成人に求められる能力や態度を生徒に身に付けさせる必要がある。

7 単元計画

次	時	学習内容	学習活動
第1次 男女差の視点から世論と政治を読み解く	1	男女の選好の差異と世論の形成	○政党や政治家が行っている様々な分野の政策の中で、どの政策が優先して実行されるべきか考える。 ○男性議員と女性議員の政策分野への関心の差に関する資料と、政策分野への男女の関心差を学級内で集計した際の結果、さらに日本の国会議員や地方議員の男女比率に関する資料などをもとに、今の政治家の男女構成は多様な民意を反映するものとなっているかについて考察し、議論する。
	2	選挙制度と男女の政治参加	○議員の男女比に影響を与える「選挙制度」に注目し、日本の小選挙区制が女性の立候補に与える負の影響、フランスなどで採用された男女同数の候補者名簿の選挙結果への影響に関する資料などをもとに、世論と議員の意見分布のズレをなくするための選挙制度や方法について考察し、議論する。
第2次 世論の政治への影響と男女の政治参加	3	男女の世論形成と多様な政治参加の保障	○新聞やテレビの報道で示される内閣支持率や SNS など示されるその時々社会問題に対する国民の意見として表れる世論が、現実の政治に対して影響を与えること、その中には議員の数が少ないためにその声が反映されにくい、女性の意見も含まれていることについて、事例を通して理解する。 ○立場の弱い女性（あるいは男性）の声を世論の一つとして政治に届けるための方法として、選挙以外にどのようなものがあるか考察し、議論する。
第3次 ジェンダーに配慮した社会の実現と世論、政治参加	4	世論の形成者としての責任	○女性の特定年代の投票率の低さや LGBTQ の声が政治に届きにくい状況など、ジェンダーと政治参加、世論形成をめぐる課題に対する解決策や、世論の形成およびその政治への反映に向けて自身の果たすべき役割・責任について考え、表現する。

8 カリキュラム・マネジメント

例えば、地理歴史科の科目「歴史総合」では、「C（2）第一次世界大戦と大衆社会」のところで女性解放運動などの社会運動に焦点を当て、こうした運動が女性の世論の可視化に貢献した点に注目させることによって、世論形成と政治参加の関係について考察させることが可能であろう。また総合的な探究の時間では、地方自治体の未来の姿を描かせ政策提案をさせる学習の際に、その政策が多様なジェンダーの人々のことを考えたものとなっているか確認させることができれば、ジェンダーと政治の関係について意識させることが可能であろう。

斉藤雄次（日本文理大学）

合意形成に注目して脱炭素社会の実現について考える高等学校における政治学習

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・公共

2 単元名 脱炭素社会の形成と合意形成

3 学習指導要領上の位置付け

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

4 カリキュラムマップとの関連性

市民の権利と責任 人間と環境の調和 科学技術と社会の発展

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・脱炭素社会の形成に向けて国際社会における合意が目指されてきたこと、また海外や日本においても脱炭素社会の実現に向けて市民同士が議論し、参画しようとする動きがあることを、知識として身に付けている。 ・脱炭素社会の形成に関する情報を適切かつ効果的に収集し、批判的に読み解き活用する技能を身に付けている。	・民主主義、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解し、説明することができる。 ・脱炭素社会の形成に向けては個人や集団、国家がそれぞれ意見や利害を公平・公正に調整し、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが必要であることについて理解し、表現することができる。	・よりよい社会は、国家や個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を整理して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解しようとしている。 ・脱炭素社会の形成は日本や世界の様々な個人や集団、国家の利害が調整される中で実現するものであり、その実現に向けて、様々な対応策を構想し議論しようとしている。

6 単元の特色（教材観）

地球温暖化に伴って生じる気候変動などの問題の影響が地球全体に及ぶことへの危機感から、2015年にパリ協定が結ばれ、先進国と途上国がともに協力して温室効果ガスの排出削減を目指すことが合意された。また2019年より、無作為抽出された市民が脱炭素社会の実現について話し合い（熟議し）、合意を形成したのち政策を提案する試みが「気候市民会議」として欧州諸国で始まり、日本でもそうした実践が自治体単位で増えつつある。さらに、脱炭素社会の実現に向けた目標の設定は、政府レベルでも取り組まれている。

このように、よりよい社会の実現に向けての合意形成は、個人レベルにとどまらず自治体レベルや国家レベル、国際レベルでも重要となっており、これからの社会を生きる市民には、世界の将来に関わる問題を他人事ではなく自分事として捉え、国内社会および国際社会に生きる市民としての責任や取るべき行動について考えていく力が求められる。

7 単元計画

次	時	学習内容	学習活動
第1次 国際社会における脱炭素社会の実現に向けた合意形成の動き	1	京都議定書、パリ協定の成立と合意形成	○地球温暖化がもたらす気候変動とその影響について理解する。 ○かつて京都議定書が合意にいたった経緯について知るとともに、交渉をめぐるロールプレイを通じて、先進国の利害と途上国の利害が衝突していたこと、その調整は公正などの観点からは不十分なものであったことを理解する。 ○パリ協定が合意にいたった経緯について知るとともに、交渉をめぐるロールプレイを通じて、途上国側の反発を乗り越える形で合意できたのはなぜかについて考察し、議論する。
	2	市民に熟議の機会を保障する気候市民会議と合意形成	○フランスの気候市民会議の概要について学び、フランスにおいては市民の政府に対する要望から気候市民会議が始まったことについて理解するとともに、なぜ市民がそうした行動を起こしたのかについて考察し、議論する。 ○欧米諸国で実施された気候市民会議を受け、日本でも気候市民会議が開かれていることやその特徴について理解する。またその是非について考える。
第2次 日本における脱炭素社会の実現に向けた合意形成のあり方と国際貢献	3	脱炭素社会の実現をめぐる認識の差異と合意形成	○日本の気候市民会議で使用された資料などをもとに、脱炭素社会の実現に向けて取るべき行動の優先順位について考察し、議論する。そうした活動を通じて、個人レベルで合意形成を図るにも困難が伴うことや、それでも意見の相違を乗り越えて合意を目指す必要があることについて理解する。
	4	脱炭素社会の実現に果たす日本を含む先進国の役割	○脱炭素社会の実現に向けて日本の政府や自治体、企業や個人がどのような活動を行っているかについて、生徒同士で分担して確認する。 ○日本を含む先進国が脱炭素社会の実現に向けて行っている活動について、生徒同士で分担して確認するとともに、その共有を通じて、日本の国際貢献のあり方について考察する。
第3次 脱炭素社会の実現に向けた市民の責任	5	脱炭素社会を生きる市民としての責任	○これまでの学習を振り返り、脱炭素社会の形成に向けて合意が果たす意義や役割などについて考察する。また、脱炭素社会の実現、ひいては持続可能な社会の実現に向けて、自身の果たすべき役割や責任について考え、表現する。

8 カリキュラム・マネジメント

例えば、地理歴史科の科目「地理総合」では、「B（2）地球的課題と国際協力」のところで京都議定書やパリ協定と合意形成の関係に焦点を当てることが可能であろう。また総合的な探究の時間では、生徒の居住地における脱炭素の取り組みを調査させたり提案させたりして、地域を持続可能にするための方法を探らせることも可能であろうし、理科の科目「科学と人間生活」でも、地球温暖化の現状やデータを扱い、脱炭素社会の実現が求められる背景などについて学習させることが可能であろう。

斉藤雄次（日本文理大学）

「地政学」を超える国際協調～グローバルな社会における平和と安全～

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・「政治・経済」

2 単元名 B グローバル化する国際社会の諸課題 (1) 現代の国際政治・経済

3 学習指導要領上の位置付け

「政治・経済」の目標「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有意な形成者に必要な公民としての資質・能力」を育成することを目指して、「現実社会の諸事象を通して」現代の「国際社会の諸課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察、構想」させる。

4 カリキュラムマップとの関連性

マップの「政治・高等学校」の「平和で安全な社会」に該当する。「正しく知ること」が政治への関心につながる」という考えに基づき、現代の国際社会の諸事象について報道・解説した複数の新聞記事とワークシートを組み合わせ、グローバルな視点を引き出すことに留意しながら、現実社会のリアルな事象を教材として取り上げる。

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
異なる地域の課題を取り上げた複数の新聞記事を活用し、資料読解 「生徒間の意見交流」を通して、一人一人の「メタ認知」をすすめる、自らの思考・判断を「自己更新」	グローバルな視点を身に付け、課題解決に向けた共通の取組を構想 自らの思考・判断の「自己更新」を図り、構想の妥当性や効果、実現可能性などについて公正に判断	現実社会のリアルな事象から「課題」を抽出し、その解決に向けた方策を構想、「生徒間の意見交流」を交えて考察し、「主体的な形成者」として求められる資質・能力を身に付ける

6 単元の特徴（教材観）

- (1) 政治に対する「無関心」や「消極的な態度」を克服し、主権者として、主体的に「平和で民主的な国家及び社会」の形成に取り組むことができる資質・能力を身に付けるためには、まず「正しく知ること」が重要である。この認識に基づき、現代の国際社会の諸事象を「政治への関心につながる」という観点から積極的に取り上げる。
- (2) 「身近な教材」として、空間的に身近である「地域教材」、時間的に身近である「時事教材」、感覚的に身近である「興味教材」以上に、その教材に生徒が取り組むことによって身近となる「同調教材」を準備し、取り上げる地域や時期が異なり、また単なる出来事の報道ではなく背景等の解説も加えられた異なる視点の複数の新聞記事を組み合わせて提示し、学習課題を設定し、課題探究の学習を展開する。
- (3) 日本から遠く離れた地域における諸事象、歴史的な背景や経緯についての論説、そして日本が当事者として関わる近隣地域における諸事象から共通する又は固有の課題を抽出させ、その課題分析とともに課題解決に向けた方策を構想させる。また、これらの諸事象が抱える課題の共通点や特異性を認識したうえで、特に「より良い社会」を築くためには「正しく知ること」が重要であり、そのために必要な取組についても考えを広げ、生徒に自らの具体的な取組を表明させる。
- (4) グローカルな視点をもって、他人事や自分事の区別を超えて、課題解決に向けた道

筋を考察・構想させ、「地政学」を超える国際協調の重要性について理解させる。

7 単元計画

(1) 単元の構成 2 時間配当の構成

(1 時間目) →トルコとキプロスの排他的経済水域内でのガス開発の紛争記事について、新聞記事を資料読解する中で、現代の国際政治・経済に関する問題を理解する。個別に構想した問題の解決策を、ワークシートを用いた「生徒間の意見交流」という手法で「相互評価」させ、「平和で安全な社会」を形成する主体として、自らの思考・判断を深める。さらにその問題解決に向けた方策を構想し適切に判断するためには、どのような「知識」や「情報（判断材料）」が必要であり、それらを獲得のためにはどのような取組が重要であるかを考え、簡潔に文章で表現させる。

(2 時間目) →イギリスの EU 離脱を決めた国民投票の背景にある問題を理解し、次に日本の排他的経済水域はじめ近隣諸国との問題について、「平和で安全な社会」を前提として、その問題の平和的な解決に向けた取組を支える「知識」や「情報（判断材料）」について、どのようなものが必要か、またその獲得に向けた自らの取組について考えさせる。一連の課題を通して「正しく知ること」への主体的な取組を促す。

(2) 指導過程

段階	学習活動（学習内容含）	学習形態	指導上の留意点	評価規準（評価方法）
(1 時間目) 導入 課題説明 5 分 個別学習 25 分 展開 意見交流 7 分 まとめ 13 分	ワークシートを活用 課題 1) 新聞記事からトルコとキプロス間の「問題」を理由をあげて抽出 課題 2) 「平和で安全な社会」を築くためにどのような問題解決の方策があるか、実現の条件と期待される結果を説明 課題 3) 課題 1)2) を 3 名の生徒に回覧し「コメント（感想・意見）」をもらう 課題 4) 方策を考えるためにどのような「知識」や「情報」が必要か	個別にワークシートに取り組み 新聞記事を読解して「問題」を抽出 問題の解決策について実現の条件と実施後の結果を具体的に構想し他者に伝わるよう論理的に文章表現 3 名の生徒にワークシートを回覧、一人 2 分を配当して課題 1)2) の「コメント」記入 他者の「コメント」を踏まえ自らの考えを検証し、考察を深化させ具体的な手立てを考える EU 離脱の記事のみ提示	比較読解できるように A3 版用紙に 2 つの記事を並べて提示 「トゥールミン方式」の論理構造を説明 読んで意図が伝わる表記を指示 他者の考えに共感・異議・疑義など率直に表明し「コメント」を行うよう指導 「知ること」の重要性について指摘 記事で取り上げられている事象と記事で指摘されている事柄を分類して抽出 「正しく知ること」の重要性を再度補足説明 課題 3) に取り組む段階で記事を配布する 自分事として考えさせ「正しく知ること」への主体的な取組を促す	ワークシートで評価 約半年の経過がある資料を読解し「問題」を抽出できる 問題の解決策について実現の条件と結果を構想できる 解決策を他者に伝わる文章で表現できる 他者の考えに対してその意図を読み取り率直な意見を「コメント」できる 他者からの指摘を踏まえて考えを深めることができる EU 離脱の事象理解と EU についての取扱いの問題点の指摘を抽出できる 他者の考えに対してその意図を読み取り率直な意見を「コメント」できる 前時と本時の課題を通して考察したことを踏まえ、自らの考えをまとめることができる
(2 時間目) 導入 EU の説明 15 分 個別学習 13 分 展開 意見交流 7 分 補足説明 5 分 まとめ 10 分	課題 1) EU 離脱の新聞記事で指摘されている国民投票に至る問題点を抽出 課題 2) 課題 1) について 3 名の生徒に回覧し「コメント（感想・意見）」をもらう 課題 3) 「平和で安全な社会」を目指して問題解決に向けた方策を考えるために必要な「知識」や「情報」は何か、それを知るためにあなたはどのような取組を考えるか	EU に関連する事項の説明後、個別に課題 1) に取り組む 1 時間目と同じ要領で回覧し「コメント」記入 日本の排他的経済水域に関する記事を提示 自分事として日本が抱える問題の解決に向けた方策を考えるうえで必要な取組を考える	記事で取り上げられている事象と記事で指摘されている事柄を分類して抽出 「正しく知ること」の重要性を再度補足説明 課題 3) に取り組む段階で記事を配布する 自分事として考えさせ「正しく知ること」への主体的な取組を促す	EU 離脱の事象理解と EU についての取扱いの問題点の指摘を抽出できる 他者の考えに対してその意図を読み取り率直な意見を「コメント」できる 前時と本時の課題を通して考察したことを踏まえ、自らの考えをまとめることができる

8 カリキュラム・マネジメント

生徒に提示する適切な新聞記事等を用意するために、日常的な情報収集が必要である。今回は、読売新聞と朝日新聞から各 2 つずつの記事を配布資料として活用した。

川瀬雅之（市立札幌新川高等学校）

「30年後からバックカスティングする「持続可能な社会」

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・「政治・経済」

2 単元名 大項目 B グローバル化する国際社会の諸課題 「30年後の北海道」

3 学習指導要領上の位置付け

「政治・経済」の大項目 B として、現実社会の諸課題の中から、身近な地域（北海道）の課題を選択し、豊かな自然の恵みを活かしながら、「30年後の北海道」の活性化と持続可能な社会づくりを目指して、その課題解決を政治と経済を関連させて多面的・多角的に考察、構想し、情報科とも連携し、情報技術を活用して表現させる。

4 カリキュラムマップとの関連性

マップの「政治・高等学校」の「人間と環境の調和」に該当する。これまでの「学び」（高校の公民科に限定するものではない）を通して習得した知識・技能を活用し、主体的な問題意識を発揮して課題を選択し、人間と環境が調和した「持続可能な社会」の形成に向けて、具体的で夢のある課題解決の方策を構想し、ICT 機器を活用しながらプレゼンテーションする取組を通して、「公正な社会的判断力」を育成する。

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
政治と経済を関連させて考察、構想する中で、目標とする「30年後の未来像」を構想 既習の「知識・技能」を活用し、自分の問題意識を明らかにして優先的に解決すべきだと考える「課題」を一つ選択	「30年後の未来像」を構想した上で、その実現に向けた具体的な取組や課題解決の方策を考察、構想し、ICTを活用して提案 プレゼンテーションを視聴し、発表者が構想したことについて、その妥当性や効果、実現可能性などを公正に判断して「コメント」	選択した「課題」の概要、その解決方法、具体的な取組や方策について、「人間と環境の調和」に配慮し「持続可能な未来像」を目指したものを提案 「課題」解決の方策について提案するプレゼンテーションに取り組む中で自分の考えを自己更新する

6 単元の特色（教材観）

- (1)「身近な教材」として、「北海道の未来像」を取り上げる。導入部分で生徒に対して「未来につながるように、北海道がかかえる課題を解決し、北海道を活性化させて、その可能性を広げていく」という取組の目標を明確に示し、「構想シート」の作成と学習活動全般との関連付け（学習の動機付け）の理解の共有化を図る。
- (2)既習の幅広い学習成果を活かし、「人間と環境の調和」をはかりながら「持続可能な社会」を目指す取組として、その妥当性や効果、実現可能性などの観点も踏まえて提案することを求め、プレゼンテーションさせる。
- (3)「〇〇〇な北海道をめざして」という形で「30年後の未来像」を構想し、現状から解決しておくべき課題や問題点を洗い出し、30年後の社会を担う「当事者」として、最優先な課題を選択し、その解決に向けた具体的な方策・取組を提言させる。
- (4)「構想シート」の作成に向けて、事業の立ち上げや様々な可能性を具現化するための視点や取組について、導入段階の教材（メッセージ映像等）を工夫し、生徒の気

づきを促す。HAP の蒲生社長には単元のねらい等について十分な説明を行い、直接生徒に語りかける形で、3 分間余の「ビデオメッセージ」をいただいた。

- (5) 同一のテーマ（「〇〇〇な北海道をめざして」）であっても、生徒一人一人異なる問題意識から「課題」を選択し、その解決を図る「構想」についてのプレゼンテーションとなり、発表の内容は多岐にわたるものであった。

7 単元計画

(1)単元の構成

（1 時間目）→北海道の 7 空港を経営・運営している北海道エアポート（HAP）の蒲生社長から、この取組に向けて生徒に呼びかけるメッセージ映像（「いま我々は神様からの贈り物で生活している」「知恵を出し合い、北海道の豊かな自然を活かしながら 50 年後 100 年後までも続く営みを創り出すこと大切」等の言葉）を視聴させ、課題探究学習の要領等を解説。「構想シート」作成と情報科での授業の取組を説明。

（2～4 時間目）→情報科の指導（「情報の科学」3 時間配当）を受けて作成した「Google スライド」を投影しながら、1 人 3 分間のプレゼンテーションを行う。

(2)指導と評価の計画

（1 時間目）→「構想シート」（ワークシート）作成に取り組み、学習課題を理解。

（2～4 時間目）→「コメント用紙」を用いて生徒間での「相互評価」を実施。

(3)指導過程

段階	学習活動（学習内容含）	学習形態	指導上の留意点	評価規準（評価方法）
1 時間目	メッセージ視聴 「未来につながり、北海道を活性化させて、その可能性を広げていく」という取組目標の理解	一斉	学習課題の共通理解を図る	「構想シート」の作成を通して、単元の取組目標の理解、既習事項の活用、課題解決の具体化を評価
2 時間目～4 時間目	「構想シート」作成 プレゼンテーション 「相互評価」	個別 個別 生徒間相互	未来を構想し課題選択、課題解決の取組を構想 ICT を活用し提案 「相互評価」	発表について、妥当性や効果、実現可能性を公正に判断し「コメント」

8 カリキュラム・マネジメント

ICT 機器の活用と教科横断の取組として、情報科と連携し、プレゼンテーションに向けた「Google スライド」の作成を、TED 等のプレゼンの技法なども含めて指導していただく（「情報の科学」3 時間配当）。教科内で授業進度を調整し、1 学年 8 クラスの発表時間を年間指導計画の中に各 3 時間確保（2 単位で週 2 時間の授業時間）。ほぼ同時に共通した取組を行い、学年全体で生徒間の意識が共有され、使用機器のスムーズな運用（発表時生徒は手元原稿用と投影用の 2 台の PC を使用）と相互に刺激し合う雰囲気の醸成を図る。（R3 年 10 月～12 月、1 年「現代社会」320 名で実施）

川瀬雅之（市立札幌新川高等学校）

4-2. 法リテラシー

「法」グループの研究の概要

1. 「18 歳市民力」における「法リテラシー」

「公共」の登場により、公民教育における内容に「法リテラシー」が明確に示されるようになったことは、公民教育・法教育において大きな意味を成す。また、民法上での法的成人年齢 18 歳への引き下げは、資質・能力マップ上の大きな課題となった。

(1) 各リテラシーについて

ア 知識・技能

「法の基本的性格」においては、公法領域における人権概念とその背景について、また私法領域における私的自治・契約自由の原則について学校段階ごとの理解を求めている。また、学習指導要領上の対応関係により、裁判員制度と国際法（小学校では国際機関）についての理解を整理した。

「法的な基本技能」においては、主に広義の「ルール」づくりから、私人間、つまり横の関係における自己解決能力、実際には 18 歳成人を受けた契約主体の育成という観点から、資質・能力マップをまとめている。

イ 思考力・判断力・表現力

「法的な見方・考え方」においては、憲法に基づいた見方・考え方を「・・・ともに」までの前半で示し、法令解釈等の法領域特有の技能について後半部分で示した。法令解釈は、紛争解決に向けての提案（小学校）、ルールづくり（中学校）、ルールの公正な視点からの振り返り（高等学校）とし、法的見方・考え方の基盤として示している。

「公正な判断力」においては、上記の見方・考え方を前提として、事実認識（紛争事実の確認）、問題の多面的・多角的な考察、他者の意見を踏まえた上での合意形成を目指すものになっている。高等学校段階においては、特に「公正な第三者」の視点を加えることによって、法的思考枠組の重要性を改めて示すものとした。

ウ 学びに向かう力・人間性等

「法的参加への意識」においては、クラス・学校を法的枠組みに基づく社会と捉えるだけでなく、法的空間としてクラス・学校を作り替えることを資質・能力として示した。また、法的な考えに基づく解決策の提案をクラスの中に留めることなく、最終的には社会的課題の解決に法を適用し、法的解決方法を提案できることを目指している。

「裁判員制度等への司法参加」では、主として 18 歳裁判員制度導入を受けて、裁判員制度を中心とした司法への参加を示し、それを人間性として 18 歳成人以降も身につけるべき資質・能力として示すこととした。このように実社会における法的参加を、司法参加、特に裁判員への参加として示している。

(2) 小括

立憲主義をとる日本社会においては、法的リテラシーは政治リテラシーとの重複部分が多くなる。このため、憲法教育との差異を検討する作業が難航した。また、法的参加とは何かについては、今後 18 歳成人に伴う変化を受けた検討が必要となろう。

法リテラシーの資質・能力マップ

資質・能力		小学校	中学校	高等学校
知識及び技能	法の基本的性格 (知識に関すること)	法(ルール)の役割と日本社会における基本的ルールの存在に気づき、友達と約束をしたり、ルールを守ることの大切さを理解するとともに、裁判員制度及び国際機関の役割を理解している。	法の根底にある価値について、人権の具体的内容、他者尊重の必要性と重要性を憲法の条文から理解し、私的自治・契約自由の原則とその変遷について知り、理解するとともに、裁判員制度及び国際法の役割について理解している。	法の根底にある価値や人権の観念について、他者尊重の必要性と重要性を憲法の条文や判例から理解し、私的自治・契約自由の原則と変遷、その背景について理解し、原則を守り行動する重要性を理解するとともに、裁判員制度の意義、国際法の役割と限界、国際協調の重要性を理解している。
	法的な基本技能 (技能に関すること)	友達との間での約束を結んだり、クラスにおけるルールの大切さについて知り、自分たちで約束をつくり、それを守ろうとしている。	対等な立場に基づき、お互いの権利を尊重し、自分たちでルールを決めようとするとともに、契約をまとめている。	対等な立場から、お互いの権利を守ろうとするとともに、自らの意思に基づき契約を結ぶことの大切さ、所有権の尊重等の基本原則に基づき、実際に契約を結ぼうとしている。
思考力、判断力、表現力等	法的な見方・考え方 (見方・考え方)	憲法が国民生活に果たす役割について考え、個人と立法・行政・司法の三権の役割について民主主義や立憲主義などから自分なりに表現するとともに、社会的課題を法令との関わりを考え、法的課題解決を提案しようとしている。	民主主義や立憲主義などの概念を活用して憲法が果たす役割を人権の観点から思考し、適用・表現するとともに、諸課題を法令との関わりから捉え、紛争解決に向けたルールの必要性、ルールに基づいた話し合い及びルールづくりをしようとしている。	立憲主義など人権保障において重要な概念を踏まえ、民主主義や立憲主義などの概念を活用して憲法の果たす役割について適切に適用・表現しようとともに、諸課題を法令と照らし合わせた上で、紛争解決に向けた話し合いとルール作り、ルール改正をしようとしている。
	公正な判断力 (領域固有な思考・判断・表現)	事実を認識し、問題を多面的に考察するとともに、他者の意見と照らし合わせながら、自分の意見を述べ、合意形成をしようとしている。	公正に事実を認識し、問題を多面的・多角的に考察した上で、法に基づく自分の意見と多様な他者の意見とを照らし合わせるとともに、また、多様な意見を調整し、合意形成を目指そうとしている。	公正に事実を認識し、問題を多面的・多角的に考察した上で、法に基づく多様な意見を適正な手続きに基づいて調整、合意形成するとともに、合意形成の内容について、公正な第三者の視点から評価しようとしている。
学びに向かう力、人間性等	法的参加への意識 (社会参画)	身近なトラブルについて、クラスのきまりなどから解決方法を自分なりに考えようするとともに、社会的課題について、法に基づいた解決方法について自分なりに考え提案しようとしている。	身近なトラブルや社会的課題について、法的な観点から解決方法について考えようするとともに、社会的課題について、法に照らし合わせて考え、解決方法について、公正な観点に基づき判断し提案しようとしている。	法に基づいた解決方法について粘り強く考えようするとともに、社会的課題について、法的観点から考え、その解決方法について、第三者の公正な視点も踏まえた上で、判断し、提案しようとしている。
	裁判員制度等への司法参加 (領域固有な学びに向かう力・人間性)	裁判員制度を例に、国民の司法参加について興味を持ち、参加しようとしている。	裁判員制度を例に、裁判員として求められる公正な判断の視点や人権擁護の視点に基づき、参加しようとしている。	司法参加の意義の理解に基づいた上で、裁判員と司法参加の際に求められる公正な判断能力や人権擁護の視点などを粘り強く身につけようとしている。

2. 「法リテラシー」育成に向けての授業実践

授業実践は、小学校1・中学校3・高等学校3（プラン1含む）であった。

実践①は、「平和で安全な社会」実現を目指し、地域防災の観点から、防災マップづくりを課題として設定し、地域から法的課題を見いだす実践となっている。実践②は、身近な法的トラブルを交渉によって解決する実践となっている。実践③は、憲法条文と照らし合わせながら、絵を描かせるなどのワークを通じて、立憲主義のイメージをつかませようとしている。実践④は、三権分立とその実際のあらわれについて、著作権を巡る民事裁判を事例に検討したものである。プラン⑤は、高等学校入試における男女別定員の課題から検討するものである。実践⑥は、労働審判を事例に調停案を検討することを通じて、第三者の視点に立った公正な判断力育成を目指したものである。実践⑦は、実際の食品公害の事例から、消費者の権利と責任について考え、法的主体育成を目指したものである。

今回の研究では、「市民の権利と責任」に重点を置く実践が集中したことをあげることができる。

カリキュラムマップ（単元編）

	多様性の尊重	市民の権利と責任	人間と環境の調和	科学技術と社会の発展	平和で安全な社会
小学校 (1)					①5年「自分の身は自分で守る！～防災マップをつくろう～」(伊澤直人)
中学校 (3)		②3年(公民)「私たちが生きる現代社会」(池田泰弘)			
		③3年(公民)「憲法や法の役割を民主主義と立憲主義から考えるー『檻の中のライオン』再考」(中平一義)	3年(公民)「憲法や法の役割を民主主義と立憲主義から考えるー『檻の中のライオン』再考」(中平一義)		3年(公民)「憲法や法の役割を民主主義と立憲主義から考えるー『檻の中のライオン』再考」(中平一義)
		④3年(公民)「立法、行政、司法の関連性を捉える民事裁判学習」(野寄雄太)		3年(公民)「立法、行政、司法の関連性を捉える民事裁判学習」(野寄雄太)	
高等学校 (3)	⑤1年(公共)「入試について考える」(鈴木隆弘)	1年(公共)「入試について考える」(鈴木隆弘)			
		⑥1年(公共)「模擬労働審判を実践してみよう」(今智也)			
		⑦3年(現代社会／公共)「食品公害事件から消費者の権利と責任を考える」(渥美利文)	⑦3年(現代社会／公共)「食品公害事件から消費者の権利と責任を考える」(渥美利文)	⑦3年(現代社会／公共)「食品公害事件から消費者の権利と責任を考える」(渥美利文)	

※網掛けは、最も重視する観点。

3. 「18 歳市民力」の育成に向けての法教育の役割

本研究において、18 歳市民力育成の観点から「法リテラシー」育成の構造を示せたことは、「公共」の登場によって法的資質・能力の育成も課題として示された現在において、大きな意義がある。また、その育成方法を検討する中で、模擬交渉などの対話を通じた法的解決を行う実践が行われたこと（実践②・④・⑥）、また概念把握が難しい立憲主義について、イメージを示すことでその正確な概念把握とその形成を目指す実践が生み出されたこと（実践③）は、法的思考力・判断力・表現力育成における大きな意義をなすであろう。

以上の成果を踏まえ、以下、課題を3点あげたい。

(1) 観点「市民の権利と責任」への実践の集中

18 歳民法成人により、高校3年生段階までに法的な市民としての自立を果たすことが求められるようになった。特に、契約主体としての自立は、社会的な要請かつ課題となった。限られた人数という制約から、法グループでは主に私法分野における実践を重ねることとなったが、その結果、中・高の実践において「市民の権利と責任」に観点が集中した。このような特定の観点への集中は、法領域を扱う時においての特有の課題なのかどうか、改めて検討する必要があるものと考ええる。

(2) 裁判員制度の取扱いと18 歳市民力

裁判員制度は、「公共」では(2)現代社会と人間としての在り方生き方 ウ個人の尊重と法の支配の「内容の取扱い」において、「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱うこと。」と規定され、同解説では「国民の司法参加の意義を理解させる」こととされている。このことは、「司法参加」が知識であると共に、社会参加、司法参加についても、学びに向かう力として育成する必要があることを示している。しかし、今回の実践では、裁判員についての実践がない。これは、すでに裁判員裁判についての実践が主として法教育領域において積み重ねられていることのあらわれでもあるが、本科研費プロジェクト期間中、裁判員年齢が18歳に引き下げられたことから考えるならば、「公共」だけでなく、選択「倫理」「政治・経済」でも取り扱う必要がある。このことは、18 歳市民力が「完成」して以降の法教育・法リテラシーの教育がどうあるべきなのかについても検討が必要であることを意味するが、その点について十分な検討出来なかった。

(3) カリキュラム・マネジメントの視点

18 歳になるまでの段階において、法リテラシーが市民力として「完成」とするならば、そのためには他教科・領域との連携は必須である。特に教科家庭科・保健体育、領域の特別活動における態度育成（ルールづくりなどを通じた合意形成）などをふまえた社会科・公民科の実践が求められることになるだろう。

本グループでは、交渉を通じ、法的思考力・判断力・表現力を育成する実践を行い、その成果を示した。しかし、では18 歳市民に必要な法的知識・技能とは具体的に何なのか、また、社会科・公民科ではどのような知識・技能を育成するべきなのか、十分に示すことができていない。法的思考力・判断力・表現力は、他教科でも求められる力であり、合意形成に向けた力、法的な紛争解決力、つまり、法的な学びに向かう力・人間性の育成は、他領域でも育成が求められる。そもそも法的リテラシーは一教科で育成

するものでなく、カリキュラム・マネジメントを前提としたものであるとしても、その際の社会科・公民科でしかできない資質・能力育成とは何か。あるいは、連携を前提とした時の社会科・公民科はどのように実践されるべきなのか。本グループでは結論を出すことができなかった。

本グループでは、資質・能力マップの作成及び実践を通じて、法的リテラシーの構造について示すことができた。18歳成人社会となった今、社会科・公民科は18歳に求められる法的な力を育成するだけでなく、市民として生きていくこと、18歳のその先を見据えた学びに向かう力の育成が求められているのではないか。つまり、社会科・公民科には何が必要かを検討していくことが必要であろう。

鈴木隆弘（高千穂大学）

地域の防災問題の解決を目指した小学校における法学習

- 1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科（5年生）
- 2 単元名 自分の身は自分で守る！ ～安全な防災マップをつくろう～
- 3 学習指導要領上の位置付け 我が国の国土の自然環境と国民生活の関わり
- 4 カリキュラムマップとの関連性 平和で安全な社会

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・安全な防災マップ作りを通して、安全面を配慮した避難の条件について理解することができる。	・防災町探検で地域の方から得た情報をもとに、安全な防災マップを作成することができる。	・自分の住む地域の安全な避難経路を話し合い、通学団会での情報発信に向けて粘り強く取り組むことができる。

6 単元の特徴

タブレットを活用して家の周りの安全な場所や危険な場所を調べた。そこから、地震が起きた時、家の周りの安全な場所までの避難経路はないか考えた。自分で考えた家の周りの安全な場所はどこなのか通学団のメンバーと話し合った。すると、通学団のメンバーから「細い道はやっぱり危険だね」という意見が出た。危険な場所として理解したが、「細い道しかない時はどうしたらいいのだろう。」という疑問が生じた。児童Aは、「細い道しかない時は、細い道の真ん中を通るのかな。」と話す姿があった。しかし、実際に見ないと気づくことができない部分も多くあり、児童Aたちは実地調査へいきたいと気持ちが高まった。1回目の防災町探検は、保護者・町内会・一色防災ネットワーク方の力を借りて、地区ごとに分かれて行った。防災倉庫を見せてもらったり、防災について詳しい知識をもつ方と探検したりする中で、「危険なもの」「安全なもの」「役立つもの」に目を向けることができた。友達の発表を聞いて、「もっと知りたいな」など、自分たちに足りないことや、さらに調べてみたいことが出てきたため、2回目の探検へ出かけることにした。防災町探検に出かける前に、防災マップを作ることを前提に、『どんなマップにしたいか』をグループごとに話し合った。2回目の防災町探検は、町内会・自主防災会の方と一緒にいった。町探検で得た情報をマップ上にまとめる段階では、『危険なところは赤、安全なところは青、役立つものは緑で色分けするといいいね』など、グループごとに工夫を凝らしたマップを作った。そして、通学団会で地域を守る防災マップを発表した。発表の内容は、「危険な場所」「安全な場所」「役立つもの」「橋が壊れてしまった場合」「川の水が溢れた場合」という視点で発表することができた。また、全校帰宅会のときに、危険な場所や安全な場所を自分たちの言葉で班のメンバーに話す姿があった。

7 単元計画（37 時間完了）

【単元に入る前の子どもの姿】 ・自分だけでなく家族とともに命を守ることについて考えることのできる子どもたち。	
今までの防災学習を振り返ろう ⑥	【教師支援・手だて】
○家の外で遊んでいた時、地震が起きたらどこへ一時避難するのかな。1 家の周りの安全な場所までの避難経路を見つけよう ○どんな道が安全な避難経路になるか考えよう。1 ○タブレットで地図を見ながらルートを考えよう。（個人追究）2 ○それぞれで考えたルートを通学班のメンバーで話し合い、検討しよう 2	◇自分の住む地区を調べられるように、通学団ごとにグループを編制する。 ◇タブレットで Google Map 上にある地図を画像に加工して自分の考えた避難経路上に線を引く。 ◇「防災町探検 1」の実地調査するために、どんな危険があるのか、家の周りの安全な場所はどこがあるのかという視点をもって取り組む。 ◇「防災町探検 2」が自分の考えた避難経路に対して助言をいただくために地域のことに詳しい、一色防災ネットワーク・町内会長・保護者の方などの協力を要請する。
実地調査で確認してみよう「防災町探検 1」③ ○防災町探検に行き、実地調査をしよう。1 ○地図で考えただけだと危険な道もあった。修正ルートを考えよう 2 ・家の周りで安全な場所はどこにあるかな。 ・みんなで修正ルートを考えよう。地域を守る防災マップにするために、どうすればいいのかな。	◇「地域を守る防災マップ」作成する時、一色防災ネットワークの方や町内会長・保護者の協力を得て防災マップを作成する。
地域を守る防災マップにしよう「防災町探検 2」③ ○一色防災ネットワークや町内会長の方に安全な避難経路を紹介しよう。2 ・橋が壊れた場合、どうしたらいいのか考える必要があるよ。 ・もし川から水が溢れた場合、どうしたらいいのか考えなきゃいけないね。 ○さらに地域を守る防災マップにするために話し合う。1 ・備蓄倉庫を町内会長さんに開けてもらったよ。思ったよりものがたくさんあったよ。	◇子どもたちの防災の学びを広めるために、通学団会（バトンタッチの会）の地域を守る防災マップを活用して情報発信する機会を設ける。 ◇帰宅会の時に、子どもたちが防災マップをもとに、危険な場所安全な場所を通学団のメンバーに伝える。
集めた情報をみんなに広げよう⑤ ○「地域を守る防災マップ」を作ろう。1 2 ○5 年生で学んだことを、次の 5 年生にバトンタッチしよう 2 ○通学団会の班のみんなに地域を守る防災マップを伝えよう 1 0 ○通学団会の班のみんなに安全なところや危険なところを実際に伝えよう。 ○この単元を通して学んだことをまとめよう。1	
【単元を終えた子どもの姿】 ・防災への意識を強くもち、学校や地域の防災へ目を向けることができたようになった子どもたち。	

8 カリキュラム・マネジメント

何より一番の成果は、通学団会を通して防災マップをタブレット活用しながら発表できたことだ。2 回探検に出かけたとき、町内会長や一色防災ネットワークの方や保護者の方の協力を得られたことが子どもたちの学びに大きな影響を与えた。一色防災ネットワークの方は、通学路にも危険が潜んでいることを、その場所で丁寧におしえてくれたので、子どもたちだけでは気づけないことに目を向かせることができた。防災という視点で探検することで、自分たちの住む地域を見直すことができた。2 回目の町探検の前に、「橋が壊れてしまった場合」と「川の水が溢れた場合」はどのような行動をするのか考える視点をもって防災町探検へ出かけた。そうすることで、ただ何となく探検に出かけた 1 回目とは違い、どんな写真が必要か、何を見てくるかが明確となった。課題としては、防災マップを全校に発信することができたが、できれば地域の人にももっと発信したい。例えば、一色公民館に掲示してたくさんの人に子どもたちの活動の素晴らしさを伝えていきたい。

伊澤直人（西尾市立東部中学校）

立憲主義と民主主義を深く認識する中学校における法教育

- 1 校種・教科・科目（分野） 中学校・社会科・公民的分野
- 2 単元名 現代社会の問題から立憲主義と民主主義をと捉えなおそう
- 3 学習指導要領上の位置付け C（1）人間の尊重と日本国憲法の基本原則
- 4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任、人間と環境の調和

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
憲法や法律を条文の具体的な適用から法の意義を理解するとともに、人権の具体的内容、他者尊重の必要性和重要性について調べたりすることができる。	- 憲法や法律が果たす役割について、法律の変容がどのような社会情勢の下で行われたのかを思考した上で自分の意見を表現するとともに、他者の意見と比較して考察することができる。 「檻の中のライオン」を再構成することにより、憲法が国民生活に果たす役割について考え、立憲主義や民主主義の概念を使って自らまとめ表現できる。	社会的課題について、諸法規に照らし合わせて考え、立憲主義と民主主義の関係を踏まえて法の意義を理解し、社会への関わり方を考えている。

6 単元の特色（教材観）

本単元は、法の支配と立憲主義を確認するとともに、民主主義との関係性を深く考えられるように、「ライオンと檻」（椋、2016）の関係を基準に、それを再構成することを目指した。そのため、法が変容することなどを例に、立憲主義と民主主義の関係を捉えられるようにした。

7 単元計画

ねらい・学習内容	知	思	態	評価規準（評価方法）
ねらい：法の意義を理解する。法について社会の変化に合わせて改正する必要があるものと、簡単には改正することができないものの違いについて具体的に考えることができる。				

第1時	導入	◎法の役割について確認する。 ・「人の支配」と「法の支配」の共通点と違いを考え、整理する。整理したものを文章化する	○		○憲法や法律を条文の具体的な適用から法の意義を理解するとともに、人権の具体的内容、他者尊重の必要性と重要性について調べたりすることができる。(WS1【1】の記述内容)
	展開1	◎「檻の中のライオン」を学習し、憲法を中心に法の役割について理解する。 ・「檻」と「ライオン」がそれぞれ何をあらわしているのかを考え、立憲主義について理解する。		●	●立憲主義について理解している。(WS1【2】の記述内容)
	展開2	◎災害から社会的課題を考える。 ・大雪による自動車の立ち往生の実態を理解する。 ・立ち往生が数日に及ぶと、どのような問題が生じるのかグループで考え、シェアする。		●	●災害による社会的課題の発生について考え、まとめ、他者に伝えている。(WS1【3】の記述内容)
	展開3	◎権力と人権の関係を確認する。 ・立ち往生する自動車を、道路管理者（国など）が勝手に移動することができない理由を、これまでに学習した人権から確認する。	●		●国家などの権力が介入できないように、個人の財産権が守られていることを確認している。(WS1【4】の記述内容)
第2時	導入	◎前時の復習をする。 ◎災害対策基本法改正から国家の役割の変容を学ぶ。 ・2014年に改正された災害対策基本法が、「緊急車両の通行を確保する必要がある場合、区間を指定し、車両等の運転者等に対し、車両等を道路外へ移動する等の措置を命じることができることとし、さらに運転者が移動の命令に応じない場合や不在の場合などには、道路管理者自らが、車両等を移動することができる。」ようになったことを、その改正に何が影響したのかを考え理解する。	○		○憲法や法律が果たす役割について、法律の変容がどのような社会情勢の下で行われたのかを思考した上で自分の意見を表現するとともに、他者の意見と比較して考察することができる。(WS2【1】(1)の記述内容)
	展開	◎立憲主義と民主主義の関係を考える。 ・立憲主義と民主主義の構造を確認する。 ・WS2【1】(1)を参考にして、自動車所有者の権利を侵してまで、自動車を動かすことができるのはなぜか、そしてその限界はどこにあるのかを、立憲主義と民主主義の関係を踏まえて考え記述させることにより、社会への関わり方を考える。		○	○立憲主義と民主主義の関係を踏まえて法の意義を理解し、社会への関わり方を考えている。(WS2【1】(2)の記述内容)
	まとめ	◎「檻の中のライオン」を再考する。 ・災害対策基本法の学習を経て、国家の役割を再考察し、「檻の中のライオン」を再構成する。 ・何人かに発表してもらう。(弁護士のコメント)	○		○「檻の中のライオン」を再構成することにより、憲法が国民生活に果たす役割について考え、自分なりに表現することができる。(WS2【2】記述内容と説明)

※（○…「評定に用いる評価」、●…「学習改善につなげる評価」、WSはワークシートのこと。紙幅の都合上省略。

(参考)

- ・国土交通省道路局国道・防災課道路防災対策室（2015）：一般財団法人：道路新産業開発機構「改正災害対策基本法に基づく車両の移動措置について」、道路行政セミナー（2015）、pp.1-5より転載。
- ・国土交通省 HP、「災害対策基本法の一部を改正する法律の公布について」(www.mlit.go.jp/road/road_frl_000071.html)参照、(最終閲覧日 2021 年 7 月 5 日)。
- ・内閣府 HP、「大雪に伴う交通対策について」(www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/h27kou_haku/gaiyo/genkyo/topics/topic06.html)より(最終閲覧日 2021 年 7 月 5 日)。
- ・椋大樹（2016）：『檻の中のライオンー憲法がわかる 46 のおはなし』、かもがわ出版。
- ・矢ヶ崎典隆ら、ほか 109 名（2021）：東京書籍『新しい社会 公民』（2020 年 3 月検定済）、p. 41。

8 カリキュラム・マネジメント

- ・社会科（地理的分野）、(3) 世界と比べて見た日本、ア 様々な面からとらえた日本
- ・理科（第2分野）、(7) 自然と人間、イ 自然と人間
- ・技術・家庭（家庭分野）、(4) 室内環境の整備と住まい方

中平一義（上越教育大学）・村松謙（神奈川県弁護士会）・村上揚（南足柄市教育委員会）

立法、行政、司法の関連性を捉える統治機構の学習
—著作権使用料をめぐる民事裁判を事例に—

1 校種・教科・科目（分野） 中学校・社会科・公民的分野

2 単元名 国の政治の仕組み

3 学習指導要領上の位置付け C（2）民主政治と政治参加

4 カリキュラムマップとの関連性 科学技術の進展と社会 市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・法の根底にある価値について、人権の具体的内容を保障する制度である統治機構の役割や仕組みを憲法の条文を基に理解している。	・立法、行政、司法の関連性や三権が分立している意義を人権の観点から思考し、表現している。 ・公正に事実を認識し、問題を多面的・多角的に考察した上で、法に基づく自分の意見と多様な他者の意見とを照らし合わせるとともに、また、多様な意見を調整し、合意形成を目指そうとしている。	・社会的課題を立法、行政、司法それぞれの役割や仕組みと関連させて考え、解決方法について公正の観点に基づき判断し、提案しようとしている。 ・裁判員制度を例に、裁判員として求められる公正な判断の視点や人権擁護の視点などを身につけようとしている。

6 単元の特徴（教材観）

中学校社会科公民的分野における統治機構の学習は、立法、行政、司法それぞれの機関の役割と仕組みを把握し、まとめて三権の抑制と均衡の関係を理解する単元構成となっている。

しかし、三権それぞれの役割・機能を個別に学んでも、相互の機関の関係性を把握できず、三権がなぜ抑制と均衡の関係にある制度となっているのかを理解することは難しい。横大道, 吉田(2022)は「教科書に記載されている権力分立には・・(中略)権力を縦割りにした『分立』の意味合いが強調されているように見えるのです。他方、権力が相互に『抑制・均衡』し合うという、もう一つの機能は教科書の有名な三権分立のイラストのおかげで知識として普及しているものの、実際に権力相互の『抑制』がどのように行われ『均衡』しているのか、その姿を具体的に理解できている人は少ないように思います。」と指摘する。

そこで、国会で制定された法律を、内閣がどのように運用しているのか、裁判所では法に基づいて紛争をどのように解決していくのかなど、法を軸にして三権の関係性を生徒に把握させる必要があると考えた。本単元の構成は、立法、行政、司法それぞれの役割・機能を把握し、三権の抑制と均衡の関係を学ぶ前に、裁判例の解決策を生徒に考えさせる時間を1時間設置（本時）する。本時の学習課題を通して、社会問題の解決に向けて、生徒

が三権それぞれの関係性を捉えることができ、三権が抑制と均衡の関係にあることの意義を理解することにつながると考えた。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 国会の仕組み	1	国会の地位と仕組み	○国会の地位と仕組みがどのようなになっているのかを知る。
	2	法律や予算ができるまで	○法律や予算が国会のどのような審議を経て作られるのかを知る。
	3	行政を監視する国会	○国会と行政との関わりを知る。
第2次 内閣の仕組み	4	行政の仕組みと内閣	○行政の役割と仕組みがどのようなになっているのかを知る。
	5	行政の役割と行政改革	○行政における内閣の役割がどのように変化してきたのかを知る。 ○行政改革の方向性を考える。
第3次 裁判所の仕組み	6	裁判所の仕組みと働き	○裁判の役割と仕組みがどのようなになっているのかを知る。
	7	裁判の種類と人権保障1	○刑事裁判における、被疑者・被告人の人権を保障するための仕組みを知る。 ○民事裁判の仕組みを知る。
	8	裁判員制度と司法制度改革	○裁判員制度の仕組みがどのようなになっているのかを知る。 ○司法における冤罪防止策や被害者参加制度について知る。
第4次 三権相互の関係性と三権が分立する意義	9 本時	三権相互の関係性	○地方裁判所と高等裁判所で判決内容が異なる民事裁判(音楽教室団体とJASRACとの著作権使用料の徴収をめぐる民事裁判)の争点を把握し、解決策を考える。 ○三権の関係性を知る。
	10	三権の抑制と均衡	○立法、行政、司法の抑制と均衡の関係を知る。 ○違憲審査制を知る。

※本実践は2021年11月16日に南足柄市立南足柄中学校において村上揚教諭が担当した3クラス63名に実施した。ワークシートの扱いについては当時の管理職の了承を得ている。

(参考文献等)

- ・矢ヶ崎典隆, 坂上康俊, 谷口将紀ほか107名(2021):『新しい社会 公民』, 東京書籍, 令和2年3月24日検定済, 令和3年2月10日発行。
- ・横大道聡・吉田俊弘(2022):『憲法のリテラシー問いから始める15のレッスン』, 有斐閣。

8 カリキュラム・マネジメント

技術・家庭科(技術分野)D 情報の技術における情報リテラシーや著作権に関する学習内容と関連させ、科学技術の進展と社会との関連性を考えることができる。

野寄雄太(相模原市立新町中学校)・村上揚(南足柄市教育委員会)

「公正」から社会的課題を解決する高等学校における法教育

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・「公共」

2 単元名 男女別入試定員から、公正について考える。

3 学習指導要領上の位置付け A 自立した主体としてより良い社会の形成に参画する私たち ア （ア）法や規範の意義及び役割

4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重、市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・法の根底にある価値や人権の観念について、他者尊重の必要性和重要性を憲法の条文や判例から理解し、私的自治・契約自由の原則と変遷、その背景について理解しようとしている。	・立憲主義など人権保障において重要な概念を踏まえ、民主主義や立憲主義などの概念を活用して憲法の果たす役割について適切に適用・表現しようとともに、諸課題を法令と照らし合わせた上で、紛争解決に向けた話し合いとルール作り、ルール改正をしようとしている。	・法に基づいた解決方法について粘り強く考えようとするとともに、社会的課題について、法的観点から考え、その解決方法について、第三者の公正な視点も踏まえた上で、判断し、提案しようとしている。

6 単元の特色（教材観）

本単元は、都立高校における全日制普通科の男女別定員制という高校生にとって身近な課題から、「平等」「公正」について考え、どのような解決策があるかについて検討するものである。本課題では、女子生徒の入学を促すためのアファーマティブ・アクションとして導入された側面を持つ東京都立高等学校の入試制度における男女別定員枠が、時代の変化によって、「平等」「公正」に反するものとして捉えられるようになったこと、2022年にその緩和措置の実施と、長期的な撤廃が東京都教育委員会によって実施されたことから、「平等」「公正」について法的に思考することを目指している。

東京都教育委員会によって解決に向けた政策が示された一方で、都立高校における入試制度は現在も複雑であり、それは「平等」「公正」さの反映であるともいえる。これらを調べ、考え、表現する作業から、どのような解決策が望ましいかについて検討すること（ルール改正）、また男女平等の有り様だけでなく、障がいを持った人々などに対してどのような解決が「公正」といえるのかについて、高校入試制度から思考・判断することによって「形式的平等」「実質的平等」、あるいは「絶対的平等」「相対的平等」といった概念をふまえつつ、第三者も納得できる解決策を表現することを目指したい。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
1	1	高校入試における男女別定員について考える。	○課題について、新聞記事から読み取り、男女別定員入試も課題について把握する。 【主題】どのような入試制度が「公正」なのだろうか。 ○現在の男女別定員入試は「公正」といえるだろうかについて判断する。 ○なぜ、東京都教育委員会は、その制度の変更を決めたのかについて考える。 ○すぐに制度変更しない理由を考える。
	2	アファーマティブ・アクションについて考える。	○東京都の入試制度について調べる。 ○「公正」「平等」の観点から、男女別定員に否定的な意見と肯定的な意見について比較する。 ○どのような制度が望ましいといえるかグループでまとめ、発表する。
	3	制度提案に「公正」「平等」の観点から再検討する。	○自分たちの制度提案を「必要な配慮」、「過度な優遇」に分けて、検討する。 ○今の入試制度において、どのような「配慮」があるか、考え、まとめる。 ○改めて、現行入試制度をどうするべきか、自分の意見をまとめ、表現する。
2	1	アファーマティブ・アクションについて調べ、レポートにしよう。	○入試制度以外のアファーマティブ・アクションについて、日本・諸外国の事例を調べる。 ○社会におけるアファーマティブ・アクションの実例と課題について考え、レポートにまとめる。

(参考)

- ・指導案(4) 大学入試のアファーマティブ・アクションについて考えよう」法教育推進協議会『高校生向け法教育教材 未来を切り拓く法教育：自由で公正な社会のために』2019年、pp. 34-41。
- ・「女性議員の枠を確保するのは『公正』？」帝国書院『高等学校 公共』pp. 68-69
- ・朝日新聞「都立高入試の男女別定員、段階的に廃止へ 合格ラインに男女差」(2021年9月24日付)、<https://www.asahi.com/articles/ASP9S6SNHP9SUTIL00T.html>
- ・東京都教育委員会「都立高等学校入学者選抜における男女別定員の緩和措置」(2022年1月7日付)。

8 カリキュラム・マネジメント

- ・家庭科 「家庭基礎」

A 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 青年期の自立と家族・家庭

- ・特別活動 ホームルーム活動 (2) イ 男女相互の理解と協力

鈴木隆弘 (高千穂大学)

高等学校公民科教育における模擬労働審判の授業実践

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・公共

2 単元名 模擬労働審判を実践してみよう

3 学習指導要領上の位置付け 内容Bア「法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決する」

4 カリキュラム・マップとの関連性 市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
対等な立場から契約を結ぶことの大切さについて理解しながらも、問題が生じた際に適切に対処するための方法について知ることができる。	公正に事実を認識し、問題を多面的に考察した上で、法に基づく多様な意見を適正な手続きに基づいて調整、合意形成を目指すことができる。	社会的課題について、法的観点から考え、その解決方法について、第三者の公正な視点も踏まえた上で判断し、提案することができる。

6 単元の特色（教材観）

一般に18歳で「成人」となった際には、様々なことについて判断する責任を持つということが強調される。しかし、考えてみればすべての「成人」が、あらゆることについて必ずしも一人で判断を下しているわけではないことに気づく。具体的には家族や友人など、様々な相手に「相談」しているのである。また、トラブルが起こった際のことを考えてみると、これも一人ではなく、むしろ弁護士などの専門家の力を借りながら、問題解決に尽力することのほうが一般的であろう。今回、新たな授業の構築を目指して、兵庫県弁護士会の有志の先生方にご協力をいただき、生徒たちが「成人」として抱える可能性があるトラブルについて授業案を作成し、本校で実践するという機会を得た。話し合いの中で、弁護士の先生方から、「労働審判をとりあげてはどうか」という意見があり、伺ってみると実際に案件として労働審判を手掛けておられる先生方が少なくなかったことは、授業者として非常に大きな驚きであった。労働審判は2006年からスタートした比較的新しい仕組みであるが、この仕組みができあがった背景には、労働組合の推定組織率の大きな減少があるといわれている。つまり、生徒たちはトラブルがあった際に、これまでとは異なり、労働組合の関与がない状態で企業と対峙する必要に迫られており、その解決策として労働審判制度が成立したといえるのである。労働審判についてはいくつかの『公共』の教科書でも取り上げられているが、労働審判自体は非公開で行われており、裁判のように傍聴することもできないため、教員だけで仕組みを理解し、授業するには難しい部分がある。しかし、実際に労働審判に関与されている弁護士の協力を仰ぐことで、制度だけでなく実践的な内容についても生徒たちに教授することができる。このような点も、外部と連携した授業として非常に有効であると考えられたため、本授業を実践するにいたった。

7 単元の計画

次	時	項目	学習活動
模擬労働審判を 実践してみよう	1	労働審判とは何かについて知ろう (教師による授業)	○労働関係でトラブルが起きたときの解決方法について考える ○各班で申立人・相手方・労働審判委員会の役割を分担する ○映像資料を視聴する ○配布された労働審判申立書・答弁書を確認し、ワークシートを完成させる
	2	模擬労働審判をやってみよう (弁護士との連携授業)	○弁護士の先生を紹介する ○労働審判委員会役の生徒はあらかじめ考えた解決案について再確認する ○第一期回期日として話を聞く ○申立人の役割の生徒・相手方の役割の生徒とも、あらかじめ確認した自分が強調したい点を中心に説明を行う ○それぞれの立場でそれぞれ考えをまとめた上で、第二期回期日として話を聞く ○作業が進んだ班から、両者が同席した上で、労働審判委員会役の生徒が調停案について考え、合意できた班については調停調書を作成する ○合意ができなかった場合は労働審判委員会役の生徒が審判を行う
	3	模擬労働審判の結果を共有しよう (弁護士との連携授業)	○それぞれの班の労働審判委員会役の生徒が内容について発表する ○弁護士の先生からの講評をいただく ○今回の授業の感想をワークシートに記入する ○後日、完成させた調書を提出する

8 カリキュラム・マネジメント

同じ立場の生徒と話し合いを行って共通の目標を設定し、異なる立場の相手と交渉して自分の意見も重視しつつ、他者にも配慮して双方が納得できる調停案を構築していくという本授業の中心的な内容は、国語科をはじめとする様々な教科で実施してきた言語活動の上に成り立つ「主体的・対話的で深い学び」であるということができる。また、中学校社会はもちろん、高等学校家庭科や地理歴史などで学んだ内容を踏まえて交渉に臨む必要がある点から、本授業は高等学校で「公共」を履修する学年の3学期に実施することが最も効果的であると考えられる。なお、本実践は弁護士の存在なしには成立しえないため、実施時期に制限がある。しかし、本実践はコロナ禍にあって、一部のクラスで授業を完全オンラインで実施できたという事実は、これまで外部の専門家と協働して授業をする上で大きな障壁となっていた、地理的・時間的な制約からの解放を示唆していると考えられる。

今 智也（神戸海星女子学院中学校・高等学校）

4-3. 経済リテラシー

「経済」グループの研究の概要

1. 「18 歳市民力」における経済リテラシー

経済実践研究グループでは、次頁にあるような資質・能力マップを作成した。

経済リテラシーを「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間性等」の3種類に分け、小学校から高校までの学習が系統的となるように配置した。

【知識及び技能】

・「経済に関わる基本的な理念及び知識」の小学校では、「人」の働きが他人の効用（満足）を高めている（暮らしを豊かで幸せなものにしている）という経済の基本を学ばせることを目指すものとした。中学校では、新たに社会保障の充実や消費者保護の項目を取り入れ、政府の働きを理解することを重視するものとした。

・「経済に関わる情報を調べまとめる技能」については、経済分野の学習では金融や貿易関係を中心に統計やグラフなどの図表が多くなることから、各種統計資料を基に自分の考えの根拠を示すことが重要であることを強調した。小学校では自分個人でまとめる、中学校では他者が分かりやすいようにまとめる、高等学校ではまとめたことを根拠にして他者と討論するなど、児童生徒の発達段階に応じた学習方法を取り入れた。

【思考力、判断力、表現力等】

・「経済的な見方・考え方」では、基礎的・基本的な経済概念である「希少性」を根底に作成した。特に中学校では、「分業と交換」「トレードオフ」、さらに既に前回の学習指導要領から記述されている「対立と合意」「効率と公正」の概念を盛り込み、現代社会における様々な経済事象・課題を公正な立場で判断する力を重視するものとした。

・「効率性と公平性・公正性を踏まえた経済的判断力」については、小学校では限られた資源を無駄なく活用することがどのように私たちの生活に結びついているのか、中学校では、より良い社会を形成する方法を他者と協働しながら確立していくこと、高等学校では、公正で自由な経済活動が可能であるからこそ生じる課題をどのように解決したら良いかを検討できるようにした。

【学びに向かう力、人間性等】

・「経済的課題の解決に取り組む意欲」では、小学校の段階から積極的に情報収集を行い、経済事象に対して興味関心を高めることが、中学校・高等学校での学びの継続につながるものと考えたため、身近な（高校は国内外）経済事象における課題を見つけ、自分・自分達で解決しようとする意欲を育てることができるようにした。

・「持続可能な経済生活に関する意識」では、特に地球環境と経済の関係性を重視した内容とした。近年、世界各地で異常気象が多発しているが、我々の経済活動と無縁ではない。私たちの生活をより豊かに・便利なものにするための経済活動が、地球の環境を破壊していることにも繋がっていることを小学生の段階から系統的に学ばせることが重要であると考えた。校種が上がるにつれて、具体的な活動に参加するだけでなく、「参画」するレベルにまで高めるものとした。

経済実践研究グループの資質・能力マップ

リテラシー	資質・能力（１）	資質・能力（２）	小学校	中学校	高等学校
経済 リテラシー	知識及び技能	経済に関わる基本的な理念及び知識 (知識に関すること)	身近な地域の生活や生産・販売・流通と関わらせて、日本の農林水産業と鉱工業に関する様々な特色（生産地・輸送・貿易など）と人々が日々努力・工夫をしてよりよい製品を作り出していることなど、多くの人々の暮らしを豊かで幸せなものにするために、経済活動が行われていることを理解している。	日本経済の基本的なしくみや経済活動の意義、社会資本の整備、公害防止等の環境保全、社会保障の充実、消費者保護に関する意義等、国民が豊かで安全・安心なものとなるように、国内の経済活動や政府の経済政策が行われていることを理解している。	政府の様々な活動が国民福祉の向上に寄与する役割を担っていることなど、経済のグローバル化の進展により相互依存関係が一層深まっていく国際社会において、国際社会（経済）を視野に入れつつ、公正かつ自由な経済活動が資源の効率的な配分を図っていること、国民が豊かで安全・安心なものとなるように国内の経済活動や政府の経済政策が行われていることを理解している。
		経済に関わる情報を調べまとめる技能 (技能に関すること)	身近な地域の生産・販売・流通や我が国の農林水産業、鉱工業に関する経済の働きについて自分たちの生活との関わりから調べ、その特色について統計資料などから根拠を示しながらまとめることができる。	環境や交通・運輸など身近な地域を中心とした経済社会が抱える根本の問題を多面的・多角的に調べ、他者に分かりやすくまとめることができる。	経済に関わる具体的な主題を設定し、法・政治・倫理面と関連させながらその主題に関する事実や考え方についての情報や資料をまとめ考察したことを根拠にして、他者と討論することができる。
	思考力、判断力、表現力等	経済的な見方・考え方 (見方・考え方)	日常生活の中に見られる基礎的・基本的な経済概念や生産性、品質、工程、協力、技術の向上、価格や費用の経済概念を基に、経済的事象の特色や相互の関連を多角的に考え、自分たちのくらしや社会への関わり方を選択・判断することができる。	基礎的・基本的な経済概念（対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性、トレードオフなど）を基に、現代社会における様々な経済的課題を考察し公正に判断することができる。	基礎的・基本的な経済概念を基に、様々な経済的課題に対し情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえて考察し、公正に判断することができる。
		効率性と公平性・公正性を踏まえた経済的判断力 (領域固有な思考・判断・表現)	多くの人々のくらしを豊かで安全・安心なものとするために、どのようにしたら限られた資源を無駄なく使って、モノやサービスを生み出すことができるのかを考え、よりよい生産・販売・流通のしくみや税の働きについて、話し合ったり、提案することができる。	公正には様々な考え方があることを理解した上で、効率性と公正さが両立した、よりよい社会をめざす探究を他者と協働して行い、それを行動変容にもつなげることができる。	経済的な主体として、公正で自由な経済活動を通して市場が効率的な資源配分を実現できるのはなぜか、活発な経済活動と個人の尊重を両立させるにはどうしたらよいかなどを他者と協働して共に納得できる解決方法を見いだすことができる。
	学びに向かう力、人間性等	経済的課題の解決に取り組む意欲 (社会参画)	働く人びとの姿を通して学習した工夫や努力・新しいアイデアや挑戦する姿勢などを自分の生活に生かそうとしたり、テレビや新聞などで報道されているくらしや経済に関わる課題について、自分でできることは何かを考え、行動しようとしている。	身近な経済問題に関して、効率的で公正な社会を形成するために何をしなければならぬか考え、自分（自分たち）でできることを実践しようとしている。	国内外で生じている問題の解決に向けて、自ら情報を発信し、他のリテラシー（政治・法・倫理）との関係性を明らかにして、他者と協働して共に納得できる解決方法を見出そうとしている。
		持続可能な経済生活に関する意識 (領域固有な学びに向かう力・人間性)	自分のくらしを振り返り、物やお金の大切さを理解し、環境に配慮したよりよいお金の使い方（エシカル消費）を行おうとしている。	自分の消費行動が国内外の政治・社会・経済情勢や地球環境に影響を及ぼすことを自覚して生活している。	地球的規模において持続可能な社会に向けた効率的な経済生活について、自分（自分たち）が考えた企画を他組織に提案し、他者と協働しながら実践しようとしている。

2. 「経済リテラシー」育成に向けての授業実践

カリキュラムマップ単元編

		多様性の尊重	市民の権利と責任	人間と環境の調和	科学技術と社会の発展	平和で安全な社会
経済 (17)	小学校 (8)		3年「スーパーマーケットが人気であるひみつを調べよう」(坂井研耶佳・鈴木正行)	3年「わたしたちのくらしと川口市の人々の仕事「植木を育てる仕事」」(西野翼・安原輝彦)	3年「わたしたちのくらしとまちではたらく人びと」(榎本拓海・小野間正巳)	
					5年「米づくりのさかんな地域」(那須章浩・真島聖子)	
					5年「なぜ、ユーチューバーはお金を稼ぐことができるのか?」(八橋愛介)	
					5年「なぜ、ウーバーイーツは広がったのか?」(八橋愛介)	
					5年「水産業のさかんな地いき」(那須彰浩・真島聖子)	
		6年「日本の国際貿易」(呂光暁)				
	中学校 (3)			1年(地理)「世界の諸地域・北アメリカ州 アメリカ合衆国の生活文化に焦点を当てて(フードバンクを通して自助・共助・公助について考える)」(森賢士)		
			3年(公民)「財政と国民の福祉(ふるさと納税を通じて、税のあり方を考える)」(佐藤央隆)		3年(公民)「財政及び社会保障制度の意義と役割(ジニ係数を用いて、財政支出のあり方を考える)」(横山省一)	
	高等学校 (6)	1・2年(公共)「環境保全と経済活動の両立を考える」(田中博章)	1・2年(公共)「投資マニュアルをつくろう! (老後の備えはどうするべきか)」(阿部哲久)	1・2年(公共)「環境と調和した産業政策を考えよう」(阿部哲久)	1・2年(公共)「金融分野における高度情報化と人間の行動特性」(大塚雅之)	1・2年(公共)「ともに生きる社会をめざして」(松野至)
		1年(地理A)「地球的課題と私たち～世界の環境問題～」(田中博章)				

【小学校部門】

小学校部門では、主権者として必要な資質である地域住民としての自覚を養うとともに、生産・流通・販売といった経済的なリテラシーの基礎を育み、販売価格や生産費用、得られる収益など経済的な見方・考え方を働かせて追究する授業の開発と実践を行った。また、情報と産業の関わりや市場経済の仕組み、経済に関する基礎概念について理解を深める授業の開発や経済と政治を総合的に捉える授業構想について提案した。

(愛知教育大学 真島聖子)

【中学校部門】

中学校部門では、「自分のこと」として具体的にイメージしやすい教材を開発した。まず内容理解の場面で経済的なリテラシーを用いて思考する力を育成した。その後、グループで議論をすることを通じて、表現力や判断力を養う授業の開発を行った。中学校の公民的分野の他、地理的分野での授業構想を提案した。

(筑波大学附属中・高等学校 升野 伸子)

【高等学校部門】

4名の現職高等学校教員で構成し、新科目「公共」のみならず、地理Aでの授業実践を実施した。生徒が在学中に18歳成年年齢を迎えるため、それまでに必要な能力の育成に重点を置いた。金融や投資などでのリスクに関わるリテラシー育成だけでなく、経済社会の諸課題に対して、自立した主体として活動する技能の育成にも力を注いだ。カリキュラムマップ単元編はすべての項目について、バランスよく検討ができた。

(名古屋経済大学 高橋 勝也)

3. 「18 歳市民力」の育成に向けての経済教育の役割

現在の日本では、人は 18 歳になると、成人となり、市民権を持つ。経済活動の分野においても、18 歳になれば、契約の主体となり、市民としての自由・権利と責任・義務を持つことになる。具体的には、消費活動の面では消費者であると同時に消費者市民となり、生産活動の面では生産者であると同時に企業市民（の一員）となる。また、市民（国民、住民）として国や地方公共団体の経済政策・財政を、投票等を通して選択することになる。人が消費者・消費者市民、生産者・企業市民（の一員）、国民・住民として、経済活動・経済選択を効率的で公正に行うことができるようになるためには、経済リテラシーを豊かに持ち、それを活用することができるようになる必要がある。子どもが経済リテラシーを獲得し、市民として、それを実際の経済活動に適切に活用することができるようにすることが、学校における経済教育の役割である。

（三重大学名誉教授 山根 栄次）

いったい何を学ばせるのが経済教育なのか。

この問いに対する一つの答えは、価格、物価、失業など、いわゆる経済現象を学習の「対象」とするというものである。これに、同意する教師は多いのではないか。

一方、猪木武徳は、「経済学とはどのような学問であるか」という問いに、次のように答える。「私は社会的な現象を『筋道を立てて』理解するための『文法』だと考えています」（『経済セミナー』2008 年 2・3 月号、日本評論社）。

ここで、猪木が「社会的な現象」と言っていることに注目したい。たしかに、例えば、インセンティブという「経済的な見方・考え方」は、選挙や環境問題、社会福祉などの「社会的な現象」を筋道立てて理解するのに役立つ。

「18 歳市民力」の育成には、経済（学）を「文法」として学ばせる必要がある。

（東洋大学 栗原 久）

ジョセフ・E・スティグリッツは、経済学の主要な概念として、①トレードオフ、②インセンティブ（誘因）、③交換、④情報、⑤分配の 5 つをあげている（『スティグリッツ 入門経済学 第 4 版』2022 年第 8 刷、東洋経済新報社）。

資源（所得や時間など）は希少であるため、我々は選択する必要がある。その選択をする時に重要な役割を果たすのが上記の 5 つの概念である。社会科の学習時間を増やせば他教科の学習時間が減るであろうし、物の値段が下がれば購買意欲が高まる。他者との交換が可能になれば、選択の幅は広がる。賢い選択を行うには、情報を取得し、上手く活用する必要がある。どのような教育を受けるのか、どういう職業に就くのか等の選択は、社会の富や所得の分配を決めることになる。子どもたちが小学校 3 年生から高等学校 3 年生までの 10 年間における社会科学習を通して、経済に関わる様々な事項の問題解決に活用していく力を育成するために、発達段階に応じて上記の 5 つの概念を確実に把握させることができる授業プランの構築と実践を行うことが、これからの 18 歳市民力の育成に向けた経済教育における役割であると考える。

（信州大学 田村 徳至）

多様性の尊重を意識した経済学習

1 校種・教科・科目(分野) 小学校・社会科

2 単元名 日本はなぜ国際貿易を行うのか。

3 学習指導要領上の位置付け 小学校第6年(3)グローバル化する世界と日本の役割

4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重 平和と安全な社会

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
日本を含む各国・地域の経済状況は多様であり、国民生活が諸外国の経済状況と密接に関連していること、市場経済と国際貿易の仕組みに関する知識及び概念を、各種資料から読み取り、理解することができる。	各国・地域の経済状況の多様性に基づき、市場経済や国際貿易に関する諸概念を活用して、資源・エネルギー問題や地球温暖化を含む様々な問題や課題の解決における日本の役割を確認するとともに、それらの問題や課題の解決策を考えることができる。	各国・地域の経済状況の多様性を尊重することの意義を理解し、市場経済の基本原則を踏まえながら、自ら経済概念を活用して、日本や国際社会における様々な問題や課題を探究しようとする。

6 単元の特色(教材観)

本単元では、まず、市場経済の仕組みや経済学の基礎概念(市場、需要、供給、価格、貿易など)を含めて、国際貿易の仕組みに関する知識(契約、税関、関税、為替レート、貿易赤字、貿易黒字)と国際貿易に関する経済概念(絶対優位、生産性、機会費用、比較優位、国際分業、相互依存など)を学習させる。そこから、日本の国際貿易の現状を確認しながら、市場経済や国際貿易に関する諸概念を活用して、日本及び国際社会における国際貿易の役割と課題を考えさせる。最後に、食料自給率、資源・エネルギーや地球温暖化などの問題や課題を探究させることによって、日本における各種の問題の解決策を考えさせるとともに、国際社会における日本の役割や貢献を理解させる。教授・学習の過程では、日常生活の輸入品という身近な事象から、抽象的な経済概念を含めて、国際貿易が行われる国際社会の動向や情勢まで、多種類の学習材を取り扱う。

このような学習活動を通して、グローバル化する世界において、各国・地域の経済状況は多様であり、国民生活が諸外国の経済状況と密接に関連していること、国際市場において、日本は経済状況の異なる国々や地域と経済的に相互依存しながら、国際貿易に参加していること、さらに国際貿易と諸外国や地域への援助や協力を通して、国際社会における様々な課題の解決及び平和と安全な国際社会の形成に貢献しているこ

とを理解させる。その上で、各国・地域の経済状況の多様性と特徴を踏まえながら、経済的概念を活用して国際社会の問題や課題を自ら探究し、解決する力を育んでいく。

7 単元計画

過程	時	項目	学習活動・内容
つかむ	1	身近にある海外の品物	日常生活で使っている品物はどこから来たのでしょうか
	2	日本の主要貿易相手と輸出入品	日本の国際貿易について、学習問題を作りましょう 2020年 輸出先：中国、アメリカ、韓国 2020年 輸入先：中国、アメリカ、オーストラリア 学習問題：日本はなぜ国際貿易に参加するのでしょうか
調べる	3	国際貿易の仕組み	国際貿易はどのような人や機関が関わっているのでしょうか - 貿易、輸出(品)、輸入(品) - 輸出業者、輸入業者、運輸業者
	4		国際貿易はどのようなルールで行われているのでしょうか - 契約、税関、関税、為替レート - 貿易収支、貿易赤字、貿易黒字
	5	国際貿易の成立条件	国際貿易はなぜできるのでしょうか - 市場、需要、供給、価格、絶対優位、生産性、機会費用、比較優位 ※比較優位と貿易〔貿易による利益は、絶対優位ではなく、比較優位に基づくもので、各人が比較優位を持っている財(商品)の生産に特化すれば、経済の総生産が増加し、この経済の規模が拡大し、すべての人の生活水準の向上に役立つ。〕 - 国際分業、相互依存、平和と安全な社会
	6	国際貿易の役割	国際貿易を行うことで、国民生活はどのように変わったのでしょうか 経済の発展、豊かな生活、平和と安全な社会、国際平和への貢献
	7	国際貿易の課題	国際貿易にはどのような問題があるのでしょうか 産業空洞化、食料自給率、資源・エネルギーと地球温暖化
まとめる	8	日本が国際貿易を行う理由	日本が国際貿易に参加する理由をまとめましょう 多様性、比較優位、国民生活の向上、平和と安全な社会、国際貢献
生かす	9	貿易問題の解決方法	日本の国際貿易の問題をどう対応すれば良いのでしょうか

8 カリキュラムマネジメント

本単元の学習内容は、小学校家庭科「C 消費生活・環境」における「(1)物や金銭の使い方と買物」と横断的なつながりを図ることができる。また、中学校社会科の「資源・エネルギーと産業、市場の働きと経済」や高校「政治・経済」における「経済発展と国民福祉との関係、貿易の現状と意義、相互依存関係が深まる国際経済の特質」などの学習活動において、本単元の学習内容と縦断的なつながりを意識することもできる。

呂 光暁(仙台白百合女子大学)

経済的な見方・考え方を育てる小学校社会科授業開発

1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科

2 単元名 はたらく人とわたしたちの暮らし ースーパーマーケットの人気のひみつをさぐるー

3 学習指導要領上の位置付け 小学校第3学年 地域に見られる生産や販売の仕事

4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえて売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解している。 ・地域の店舗やそこで働く人々の姿を見学・調査したり、地図などの資料で調べたりして、白地図やワークシートなどにまとめている。	・消費者の願い、販売の仕方、他地域や外国との関わりなどに着目して、販売に携わる人の工夫を考え、表現している。 ・商品の価格の設定に関する学習を通して、販売者、消費者の双方にとって、適正な価格の設定が大切であることに気付いている。	・地域に見られる販売の仕事について、主体的に学習課題を解決しようとしている。 ・流通、販売に関わる仕事を通して、それぞれの生活や地域社会を支えている人々の生き方から、自己の在り方・生き方について考えようとしている。

6 単元の特色（教材観）

本単元は、消費者の願いと店の努力や工夫に還元されがちな従来の授業から、企業の経済活動の本質である利益の追求も視野に入れた授業への転換をめざすものである。

屋島西小学校の校区内には、子どもが生活のなかで利用しているスーパーマーケット、ディスカウントドラッグストア、コンビニエンスストア、個人商店などがある。とくに、スーパーマーケットは、日常的に子どもが利用するため、子ども自身が実感を持って捉えられる教材である。スーパーマーケットでは、消費者のニーズに応え、低価格化を実現したり多様なサービスを提供したりすることを行っている。スーパーマーケットの人気の理由を探る過程で、商品の値段の設定を行う学習を取り入れ、「店の人は客の願いに応えようとするとともに、売り上げを高めるために様々な努力や工夫をしている」ことに迫ることができると考える。値段の設定に関する話し合いでは、子どもの発言に応じて、「消費者は安さを求めているのでは。」など、適宜消費者のニーズを強調した問いかけも行い、子どもの思考を揺さぶる。話し合いのなかで、販売店側の視点に気づかせ、販売店の葛藤や苦悩について考えさせる。このように、値段の設定を通して、子どもたちの発達段階に応じた経済的な見方・考え方を育てたい。なお、授業では、座席表やタブレットを活用し、単元を通した子どもの見方・考え方の変容を教師が把握するとともに、子ども同士でも共有させたい。

家族の買い物に同行する頻度について事前調査を行ったところ、ほとんどの子どもが日常的に同行していると回答した。このような生活経験を通して、子どもたちは、安さ（値段）や品ぞろえ（種類）、鮮度（品質）等の消費者側のニーズをある程度把握している。一方、生産者や販売者の具体的な仕事内容や、消費者に購入を促すための具体的な工夫までの確に理解している子どもは少ない。単元の学習を通して、子どもたちが、①売り上げを高めるための販売者の工夫は、品質や価格などを考えて購入する消費者の行動と関連していること、②販売に携わる人々から財・サービスを購入することによって、自分たちの生活が支えられていること、③売り上げを高める努力が、一人一人の生活を支えることにつながっていること、などを自分なりの言葉で指摘できるようになることを期待したい。

7 単元計画

次	時	学習内容	問いと学習活動	指導上の留意事項
第1次	0	よく行く小売店の調査	問い：生活に必要なものをどこで買っているか。 ○よく行くお店調査を行う。 ○よく行くお店について、生活経験をもとに自由に語り合う。	事前課題として各自で、よく行く小売り店の調査を設定する。
	1	単元の問いの設定	○よく行くお店調査をもとに、単元の問い「スーパーマーケットが人気であるひみつは何か」を立てる。 ・生活経験等から、店で働く人の工夫や努力を予想する。	総合的な学習の時間を活用し屋島西町で働く人を調べさせる。
	2	単元の問いに対する予想	○お店調査を通してスーパーマーケットの人気の秘密を予想する。 ・品物がたくさんあるから。 ・食べ物が必要だから。	できるだけ多様な意見を出させる。
第2次	3	単元の問いの解決方法	問い：どうすれば秘密を解き明かすことができるだろう。 ○クラス全体で解決方法を話し合う。	適宜解決方法のヒントを与える。
	4	問題解決の視点	○スーパーマーケットの人気の秘密を解く。 ・客がスーパーマーケットにどのようなことを求めて買い物に来るのか、安さ、おいしさ、品揃え、近さ等の視点から考える。	値段、品質、種類、利便性等の視点に着目させる。
	5	顧客の願い	問い：店の人は、どのようにお客さんの願いを知るのだろうか？	追加の調査も検討。
	6	消費者の需要と店の対応	問い：なぜコロッケには1個入りと2個入りがあるのだろうか。 ・いろいろなお客さんが求めることに応えようとしている。	具体的な商品で考えさせる。
	7 8	商品の生産 地元の生産	問い：高松のみかんはどこからやってくるのだろうか？（生産） ・地元の農家の人が作っている。・他の県から運んできた。	地元の農物産（みかん）を教材に使う。
	9	値段の設定 店の利益	問い：スーパー32では、みかん（3個入り）をいくらで売るか？ ・店が潰れると、買い物できなくて困る人もいる。 ・価格を決めるためには、お客さんのことだけでなく、お店のことも考えなくてはならない。 ・お客の満足度を上げつつ売り上げを高める値段を設定している。	店が潰れると従業員の生活を守れなくなるため、売り上げを考える必要があることに気づかせる。
第3次	10 ～ 14	小売店の比較と社会的役割	問い：本当にスーパーマーケットが一番だろうか。 ・コンビニエンスストア、ディスカウントドラッグストア、移動販売、商店街、通信販売と比較する。 ・どの店も売り上げを高める工夫や努力をし、地域の人々の生活を支えている。	売り上げを高めるための工夫や努力と、地域の人々の生活を支える小売店の役割に着目させる。

8 カリキュラム・マネジメント

子どもたちは、総合的な学習の時間に屋島西町を歩く中で、太田薬局、中村商店などの地域で小売店を営む人々に出会ってきた。社会科では、家庭での事前学習として「よく行くお店調査」を行い、自分たちがくらす地域の様々な店の存在に気づいた。実践時は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学年・学級全体で店を訪問・見学することができなかったため、各自でお店調査を行い、その成果を授業内で報告し合わせるようにした。教室で行う社会科の授業だけでなく、総合的な学習の時間や家庭学習と組み合わせることで、一人一人の子どもの生活経験を生かした授業展開を行うことができた。さらに、適正な価格を設定する学習活動により、経済的見方・考え方の育成だけでなく、生産者、流通業者、販売者、消費者という各経済主体の権利の保障に関わって、経済と政治を総合的に捉える授業構想の糸口を見出すことができた。

鈴木正行（香川大学）・坂井冨耶佳（香川県高松市立屋島西小学校）

経済的な見方・考え方から地域産業を考える小学校社会科授業の構想

1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科（3年生）

2 単元名 わたしたちの暮らしと川口市の人々の仕事「植木を育てる仕事」

3 学習指導要領上の位置付け

第3学年の内容（2）のア（ア）（ウ）、イ（ア）地域に見られる生産の仕事

4 カリキュラムマップとの関連性 「人間と環境の調和」

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
自分たちが暮らす地域の仕事の種類や産地の分布、仕事の工程についてインタビューや現場を調査したり、写真・地図などの資料で調べたりしてまとめることができる。	地域の仕事の様子を捉え、地域の人々の生活との関連を考え、表現を通して、植木農家の仕事は地域の人々の生活と密接な関りがあることを発表できる。	地域で活躍する植木農家や植木を販売する仕事に従事する人たちとの交流から地域の産業や人々の活躍に対して愛着と誇りを持つ。

6 単元の特徴（教材観）

本小単元では、地元で活躍する植木を生産する地元の生産者を事例にあげてインタビュー等を通して、身近な地域の人や事象を学習する。川口市内には野菜や花、盆栽などの仕事の種類の農家が1276件（平成30年度）ある。その中でも486件と最も多いのが植木農家である。植木畑は安行・神根・新郷・戸塚地区に多く分布し、その分布は水はけのよい台地と重なる。また、川口市は東京都に隣接しており、交通の便が良いことから、江戸時代から植木の生産・流通・販売が盛んであった。今でもその立地条件と共に歴史的な実績を生かし、遠方から多くの人々が訪れたり、日本各地、さらには海外に至るまで様々な地域へと出荷されたりしている。地元の植木農家では季節に合わせて一年間の仕事の工程を通じて様々な工夫や努力をしている。これらを教材として活用し学習することで、植木農家は様々な工夫や努力をして植木を育てており、それらの生産された優れた植木によって街路樹や公園の木々、そして庭木として多くの人々だけでなく地元に住む自分たちの生活にも緑の景観や自然の潤いによって快適な環境が提供されていることを理解させ、郷土への愛着を深めさせる。

なお、小学校3年生の段階ではあるが、主権者として必要な資質である地域住民としての自覚、生産・流通・販売といった経済的なリテラシーといった社会的な資質・能力の基礎を養う機会ともさせたい。

7 単元計画（13時間扱い）

○内の数字は、時間を表す。〈 〉内は、評価の方法を表す。

知：知識・技能 思：思考・判断・表現 主：主体的に学習に取り組む態度

	学習活動	☆主権者教育の視点 ○経済教育の視点
つ か む 調 べ る ま と め	① 写真資料から、川口市にはどのような仕事をしている人々がいるか話し合う。 仕事について「生産」と「販売」の視点からも話し合う	☆ わたしたちが暮らす戸塚地区に特産品の植木を扱う代々続く植木農家があることに気付かせる。
	② 学校や家の周りの植木畑の写真資料やグラフから、川口市の農家の人はどのようなものをつくっているか、話し合う。	○ 「農家」とは、野菜や果物、米、植木などを生産することを仕事で私たちの生活とつながっている職業の1つであることに気づかせる。
	③ 植木畑の多いところの様子を調べ、学習問題をつくる。 【単元の学習問題】 植木農家の人々の仕事について調べて、どんな工夫や努力をしているか考えよう。	○ 空間的な見方・考え方を働かせ、植木づくりと土地の様子を関連づけて考えさせる。 ○ 生産と輸送は密接な関係があることを気づかせる。
	④ 植木農家に見学するときのめあてについて話し合い、調査の計画を立てる。	
	⑤⑥ 植木農家の仕事の様子を見学したり、質問したりして、仕事についてまとめる。	☆ わたしたちが暮らす、身近な地域に植木農家があることに気づかせる。
	⑦ 見学メモや資料等から、植木農家の1年間の仕事について調べる。	
	⑧ 植木農家の生産物の出荷先などについて調べ、他地域との関りを考える。	○ 私たちの地域の産業が日本全国へ広がっていることに気づかせる。
	⑨⑩ こまでの学習を振り返り、新たな疑問や問いを整理し、どのようなことを調べればよいか話し合う。	○ 農家の仕事の「願い」の視点でも疑問や問いをもたせるように留意する。
	⑪ 新たな疑問や問いについてゲストの植木農家の方にインタビューする。〈本時〉	☆ ゲストが地域社会のロールモデルとし、児童も地域社会に目を向けるようにさせる。
	⑫ 学習してきたことをもとに、学習問題の結論を導き出す。	○ 身近な植木農家の仕事で私たちの生活と関連していることをとらえさせる。
	【学習問題の結論】 植木農家の人たちは、よりよい植木をつくるために、たくさんの工夫や努力をしている。また、植木農家の人々の仕事によって、緑が多く木々の手入れがしっかりとされたきれいなまちがつくられている。	
	⑬ 学習してきたことをもとに、川口市の植木づくりのよさについて話し合い、植木のよさを伝える「紹介文」を書く。	○ 紹介文を保護者に伝え、家庭の中で地域の産業についての家族で話ができる機会をつくるように留意し、他の「铸物産業」等も考えさせる。

8 カリキュラムマネジメント（教科横断的な視点）

13時間目の紹介文を書く活動では、国語「仕事のくふう見つけたよ」で身につけた「書く内容を明確にして書くこと」を生かすことができるように指導・支援する。

西野翼（川口市立幸町小学校教諭） 安原輝彦（埼玉大学教育学部）

消費者の視点から経済概念の育成をはかる小学校の経済学習

1 校種・教科・科目 小学校・社会科

2 単元名 わたしたちの暮らしとまちではたらく人びと

3 学習指導要領上の位置付け

(2) アおよびイ「地域に見られる生産や販売の仕事」

4 カリキュラムマップとの関連性 科学技術と社会の発展・人間と環境の調和

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
○販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう工夫しておこなわれていることを理解することができる。 ○資料から調べて分かったことを、ワークシートや白地図などにまとめることができる。	○消費者の願いや販売の仕方、様々な地域や国との関わりなどに着目して、販売に携わる人々の様子をとらえることができる。 ○販売の仕事に見られる工夫を考え、話し合ったりキャッチコピーをつくったりして表現することができる。	○地域に見られる販売の仕事の工夫について、学習問題の解決に向けて意欲的に調べることができる。 ○販売の仕事と自分たちの生活との関わりについて、主体的に話し合いながら考えることができる。

6 単元の特徴（教材観）

本単元は、「地域に見られる生産や販売の仕事」について学習問題を追究・解決する活動を通して、生産の仕事が地域の人々と密接な関わりをもっていることや、販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえて売り上げを高める工夫をしていることを理解することをねらいとしている。ここでは、販売の仕事は消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることの理解をはかる。そのために、消費者の願い、販売の仕方、他地域や外国との関りなどに着目して、販売に携わっている人々の仕事の様子を捉え、それらの仕事に見られる工夫を考え、表現することが必要である。そこで、本単元では、生産したものをスーパーマーケットなどで販売し、消費者のもとに届けるという物流に着目する学習である。そして、食料品に関しては、国内の他地域や諸外国との関わりについても調べるため、「生産の仕事」から「販売の仕事」に学習をつなげることで、身近な地域から広い地域へと思考をつなげていくことができる。「販売の仕事」である小売業にはさまざまなものがあるが、本単元では、児童にとってなじみが深く、食料品を中心に人々の生活と強く結びつきのあるスーパーマーケットを取り上げている。そこで働く人の工夫を調べ、自分たちの生活と関連させて考えながら、絵や文章でキャッチコピーをつくることで、学習して分かったことを表現する力を育てたいと考える。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
1 次 スーパーマーケット を調べる課題づくり	1	知っている店をしょうかいし合う ①	買い物の経験を話し合い、地域には様々な店があることを知る。買い物調べカードの計画を立てる。
	2	買い物をしている店を調べる ①	買い物カードの結果を表にまとめ、その特徴を読み取る。
2 次 スーパーマーケット について調べよう	3	スーパーマーケットのくふうを予想する ①	スーパーマーケットの絵地図から、考えたことや疑問に思ったことを話し合う。
	4	見学の計画を立てる ①	スーパーマーケットについて知りたいことを整理する。
	5	店内のようすを見て調べる ①	スーパーマーケットの売り場の様子について調べる。
	6	インタビューをして調べる ②	スーパーマーケットで働く人について調べる。
	7	そのほかのくふうを調べる ①	スーパーマーケットの品物を売ること以外の取り、組みや工夫について知る。
	8	品物の産地を調べよう ①	品物をそろえるための工夫や産地について調べる。
3 次 キャッチコピーを作 ろう	9	スーパーマーケットのよさを話し合う ①	スーパーマーケットのよさについて話し合う。
	10	キャッチコピーをつくらう ②	スーパーマーケットのよさをまとめたキャッチコピーをつくる。

8 カリキュラム・マネジメント

(1) 授業分析と結果

① 授業分析に基づいた評価

授業者は指導にあたって、育てたい価値認識力（ものごとを評価・判断するときに基準とする時や何にどういう価値があるかという判断をする際の基準を明らかにし、生活の場面に生かす力）を構想して授業に臨む。そこで、授業者が子どもに身に付けてほしい価値認識力を分析の視点として、それと子どもの発言やワークシート記述などの言語表現とを比較・分析を行う。本単元の価値認識として

- ・スーパーマーケット ・働く人 ・工夫 ・願い ・安い ・安全な食品
- ・サービス ・品揃え ・販売 等が考えられる。

② 結果

指導計画の中に「経済」の概念を押さえておくことにより授業者自身がそれを根拠にして授業を行った結果、子どもたちの学習結果に反映されている。このことから、予め、目標や方法に位置付けておくことが明らかになった。

(2) 今後の課題

- ①「経済」という視点に基づいた授業実践の授業分析の方法及び分析結果を生かしたカリキュラムづくりについて検討する。
- ②小学校社会科における「経済」基本的な概念を授業実践に基づいて明らかにする。

小野間正巳（関西福祉大学）・梶本拓海（兵庫県姫路市立曾左小学校）

「価格・費用・収益」に着目した小学校社会科農業の学習

1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科

2 単元名 「米づくりのさかんな地いき」

3 学習指導要領上の位置づけ

小学校第5年(2)我が国の農業や水産業における食料生産

4 カリキュラムマップとの関連性 科学技術と社会の発展

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
米づくりに関わる人々は、土地や気候を生かしながら、良質な米を生産し出荷するために生産性や品質を高めるなどの様々な工夫や努力をしていることを、統計などの資料やコンピュータなどを適切に使って情報を集めたり、図表などにまとめたりして理解することができる。	生産の過程や人々の協力関係、技術の向上、輸送や販売など、米づくりの仕事の工夫や努力と米の価格や生産などにかかる費用、得られる収益を関連付けて考え、米づくりに関わる人々の働きを考え、適切に表現することができる。	学習問題を追究・解決するために、意欲的に調べたり、特色や相互の関連、意味を多角的に考えたりして、調べたことや考えたことを表現しようと主体的に学習に取り組むことができる。また、学習成果を基に、これからの生活のあり方について考えようとするすることができる。

6 単元の特徴（教材観）

本小単元では、児童が日々の食生活の中で何気なく口にしている米の生産について学習する。水田のない学区に住む本校の児童は、米がどのように作られ、輸送や販売が行われているのか、米農家がどのような課題を抱えているのかなど、これまでに考えたことがないだろう。そこで、長期に渡り国民の食生活を支えてきた米づくりを学習することによって、児童は米に対する新たな認識を形成し、その大切さを実感することができるだろう。

一方で、本校の環境は米づくりが盛んな地域とは異なるため、米づくりが児童にとってかけ離れた存在であり、それに関わる人々の工夫や努力を調べても興味が十分に高まらず、学習内容を浅く理解するだけで終わってしまうことが危惧された。そこで、米の販売価格や生産費用、得られる収益など経済的な見方・考え方を働かせて追究を進めていくことで、児童の興味関心を引き出すことをねらいとした。価格は児童の消費生活に直結する要素であり、価格の大部分を構成する費用や得られる収益を基に追究することで、米づくりに関わる人々の工夫や努力の意義を明確にすることができ、学習内容を深く理解することができると思う。

また、産業学習が中心の小学校5年生では、継続的に経済的な見方・考え方を働かせることができ、社会を見るための基盤をつくるとともに、中学校、高等学校へと結び付く重要な力を育むことができる。そのため、本単元は、児童が経済的な見方・考え方と初めて出会い、それを働かせる経験を積むためにも、大変意義深い学習である。

7 単元計画

時	学習内容	問いと学習活動	働かせる見方・考え方
1	価格差に対する疑問から学習問題をつくる	① お米マイスターの米穀店で販売されている複数のお米パッケージから情報を読み取り、産地を白地図に記す。 ② それぞれの価格を提示し、疑問に思うことを話し合う。 ③ 学習問題をつくり、予想を記述する。 学習問題「なぜ米によって価格が大きく違うのだろう。」	見方 産地、価格 考え方 比較、関連
2	米にかかる費用に疑問を抱く	① お米マイスターから様々な米の特徴を聞く。 ② 学習で取り上げる米を試食する。 ③ お米マイスターから米の価格の内訳を聞く。	見方 価格、費用、収益 考え方 比較、関連
3	生産地の特徴を調べよう	① 庄内平野と安城市の水田や周りの様子を比較する。 ② 効率的な生産のために耕地整理が行われたことを知る。 ③ 庄内平野の米農家と安城市の米農家の輸送方法を比較する。	見方 効率、輸送、費用、土地、協力 考え方 比較、関連付け、推移・変化
4	米ができるまでを調べる	① 教科書や資料集の資料を基に米のつくり方を調べる。 ② 農機具の導入によって効率的に生産しようと工夫や努力をしていることを知る。	見方 生産過程、技術、効率、工夫や努力 考え方 関連
5	米の生産にかかる費用を調べる	① 米のつくり方をもとに、何に費用がかかっているのかを予想する。 ② 米農家の方から何に費用がかかっているのかを聞く。 ③ 農機具の導入と人件費の必要性について話し合う。	見方 生産過程、費用、効率、工夫や努力 考え方 比較、必要性
6	米農家に協力する人々	① J Aと市町村の役割について調べる。 ② J Aや市町村の必要性について話し合う。	見方 協力、技術、収益、費用、工夫や努力 考え方 関連、必要性
7	様々な販売方法があることを知る	① 販売の仕方を予想する。 ② 米の流通を調べることを通して、それぞれの販売の仕方の良さや問題点に目を向ける。	見方 販売、輸送、価格、費用、収益、希少性 考え方 比較、関連
8	学習問題について考えをまとめる	① 費用に着目し、農家の工夫や努力を関連付けて話し合う。 ② 学習問題に対する自分の考えを記述する。 ③ 販売されている米の価格の妥当性について考える。	見方 生産過程、技術、価格、費用、収益、協力、販売方法 考え方 比較、関連
9	米の価格の妥当性について考える	① アメリカ米と日本米の価格や費用を比較する。 ② アメリカ米について知る。 ③ 日本米の価格の妥当性について話し合う。 ④ 日本の米づくりのあり方について考えを記述する。	見方 価格、費用、効率、収益、土地 考え方 比較、関連
10	米農家が抱える課題を調べる	① 米農家が直面している課題を調べる。 ② 米農家が課題に対して行っている取り組みを調べる ③ 米農家の方から依頼を受ける。	見方 効率、費用、収益 考え方 推移・変化
11 12	これからの米づくりを考える	① 依頼された課題に対して考えを話し合う。 ② 自分たちにできることについて話し合う。	見方 効率、技術、費用、収益、協力 考え方 比較、関連

8 カリキュラム・マネジメント

国語科の単元「伝わるように構成を考えよう」において、小単元「ポスターを作ろう」と関連付けることで、社会科で調べた内容を吟味、精選し、筋道が通るように、ポスター全体の構成や展開を考えたり、図表などを用いて、目的が伝わるように工夫したりすることが可能である。また、家庭科の単元「食べて元気！ご飯とみそ汁」と関連付けることで、米飯が我が国の伝統的な日常食であることを確認し、栄養素の種類や主な働きを理解し、米の役割やその大切さについて認識を深めることができる。

真島聖子（愛知教育大学）・那須章浩（愛知県名古屋市長八熊小学校）

「価格・費用・収益」に着目した小学校社会科水産業の学習

1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科

2 単元名 水産業のさかんな地いき

3 学習指導要領上の位置づけ

小学校第5年(2)我が国の農業や水産業における食料生産

4 カリキュラムマップとの関連性 科学技術と社会の発展

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
水産業に関わる人々は、自然条件を生かしながら、良質な水産物を生産し出荷するために生産性や品質を高めたり維持したりするなど、様々な工夫や努力をしていることを統計などの資料やコンピュータなどを適切に使って情報を集めたり、図表にまとめたりして理解することができる。	生産の過程や人々の協力関係、技術の向上、輸送や販売など、水産業の仕事の工夫や努力と水産物の価格や生産などにかかる費用、得られる収益を関連付けて考え、水産業に関わる人々の働きを考え、適切に表現することができる。	学習問題を追究・解決するために、意欲的に調べたり、特色や相互の関連、意味を多角的に考えたりして、調べたことや考えたことを表現しようと主体的に学習に取り組むことができる。また、学習成果を基に、これからの生活のあり方について考えようとするすることができる。

6 単元の特徴（教材観）

本小単元では、児童が日々の食生活で口に出している水産物の生産について学習する。近隣には中央卸売市場が立地しており、学区には近年少なくなった魚屋や5件もの寿司屋が店を構えていたり、中央卸売市場に勤務する保護者が複数人いたりするなど、児童は水産業と関わりが深い地域で生活している。一方で、身近さ故に地域の環境に目を向けられない児童も多く、中央卸売市場の役割について知らない児童も多い。

生鮮食品である水産物は、米とは異なり市場において価格が決定される。そして、中央卸売市場こそが価格を決定する場の1つであり、児童の生活に影響を与える重要な役割を果たしている。そこで、中央卸売市場と児童に人気の寿司ネタであるクロマグロを教材化し、「価格・費用・収益」の見方を働かせる学習を展開する。これにより、費用や価格を抑えるための取り組みや、収益を上げるための取り組みなど、水産業に関わる人々の工夫や努力とその意義を明確にすることができ、学習内容を深く理解することができるだろう。また、我が国の食料生産において重要な役割を果たす施設が地域にあることを認識することによって、学区に対する見方を変容させることもでき、これまで以上に地域への愛着や誇りをもつことができると考える。

産業学習が中心の小学校5年生では、継続的に経済的な見方・考え方を働かせることで、児童の社会を見るための基盤をより確かなものにするとともに、中学校、高等学校へと結び付く重要な力を育むことができる。そのため、本単元は、児童が経済的な見方・考え方を働かせる経験を積み重ねるためにも、大変意義深い学習である。

7 単元計画

時	学習内容	問いと学習活動	働かせる見方・考え方
1	価格の違いに対する疑問から学習問題をつくる	① 同じスーパーマーケットのチラシを比較し、クロマグロの価格の違いに着目して疑問や考えを話し合う。 ② 学区の寿司屋のメニュー表を年ごとに比較し、クロマグロ料理の価格が変わらないことを知る。 ③ 小売店による価格の付け方の比較を通して、疑問に思うことを話し合い、学習問題をつくる。 学習問題「なぜクロマグロの価格に違いが生まれるのだろう。」	見方 産地、価格、費用、努力や苦労 考え方 比較、関連
2	中央卸売市場について調べる	① 中央卸売市場の紹介動画を視聴し、食料生産における市場の役割を調べる。	見方 価格、費用、効率、流通、技術、協力 考え方 関連
3	中央卸売市場での価格の決まり方について調べる	① セリについて調べ、セリで価格が形成されることを知る。 ② 水産物の流通をもとに、消費者の食卓に届くまでの価格の変化と費用の関係について考える。 ③ クロマグロでも、個体によって価格が変わることを知らせ、個体によって価格が違う理由について予想する。	見方 価格、費用、利益、収益、流通、効率、技術 考え方 比較、関連
4	クロマグロがどこで獲られているのか調べる	① クロマグロの漁場資料を基に産地を調べる。 ② 産地によって取引される価格が大きく違うことに気付く。	見方 産地、時期、価格、希少性 考え方 比較、関連
5 6 7	クロマグロの価格が違う原因について、興味のある漁業を選択し調べる（ジグソー学習法で調べる）	遠洋漁業（外国産冷凍クロマグロ）についての調べ学習 ① 「漁の期間」、「漁の仕方」、「漁師の様子」などに着目して、遠洋漁業や獲れる冷凍クロマグロの品質について調べる。 ③ 遠洋漁業にかかる費用や付けられる価格、得られる収益をもとに、冷凍クロマグロの価格の妥当性について考える。 沿岸漁業（国産天然クロマグロ）についての調べ学習 ② 「漁の仕方」、「漁師の様子」、「場所や時期」などに着目して、沿岸漁業や獲れる天然クロマグロの品質について調べる。 ③ 沿岸漁業にかかる費用や付けられる価格、得られる収益をもとに、天然クロマグロの価格の妥当性について考える。 養殖業（国産養殖クロマグロ）についての調べ学習 ① 「環境」、「育て方」などに着目して、養殖業や獲れる養殖クロマグロの品質について調べる。 ② 養殖業にかかる費用や付けられる価格、得られる収益をもとに、養殖クロマグロの価格の妥当性について考える。	見方 産地、時期、生産過程、価格、費用、収益、利益、損失、品質、安全性、工夫や努力、協力、技術、輸送、エネルギー、研究 考え方 推移・変化、比較、関連、妥当性、必要性
8	クロマグロの価格の違いについて話し合う	① エキスパート学習で調べたことを話し合い、遠洋漁業、沿岸漁業、養殖業それぞれの漁業について理解する。 ② クロマグロの生産について違いや共通点に着目して話し合い、価格の違いが生まれる原因について考える。	見方 価格、費用、収益、利益、損失、品質、安全性、技術、研究 考え方 比較、関連
9	学習問題について考えをまとめる	① クロマグロの流通に着目し、市場や小売店での価格の決め方について話し合う。 ② セリで価格が決まる要因（産地・漁法・輸送・鮮度・品質・コスト・時期）について話し合う。 ③ 学習問題に対する自分の考えを記述する。	見方 生産過程、価格、費用、収益工夫や努力、流通、効率、技術、協力 考え方 比較、関連
10	水産業が抱える課題について考える	① 漁獲量の統計資料から気付いたことを話し合い、漁獲量の減少が日本の水産業の課題であることを知る。 ② 漁獲量の減少と結び付いて引き起こされる課題を調べる。 ③ 海の環境に着目し、これからの水産業のあり方を考える。	見方 損失 考え方 推移・変化、比較、関連

8 カリキュラム・マネジメント

国語科の単元「伝わるように構成を考えよう」において、小単元『『町じまん』をすいせんしよう』と関連付ける。中央卸売市場や寿司屋で働く人の苦労や努力、工夫を発表したり、果たしている役割や重要性について紹介したりするなど、話の構成や活用する資料を工夫することによって、社会科の学びを生かした発表が可能である。

真島聖子（愛知教育大学）・那須章浩（愛知県名古屋市長八熊小学校）

ネットワークビジネスの仕組みを考える小学校社会科学習 ―YouTube を事例に―

1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科

2 単元名 情報社会に生きるわたしたち

3 学習指導要領上の位置付け 5年（4）我が国の産業と情報との関わり

4 カリキュラムマップとの関連性 科学技術と社会の発展

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・企業・動画投稿者それぞれの経済的ニーズを資料から読み取り、理解することができる。 ・YouTube が異なる立場の経済的ニーズをつないでいることについて理解している。	・YouTuber が広告収入によって、利益を得ていることについて考え、そのしくみについて自分なりの言葉で表現することができる。	・YouTuber がお金を稼ぐことのできる背景を明らかにするために、意欲的に資料を読み取ろうとしたり、YouTube の工夫について考えようとしている。

6 単元の特徴（教材観）

YouTube とは、利用者が投稿した動画を他者が視聴して楽しむ無料の動画共有サービスのことである。YouTube は動画を上げることでお金を稼ぎたいという YouTuber の経済的ニーズと自社の商品やサービスを宣伝したいという企業の経済的ニーズをつなぐことに加え、得たい情報をどこでも好きなときに得られるという視聴者の利便性や娯楽としての人気相まって急速に普及している。このように急速に普及した YouTube は、子どもたちの生活や意識にも影響を与えている。現在では、多くの小学生が娯楽のツールとして YouTube を利用し、小学生のなりたい職業ランキングトップ 10 に YouTuber がランクインするほど、子どもたちにとって身近な存在になっている。

一方、多くの子どもたちは視聴者として YouTube を利用することがほとんどのため、なりたい職業に YouTuber を挙げているものの、どのような仕組みから YouTuber がお金を稼いでいるのかまでは理解していない子どもが多いと考えられる。そこで、なぜ YouTuber はお金を稼ぐことができるのかという問いを立て、異なる立場の経済的ニーズやそれらをつなげる YouTube の役割について追究していくことで、子どもたちは YouTuber が広告収入によって、収入を得ているという社会のしくみを理解することができるのではないかと考えた。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 情報の種類	1	わたしたちの暮らしとさまざまな情報	○普段の暮らしの中で、どのような情報を手に入れているのか出し合う。 ○自分たちが情報を特にどのような方法で手に入れているのか話し合う。
	2	メディアの特徴とは	○メディアのそれぞれの特徴について調べる。 ○新聞について学習問題や予想をもち、学習計画を立てる。
第2次 新聞ができるまで	3	新聞の情報	○家の人たちに調査をしたり、実際に新聞を見て、どのような情報がのっているのかを調べる。 ○新聞についての疑問を出し合い、見学や取材の計画を立てる。
	4	情報が記事になるまで	○新聞社の見学や取材などを通して、情報がどのように集められ、記事になるのかを調べる。
	5、6	新聞がわたしたちのもとにとどくまで	○新聞社の見学や取材などを通して、取材記者が記事を書いた後、どのようにして新聞ができ、わたしたちのもとに届くのかを調べる。
	7、8	情報の伝え方とその影響	○同じ日の二つの新聞社の一面を比べて、気づいたことを出し合う。 ○マスメディアが暮らしに与える影響について考える。
第3次 情報とともに生きる	9	マスメディアとわたしたちの関わりを考える	○これまでの学習を振り返り、学習問題についての自分の考えをまとめ、発表する。
	10	メディアの発達と交流の手段の変化	○個人がどのようなメディアを使って情報を発信したり、交流したりしているのか調べる。
	11	<u>なぜ YouTuber はお金を稼ぐことができるのか？(本時)</u>	○YouTuber がお金を稼ぐことのできる仕組みについて、企業と動画を投稿する人の立場から考える。
	12	情報社会の問題	○インターネットの利用で、どのような問題が起きているのか調べる。 ○インターネットを利用して情報をやりとりするときの注意点を考える。

8 カリキュラム・マネジメント

本授業においては、情報の受け手や発信者としての情報モラル教育と関連を図ることができる。本授業では、一般の人々が情報の発信者になったり受け手になったりすることのできる代表的なツールとして YouTube を取り上げた。そこで、現代社会では、誰もが容易に情報の受け手や発信者になり得ること、そして、情報の信憑性を吟味することの必要性や情報発信時のモラルなど、情報の受け手や発信者としてどうあるべきかを考える機会となる。

八橋愛介(春日井市立味美小学校)

ネットワークビジネスの仕組みを考える小学校社会科学習 ―Uber Eats を事例に―

1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科

2 単元名 情報社会に生きるわたしたち

3 学習指導要領上の位置付け 5 年（4）我が国の産業と情報との関わり

4 カリキュラムマップとの関連性 科学技術と社会の発展

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・お客・配達員・お店それぞれの経済的ニーズを資料から読み取り、理解することができる。 ・Uber Eats が異なる立場の経済的ニーズをつなぎ、利益を生み出していることについて理解することができる。	・Uber Eats が異なる立場の経済的ニーズをつなぎ、利益を生み出すというプラットフォームとしての役割を担っていることについて考え、自分なりの言葉で表現することができる。	・Uber Eats が広がった背景を明らかにするために、意欲的に資料を読み取ろうとしたり、利益を生み出すしくみについて考えようとしている。

6 単元の特色（教材観）

Uber Eats とは、お客が専用アプリや公式ウェブサイトで注文した食事や商品を、配達員として登録している一般人が自分の自転車やバイクなどでデリバリーしてくれるサービスのことをいう。Uber Eats は、日本では 2016 年 9 月に東京で導入されて以降、その対象エリアを拡大し、現在では全国 47 都道府県でサービスを展開している。そして、Uber Eats が対象エリアを拡大できた背景には、飲食店・配達員（労働者）・お客といった異なる立場の経済的ニーズを的確に把握し、それらをつなげることによって、利益を生み出す仕組みを作り上げたことがあると考えられる。

一方、子どもたちはお客以外の立場で Uber Eats を利用することはほとんどないため、お客にとって便利なサービスであるといった一面的な見方を持っていると考えられる。そこで、Uber Eats に関わるそれぞれの立場の経済的ニーズを読み取り、それらのニーズを踏まえた上で、Uber Eats がどのように利益をあげているのかについて考えるを通して、Uber Eats が異なる立場をつなぐプラットフォームとしての役割を担っていることに気づけるようにしたいと考えた。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 産業と情報の関わり	1	気象情報とわたしたちの暮らし	○天気予報が普段の生活の中でどんなときに役立っているのか話し合う。 ○気象情報がくらしの他にどういったものに役立つのか出し合う。
	2	気象情報を生かしたサービス	○気象情報を提供している会社がどのような情報を入手し、利用しているのか調べる。 ○産業における情報活用について、学習問題や予想をもち、学習計画を立てる。
	3	商品をおいしく食べてもらうために	○アイスクリームをつくる会社での予測情報の活用の様子について調べたり、考えたりする。
	4	できたての商品をとどけるために	○とうふをつくる会社での予測情報の活用の様子について調べたり、考えたりする。
	5	情報を生かすうえで大切なことは	○アイスクリームをつくる会社ととうふをつくる会社での予測情報の活用を比較して、予測情報を活用するうえで、大切なことについて考える。 ○これまでの学習を振り返り、学習問題についての自分の考えをまとめ、発表する。
第2次 これからの社会と情報活用	7	広がる産業での情報活用	○産業では、販売情報をどのように生かしているのか調べる。 ○情報化の進展に伴って、わたしたちの生活にどのような影響があるのか調べる。
	9	<u>なぜ UberEats は広がったのか？(本時)</u>	○Uber Eats が全国へ広がった理由やプラットフォームビジネスの問題点について考える。
	10	これからの情報の生かし方を考えよう。	○情報社会のよさと課題について、これまでの学習を振り返りながら話し合う。 ○これからの社会で情報を生かすために大切なことについて話し合う。

8 カリキュラム・マネジメント

本授業においては、家庭科等で行われる消費者教育と関連を図ることがきる。Uber Eats の配達員は、個人事業主として業務に従事していることから、配達中の交通事故や配達ミスなどのトラブルがあった際には、配達員(労働者)の自己責任になってしまうことがある。このように、Uber Eats には便利な点がある一方で、配達員(労働者)が弱い立場に置かれてしまう問題性がある。そこで、自らの消費行動が自分だけでなく、周りに影響を与えること、そして社会全体の幸福度を高めるためにどのような消費行動を選択していくと良いかを考える機会になる。

八橋愛介（春日井市立味美小学校）

ふるさと納税を通じて、地方財政の在り方を考える学習

- 1 校種・教科・科目（分野） 中学校・社会科・公民的分野
- 2 単元名 地方財政と地方創生
- 3 学習指導要領上の位置付け B（2）国民の生活と政府の役割 及び
C（2）民主政治と政治参加
- 4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重 市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
地方財政及び地方税の意義、地方公共団体の財源とその使い道、納税の義務について、希少性、トレードオフ、インセンティブなどの観点から諸資料を的確に読み取り、理解する。	地方財政の課題と今後の在り方について、対立と合意、効率と公正、希少性、持続可能性などの観点から多面的・多角的に考察・構想し、その過程や結果を他者に的確に説明する。	地方公共団体が果たしている経済的役割について関心を高め、地方財政の課題を他者と協働して意欲的に追究し、納税者の一人として、自分にできることを実践しようとする。

6 単元の特色（教材観）

本単元は、中学校学習指導要領社会科公民的分野の内容「B 私たちと経済」の「（2）国民の生活と政府の役割」に位置しており、財政及び租税の意義、納税の義務について理解し、財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察・構想・表現することをねらいとしている。しかし、中学校社会科の教科書では、地方財政に関する学習内容を「C 私たちと政治」の「（2）民主政治と政治参加」において、地方公共団体の課題に関連して扱っている場合が多い。地方財政は、国家財政とともに公経済を支えているが、その財源調達的能力には著しい地域格差が存在する。地方公共団体が、地域の人々の生活を支え、地域社会の課題解決に取り組むためには、安定した財源の確保が不可欠であるため、国は国民の租税負担の公平性や一定の行政水準の維持などの観点から、用途を制限しない地方交付税をそれぞれの財政力に応じて交付し、格差の調整や財源の保障を行っている。したがって、本単元では、国家財政と不可分な地方財政に関する学習内容を中項目の枠を超えて統合して扱うことで、生徒の学びを深めたり、主体性を引き出したりすることに重点を置いた。

現行の税制では、国と地方公共団体が課税権に基づき強制的に徴税し、国民が納税の義務を負うことが原則であるが、平成 20 年度税制改正により創設された「ふるさと納税」は納税者の意思で納税先を選択して納税分の一部を納めることができる制度である。本単元の学習において、納税を自分ごととして捉え、財政及び租税の意義を問い直すことにより、現代社会における諸課題の解決に向けて主体的に取り組むために必要な基礎的な資質・能力である「18 歳市民力」を高めていくことができると考える。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 地方財政の現状と課題	1	地方財政の役割と仕組み	○総務省の資料を基に、国と地方の税財源配分と歳出割合、地方財政の歳入・目的別歳出の構成比、主な都道府県の歳入の総額と構成比を読み取る。
	2	名古屋市の財政状況	○名古屋市の資料を基に、歳入・歳出の状況、重点施策を読み取り、まとめる。 ○全国合計と名古屋市の財政状況を比較し、名古屋市の施策の特徴や課題をまとめる。
第2次 地方創生に向けた財政的取り組み	3	ふるさと納税制度の意義と仕組み	○クラウドファンディング型ふるさと納税の活用事例から地域社会を支える財政・租税の在り方を考える。
	4	地方財政の課題解決と社会参画の在り方	○地域社会の特色を生かし、課題の解決に資する事業案を班で話し合い、発表する。 ○他の班の発表を参考にし、自分の班の事業案を再検討する。 ○本単元の学習を振り返り、学びの深まりを自己評価する。

8 カリキュラム・マネジメント

小・中・高等学校の学習指導要領では、学校種の違いによる発達段階や分野の特質に応じて、教科等の目標や内容が設定されているが、「18歳市民力」に必要とされる基礎的な資質・能力の育成には、小・中学校の社会科や高等学校の公民科におけるそれぞれの学習を充実させるだけでなく、他の学校種や教科等の内容とも相互に関連付けて往還させるカリキュラム・マネジメントが重要となる。本単元で取り上げた内容に関連して、小学校第3学年社会科の内容（4）イ（ア）では「租税の役割」などについて触れ、同第6学年社会科の内容（1）ア（ア）では「租税の役割」について扱い、「納税の義務」について取り上げる。中学校社会科公民的分野では、前述の通り、国家財政に関しては内容B（2）ア（イ）で「財政及び租税の意義、納税の義務」について理解し、内容B（2）イ（イ）で「財政及び租税の役割」について考察・表現する。さらに、内容A（1）ア（ア）の中では少子高齢化に関連して、財政負担の増大や財政状況の悪化についても理解する。また、技術・家庭科家庭分野の内容C（1）では「計画的な金銭管理の必要性」について理解する。高等学校公民科「公共」の内容Bア（ウ）の中では「財政及び租税の役割」について理解し、同「政治経済」の内容A（1）ア（イ）の中では「財政の働きと仕組み及び租税などの意義」について理解を深め、内容A（1）イ（エ）の中では「持続可能な財政及び租税の在り方」について考察・構想・表現する。

佐藤央隆（名古屋市立南陽中学校）

18 歳市民力の育成を目指した中学校における地理学習
～フードバンクの役割と課題に着目してアメリカ合衆国の生活様式を考える～

1 校種・教科・科目（分野） 中学校・社会科・地理的分野

2 単元名 北アメリカ州

3 学習指導要領上の位置付け B（2）世界の諸地域

4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任 人間と環境の調和

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
北アメリカ州の自然環境、民族、諸産業、文化などの地域的特色について、教科書や地図帳等を活用し、理解できる。	アメリカ合衆国の大量生産・大量消費の生活様式の影響について、諸資料から読み取った情報をもとに多面的・多角的に考察できる。	フードバンクの役割と課題を多面的・多角的に考察することを通して、大量生産・大量消費の生活様式への自らの意見を構想できる。

6 単元の特色（教材観）

本単元は、平成 29 年告示中学校学習指導要領第 2 章第 2 節社会の地理的分野「B 世界の様々な地域」の「（2）世界の諸地域」に位置付く。この中項目の主なねらいは、「世界の各州の地域的特色やそこで見られる地球的課題と地域的特色の関係を理解できるようにすること」である。このことから、本単元では、北アメリカ州の地球的課題として、「大量生産・大量消費の生活様式がもたらした環境問題・食料問題」を取り上げ、その要因と影響について、北アメリカ州の地域的特色や「フードバンク」と関連付けながら多面的・多角的に考察し、表現する力を身に付けさせることを目標とする。

本単元において「フードバンク」を教材として取り上げた理由は、次の 2 つである。

第一に、「フードバンク」の世界的な広がりである。フードバンクとは、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動で、1967 年にアメリカ合衆国で設立された。また、近年では、食品ロスを削減するための有効な手段として、世界中から注目されている。このことから、「フードバンク」を取り上げることで、「食品ロス」が地球上で見られる普遍的な課題であり、「こども食堂」などの日本における活動と関連付け、「環境・食料問題」の要因・影響・対処の方法について、身近な生活経験と結び付けながらイメージしやすくなると期待される。

第二に、フードバンクの役割と課題である。フードバンクの機能について、日本の農林水産省は、「食品ロスの廃棄による無駄をなくし、資源の有効利用を目的とする経済・環境的な機能と、全ての人に食べ物を供給したいという社会福祉的な機能をもつ」と分析し、食品ロス削減という環境政策的側面と、全ての人への食料供給という社会政策的側面の両面で意義をもつと示している。一方、「フードバンクの受益者には生活困窮者以外も含まれ、社会福祉的な側面としては十分に評価されない」、「寄付される食

品に偏りがあり、栄養価という観点から食料供給の役割を十分に果たしていない」、「地域社会の食料不安に対する効果的な対応を抑制する」などの批判もある。このことから、「フードバンク」を取り上げることで、食品ロス削減や生活困窮者への食料供給の方法について、具体的なイメージを持ちながら理解を深めるとともに、「環境・食料問題」の解決策は多面的・多角的に検討する必要があると認識できることが期待される。

以上のことを踏まえ、本単元では、北アメリカ州における地球的課題を「大量生産・大量消費の生活様式がもたらした環境問題・食料問題」と設定し、その要因と影響について、「フードバンク」に着目し、北アメリカ州の地域的特色と関連付けながら多面的・多角的に考察し、表現する力を身に付けさせる授業を構想していく。

7 単元計画

時	ねらい
第1時	北アメリカ州の地形や気候を調べ、異なる自然環境での多様な生活を捉える。
第2時	北アメリカ州の民族について、移民の歴史という観点から理解する。
第3時	北アメリカ州の農業について、世界の食料庫という観点から説明する。
第4時	北アメリカ州の工業について、自動車や ICT 技術の発展に着目して理解する。
第5時 (本時)	アメリカ合衆国の大量生産・大量消費の生活様式が与えた影響について、フードバンクの役割と課題に着目して、多面的・多角的に考察する。

8 カリキュラムマネジメント

本単元は、小学校社会科・中学校社会科公民的分野・高等学校公共と関連している。

第一に、本単元は、平成 29 年告示小学校社会科学習指導要領第 2 章第 2 節社会の第 4 学年の「(2) 人々の健康や生活環境を支える事業についての学習」の「廃棄物を処理する事業に関する内容」と関連する。そのため、本単元では、小学校社会科での学習を受け、大量廃棄の問題の背景には、大量生産・大量消費の生活様式が関係していることに気付かせ、食料廃棄物の処理が地域のつながりの中で実現できることに対して興味・関心を抱かせ、主体的に学びに向かう姿勢を喚起していく。

第二は、本単元は、平成 29 年告示中学校学習指導要領第 2 章第 2 節社会の公民的分野「B 私たちと経済」の「(2) 国民の生活と政府の役割」と関連する。そのため、本単元では、中学校公民的分野での学習に向けて、国民の生活環境と福祉の向上を支える条件について、地理的な条件に着目して考察する力を身につけさせていく。

第三に、本単元は、平成 30 年告示高等学校学習指導要領第 2 章第 3 節公民の「公共」の「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」の「(3) 主として経済に関わる事項」の「財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」と関連する。そのため、本単元では、高等学校公共での学習に向けて、大量生産・大量消費の生産様式がもたらす環境問題・食料問題について、自助・共助・公助の視点から捉え、多面的・多角的に考察し、表現できる力を身につけさせていく。

森賢士（八王子市立松が谷中学校）

格差問題を通して社会を分析する力を養う授業実践

- 1 校種・教科・科目（分野） 中学校・社会科・公民的分野
- 2 単元名 財政及び社会保障制度の意義と役割
- 3 学習指導要領上の位置付け B 私たちと経済（2）国民の生活と政府の役割
- 4 カリキュラムマップとの関連性 科学技術と社会の発展 平和で安全な社会

5 単元目標

知識・技能	思考力・判断力・表現力	学びに向かう力・人間性
財政に関する憲法の規定、財政の仕組み、租税の種類と意義、財政政策の機能、日本の財政の現状などについて理解させる。	財政政策や租税の影響力を多面的多角的に考察し、格差を捉え表現することができるようになる。社会状況を可視化・数値化してとらえる手法を身に付ける。	財政政策の効果について主体的に考察し、日本の財政が持つ諸課題について関心を持ち、未来の社会について考える意欲を持たせる。

6 単元の特徴

日本で財政危機が叫ばれて久しく、マスメディアを賑わせることが多いこともあり、財政問題をまったく聞いたことがないという生徒はほとんどいない。その一方、財政赤字の拡大ばかりを耳にするだけで、そもそも財政の活動が私たちにどのように影響を与えるのか、所得再分配政策は国民生活の維持や向上にどのような貢献をしているのかというような点で、本質的な理解ができていない生徒も多いのが現状である。財政政策は様々なルートを通じて我々の生活に大きな影響を与えるのであり、家計や企業とは異なる性質を持っていることから、それを理解することは主権者として欠かせない教養である。

そこで本単元では、租税の意義や財政政策の基本的な仕組みについて取り上げ、財政が私たちの社会に果たしている役割と現状について理解させる。さらにデータなどに基づくエビデンスと、ジニ係数などのフレームワークを用いて、未来のあるべき財政政策について考える資質を身に付けるよう指導していく。カリキュラムマップにおいては、「国民の生活と政府の役割」における「少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」および「財政及び租税の意義」に該当する実践である。

本単元では生徒が財政問題・少子化問題に対して主体的に学び、課題に意欲的に取り組む姿勢を身に付けることを目指している。そのための知識・技能として、予算、歳出・歳入、公債など財政の基本的な仕組みや、直接税と間接税の違い・累進課税（累進性）と逆進課税（逆進性）の違いなど租税の基本的知識を取り扱う。

またジニ係数・ローレンツ曲線について理解し、正しい値を算出することができる

ように指導するが、これは社会状況を可視化・データ化する手法の習得によって数値に基づいて現状を分析し明確な根拠をもとに自分の意見を考える、という姿勢を育むこと目指している。そうすることで印象論ではなく、事実に基づいた冷静な議論を通じて、前向きに合意形成に取り組む主権者の育成につながるだろう。SNS の普及によりエビデンスに基づいた冷静な議論ができる能力は、必要不可欠と言えるだろう。

7 単元計画

時間	各時の問い	
	学習テーマ	学習内容
1 時間	財政はどのような役割と機能を持っているか。	
	財政の役割	日本国憲法第 86 条について、歳入と歳出の現状、予算の種類、財政政策の機能
1 時間	租税の種類と仕組みはどのようなものか。	
	租税の種類と仕組み	直接税と間接税・国税と地方税の違い、租税の種類、直間比率、源泉徴収
1 時間	所得税と消費税の特徴は何か。	
	所得税と消費税	所得税の累進課税制と課税所得の計算、消費税の逆進性について
1 時間	日本の財政が持っている課題とはどのようなものか。	
	財政の現状と課題	建設国債と赤字国債の違い、国債発行残高の推移、消費税の歴史、税制改革、プライマリーバランス
1 時間	財政面から考えて日本はどのような社会を目指すべきか	
	これからの財政（本時）	ジニ係数とローレンツ曲線、日本の格差の現状、所得再分配政策の効果

8 カリキュラム・マネジメント（その可能性）

本実践では、ローレンツ曲線からジニ係数を導き出す手法について取り上げることから、主に数学と関連付けたカリキュラム・マネジメントが考えられる。たとえば指導要領第二章各教科第 3 節数学における「第 2 各学年の目標及び内容」の「第 1 学年内容」では、「B 図形」において(1)平面図形について、・・・次の事項を身に付けることができるよう指導する。」としてイ(ア)では「図形の性質に着目し、基本的な作図の方法を考察し表現すること。」とる。ローレンツ曲線と 45 度線で作られる図形の面積がジニ係数になることから、数学におけるこの単元の学習と関連させることができるだろう。

また直接的に 1 次関数を利用することはないが、45 度線の意味の理解のために、2 年生の数学扱う 1 次関数の考え方（指導要領第二章各教科第 3 節数学第 2 各学年の目標及び内容第 2 学年内容 C 関数）も、本実践で役に立つだろう。

横山省一（本郷中学校・高等学校）

世界の環境問題について考える高等学校における地理学習

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・地理歴史科・地理総合（地理A）

2 単元名 世界の環境問題について考える

3 学習指導要領上の位置付け B 国際理解と国際協力（2）地球的課題と国際協力）

4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重 人間と環境の調和

5 単元目標

知識・技能	思考力・判断力・表現力	学びに向かう力・人間性
世界の環境問題に関して理解しているとともに、調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べ、まとめている。	世界の環境問題の解決に向けて構想したり、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりしている。	世界の環境問題に対して、国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。

6 単元の特色

経済発展、技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなった。一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしている。産業革命以降、排出量が急激に増加した温室効果ガスは気候変動を引き起こし、世界中で深刻な影響を与えている。地球規模の経済活動により世界各地で起きている環境問題に取り組むため国際協調が必要である。そこで急速な工業化と環境汚染の関係をとらえる。先進国もかつては同様の環境汚染をおこなってきたこと、持続可能な消費と生産とは具体的にどのようなことか、先進国が途上国に対して防止策の技術協力などで貢献できることは何かなどを考える。

経済のグローバル化に伴い相互依存関係が深まる中で、文化や宗教の多様性に触れる。各国が当時直面していた政治的、経済的、社会的な危機に対して、多様な取り組みについてとらえる。SDGs が国や国際機関主導による「目標」であるのに対し、ESG はその目標を金融業界・企業主体で実現するための「行動規範」であるといえる。ESG とは「環境（Environment）」「社会（Social）」「企業統治（Governance）」の3つの単語の頭文字を取った略語で、企業が持続的な成長を目指すためには、これら3つの観点が必要であるという考え方である。ESG 投資とは文字通り、ESG に配慮した経営を行う企業に投資することで、売上高や利益、保有財産などの財務情報だけではなく、ESG への取組状況という非財務情報の要素も考慮した投資のことである。このように ESG 投資がさまざまな分野に投資されることから多様性の尊重に結びつけることを意識した。世界のさまざまな環境問題について、SDGs と ESG 投資の面から国や企業がどのように地球環境問題解決に向けて取り組んでいるか調べた内容を発表し、自分たちが今でき

ることや今後の課題解決に向けての取り組みについて話し合う。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 ・世界の環境問題について調べる	1	・世界の環境問題について選択した環境問題について調べ、まとめる。 ・興味・関心を持った環境問題について国・地域ごとに実態を調べ、まとめる。	○世界の環境問題の現状について映像などの資料を参考に国・地域で起きている環境問題を選択する。 ○興味・関心を持った環境問題について国・地域ごとに実態を調べ、まとめる。
	2	・調べた内容を発表ワークシートにまとめる。 ・大気汚染と酸性雨 ・熱帯林の減少 ・21世紀の温暖化予測など	○SDGsの達成したい目標やターゲットを基に興味関心を持った内容を選ぶ。 ○世界的にESG投資がふえつつあるため、今後市場が拡大していくことが考えられる。それに伴い、企業も持続可能な開発に向けた技術開発を進めることができる。
第2次 ・グループ報告会 ・SDGsとESG投資の視点から環境問題の解決に向けて話し合う	3	・グループ内でまとめた内容を発表し、調べた内容を学級で共有する。 ・SDGsとESG投資の視点から環境問題の解決に向けて話し合う。	○グループ内での発表内容を報告する。 ・地球温暖化対策として環境税などの経済的手法が採用されている。また、ESG投資など、環境保全に動く企業を支援する動きも出てきている。具体例として企業の取り組み例を発表する。砂漠化の防止を目的に植林活動をしたり、ポリ乳酸の砂漠化資材としての開発を進めたり、森林破壊をなくす取り組みとして紙やパーム油の持続可能な調達及び利用などを行っている。企業の活動例を基に、自分たちが今できることは何かを考えると共に解決に向けて話し合う。

8 カリキュラム・マネジメント（その可能性）

教科等横断的な視点で見ると次の科目と関連が深い。公民科では、公共の「環境保全と経済活動の両立を考える」である。理科では、「生物基礎」の生物の多様性と生態系、「地学基礎」における地球温暖化、オゾン層破壊である。とりわけ、理科の科目とは大いに関係がある。保健体育科の「保健」では、人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康に影響を及ぼすこともあること、それらを防ぐための汚染の防止と改善の対策についてである。家庭科では、「家庭総合」の持続可能な社会を目指して資源や環境に配慮した適切な意思決定に基づく消費生活である。その上で、総合的な探究の時間では、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて環境問題の解決に向けた行動実践を行うことが考えられる。

田中博章（愛知県立旭丘高等学校）

環境保全と経済活動の両立を考える経済学習

- 1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・公共
- 2 単元名 環境保全と経済活動の両立を考える
- 3 学習指導要領上の位置付け B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち 3 公害防止と環境保全
- 4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重 人間と環境の調和
- 5 単元目標

知識・技能	思考力・判断力・表現力	学びに向かう力・人間性
日本における公害の発生と原因を理解する。政府による公害対策や環境保全のための法整備について理解する。地球環境問題を解決するための新しい制度や取り組みについて理解する。	環境保全と経済活動の両立について多面的・多角的に考察し、複数の視点から表現できている。	今後の地球環境問題の解決について、日本の環境対策への理解を通して、自ら主体的に追究し、学習上の課題を意欲的に解決しようとしている。

6 単元の特色

高度経済成長の過程で日本では各地で公害問題が発生し、現在は地球規模の環境問題が人類共通の課題となっている。私たちの生存基盤である地球環境を維持するためには、どのような対策があるのか持続可能な社会を目指すための様々な制度や取り組みについて理解する。環境保護と経済成長は両立するべき概念であることをとらえさせるため、日本における公害の発生や原因について調べ、政府による公害対策や環境保全のための法整備について理解させる。さらにパリ協定や環境税、ESG 投資、RE100 などといった、地球環境問題を解決するための新しい制度や取り組みについて理解させる。環境保全と経済活動の両立について協働的に考察・構想し、それらを適切に表現する方法を身に付けるために、環境規制の強化は企業への負担となり、産業の競争力を阻害する要因となるため、経済成長を抑制させるのではないかという視点から考える。また、環境規制を克服するための技術開発や投資が進めば、産業の競争力はかえって強化され、経済成長の基盤ともなるのではないかという視点から考える。このことを通して環境を保全してこそ将来の経済社会の発展が保障される意義を理解する。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 地球環境を 維持する対	1	経済成長と公害の背景について振り返る	○公害の原因は、急速な工業活動の拡大により、企業が利潤追求を優先し、有害廃棄物の処理などに消極的だった。一

策を考える 第2次 環境保全と 経済成長は 両立するの か。			方、政府は、産業・経済の発展を優先し、その結果、公害が発生したことをとらえる。
	2	日本の公害対策への進展を理解する 資源循環型社会の形成が求められる理由を探る	○公害対策の基本事項や、国・企業・地方公共団体の公害防止に関する責務などを定めた法律を制定したことを知る。 ○環境基準公害予防のため、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある開発事業などについて、人命損失、自然環境破壊などの被害発生を未然に防ぐことを学ぶ。
	3 4	地球規模の環境問題への取り組みとして、私たちができることは何だろうか 持続可能な開発目標 (SDGs) を踏まえ、ESG 投資の考え方が広がり、増加している理由を考える 環境保全と経済発展の両立について討論する	○工業化や資源・エネルギーの大量消費・人口増加に伴う環境破壊・地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・森林破壊と生物多様性の減少・砂漠化の進行などの相互関連性を調べる。 ○ESG投資では、企業が長期的な成果を目指すので運用、投資リスクの低減につながる。 ○現状では両立は困難であるが、今後、ESG投資が増えることが予想される。それを活用して技術開発を進めることができるかが両立の鍵である。

8 カリキュラム・マネジメント（その可能性）

「公共」で扱う環境問題では、次の科目と関連が深い。地理歴史科では、「地理総合」の地球環境問題である。理科では、「生物基礎」の生物の多様性と生態系、「地学基礎」における地球温暖化、オゾン層破壊である。とりわけ、理科の科目とは大いに関係がある。保健体育科の「保健」では、人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康に影響を及ぼすこともあること、それらを防ぐための汚染の防止と改善の対策についてである。家庭科では、「家庭総合」の持続可能な社会を目指して資源や環境に配慮した適切な意思決定に基づく消費生活である。さらに総合的な探究の時間では、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて環境問題のような横断的・総合的な課題についての学習活動があげられる。

田中博章（愛知県立旭丘高等学校）

経済社会における市民の権利と責任の自覚を育成する授業実践

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・公共

2 単元名 「老後の備えはどうすべきか」

3 学習指導要領上の位置付け 「公共」Bア（イ）（財政及び租税の役割／少子高齢社会における社会保障の充実・安定化／市場経済の機能と限界／金融の働き）

4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考力・判断力・表現力	学びに向かう力・人間性
金融の仕組みと働きに関わって、市場の価格発見機能、コーポレートガバナンス、市場の失敗（情報の不均衡）、企業会計の意義を理解させる。	幸福・正義・公正などに着目して、金融や投資の仕組みとその意義を生かすために投資家に必要なことについて考えることができるようにさせる。	市民の一員である投資家（株主）として、投資家の権利と責任についての理解をもとに、新たな問いを見出せるようにさせる。

6 単元の特色

投資を題材に、中学までの市場経済の仕組みの理解に基づいて、家庭科での投資信託の扱いとの差別化も図りながら金融について理解させた上で、市場の失敗（情報の不均衡）を回避し金融の仕組みを上手く働かせるためのコンプライアンスやコーポレートガバナンスの意義について企業会計なども用いながら理解させる。その上で、金融市場の仕組みの理解にもとづいて経済社会を生きる市民の一員である投資家（株主）として、その権利と、金融市場の機能を担う責任について考えさせる。

「公共」の内容 B の経済領域の単元において、市場経済のしくみを理解するだけに留まらず、市場においては自分たち自身が市場の機能を担っていることを理解させ、その責任に気付かせたい。

近年、老後 2000 万円問題などをきっかけにして高校生にも投資への関心が高まっている。しかし、金儲けの方法としてのみの理解や過剰に危険なものとしてのとらえなど表層的な知識に留まっていることが多い。しかし投資商品の金利の違いを理解するためには、金融は時間を超えて交換の利益を実現し希少な資源の効率的な配分に貢献するしくみであり、金利が市場における価格と同じ働きをしていることを理解することが必要である。投資を題材として金融市場の働きと意義を理解させ、市場の機能は市場参加者によって形成されていることなど、金融市場の意義をふまえた投資行動を行うことの大切さに気づかせたい。その際、投資によって新しい商品やサービスが実現すること、金融市場のしくみが上手く働くためには情報の非対称性の解消が必要であること、そのために企業会計が重要な役割をしていることなどについて理解させる

ことを通じて、市場経済においては市民一人一人が市場メカニズムの一部として機能していることに気付かせ、市場経済を構成する市民である投資家としての権利と責任について考えさせたい。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次	1	問題の把握	「老後の備えは貯金か年金か株式投資か」 ・生徒の関心をもとに問題を把握させる。
第2次	1	金融の意義	「投資で成功するには？」 ・今資金が必要な人と将来に備えたい人の仲立ちをする金融の理解に基づいて投資を理解させる。
	2	金利の働き	「市場の仕組みと金融市場」 ・市場での価格にあたる存在として金利を捉えさせ、金融市場の機能を理解させる。
	1	市場の働きと 会計情報	「不確実性と情報の非対称」 ・市場の失敗である情報の非対称を防ぐ仕組みとして会計やバランスシートの考え方を理解させる。
第3次	1	社会保障制度	「年金は持続可能なのか？」 ・年金制度の全体像を捉えさせ、特徴と課題を理解させる。
第4次	1	(単元のまとめ)	「老後の備えはどうすべきか」 ・学習したことを生かしてライフプランを提案させる。

8 カリキュラム・マネジメント（その可能性）

「公共」Bア（イ）経済領域を単元として小単元2つを構成し、小単元1で4項目（財政及び租税の役割／少子高齢社会における社会保障の充実・安定化／市場経済の機能と限界／金融の働き）を扱うものとして作成した。

新指導要領では家庭科の「家庭基礎」に「預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特征(メリット、デメリット)、資産形成の視点にも触れるようにする。」という内容が加わったが、「基本的な特徴」がどのようなメカニズムによるものか、どのような関係性があるのかといった商品知識の背後にあるしくみを理解させることは公民科の役割である。教科間の連携としては実施のタイミングを合わせて「生涯を見通した経済計画（家庭科指導要領）」という面からの知識の獲得を家庭科で行った後、公民科で知識の確認をしながら深掘りすることが望ましい。

阿部哲久（広島大学附属中・高等学校）

人間と環境の調和について考えるヒントを学ぶ経済領域の授業実践

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・公共

2 単元名 「環境と調和した産業政策を考えよう」

3 学習指導要領上の位置付け 「公共」Cアでの「妥当性や効果、実現可能性などを指標にして」の考えるヒントを学ぶ時間として単元に組み込んで実施する。

4 カリキュラムマップとの関連性 人間と環境の調和

5 単元目標

知識・技能	思考力・判断力・表現力	学びに向かう力・人間性
市場経済の機能と限界に関わって、外部経済、外部不経済、農業の多面的機能の意義を理解させる。	幸福・正義・公正などに着目して、外部経済を利用した人間と環境の調和の方法について考えることができるようにさせる。	市民の一員として、外部経済（正の外部性）の視点に基づく環境政策の意義についての理解をもとに、新たな問いを見出せるようにさせる。

6 単元の特徴

通常環境問題は負の外部性（外部不経済）の問題として理解され授業の題材としても扱われるが、正の外部性（外部経済）を利用した問題解決について考えさせる授業を構想した。教育制度への公費負担等を導入として、正の外部性に注目させ、環境について正の外部性を生かすという視点から、生産緑地をめぐる議論や農業の多面的機能の議論なども参照しながら政府の役割について理解させ、市民の一員として、正の外部性の視点に基づく環境政策について考えさせることで、「人間と環境の調和」について考える際のヒントとなる概念として「正の外部性」の概念を活用できるようにさせる。

具体的には、環境問題というと公害など外部不経済の問題であると考えがちであるが、環境に関わる正の外部性を生かした政策として生産緑地や農業の多面的機能に対する直接所得補償制度があることに着目した。市場に任せると過大になってしまうために政府の介入が必要となる外部不経済と異なり、市場に任せると過少になってしまうのが外部経済である。環境問題についても企業への規制が中心となる外部不経済に対して、政府の積極的な関与が必要となる。また、我が国では民営化の目的は競争によるコストカットだと認識されてしまっているきらいがあるが、外部経済の内部化を行う手法の一つとして民営化をとらえることができる。そのため外部経済について理解することは政府支出によって行われている事業が適正かどうかの判断基準にもなりうる。外部経済という視点から、教育への政府支出や公営企業の民営化の評価及び意義の再確認につなげ、「外部経済を生かした環境のための政策」を考えさせることを活動の軸にしつつ、外部経済の概念を理解し活用できるようにさせることをめざした。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次	1	問題の把握	「環境問題とはどのような問題か」 ・生徒の関心をもとに問題を把握させるとともに、環境問題を市場の失敗としての外部不経済の視点から捉えられるようにさせる。
	1	外部不経済と外部経済	「外部経済とはなんだろうか」 ・外部不経済の学習をふまえ、「市場に任せると過少になる」という外部経済の特徴を理解させ、外部経済の考え方を活用して問題解決をはかることが可能であることに気づかせる。 また、外部経済を活用している事例として、 ◇鉄道会社の民営化では正の外部性を経営に活かしている。 ことや、市場に任せて過小にならないよう政府が介入している事例として、 ◇農業の持つ、環境保全や防災などの「多面的機能」は外部経済であり、これに対して、農業の維持に直接給付金を出す制度である経営所得安定対策（直接所得保障）や、農地が持つ緑地としての環境機能を考慮して税などを優遇する生産緑地の制度を行っている。 ことなどを学ぶ事で理解を深めさせる。
第2次	1	問題解決の提案	「外部経済の視点を活用して『環境と調和した生活』を実現するような政策を提案しよう！」 ・学習したことを生かして外部経済の視点を生かした政策をグループで提案させる。

8 カリキュラム・マネジメント（その可能性）

「公共」の内容Cにおいて、「妥当性や効果、実現可能性などを指標に」する際の手掛かりの一つとして単元に組み込むことで、補助金や民営化などの政策の妥当性の評価を行うことが出来るようになることを意図して作成した。

そのため、本単元の後には内容Cの授業を行うことを想定している。

また、他教科についても、総合的な探究はもちろん、英語、国語、理科、家庭科などでも取り組まれる環境問題に関わる授業において、活動の中で自分達が具体化し提案したりした取り組みを評価する際の視点として、経済および外部性の概念が活用できるようになることで、より現実性をもって社会に貢献することを考えることが出来るようになることが期待される。

阿部哲久（広島大学附属中・高等学校）

金融の技術革新に関わる高等学校での授業実践

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・公共

2 単元名 金融の技術革新の意義と課題について考える

3 学習指導要領上の位置付け

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち 金融の働き

4 カリキュラムマップとの関連性 科学技術と社会の発展

5 単元目標

知識・技能	思考力・判断力・表現力	学びに向かう力・人間性
金融の働きや技術革新に関して理解しているとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。	金融の技術革新に関わる課題の解決に向けて構想したり、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりしている。	金融の技術革新に関わる諸課題に対して、国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。

6 単元の特徴

今日ではキャッシュレス決済が普及しており、多くの高校生が日常的にキャッシュレスでの取引による利便性を享受している。また、18歳成人となったことから高校生でも自身の責任によって金融商品を購入することができるようになった。一方で、高校生の多くは金融の仕組みの意味や契約の自由の原則などの基本的な考え方を理解できていない。さらに、フィンテックや金融の技術革新に関わる教科書記述はまだ少なく、中学校社会科や高等学校公民科の中での授業実践例も少ない。以上の背景から、今後はこれまでよりも一層、金融環境の変化に対応した中等教育での授業実践が求められると言えよう。

そこで、本単元では金融の技術革新について扱うことにする。その特色は大きく三つである。第一に金融に関する時事的な内容を積極的に扱うことである。前述したように近年ではキャッシュレス決済やクラウドファンディングによる資金調達などが行われている一方で、教科書では、そのような金融に関する技術革新に関する記述はわずかである。そのため、キャッシュレス決済などに関わる諸資料を積極的に活用することで、今後の中高生が必要とする知識の形成に資するように工夫しようと考えた。

第二に、行動経済学の知見を生かすことである。行動経済学とは、人間を完全合理的な存在ではないということを前提とする経済学である。教科書では、人間は完全合理的な存在であるとする伝統的な経済学を基盤として記述されている。しかし、金融商品の購入などの意思決定は不確実性が大きく、非合理的な判断をしがちである。その

点を踏まえて、本実践では、行動経済学の研究成果を取り入れ、バブルや金融トラブルなどがなぜ発生するのかといった事柄について、学習者がより幅広く説明できるようにしていくことを狙いの一つとする。

第三に、金融の技術革新に関わる課題としてプライバシーの問題やデジタルディバイドなどの諸課題を扱い、人間の尊厳と利便性といった価値の対立について議論させる点である。さらに、どのような解決策があるかを構想させることとする。以上の内容を通して、今回の学習指導要領の求める現代的な課題への問題解決力を身に着けるようにさせていきたい。

7 単元計画

時間	各時の問い	
	学習テーマ	学習内容
1 時間	金融は社会をどのように豊かにしているのか	
	金融の仕組み	直接金融と間接金融、銀行の役割、金利、株式など金融の制度について理解させる。奨学金の仕組みなどをとおして金融の意義について理解させる。
1 時間	金融の技術革新によって私たちの生活の利便性は増したか	
	金融の技術革新	キャッシュレス決済、クレジットカードなどが普及していること、そのような金融の技術革新は生活の利便性を高める一方で個人情報などの問題がある点についても理解させる。
1 時間	人間は合理的に意思決定することができるのか	
	金融に関する人間の非合理性	不確実性の伴うこと場面では人間は合理的な判断を行うことが難しい点を行動経済学の知見をもとに理解させる。
1 時間	技術革新による効率化と個人の尊厳のどちらが優先されるのか	
	技術革新と人間の尊厳	金融の技術革新は生活の利便性を高める反面、デジタルディバイド、人間の尊厳、プライバシーなどの問題が生じることを理解し、より良い社会について構想させる。

8 カリキュラム・マネジメント（その可能性）

教科等横断的な視点で見ると家庭科との関連が深い。家庭科学習指導要領では、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴（メリット、デメリット）、資産形成などについて扱うことが要請されている。以上から、家庭科では金融商品の購入の仕方などパーソナルファイナンスの部分に焦点をあて、公民科では、金融環境の変化などについて扱うことによって、相互に関連したカリキュラムを開発することが可能であると考えられる。

大塚雅之（大阪府立三国丘高等学校）

世界と繋がり、国際社会における貧困や格差の問題を探究する授業実践

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・社会科・公共

2 単元名 フェアトレードの魅力について考える ～世界で活躍する人や企業から～

3 学習指導要領上の位置付け C（ア）持続可能な社会づくりの主体となる私たち

4 カリキュラムマップとの関連性 平和で安全な社会 多様性の尊重 市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
公共の精神をもつ自立した主体となることを目指し、幸福・正義・公正などに着目することによって、現代の諸課題（SDGs）を理解している。	経済的概念や様々な資料を適切かつ効果的に活用しながら、現代の諸課題の解決に向けて考察している。また、考えたことを他者に伝えることを通して自分の考えを深化させている。	現代の諸課題について事実を基に協働して解決策を考察し、構想している。また、多様性を尊重した合意形成や社会参画を視野に入れながら、自分ごととして諸課題を考察している。

6 単元の特色（教材観）

日本の高校生にとって、SDGs への理解は、グローバル化が進展し地球規模での相互連結性が高まったことでより重要となっている。コロナ対応を含めて国境を超えて発生する諸問題や世界の出来事は、高校生にとって、遠く離れた別世界の話ではなくなり、自身の身近な生活で感じられるようになった。世界共通の価値観への対応や、世界規模で起きる戦争や貧困問題等への対応が、日本の政治面・経済面から求められるようになってきているからだ。さらに、これらの影響を受けている日本国内の雇用や労働問題は、高校生にとって卒業後の職業選択・進路選択に繋がることから、関心の高い生徒は少なくない。

また、国内では、経済と安全保障を横断する領域で様々な問題が顕著化になり、経済の安全保障の実現に向けて国の取り組みが強化される時代となっている。このような現代社会において「18歳市民力」育成するためには、法・政治及び経済などの個々の学びにとどまらず、各領域を横断して総合的に探求することが欠かせない学習となっている。今後、予測不可能な未来を強く生きていくためには、常に幸福、正義、公正の視点などに着目し、自身の考えだけではなく、他者と協働して考察、構想し、課題解決に向けて取り組んでいく力が必要である。その一方で、全国の不登校の小中学生が過去最多となり、交友関係を築くことが得意ではない生徒が少なくないことや、社会参加の効力感を実感していない生徒の割合が増えていることから、これらの活動が容易ではない現状がある。そこで、他者の意見をもとに自らの思考を深化させる活動を行い、自分の思考をより明確に自覚させ、自ら学ぶ生徒を育成する。本単元では、私たちの実生活に大きな影響を与えている戦争や紛争から発生する国際問題「難民・貧困」について取り上げ、具体的な解決方法として、フェアトレードについて探究する。政治・経済の概念と関連させ、エシカル消費等の視点から考察を行い、思考を深化させる。

本単元の前半では、プライバシーを確保しながら個々の考察を可視化できる AIAI モンキー（協働学習ソフト）と、可視化した個々の考察をクラス内で共有できるエルモボード（電子黒板）を活用し、他者の意見から自らの意見を深化させたい。後半では、フェアトレードに取り組む専門家（中東ヨルダン・カンボジア貧困地域）と対話を行うため、ZOOM（オンラインビデオシステム）を活用し、リアリティのある授業に繋げたい。そして、日々の自らの消費行動を振り返り、持続可能な行動であるかどうかを考えさせる。エシカル消費の視点について、他者の意見と比較して自らの思考を深めさせたい。理想と現実問題の両面と向き合い、対話、協働学習を通して、「動機」や「自己肯定感」、「非認知能力」を向上させることで、「自分ごと」として考え、持続可能な社会に向けて自ら行動できる 18 歳市民となることを期待したい。

7 単元計画

時間	各時の問い	
	学習テーマ	学習内容
1 時間		法・政治・経済などの側面を関連させ、フェアトレードについてまとめる活動
	世界の貧困問題の現状と課題の考察	○グループごとに国際社会における難民問題、貧困問題等の解決方法の一つとしての「フェアトレード」について調べ、グループごとに対話を通して論拠をもとに考察をまとめる。
1 時間		論拠をもとに自分の考えを発表・説明し、自身の考えを深化させる活動
	フェアトレードの意義の共有と考察	○各グループの発表から、フェアトレードの意義を理解する。エシカル消費、持続可能な経済活動、等の視点も踏まえ、現実社会の問題点を確認し、他者の意見から考えを深化させる。
1 時間		外部の専門家や関係諸機関などとの連携による学び・協働学習活動①
	教育・経済支援を考える	○中東ヨルダンと教室を繋ぎ、シリア難民・パレスチナ難民女性を雇用し、フェアトレード商品の制作販売に取り組む専門家（JICA シリア林芽衣氏）との対話活動から、探究する。
1 時間		外部の専門家や関係諸機関などとの連携による学び・協働学習活動②
	教育・経済支援を考える	○カンボジア貧困地域と教室を繋ぎ、貧困家庭出身の女性を雇用し、「ものづくりを通じた人づくり」をコンセプトに取り組む NPO 法人との対話活動から探究する。

8 カリキュラム・マネジメント

本実践では、社会的な見方・考え方を総合的に働かせる活動を行い、特に国際社会における貧困や格差の問題を取り上げ、フェアトレードの現場を学ぶ。このことから、「家庭基礎」と関連付けたカリキュラムマネジメントが考えられる。具体的には、「C 持続可能な消費生活・環境」にて、自らの消費に大きな問題が潜んでいる可能性があることを知り、エシカル消費や社会的責任投資、ESG 投資、フェアトレード商品などの持続可能な消費について探究する学びの部分が、本単元と直接的に繋がっていることから関連させることができる。本校ではカンボジア貧困地域の公立小学校へのマスク支援に教科・国境を超えて取り組んだ。

松野至(名古屋経済大学市邨高等学校)

4-4. 倫理リテラシー

「倫理」グループの研究の概要

1. 「18 歳市民力」における「倫理リテラシー」

(1) 倫理グループの概要

倫理グループは以下の 11 名で構成されている（所属は 2023 年 1 月現在、五十音順）。

< 研究分担者 >

小松伸之（清和大学）、原宏史（東海学園大学）

< 研究協力者 >

小貫篤（埼玉大学）、加藤敬之（愛知県立旭丘高等学校）、
金原洋輔（愛知県みよし市立南中学校）、杉浦光紀（東京都立井草高等学校）、
胤森裕暢（広島経済大学）、中村裕行（遊学館高等学校）、橋本祥夫（京都文教大学）、
早瀬博典（筑波大学特任助教）、山本智也（筑波大学附属駒場中・高等学校）

大学に所属する教員と学校現場に所属する教員がほぼ半々で構成されており、大学に所属する教員も学校現場の経験を持つ者が多い点が特徴と言える。少人数ながらも、毎回の研究会では実践をイメージした具体的な意見交換が活発になされた。その結果として、メンバー全員がそれぞれ単元モデル案を作成するに至った。

(2) 研究の流れ

本グループの最初の課題は、「倫理」をいかに捉えるかであった。そもそも倫理という概念自体がその人の生き方や考え方が反映されるものでもあるため、その解釈を巡って以下のような多様な論点が提示された。

- ①「市民に求められる倫理」と捉えると、「ケアの視点」や「多様性」も考えられる
- ②「市民力としての倫理」と捉えると、将来どのように行動していくことにつなげるかを重視する必要がある
- ③「倫理的な行動」と捉えると、「合理性」「ルール」「他者を慮る」「全体の利益」などが取り上げられる
- ④「倫理的な課題」と捉えると、「生命倫理」「環境」「コロナ」などが取り上げられる

本研究では「18 歳市民力育成」という大きな目標に向けた単元モデル案の開発等を行うため、グループとして①②を中心とすることは共通理解としつつも、学習のテーマや内容をあまり絞り込むことなく、メンバーそれぞれの「倫理」観をもとに多様な教材開発を進めることとした。倫理学習を高校倫理の学習内容に限定して、小中学校でそのエッセンスを教材化していくのではなく、広く倫理に関連する題材を対象とするためである。

また、実践研究全体が「18 歳市民力育成」のための小中高一貫カリキュラムの構築を目指しているため、本部会では小中学校で倫理に関わる内容をいかに取り上げるかが課題であった。前述の通り倫理学習を狭く捉えてしまうと小中学校では極めて限定的な扱いにとどまることに加えて、小中学校では社会科を中心としつつも道徳との接続を図ることが不可欠である。このような倫理グループの特性を踏まえながら検討を重ね、「資質・能力マップ」を作成していった。

(3) 資質・能力マップ

倫理グループで作成した「資質・能力マップ」は以下の通りである。学習指導要領を参照しつつ、小中高の各段階で身につけるべき事柄を検討し、さらに小中高の一貫性や発展性を意識した構成となっている。

【表1：倫理グループの「資質・能力マップ」】

			小学校	中学校	高等学校
倫理 リテラシー	知識及び技能	人間の生き方や社会の在り方（知識に関すること）	伝統や文化、地域の発展や我が国の国家及び社会の発展に尽くした先人の働きについて理解している。	多様な立場に触れることでそれぞれの考え方や価値観に気づき、多様性を尊重する社会の在り方について理解している。	人間としての在り方生き方をより深く思索するための手掛かりとなる人間観や社会観に関する概念や理論について理解している。
		諸資料から人間としての在り方生き方に関わる情報を調べまよめる技能（技能に関すること）	調査活動や各種の基礎的資料を通して、社会に働く人々の働きや社会の中における役割について情報を適切に調べまよめている。	調査活動や諸資料を通して、人間の生き方に関わる情報を適切に調べまよめている。	諸資料から人間としての在り方生き方に関わる情報を読み取り、適切に調べまよめている。
	思考力、判断力、表現力等	倫理に関わる見方・考え方（見方・考え方）	社会的事象の見方・考え方として、人々の相互関係に着目して社会的事象を捉え、先人や現代の人々の生活と関連付けてよりよく生きていくための視点を見出している。	現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、多様な考え方や価値観についての理解のもと、他者と関わりながらよりよく生きていくための視点を見出している。	社会的事象を倫理、哲学、宗教などに関わる多様な視点から捉え、課題解決の選択・判断に資する概念や理論などを関連付けて、人間としての在り方生き方についての自覚を深めている。
		人間の生き方に関わる知識の活用と自分の生き方や社会のあり方についての思索・表現（領域固有な思考・判断・表現）	先人や現代の人々の働きについて学び、そこに込められた願いや努力に対する気づきを通して、これから自分ごとのように生きていくか考え表現している。	先人や現代の人々の生き方を多面的・多角的に考察し、人間の生き方や他者との関わりの中で自分がいかに生きるかについて説明したり対話したりしている。	倫理に関する概念や理論などを活用して論理的に思考し、自立した人間として他者と共によりよく生きる自己について深く思索したり対話したりしている。
		学びに向かう力、人間性等	現代社会が抱える倫理的課題に気づき解決しようとする姿勢（社会参画）	身近な社会の課題に気づき、これからの社会をよいていこうとしている。	現代社会が抱える倫理的課題に気づき、その理由や背景に目を向けて主体的に解決しようとしている。
	現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚（領域固有な学びに向かう力・人間性）		地域社会の一員としての自覚、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を持つようとしている。	社会の多様性についての理解のもと、他者と関わりながらよりよく生きていくことへの自覚を深めようとしている。	現代社会に生きる人間として、他者との関わりの中で人生観や世界観を掘り下げ、自分の在り方生き方についての自覚を深めようとしている。

「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力のもとにそれぞれ2項目（計6項目）を設け、小中高における段階性を示した。本グループでは小中高に分けて作成するのではなく、6項目について横断的に捉えながら検討を重ねた。以下、上から順に各項目を説明していく。

「知識に関すること」は「人間の生き方や社会の在り方」と定めた。小学校では具体的な人物の生き方、中学校では多様な生き方や社会の在り方に注目し、高校では人間観や社会観を基盤とした人間の在り方生き方を思索する流れである。小中高と追うことで人間の生き方から社会の在り方へと展望が開けていく。

「技能に関すること」は「諸資料から人間としての在り方生き方に関わる情報を調べまとめる技能」とした。小学校では調査や資料をもとにした具体的な人物の生き方、中学校では調査や資料をもとにした人間の生き方、高校では資料読解を基盤とした人間としての在り方生き方を取り上げる。人間の具体的な生き方から抽象的な在り方へと昇華していく。

「見方・考え方」は「倫理に関わる見方・考え方」と位置づけた。小学校では人々の相互関係に着目した生き方、中学校では多様性への理解を基盤とした他者との関わりにおけるよりよい生き方、高校では倫理に関わる概念や理論を基盤とした人間としての在り方生き方を展望していく。具体から抽象へという流れに加えて、中学校では多様性、高校では概念や理論を手掛かりとすることを意識した。

「領域固有な思考・判断・表現」は「人間の生き方に関わる知識の活用と自分の生き方や社会の在り方についての思索・表現」とした。小学校では具体的な人々の願いや努力をもとにした自分の生き方、中学校では多様な他者との関わりにおける自分の生き方、高校では倫理に関する概念や理論を基盤とした自立した人間としての自分の生き方とし、各段階で自分の生き方に引きつけることを求めた。

「社会参画」は「現代社会が抱える倫理的課題に気づき解決しようとする姿勢」として、社会的な課題に含まれる倫理的な事柄に注目した。小学校では身近な社会の課題への気づき、中学校では現代社会が抱える倫理的課題への気づき、理由及び背景への注目、高校では現代社会が抱える倫理的課題の解決、人間としての在り方生き方の見方・考え方の活用とした。対象とする社会を拡大させていくことと、期待する姿勢として気づきから解決へと学びを深めていくことをねらいとした。

「領域固有な学びに向かう力・人間性」は「現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚」とした。小学校では社会的存在としての自分の生き方、中学校では他者との関わりにおける自分の生き方、高校では人生観や世界観を基盤とした自分の在り方生き方とすることで、自分の生き方を社会や世界との関わりの中で捉え返していくことを求めた。特に高校では「人生観や世界観」といった自身が育んできた見方・考え方を活用して学びを深めていくことを期待した。

これらの資質・能力を授業実践において具体的にいかに育んでいくか。次項では単元モデル案について説明していく。

2. 「倫理リテラシー」育成に向けての授業実践

本部会ではメンバー11名全員が個々に単元モデル案を作成する方法を選択した。うち3名が2本作成したことで計14本のモデル案に基づく「カリキュラムマップ」を以下の通

り作成することができた。前述の通り、「倫理」の学習内容を高校倫理にとらわれるものではなく、各メンバーの考える「倫理」教材を具体化することで、倫理に関わる学習が幅広い範囲を網羅しうるものであることを示したいと考えた。

【表 2：倫理グループの「カリキュラムマップ」】

		多様性の尊重	市民の権利と責任	人間と環境の調和	科学技術と社会の発展	平和で安全な社会
倫理 (14)	小学校 (3)		4年「ごみのしやりと利用」 (原宏史)	4年「ごみのしやりと利用」 (原宏史)	4年「ごみのしやりと利用」 (原宏史)	
			5年「情報を生かすわたしたち」 (橋本祥夫)		5年「情報を生かすわたしたち」 (橋本祥夫)	
		6年「世界の未来と日本の役割」 (橋本祥夫)				6年「世界の未来と日本の役割」 (橋本祥夫)
	中学校 (4)	3年(公民)「表現規制をめぐる法と倫理」(山本智也)				
			3年(公民)「新しい人権」(金原洋輔)		3年(公民)「新しい人権」(金原洋輔)	
				3年(公民)「世界遺産に見る文化の継承と課題」(小松伸之)	3年(公民)「世界遺産に見る文化の継承と課題」(小松伸之)	
		3年(公民)「これからの世界と日本」(金原洋輔)				3年(公民)「これからの世界と日本」(金原洋輔)
	高等学校 (7)	3年(倫理)「青年期と多元的自己」(小貫篤)				
		3年(倫理・政経)「障害者の包摂に伴う社会的ジレンマをいかに解決できるか」(早瀬博典)	3年(倫理・政経)「障害者の包摂に伴う社会的ジレンマをいかに解決できるか」(早瀬博典)			
			1年(公共)「自由・権利と責任・義務」(中村裕行)			
			3年(倫理・公共)「ホロコーストと市民の倫理」(杉浦光紀)			3年(倫理・公共)「ホロコーストと市民の倫理」(杉浦光紀)
				3年(倫理・公共)「思考実験と環境倫理」(杉浦光紀)	3年(倫理・公共)「思考実験と環境倫理」(杉浦光紀)	
					1年(公共)「フィルターバブルの空間で自分らしさを考える」(加藤敬之)	
					3年(倫理)「科学技術をどう利用していけばよい?」(風森裕暢)	3年(倫理)「科学技術をどう利用していけばよい?」(風森裕暢)

本カリキュラムマップの特徴は、5つの観点をすべて網羅するとともに、各観点について異なる学校種での単元計画を設けることで、小中高それぞれの特色とつながりを示すことに留意した点である。例えば「人間と環境の調和」では、小学校では身近な地域におけるごみ問題という身近なテーマを取り上げ、中学校では地域社会における文化の継承・創造という抽象的なテーマ、高校では広く環境倫理という観点から概念や理論を活用しながら社会の在り方や問題解決の方法を考えていく。当事者意識をもって自分の生き方を探ることを共通項としながら、学習の対象や方法の発展性を示した。

倫理学習の内容については、高校公民科では「倫理」で取り上げることを中心としつつも、「公共」や「政治・経済」との接続のもとに展開するモデル案が多い点も特徴的である。例えばモデル案「障害者の包摂に伴う社会的ジレンマをいかに解決できるか」では、インクルージョンを志向する中で「障害の社会モデル」を取り上げることで、倫理学習にとどまらず、政治領域や法領域との接続を図っている。

あわせてカリキュラム・マネジメントについては、小中学校社会科では倫理学習という固有の内容領域を切り出すことが困難なこともあり、全体的に他教科等との連携を強く意識した構成となっている。各モデル案では、内容的に結びつきの強い道徳に加えて、他教科(地理歴史科、国語科など)や総合的な学習(探究)の時間などとの連携が示されている。この点にも倫理学習を広く捉えようとする姿勢を読み取ることができるだろう。

3. 「18歳市民力」の育成に向けての倫理学習の役割

民法改正によって成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、児童・生徒が18歳と

なった時点で身につけているべき知識等への期待は高まるばかりである。さらに価値観の多元化が進む現代社会において、自らの生き方を模索・選択することは不可欠であるし、VUCA に象徴される「不確実性の時代」においては、私たちが依拠する社会の在り方自体がもはや安定的なものとは言えない。

このような時代状況において、自身が拠って立つ指針を見出そうとする倫理学習が果たすべき役割は増していると考えられる。ただし、先哲の教えに表面的に触れて「～すべき」「～であるべき」というエッセンスを抽出する学びに終始しては、倫理学習は暗記学習に陥りかねない現実もある。現在期待される倫理学習は、概念や理論を「手掛かり」としながら、答えのない課題について「考え続ける」ことであり、自らの生き方に引きつけながら学びを深めていくことである。

そのための学習方法として、「対話」が一層重要となる。私たちは自らの価値観に基づいて判断・行動しており、言い換えれば自らの価値観にとらわれていると考えることもできる。学校教育の特徴である一斉授業という学びの形は、他者との関わりの中で協働的な学びを推進するだけでなく、多様な考え方や価値観との出会いを生み出すことができる。そして、自分と異なる立場と向き合い、なぜ異なる立場が成立しうるのかに思いをはせることが、異なるものを排除するのではなく受け入れる姿勢の涵養につながっていく。例えばモデル案「科学技術をどう利用していけばよい？」では、学習過程に複数の対話を組み込むことで、異なる価値観との出会いと思索の機会を創出している。

このような学習では、価値観の対立がより深く考えるきっかけとなり、安易にひとつの解を導き出すことや、多様な考え方をひとつに収斂させることを目的とするものではない。自分自身について、社会について、世界について、異質なものとともに対話を重ねながら考え続けていくことが、倫理学習が「18 歳市民力育成」にもたらす学びと言えるだろう。

小松伸之（清和大学）

人々の幸福実現のための身近な環境問題の解決を目指した小学校における倫理学習

1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科・第4学年

2 単元名 ごみのしゅりと利用

3 学習指導要領上の位置付け

小学校社会科第4学年の内容（2）「人々の健康や生活環境を支える事業について」

4 カリキュラムマップとの関連性

市民の責任と権利 人間と環境の調和 科学技術と社会の発展

5 単元目標（評価規準）

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
調査や見学を通じて自然環境や生活環境を守るために、身近なごみがどのように処理されているか理解するとともに、そのことが人々の幸福実現につながっていることを理解することができる。	ごみ処理をめぐる様々な課題や、ごみを減らすための努力やくふう、ごみの出し方のルールを守ることの大切さについて考え表現することができる。	ごみを減らすことで地域の環境の向上につながることに関心を持ち、ごみを減らす努力や工夫について自分にできることを考え地域で協力して実践しようとするすることができる。

6 単元の特色（教材観）

小学校第4学年の内容に位置づけられるごみ処理についての学習である。この学習を通じて次の倫理リテラシーを育てる。ごみ出しのルールや分別のルールを守るという規範意識を高めることでよりよく生きていくための視点を見出すこと。また、規範を守ることが自然環境の保全や生活環境の向上につながり、自他の人格を尊重することにつながることへの理解と、分別やごみの減量に自分の周囲や地域と協力して取り組むことで、主体的に社会の課題にかかわろうとする実践力や互いに助け合うことの大切さなどの連帯性を育て、社会をよりよいものにしようとするすることができる。

7 単元計画

時間	学習活動	評価基準
1	家ではどのようにごみを出し、どのようにしゅう集されるのか話し合う（日進市は一人当たり毎日484gの家庭ごみを出している） ・分別して出している➡ごみを分けるきまりがある。 ・もえるごみ・プラスチック・びん・かん だれもごみをかたづけなかったらどうなってしまうだろう	ごみを分別した上で収集していることを理解できている。 なぜ分別するのか疑問を持つことができる。
2	それぞれのごみがどこに運ばれるのか ・きまった日にしゅう集車がある。 ・ごみのしゅう集をする人はたいへんそうだ。 ・しゅう集車が集めたごみはどこにいくのかな。 分別して出され、しゅう集されたごみはどのようにしゅりされ	ごみの種類ごとに処理方法が異なることに見通しを持ちながら学習問題を作ることができる。
3	尾三衛生組合（清掃工場）の見学で聞きたいことをまとめる。 ・ごみの量・ごみのしゅるいとしゅりのしかた・ごみしゅりの苦労やくふう	学習問題に答えるために何を調べるか見通しを持つことができる。
4/5/	尾三衛生組合（清掃工場）の見学	見学や調査を通じて、家

6	・ごみのしよりのようす・灰のいくえや利用・粗大ごみなどのさい利用・しょうきやく熱のりよう	庭ごみの処理やリサイクルの仕組みなどを理解できる。
7/8	見学してわかったことをまとめ発表する ・もえるごみを大きなしょうきやく炉でもやしていた。 ・さい利用できるものをしゅうりしてはん売していた。 ・残った灰はさい終しょぶん場に運ばれる。 ・灰からエコスラグを作ってさい利用している ・熱を利用して浴場をうんえいしている。 ➡ごみをしよりしてくれるたくさんの人のおかげで町がきれいになっている・分べつを守ることが大切だ	学習問題が解決されているか考えながら自分なりに表現することができる。 収集にかかわる人の努力や工夫を考えることができる。
9	ごみしよりがかかえる問題 ・日進市は人口がふえているがくふうをしてごみをへらしてきている。 ・日進市は最終処分場がないのでごみをもやして出る灰は市がお金を出して最終処分場へもっていく。 ・日進市の年間のごみ処理経費はひとりあたり 9,644 円かかる ・リサイクル資源の収集率は 26.7%（収集量 6,030 t） ➡リサイクルだけでなく分別やごみをへらすことが大切だ	ごみ処理が安全や衛生に配慮して行われていることに気づく。 見学で学んだことや資料をもとに自分の住む町のごみ処理にかかわるさまざまな問題を理解することができる。
10/ 11	ごみのしよりについて自分たちにできることを考え話し合う このままごみがふえていったらたいへんだ。 自分たちはごみをへらすために、どうしたらよいでしょうか ・3R というとりくみがある ・地域で協力してルールを守り、ごみと資源の分べつをしっかりとやる ・レジぶくろではなくマイバッグを使うようにする ・食べ物を残さないようにする	環境をよくするために、ごみを減らす必要があること、そのためにルールをしっかりと守ることの大切さを理解することができる。 環境を守るために協力して分別や再利用などを実践しようとすることができる。

* 参考資料『日進市廃棄物処理基本計画』（令和 3 年見直し版）

8 カリキュラム・マネジメント

本単元で目指す倫理リテラシーは「特別な教科 道徳」の内容に関連する。「道徳」の第 3・4 学年の内容項目 A の「節度、節制」、C の「規則の尊重」及び「勤労、公共の精神」などに関連させた指導が考えられる。ごみ問題の学習は内容項目 D「主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること」や「総合的な学習の時間」の環境についての探究課題学習やボランティア活動の実践に結び付けることができる。

原宏史（東海学園大学）

情報モラルとメディアリテラシーを通して考える小学校における倫理学習

- 1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科・第5学年
- 2 単元名 情報を生かすわたしたち
- 3 学習指導要領上の位置付け （4）我が国の産業と情報
- 4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任 科学技術と社会の発展

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・大量の情報や情報通信技術の活用は、様々な産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解する。 ・新聞などの各種資料を通して、社会における情報の役割を適切に調べまとめる。	・社会的事象の見方・考え方として人々の相互関係に着目して情報を捉え、現代の人々の生活と関連付けてよりよく生きていくための視点を見出している。 ・情報の種類、情報の活用の仕方などに着目して、産業における情報活用の現状を捉え、情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割を考え表現する。	・身近な情報の課題に気づき、これからの社会をよりよいものにしていこうとする。 ・我が国の将来を担う国民としての自覚を持とうとしている。

6 単元の特徴（教材観）

SNSの発達により、誰もが自由に情報を発信できるようになった。急速な情報の伝達は便利な反面、偽情報や誹謗中傷などの情報モラルの問題も引き起こしている。それが表現の自由か情報の統制かという議論にも発展している。情報モラルとメディアリテラシーの問題を通じて倫理的な側面から社会事情を捉えさせたい。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 情報社会の課題や問題点 (つかむ)	1	日ごろの情報の生かし方について話し合い、学習問題をつくる。	○パソコンやスマートフォンの利用経験を話し合う。 ・メールを送ったり、電車の時刻を調べたりした。 ・インターネットを利用して調べ学習をした。 ○インターネットでできることや普及率を調べ、どのようなことが問題になるか話し合い、学習問題をつくる。 ・ルールやマナーを知らないで使うと、トラブルに巻き込まれることがある。
第2次 情報活用	2	情報を上手に活用するには、ど	○インターネットを利用した犯罪件数のグラフや犯罪を伝える新聞記事の資料などをもとに、その原因を話し合う。

のルール やマナー (調べる)		のようなルール やマナーを心が ければよいのか を話し合う。	・パソコンや携帯電話が普及したことと関係があるのではないかな。 ・インターネットは、顔を合わせなくても情報のやり取りができるからではないかな。 ○インターネットで起こる問題を調べ、情報を上手に活用するには、どのようなルールやマナーを心がければよいか考え話し合う。
	3	情報を学習に生 かすには、どの ようにすればよ いのかを話し合 う。	○インターネットを利用した調べ学習で困ったり、迷ったりした経験を話し合う。 ・たくさんの情報があってどれを選べばよいか迷ったことがある。 ・集めた情報をそのまま使ってよいのかわからなかった。 ・メールで質問したいときはどうすればよいのかわからなかった。 ○メディアリテラシーの意味を知り、情報を集めるときや読み取るときに大切なことを考え、話し合う。 ・必要な情報かどうかを見極め、情報を選んで受け取る。 ・情報をそのまま書き写さず、自分の言葉に置き換えてまとめる。 ・発表の時は、参考にした資料や本の名前、作者、発行元、発行年などを書いておく。
第3次 情報モラ ルとメデ ィアリテ ラシー (まとめ る)	4	わたしたちと情 報との関わりを 見直し、情報モ ラルについて話 し合う。	○誹謗中傷を防ぐために SNS を規制することの是非を話し合う。 A 匿名で被害が増えるなら規制することもやむを得ない。 ・SNS やインターネットによるいじめや犯罪が問題になっている。 ・匿名で意見が書けなければ誹謗中傷は減るのではないかな。 ・誹謗中傷をした人の罪を重くするべき。 B 表現の自由を尊重し規制はするべきではない。 ・自由に意見を言えることが SNS の良さで、社会に役立っている。 ・情報の活用には、ルールやマナーが大切。 ・情報モラルについて学ぶ機会を増やすべき。
	5	情報をどのよう に活用したらいい のかをまと め、メディアリ テラシーについ て話し合う。	○フェイクニュースやデマなどに惑わされないために、今後どのように情報を活用すればいいか話し合う。 ・必要な情報はきちんと確かめて使う。 ・インターネットの情報は便利に活用できるが、すべて正しいとは限らない。 ・インターネットを正しく使うためにメディアリテラシーを身に付ける。 ・複数の情報から情報の信ぴょう性を確認することが必要。

8 カリキュラム・マネジメント

小学校道徳の内容項目「A(1)自主・自律・自由と責任」及び「C(13)公正・公平・社会正義」と関連する。

橋本祥夫（京都文教大学）

ウクライナ問題を通して考える小学校における倫理学習

- 1 校種・教科・科目（分野） 小学校・社会科・第6学年
- 2 単元名 世界の未来と日本の役割
- 3 学習指導要領上の位置付け （3）グローバル化する世界と日本の役割
- 4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重 平和で安全な社会

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・我が国は、平和な世界の実現のために国際連合の一員として重要な役割を果たしたり、諸外国の発展のために援助や協力を行ったりしていることを理解する。 ・各種の資料を通して、世界における日本の役割についての情報を適切に調べまとめている。	・社会的事象の見方・考え方として世界と日本との相互関係に着目して情報を捉え、現代社会をよりよく生きていくための視点を見出している。 ・地球規模で発生している課題の解決に向けた連携・協力などに着目して、国際連合の働きや我が国の国際協力の様子を捉え、国際社会において我が国が果たしている役割を考え、表現する。	・地球規模で発生している課題に気づき、これからの社会をよりよいものにしようとする。 ・我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を持とうとしている。

6 単元の特色（教材観）

ウクライナ問題は、現実には起こっている戦争で、世界や日本に大きな影響を与えている。国連は有効に機能せず、戦争を終結させることができていない。平和主義を掲げる日本だが、日本だけが平和でいいのだろうか。本単元は、世界の中の日本の役割について考える。日本にできることは限られているが、戦争が起こっている現実から目を背けることなく、ウクライナ問題に向き合うことで、倫理的な側面から社会事象を考えさせたい。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 世界の各地で起こる紛争	1	世界のさまざまな課題と解決に向けた取り組みを調べ、学習問	○ウクライナで戦争が起こっていることを調べる。 ・ロシアがウクライナを攻撃している。 ○ウクライナ問題のほかに、世界にどのような課題があるのかを明らかにし、これらを解決するための取り組みについて調べるための学習問題をつくる。

(つかむ)		題をつくる。	
第2次 国際連合 の役割と 国際協力 (調べる)	2	国際連合の仕組みと役割を調べる。	○国際連合の特色や日本の関わりについて調べる。 ・日本はアメリカと中国に次いで多くの分担金を出している。 ○ユニセフなどの取り組みを調べ、その働きや日本の取り組みを調べる。 ・日本は、国際連合の一員として世界各地の平和維持活動に参加してきた。
	3	日本は、どのような国際協力の活動をしてきたのかを調べる。	○ODAの意味や青年海外協力隊の具体的な取り組みを調べる。 ・ODAとは政府による国際協力の活動である。 ○NGOの意味をとらえ、具体的な取り組みを調べる。 ・日本にも、医療や環境など、専門性を生かした分野で活躍している多くの団体があり、世界各地でさまざまな国際協力の活動を行っている。 ・日本にも、医療や環境など、専門性を生かした分野で活躍している多くの団体があり、世界各地でさまざまな国際協力の活動を行っている。
	4	「持続可能な社会」の実現のために世界と日本はどのような取り組みをしてきたのかを調べる。	○「持続可能な社会」の意味や具体的な取り組みを明らかにする。 ・未来にわたってより多くの人々が豊かな生活を送るためには、国連などの計画にもとづいた国際的な協力が必要である。 ○「持続可能な開発目標（SDGs）」について調べ、持続可能な社会を実現するための取り組みがあることを理解し、これからの日本の取り組みを考える。 ・「だれひとり取り残さない」という理念のもとに設定された目標である。
第3次 ウクライナ問題と 世界平和 の実現 (まとめる)	5	ウクライナ問題の現状と課題について話し合う。	○なぜウクライナ問題が起こったのか、その背景と原因を考える。 ・過去の歴史的経緯からこの問題は起こっており、偶発的に起きたわけではない。 ○ウクライナ問題に世界や日本は十分な対応ができているのかを調べ、どうすればいいのかを話し合う。 ・国連が戦争を止めるための十分な役割を果たせていない。 ・ウクライナへの世界各国からの支援が十分ではない。 ・平和を続けることが難しい。
	6	ウクライナ問題を解決するための方法について話し合う。	○ウクライナ問題を解決するためにはどうすればいいのか話し合う。 ・物価の上昇など、日本にも影響を受けている。 ・戦争が現実に行っているという事実を目を背けてはいけない。 ・自分たちにもできることを考えよう。

8 カリキュラム・マネジメント

小学校道徳の内容項目「C(13)公正・公平・社会正義」及び「C(18)国際理解・国際貢献」と関連する。

橋本祥夫（京都文教大学）

単元「表現規制をめぐる法と倫理」の開発と実践

- 1 校種・教科・科目（分野） 中学校・社会科・公民的分野
- 2 単元名 表現規制をめぐる法と倫理
- 3 学習指導要領上の位置付け C（1）人間の尊重と日本国憲法の基本的原則
- 4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
表現の自由の意義やその規制に関する考え方を理解するとともに、諸資料から多様な主張を適切に読み取ってまとめる。	表現の自由やその規制根拠に関する価値概念を活用して、具体的な事例を基に多面的・多角的に考察し、説明する。	表現をめぐる現代社会の課題に気づき、その理由や背景をとらえ、他者と関わりながら課題を主体的に解決しようとする。

6 単元の特徴（教材観）

公的機関や企業などによる、漫画・アニメなどの創作（非実在）キャラクターを利用した広報活動がたびたび「炎上」している。その背景には、ジェンダー、性、暴力などに関わる表現物に対する倫理的な問題意識の高まりがある。また、女性や児童の権利保護の観点から、表現やその流通をもっと規制するべきだという意見もある。現状、こうした議論はSNSなどを通して極端に分断された価値観の中に囲い込まれがちであり、その実態は生徒の認識にも少なからず影響を与えている。

問題を丁寧に考えるために、本単元では、法的観点と倫理的観点を関わらせたアプローチを構想した。また、「多様性の尊重」と普遍的な社会正義への要請とを両立させるべく、論争的な問題に対して解決策を模索していく展開に適したテーマである。

7 単元計画

時	学習内容	学習活動
1	「表現の自由」の意義とその規制根拠 （基本的な知識や考え方の枠組みを習得する）	①憲法上の「表現の自由」の意義を理解する ・発問：表現の自由によって優越的地位が認められる理由は何か？ ②公的な制約が認められる「表現」の例とその規制根拠を考える ・発問：実際に規制を受けている表現の例は何か？ その規制はなぜ正当化されるのか？ ③学習内容を活用した練習問題：ヘイトスピーチ規制を論題にして、規制に対する積極論・消極論の論拠を考える
2	マンガ・アニメの表現をめぐる課題と議論	①漫画・アニメ（いわゆる非実在青少年）の表現をめぐる論争の状況を把握する

	(課題を把握し、習得した知識や枠組みと関連付けて様々な主張を理解する)	・ SNS における論争例 ・ 国連や海外メディアによる批判 ②非実在青少年の表現について司法判断はどうなっているか、判例をもとに理解する ③事例をもとに、表現の倫理的な「悪さ」について考える ・ 発問：各事例において、どのような「悪さ」がありうるか、考えられるだけ列挙してみよう →女性キャラのアイキャッチャー的利用、必然性のない露出・身体的部位の強調、環境型セクハラ、時と場所の不適切さ、公的機関が公費を投入することの不適切さ、など ④当事者は何が「悪かった」と認識しているか、謝罪文や抗議文その他意見文から読みとる
3	マンガ・アニメの表現をめぐる課題をふまえた表現ガイドラインの作成 (解決すべき課題の本質は何かを掘り下げて理解し、解決に向けた指針を考案して、説明する)	①表現の「悪さ」をめぐる議論の必要性和、現状において議論が不十分にとどまっていることを確認する ②表現の「悪さ」をめぐる倫理的な議論の要点を理解する ・ ある種の表現は「わいせつだから」悪いのではない →問題は、身体やその部位を人格から切り離して道具に還元する、つまり(能動的な主体としての男性を視点とした)性的モノ sexual object として提示することである ・ ある種の表現は「不快になる人がいるから」悪いのではない →表現はそれ自体一つの行為であり(言語行為論の応用)、他者のアイデンティティを規定し、他者を抑圧したり従属させたりするように機能しうる ③最終課題：公共機関等がアニメ・漫画の表現を活用する(例：アニメとコラボしたポスター・動画を活用して広報活動をする)場合を想定して、ジェンダー、性、暴力などに関わるガイドラインを作成しよう。

8 カリキュラム・マネジメント

本単元の実践に先立って、社会科公民的分野では、憲法上の「個人の尊重」や基本的人権への制約などについて学習している。また、「特別の教科 道徳」では、近年のミス／ミスターコンの変化を教材にして、「ルッキズムを考える」をテーマに授業を実施した。ルッキズムをめぐる倫理的な論点は、本単元で扱う倫理的な議論と隣接するものが多い。実際に、道徳科での議論を覚えていた生徒は、第2時・第3時において、「他者を身体的部位によって品評されるモノとして扱うこと」などの要点をおさえて考察を進めていた。

山本智也(筑波大学附属駒場中・高等学校)

デザイナーズベビーから人権保障について考える中学校における新しい人権の学習

1 校種・教科・科目（分野） 中学校・社会科・公民的分野

2 単元名 新しい人権

3 学習指導要領上の位置付け C（1）私たちと政治

4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任 科学技術と社会の発展

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
社会の変化に伴って人権の考え方が変化していく中でも、政治が大切であることを理解している。	正義と幸福に着目して、新しい人権が認められてきた理由について多面的・多角的に考察し、表現している。	新しい人権が認められてきた理由について、現代社会の課題に主体的に社会に関わろうとしている。

6 単元の特徴（教材観）

社会の急激な進歩の中で生きていく生徒たちが、人権が変化していくことを理解し、新しい人権が新たな対立を生むことがあることを実感することができる単元である。

7 単元計画

時間	ねらい・学習活動	重点	記録	評価
1	・新しい人権について知る。 産業や科学技術の発展と社会の変化による「新しい人権」の必要性と内容について知る。	知識 技能		環境権や自己決定権など「新しい人権」が認められてきた理由について理解している。
2	・情報社会の中の新しい人権について知る。 情報化の進展によって登場した知る権利・プライバシーの権利・インターネットと人権の内容について知る。	知識 技能		情報化の進展に伴う具体的な課題と認められてきた権利の関係について、理解している。 インターネットの発達など、情報化の進展に伴ってどのような課題が生まれどのような権利が認められてきたのか、適切に表現している。
3 4	・デザイナーズベビーの是非を考えること通して、新しい人権がどのような対立を解消し、新たな対立を生むのかを正義と幸福を通じて考える。	思考 判断 表現	○	・新しい人権がどのような対立を解消し、新たな対立を生むのかを正義と幸福を通じて考える。

8 カリキュラム・マネジメント

この単元は、人権についてのまとめとなる。社会が急激に進歩していく中で生きていく生徒たちにとって、人権が固定化されたものでなく、時代ごとに変化していくことを理解し、新しい人権を認めることが新たな対立を生むことがあることを学ぶ。効率と公正、誰にとっての正義と幸福なのかについてまで深く議論することができると考えられる。新しい人権自体が約75年前に成立し、硬直化しつつある日本国憲法の限界を感じることができ、9条の改正について取り上げることが多い憲法改正について、人権の保障の面でも触れることができる。そのため憲法改正について9条の代わりに多面的に話し合うことができることが考えられる。

金原洋輔（愛知県みよし市立南中学校）

文化の継承と課題に関する地域の課題解決を目指す倫理学習

1 校種・教科・科目（分野） 中学校・社会科・公民的分野

2 単元名 世界遺産に見る文化の継承と課題

3 学習指導要領上の位置付け

中学校社会科公民的分野「内容 A（1）私たちが生きる現代社会と文化の特色」のうちア（イ）及びイ（イ）

4 カリキュラムマップとの関連性 人間と環境の調和 科学技術と社会の発展

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
文化を現代に継承する意義や現代的な価値の創造について理解を深めることができる。	地理的要因や歴史的背景を踏まえ、文化の継承と創造の現代的意義を多面的・多角的に考察し、自分の言葉で表現することができる。	文化の継承と創造に関して、現代の地域社会が抱える課題の解決を目指し、主体的に関わろうとする。

6 単元の特色（教材観）

「(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色」では、現代の日本社会における伝統や文化の影響について理解すること、現在と将来の社会に与える影響について多面的・多角的に考察し表現すること、文化の継承・創造の意義について考察し表現することが期待されている。本単元では、現代に継承する文化として世界遺産を取り上げ、その「価値」に注目しながら、いかに地域において継承していくか課題解決の方策を考えていく。

事例としては、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を取り上げ、その構成資産のひとつである「崎津集落」（熊本県天草市河浦町）における文化の継承のあり方としてまちづくりを推進していることを学ぶ。そのうえで、自らの地域に引きつけて地域における文化継承の方法と克服すべき課題を探る。

7 単元計画

時	項目	学習内容・活動
1	私たちの生活と文化の役割	○文化とは（継承される文化と創造される文化） ・社会科の学習対象としての文化（地理的分野・歴史的分野の復習）

		・伝統文化をはじめとする「継承される文化」への注目 ○自分にとって「文化」とは ・生徒に「自分にとって身近な文化」の事例を挙げグループで共有する ・ポップカルチャーをはじめとする「創造される文化」への注目 ○文化の事例から学ぶ ・科学・宗教・芸術の事例について、継承・創造の両面から学習する ・文化と自身とのつながりを考える
2	世界遺産に見る文化の継承と創造	○世界遺産を通じた文化と現代とのつながり ・世界遺産の概要、世界遺産が持つ「顕著な普遍的価値」とは ・世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の概要 ・世界遺産としての価値と課題 ○構成資産「崎津集落」における文化の継承（熊本県天草市河浦町） ・潜伏キリシタンの歴史と信仰の継承 ○世界遺産を生かしたまちづくり ・国選定重要文化的景観「天草市崎津・今富の文化的景観」の概要 ・観光客の流入（オーバーツーリズム）への対策 ・防災機能の向上（防潮堤、砂防構築物） ○「崎津・今富の文化的景観整備」に対する評価 ・「2022 年度グッドデザイン賞・ベスト 100」及び「2022 年度土木学会デザイン賞優秀賞」の受賞 ・住民、自治体、大学、建築・土木関係者等が 10 年以上話し合いを重ねながら、分野横断的に景観をマネジメントし続けてきた仕組みに対する評価
3	まちづくりを通じた文化の継承と創造	○まちをデザインするとは ・地域の地理的・歴史的資源の注目 ・話し合いをいかに進めるか ○自分たちが暮らす地域の文化の継承と課題について考える ・身近な地域の文化に注目し、その「価値」を検討する ・文化を生かしたまちづくりの進め方についてグループで話し合いを行う ・各グループでの話し合いの結果をクラス全体で共有する

8 カリキュラム・マネジメント

文化の継承に関する学習としては総合的な学習の時間との接続が考えられる。地域における文化の継承の課題について現地調査や聞き取りなどを通して探究する活動が期待される。地域への関心を深め、主体的に関わろうとする態度の育成が将来的な社会参加につながるものと考えられる。

小松伸之（清和大学）

コロナ禍での貿易問題から対立構造について考える中学校における世界の諸課題の学習

1 校種・教科・科目（分野） 中学校・社会科・公民的分野

2 単元名 これからの世界と日本

3 学習指導要領上の位置付け D（2）私たちと国際社会の諸課題

4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重 平和で安全な社会

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
世界の諸課題について知ることができる。	世界の諸課題について多面的・多角的に分析し、その下人や解決策について表現することができる。	世界の諸課題について世界規模で考え、自分たちでもできることを生活の中から見つけることができる。

6 単元の特色（教材観）

世界の課題の原因である対立構造を知ることができる。その課題を分析していく中で、国家と国民の持続可能な開発のために必要なことを考えることができる単元である。

7 単元計画

時間	ねらい・学習活動	重点	記録	評価
1	・世界の格差問題について知り、地図上で世界の南北で富の偏在の現状について知る。	知識 技能		・世界の格差問題について南北問題について世界地図から富の偏在を見出すことができる。
2	・国際分業とグローバル化による貿易問題について知る。	知識 技能		・世界の貿易問題について知ることができる。
3 4	マスク問題を引き起こした中国の対応は正義なのか考えよう。	思考 判断 表現	○	・マスク価格の変動と中国からの輸入量の変化のグラフから中国の貿易について対する行動について正義と幸福の概念を使って分析することができる。
5 6	コロナのワクチンを1回も打っていない国があるのに、自分で作っていない日本が3回目を打てるだけのワクチンを確保しているのは正義なのか考えよう。	思考 判断 表現	○	・ワクチンを製造できていない国が世界全体のワクチンを買占めている現状と国民の80%が摂取している受益者である自分たちの行動を正義と幸福の概念を使って分析することが出来

				る。
7	コロナ禍など世界がアクシデントに見舞われたときに世界全体が幸福になっていくためにはどのようなことが必要なんだろう。	思考 判断 表現 学び	○	・話し合いを通して、閉じられた正義に基づく国家と開かれた正義に基づく行動をとることができる国民との違いに気づき、世界全体が幸福になるためにできることの違いについて考えることができる。

8 カリキュラム・マネジメント

この単元は、中学校3年生のまとめの単元となる。そのため、高校の公共で使用する正義と幸福の概念に触れながら考えさせることができる。また、歴史分野のまとめの部分や、公民の最初のA分野で学んだことを関連させながら考えさせることができる。

金原洋輔（愛知県みよし市立南中学校）

社会学の成果を取り入れた「倫理」単元開発

- 1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・「倫理」
- 2 単元名 「青年期と多元的自己」
- 3 学習指導要領上の位置付け A（1）人間としての在り方生き方の自覚
- 4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重
- 5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
アイデンティティに関連する若者論、多元的自己論を理解することができる。若者の変化をデータから読み取ることができる。	エリクソンモデル、希薄化論、地獄化論、多元的自己論の妥当性を考察することができる。	他者との関わりにおける自己を思索することができる。

6 単元の特徴（教材観）

本単元開発の方向性は、以下の通りである。大項目A（1）「内容の取扱い」では、心理学が特出しされている。また、「倫理」では従前から、エリクソンのライフサイクル論、ヤマアラシのジレンマ、ジョハリの窓などの心理学の古典的な考え方が学習されてきた。しかし、青年（若者）は社会の中で生き、社会に大きな影響を受けている。そのため、社会学の研究成果を援用するべきと考える。そこで、従来の学習内容を生かしつつ、社会学の考え方を活用できるように単元を開発した。

本単元は、「Ⅰ 課題の把握」→「Ⅱ 自己に関わる言説を理解」→「Ⅲ 自己に関わる言説を評価」→「Ⅳ 自己の生き方を思索」→「Ⅴ 社会に関わる言説を評価」→「Ⅵ 自己の生き方を深く思索」の6段階で構成している。

本単元で取り扱う内容は、以下の通りである。まず、エリクソンのライフサイクル論を取り上げた後、それは現代の高校生にも当てはまるのかを検討する。その際、人間関係が希薄化しているという言説、友人関係が地獄になっているという言説（土井隆義）、アイデンティティの拡散は青年期の発達課題の失敗ではなく若者は自己の多元化によって幸せに生きているという言説（浅野智彦）を取り上げる。次に、Z・バウマン「リキッド・モダニティ」、R・セネット「あるホワイトカラーの人生」、M・グラノヴェッター「弱い紐帯の強さ」の学説を取り上げ、多元的自己をどう評価するか考えさせる。その後、「山登社会から高原社会」（見田宗介）となっている現在において、若者の間に期待水準の低下、生活圏の分断、生得的属性でセカイが決定する宿命論（土井隆義）の広がりが見られることを確認する。つまり、閉じた世界（強い紐帯）では、他者の反応は想定内であり、結果として自己像が固定化しているのが現状となっている。これを自覚したうえで、他者との関わりにおける自己を振り返らせる。

7 単元計画

時	ねらい	主な問い・主な学習活動	教師の働きかけ	段階
1	・従来の若者論（エリクソン、ミード、レイン）を理解させる。	①問「何をもって自分は自分であるといえるか？」 ・映画『トータルリコール』を観る ②従来の若者論を確認する。	①以下のように生徒の思考をゆさぶる。 ・「顔を整形したら同じ人ではない？」、「友達全員から知らないと言われたら自分は？」 ②エリクソン、ミード、レインのアイデンティティ論を比較する。	I II
2	・希薄化論や地獄化論の妥当性、若者の変化を資料から読取らせる。 ・多元的自己という言説の妥当性を考察させる。	①問「友人関係が希薄化しているという言説は妥当か」 ②問「友人関係が地獄になっている（土井 2008, 2009, 2014）という言説は妥当か」 ③問「若者にどんな変化が起こっているのか、いないのか」 ・「多元的な関係」を使い分けている。 ④問「若者は自己の多元化によって幸せに生きている（浅野 2017）という言説は妥当か」	①内閣府「世界青年意識調査」、「第 4 回非行原因に関する総合的研究調査」等を提示する。 ②ベネッセ「第 2 回子ども生活実態基本調査」、放送文化研究所「中高校生の生活と意識調査」等を提示する。 ③NHK「中学生・高校生の生活と意識調査」「世界青年意識調査」等を提示し、2010 年代以降の、資源の分散、機能の分化を確認する。 ④「自己の多元化はエリクソンのいうアイデンティティ統合の失敗というより、新しいモデルなのでは？」と補助発問をする。	III
3	・多元的自己という言説を評価させる。 ・他者との関わりにおける自己を振り返らせる。	①問「多元的自己は望ましくないか」 ②問「多元的自己は自分のために必要か」 ③問「どう自己について問えばよいのか」 ④問「自分にはどのような顔（多元的自己）があるのか」	①バウマン「リキッド・モダニティ」を提示。 ②セネットやグラノヴェッターの主張を検討させる。 ③自己が多元化しているため「〇〇の場合の自分はどうか？」と問う必要があることに気づかせる。 ④様々な他者との関わりを想定させる。	VI
4	・他者との関わりにおける自己を振り返らせる	①問「『天気の子』などのセカイ系といわれるジャンルの特徴は何か」 ②イソップ童話「ぶどうとキツネ」を事例に期待水準の低下を理解する。 ③発問「社会が液化化する中で人間関係も流動化しているのか？」 ④問「セカイを自覚し、出る事で自分はどう変わるのか？」	①・社会を変えるのではなく、受け入れる（たまたま奇跡が起こる）しかない。東浩紀(2004) ②「世界価値観調査」、「国民生活に関する世論調査」等を提示する。 ③生得的属性でセカイが決定し、閉じた世界では他者の反応は想定内となり自己像が固定化することを確認する。 ④様々な他者との関わりを想定させる。	V VI

8 カリキュラム・マネジメント

本単元は、国語科の現代文との連携が考えられる。社会学の学説は、特に評論で取り扱われることが多い。国語科と連携して国語科で学んだ言説を公民科でも活用するような場面を設定することでより学習が深まる。

小貫篤（埼玉大学）

インクルージョンを志向した高等学校における倫理の学習

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・倫理／政治・経済

2 単元名 障害者の包摂に伴う社会的ジレンマをいかに解決できるか
ーニーズ尊重と社会的公正の両立ー

3 学習指導要領上の位置付け 「倫理 B 現代の諸課題と倫理（2）社会と文化に関わる諸課題と倫理（ア）社会と文化に関わる諸課題と倫理」 「政治・経済 A 現代社会における政治・経済の諸課題（1）現代日本の政治・経済（ウ）現代日本の政治・経済に関する諸資料から、課題の解決に向けて考察、構想する際に必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取る技能を身に付けること」

4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重 市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
人間としての在り方生き方をより深く思索するための手掛かりとなる人間観や社会観に関する概念や理論について理解している。	社会的事象を倫理、哲学、宗教などに関わる多様な視点から捉え、課題解決の選択・判断に資する概念や理論などを関連付けて、人間としての在り方生き方についての自覚を深めている。	人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、現代社会が抱える倫理的課題を解決しようとしている。

6 単元の特色（教材観）

インクルージョンは「すべての人のニーズ尊重と社会的公正の両立」と定義でき、その実現は現代社会の重要課題とされている。とりわけ倫理は人の在り方生き方と深く関わり、ニーズ尊重と社会的公正の双方と強く関連する。

そこで本単元では、倫理の中でも「社会のなかで個人が協力的か利己的かを選択できる状況下で、個人にとって合理的な選択をすると、社会にとって非合理的な結果となってしまう状況」を意味する「社会的ジレンマ」の問題に注目し、障害のある人を含めたすべての人のニーズ尊重と、すべての人々が不平等を感じない社会的公正の両立について考え、考えたことを基に、ジレンマの解決に向けた意思決定および行動ができる学習を行う。学習を通して、社会認識の深まりを前提とした、すべての人のための社会参加の学習を実現させたい。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 障害の社会モデルに関する知識理解	1	障害者を支える制度	○障害者福祉について知っていることを挙げる ○障害者福祉制度について、年表を基に学習する
	2	障害者の就労	○障害者の就労制度について、前時の学習と関連づけながら整理する ○障害者の就労について、新聞記事を基に学習する
	3	障害の社会モデル	○障害概念について資料を基に学習する ○障害の社会モデルについて、資料を基に学習する ○社会モデルの利点と欠点、政治への導入について熟議を行う
第2次 障害の社会モデルに基づく社会的ジレンマについての意思決定と社会参加	4	社会モデルに基づく社会づくり	○障害者の包摂を実現した海外の街づくりについて学習する ○市長の立場から、障害者のための政策は何をどの程度配慮すべきかについて、倫理的な見方・考え方と関連づけながら意思決定する
	5	倫理的見方・考え方に基づく障害者の包摂における社会的ジレンマの解決	○前時の意思決定を念頭に置き、自分が住んでいる街を事例に、障害者の包摂に関する社会問題について調べる ○障害者の包摂において生じる社会的ジレンマについて、倫理的な見方・考え方に基きながら解決のために行動する

8 カリキュラム・マネジメント

本単元で学習する「障害の社会モデル」は、障害学の倫理・哲学的理論と結びつく概念であり、倫理的な見方・考え方に相当する。また「障害の社会モデル」は、政治的な意思決定や行動に影響を与えるための枠組みでもある。それゆえ本単元は「障害の社会モデル」に関する知識を学ぶ単元であるとともに、学習を通して身につけた倫理的な見方・考え方を活かして政治的な意思決定と行動までを射程としている。具体的には、概念理解→熟議と意思決定→社会参加を通して、知識に基づいて思考し、行動へとつなげる構造となっている。さらには制度の学習を組み込んでいるため、法領域との関連にも目配せをしている。したがって本単元は、倫理領域と政治領域、法領域の合科単元として位置づけることができる。

早瀬博典（筑波大学特任助教）

高等学校「公共」における市民力育成

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・公共

2 単元名 自由・権利と責任・義務

3 学習指導要領上の位置付け A（3）公共的な空間における基本的原理

4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
◎自由・権利と責任・義務が表裏一体の関係にあることを具体的事例とともに理解する。	◎題材の「自由にとまなう責任とは」というテーマに対し、倫理的な側面から自己および他者との在り方について考察する。	◎現代社会で問題となっている「忘れられる権利」について、どのように捉えればよいか考える。
◎与えられた題材をしっかりと読み解く。	◎題材のテーマに対し、自分の考えを的確にまとめ、表現できる。	◎他者の考えにも耳を傾け、自分の考えをさらに深めようという姿勢が見える。

6 単元の特色（教材観）

使用教科書（実教 704）には 54 の小単元がそれぞれ見開き 2 ページという形で構成されており、2 単位配当の本校においては 1 単元を 1 時間（50 分）で終わらせることが基本となる。ただし、「公共」の教科書は旧来の「現代社会」に比べ、知識・技能の面ではほぼ変わらないが、思考・判断・表現の面では思考実験などを含め、多くのテーマ（35 テーマ）が設定されているため、このような単元は授業時間を増やして対応する。本単元も「自由にとまなう責任とは」と題して、本人は隠していた過去の経歴や名声を知ったクラスメイトが良かれと思いクラスに広めてしまうエピソードを紹介している。この題材は、別単元の「新しい人権」にも関連する今日的なテーマ、生徒達にしても身近なテーマであると考え、本単元を 2 時間で消化する計画を立てた。

7 単元計画

授業時数	指導項目	生徒の活動
1 時限目	◎自由・権利と責任・義務の関係性について説明する。 ◎三大義務や新しい権利について復習し、それぞれの関係性について着目させる。 ◎教科書掲載の「自由にともなう責任とは」というテーマの扱い方について説明し、原稿用紙を配付する。	◎日常生活の具体的事例からそれぞれの関係性を考える。 ◎三大義務や新しい権利について、義務を果たすことが権利の保障につながる、権利の衝突や公共の福祉との関連性などを理解する。 ◎週末課題として、配付された原稿用紙に 400 字以内で自分の考えをまとめる。
2 時限目 (本時)	◎回収した課題の匿名性を保持して、無作為に再配付。本時のワークシート 2 枚も配付し、記入方法を説明する。 ◎再配付した他者の課題を一定時間ごとに 5 人分を回し読みして、コメントや評価をワークシート【A】に記入させる。 ◎読み終えた感想と読後の変化について、ワークシート【B】に記入させる。 ◎「忘れられる権利」について、現実の問題として新聞記事を読ませ、説明を加えて理解させる。	◎本時の進め方について理解する。 ◎他者の課題を回し読みして、コメントや評価(4段階)をワークシート【A】に記入する。 ◎読み終えた感想と読後の自らの変化について、ワークシート【B】に記入する。 ◎「忘れられる権利」を今日の倫理的課題として理解し、自分なりの捉え方を考える。

8 カリキュラム・マネジメント

本単元は、同じ公民科の「政治・経済」A(1)現代日本の政治・経済における「権利と義務との関係」の足掛かりとして位置付けられる。また、情報科の「情報Ⅰ」(1)「情報社会の問題解決」などを通じて専門的な学びを得られる。

中村裕行(遊学館高等学校)

ホロコーストとアイヒマン裁判から人間観・社会観を掘り下げ市民的公共性を考える学習

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・倫理／公共

2 単元名 ホロコーストと市民の倫理

3 学習指導要領上の位置付け 倫理 A（1）ア（ウ）善、正義、義務／公共（1）A（1）

4 カリキュラムマップとの関連性 市民の権利と責任 平和で安全な社会

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
ホロコーストを生み出した要因をより深く思索する手掛かりとなる人間観や社会観に関するフランクフルト学派の思想や心理実験の理論について理解している。	ホロコーストやアイヒマン裁判について、学んだ概念を基に論理的に思考し、自立した人間と他者との共生を深く思索して、説明したり対話したりしている。	現代社会に生きる人間として、戦争に加担した市民の責任から人生観や世界観を掘り下げ、自分の在り方生き方についての自覚を深めようとしている。

6 単元の特色（教材観）

ナチスによるユダヤ人の大量虐殺は、道徳的権利・義務の存在をその著しい侵害により逆に明確に説明しうる事例だと考えられる。ヒトラーは悪人であるとの帰結に安んずることなく、人類が巨悪を生み出したメカニズムや一般の人々が間接的に加担した心理的要因を追求する姿勢を学ぶことで、差別・虐殺の加害者になりうる市民の責任に目が向く。ホロコーストの実態とアイヒマン裁判の映像を題材に、フランクフルト学派やアーレントの思想、心理実験の理論を参照させることで理解を深める。誰しもアイヒマンのごとく巨悪に加担しえるのではないかと問いかけ、人間の人間性を吟味し、現代の市民的公共性について考察させたい。

7 単元計画

時	項目	学習活動
第1時 なぜ、ホロコーストは起きるのか。	人間理性への信頼について、確認する。	○啓蒙思想など人間理性の革新について知る。
	ホロコーストの実態について映像を通じて学習し、その原因を他者と対話する。	○当時の経済状況、ヒトラーの権力掌握、ユダヤ人への差別など、考察を深め、対話する。
	文明化した理性が野蛮の極致を生み出したことを、アドルノやホルクハイマーの思想から考察する。	○『理性の腐食』の原典口語訳等を用いて考察し、道具的理性への批判的な視点を説明する。

第2時 私たちは、 アイヒマン にならない と言えるの か。	アイヒマン裁判（映像）を視聴し、人柄や心境、ならびに責任について考察する。	○単なる役人か冷徹な虐殺者か、ユダヤ人移送計画立案の責任について考察したことを説明する。
	アーレントやフロム、ハーバーマスの思想とミルグラムの心理実験の知見について学習する。	○悪の凡庸さ、自由からの逃走、権威に服従する人間の性質などについて理解する。
	自分はアイヒマンのようにならないと言えるのか、思想や理論も踏まえて他者と対話する。	○批判的・対話的理性や Action（活動）の不在が及ぼす現代への影響を含めて、対話する。

8 カリキュラム・マネジメント

倫理（1）ア（ア）における「感情」「認知」に関わる心理実験との関係、歴史総合・世界史におけるホロコーストの学習、英語科のゲッターを扱った教材など関わりがある。

杉浦光紀（東京都立井草高等学校）

思考実験から環境問題を捉え、倫理・哲学的視点から考え方を広げる学習

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・倫理／公共

2 単元名 思考実験と環境倫理

3 学習指導要領上の位置付け 倫理 B（１）／公共（１）A（２）

4 カリキュラムマップとの関連性 人間と環境の調和 科学技術と社会の発展

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
思考実験からジレンマの諸相を理解し、諸資料から環境と将来世代、人間としての在り方生き方に関わる思想を読み取り、適切にまとめ、論述している。	環境問題について多様な視点から捉え、課題解決の選択・判断に資する概念や理論などを関連付けて、人間としての在り方生き方についての自覚を深めている。	人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、現代社会が抱えるエネルギー・環境問題や資源配分の倫理的課題を解決しようとしている。

6 単元の特色（教材観）

環境悪化への警鐘が鳴りやむことはないが、公正で持続可能な社会の実現に向けた取り組みが進まない理由は何か。人々の行動や協力関係をモデル化したものとして、囚人のジレンマや救命ボートの例えなど思考実験がある。その倫理的ジレンマを考察することで、豊かな国と貧しい国、現在世代と将来世代、企業間・国家間の協力関係における利益追求の陥穽に向き合う。さらに、公正さを問うシンガーやカント、ヨナスの思想や自然環境と人間の調和に関するボールディング、フラーの思想から見方や考え方を広げ、解決の糸口を考察させたい。

7 単元計画

時	項目	学習活動
第1時 環境問題における協力はなぜ進まないのか。	地球環境問題に警鐘をならした科学者、活動家の主張や現状を確認する。	○カーソン、グレタ等の考えや気候変動への声の高まりに反して問題解決が進まない現状を知る。
	救命ボートの例え、囚人のジレンマ、有地の悲劇の3つの思考実験をゲーム的手法も用いて理解する。	○囚人のジレンマでは、ゲーとパーだけのじゃんけんゲームなどでジレンマの構造を学習する。
	環境問題の改善が進まない要因となるジレンマの構造を考察して、解決に向けた対話をする。	○3つの思考実験と環境問題との共通点を探り、問題解決の方法について考察する。

第2時 エネルギー・環境問題における公正さとは何か。	シンガー、カント、ヨナスの思想から公正さの要件について新しい見方・考え方を獲得する。	○『実践の倫理』原典口語訳などを参考に公平主義の視点、また道徳法則、責任原理を学習する。
	環境問題を、全存在者の利害平等や普遍化可能性による理性的吟味、将来世代への責任から考察する。	○3人の先哲の考え方を自分なりにまとめ、環境問題のジレンマ解消に活用できるか対話する。
	地球資源の有限性や持続可能性に関する思想を読み取り、エネルギー・資源の問題を再考する。	○フラーやボールディングの「宇宙船地球号」を読み、考え方を広げ、主題について論述する。

8 カリキュラム・マネジメント

政経A(1)(2)の経済分野での公害問題やB(2)の資源・エネルギー問題との関係、歴史総合・日本史の自然環境と経済発展に触れている学習と関わりがある。

杉浦光紀（東京都立井草高等学校）

「情報社会と倫理」に関する高等学校における倫理学習

- 1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・倫理
- 2 単元名 「フィルターバブルの空間で自分らしさを考える」
- 3 学習指導要領上の位置付け B（1）自然や科学技術に関わる諸課題と倫理
- 4 カリキュラムマップとの関連性 科学技術と社会の発展

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
現代の情報環境（フィルターバブルやエコーチェンバー）のリスクについて知る。	現代の情報環境のリスクを、自ら生き方を考え、文章や図で表現することができる。	情報環境のリスクを踏まえ、自らの生き方を考えることができる。

6 単元の特色（教材観）

ネットで情報を検索する際、私達は、検索サイトを利用する。検索サイトは、プラットフォームと呼ばれる一部の企業が、事実上その支配をおこなっている。検索者の検索履歴を得ることで、アルゴリズムにより、検索者ごとに適切な検索結果や広告を提供する。これらにより、フィルターバブルが生じる。フィルターバブルとは、ネット検索履歴がフィルター化し、まるで泡の中のように同じ情報ばかり表示される状態である。アルゴリズムがネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析し学習することで、個々のユーザーにとっては望むと望まざるとにかかわらず見たい情報が優先的に表示され、利用者の観点に合わない情報からは隔離され、自身の考え方や価値観の「バブル（泡）」の中に孤立するという情報環境が生じる。フィルターバブルにより、検索者には日頃触れている情報しか目に入らないようになる。さらに、TwitterなどのSNSの急速な普及により、エコーチェンバー（反響）効果が生じている。SNSで意見を発信すると、価値観が似ている人から「支持」「似た意見」が繰り返しかえってくる。また、怒りの投稿には、「いいね」「リツイート」をもらおうと、自分の怒りに自信を持つようになる。

民主主義の土台をなす討議の場には自分と異なる意見の人がいるはずなので、討議することで自分とは反対の意見も取り入れられるだろうと思われるが、実際には、逆に先鋭化する例が多くみられると指摘されている。フィルターバブルにより分断は進むことも指摘されている。ネット上では、同じ思考や主義を持つ者同士をつながりやすいという特徴から、集団で討議を行うと討議後に人々の意見が特定方向に先鋭化するような事象がある。

そのうえで、さらにフェイクニュースが流されたら、どうなるのだろうか？ 近時、ウクライナでの紛争をきっかけに、ハイブリッド戦争が報道されている。国家は、ニュース報道やSNSを活用して情報を操作し、人々の認識・感情などの認知を支配し、世論や行動に与えることが実際に行われるようになったことが明らかになっている。そして、制脳権が取り沙汰されるようになった。制脳権とは、自分の「脳をコントロールするパワーという

意味。具体的には自分達にとって都合がいい情報を流しながら、人々の認識や感情を変えてき、最終的には行動や世論に影響を与えること」(川口貴久 <朝日新聞, 2022年4月15日>)である。SNSを通じて、この制脳権を奪う時代が訪れた。

SNSを通じて、フィルターバブルのなかで、大量に一方的な情報を浴び、また、リツイートなどが繰り返され、エコーチェンバーによる情報の増幅がおこり、自分らしさを失ってしまう危険な情報環境の時代が到来したのである。

ただし、SNSが悪いのかと言えば、SNSのいい面も多くあるので、世の中に広まったのである。いち早く情報を知る上でも効率がいいし、共感を得ることもできる。

そこで、フィルターバブルやエコーチェンバーが生じている現代社会を生きる中・高校生は、現代の情報環境を踏まえたうえで、自分のあり方・生き方を考える必要がある。

1時間目で、授業者は、SNSは、自由なプラットフォームであるべきだという理念で運営されているが、つながりたい人とだけ繋がる「同類原理」や、見たいものだけ見る「確認バイアス」により、フェイクニュースの温床になることをおさえる。フェイクニュースが広く拡散してしまうのには、SNSという閉じた環境が関係し、自分の考え方に沿った情報は簡単に受け入れて、反対の情報は排除する傾向がある点をおさえる。さらに、世論を二極化し、社会の分断を招く可能性が生じていることをおさえる。そのうえで、生徒は、SNSは自由で開かれているからこそ、特定の国家や企業、ある種の意図を持った人たちに利用されてしまうリスクを考える。2時間目で、生徒は2つの視点から考える。1つ目の視点は、「公正な公共圏がつくれるだろうか?」。2つ目の視点は、「フィルターバブルのなかで、自分らしさを形成するために、個人でできる対策は何か?」。2つの視点を踏まえ、生徒は、フィルターバブルやエコーチェンバーが生じている情報環境の時代にも、どうしたら自分らしさを形成することができるのか、さらには、自らの在り方生き方を追求できるのかを考える。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
フィルターバブルのなかで、自由かつ公正な言説について考える	1	事例からフィルターバブル・エコーチェンバーの問題点を考える。	○インターネットが公共圏を形成しているのかを考える。 ○SNSの言説について考える
	2	フィルターバブルの中で、自らの在り方・生き方を考える。	○プラットフォームに対する規制を考える。 ○個人での対策を考える。

8 カリキュラム・マネジメント

高等学校公民科「公共」における「(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」、および、高等学校情報科における、「情報社会における個人の責任」「情報化が人や社会に果たす役割と及ぼす影響」との関連を図る。

加藤敬之(愛知県立旭丘高等学校)

科学技術を利用する価値観を形成する「倫理」学習

- 1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・倫理
- 2 単元名 「科学技術をどう利用していけばよい？」
- 3 学習指導要領上の位置付け B（1）自然や科学技術に関わる諸課題と倫理
- 4 カリキュラムマップとの関連性 科学技術と社会の発展，平和で安全な社会

5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
・科学技術と社会の変化，また科学技術の進歩を支える先人（科学技術者と先哲）の考え方を理解する。 ・関連する諸資料を調べ，読み合わせ，整理する。	・科学技術の倫理的問題から自分たちの課題をまとめる。 ・先人と仲間の考え方を吟味し取り入れ，課題に対する考え方をまとめあげる。	・各パートで，発問や指示を生かして，見通しをもって学習する。 ・自分たちの課題として受け止め学習する。 ・他者の多様な考え方を手掛かりにして学習する。

6 単元の特色（教材観）

現代の社会と人間として抱える課題と，そこに横たわる倫理的課題の要には，科学技術の進歩を受け止め，いかに社会は在ればよいか，いかに自分は生きればよいかがある。すなわち，進歩を止めない科学技術に社会や人間はどう向き合い，特に利用すればよいかという倫理的問題は，今日社会と人間が抱える生命，情報，環境，紛争・戦争等の問題の中核にある。

この科学技術の倫理的課題とその答え，すなわち価値観をつくるには，同様の課題に向き合ってきた公民や市民の価値観が手掛かりとなる。その手掛かりを吟味し，取り入れながら（「対話」），自身のぼんやりとした価値観を見直し，まとめあげることが，倫理的課題に対する公民としての価値観を形成する「倫理」学習の要点と考えられる。

本単元は，先ず科学技術の進歩と社会の変化に関わる課題を見つけまとめさせ（第1次），続いて，それに対する答え（価値観）を，さらにまとめ直す手掛かりを得させるために，著名な科学技術者の価値観を，（相対化させてみるために複数）調べ吟味し，取り入れさせるという「対話①」「対話②」を組み込んでいる。また各科学技術者の価値観を裏づけることのできる考え方を，既に学習しているはずの諸先哲の考え方や思想から見つけ読み合わせ整理させる（第2次）。その上で，まとめ，仲間の考え方も手掛かりとさせ（いわば「対話③」）ながら，本単元の自分たちの課題に対する価値観をまとめあげさせたり，新たな課題（まとめあげた自分の考え方の裏づけとなる先哲の考え方をみつけることや核兵器の脅威や環境の破壊に対する基本的な考え方や道筋が必要であること）に気づかせたりして終わる（第3次）。

本単元構成による学習を繰り返せば，価値観を形成する力もよく育成できると考えられる。

7 単元計画

次	時	項目（○印は，主な問い，・印は，問い）	学習活動
第1次 科学技術による私たちの社会の光と影に	1	○オバマ元米大統領からのメッセージを読もう ・先ずは，2022年12月，広島市での国際賢人会議における「核兵器のない世界」についてのメッセージを読み解こう。 ・もう一つの広島での演説，2016年の広島演説，「科学技術の進歩は，……	○オバマ氏の2つのメッセージを調べ，読み合わせ，ワークシートに整理する。

ついてつかむ — 科学技術の 進歩と社会の 変化を読み解 いて、課題をま とめる —		科学革命は、同時に倫理的な革命を必要とする」とはどういう意味か。 ○科学技術の進歩と社会の変化を知ろう ・そもそも、科学技術はどのように進歩してのだろうか。 ・ルネサンス後にどう近代科学思想が生まれたか（例：デカルト、ベーコン）。 ・日本政府はどう説明しているか、「Society5.0」とはどういう意味だろうか。	○政府 HP を調べ、読 み合わせ、ワークシ ートに整理する。
	2	○科学技術により変化しようとする未来社会をイメージし課題をつかもう ・では政府がかかげる「スマートシティ」とは何だろう。その特長は何か。 ・ではなぜ、オバマは「倫理的革命」が必要だと言うのか。 ・いったいなぜ、核兵器の脅威、環境破壊の危機が生まれ、止まないのか。	○政府 HP を調べ、ワ ークシートに整理する ○本単元を通して研究 したい課題を見つけ出 し、共有する。
☆ これから私たちは科学技術をどのように利用していけばよいか			
第2次 複数の科学技 術者と対話し て手掛かりを 得る ロボット研究 者 石黒浩か らの答え(手 かり)を得る — 対話① —	3	○この課題に対する今のお互いの考え方をし合って、吟味してみよう ・出し合った考え方の未だよくわからないう点や気になる点を見つけよう。 ○この課題を考える手掛かりを得るために、同様の問題に向き合っている科学技術者と「対話」しよう ・先ず「対話」とは、同じ問題に向き合っている先人の考え方を理解し、手掛かりを得ることであることを整理しておこう。 ○石黒氏はロボット研究者として、どのようにロボットを利用すればよいと考えているか。それはなぜか追求しよう ・石黒氏は、未来社会はどのようになっていくと考えているか。 ・また人間はどうすればよいと考えていますか。 ○石黒氏の考え方を裏づける先哲の考え方をみつけてみよう(例：デカルト)。	○説明を受け、「対話」 することの意味を理解 する。 ○石黒氏の著書等資料 を調べ、読み合わせ、ワ ークシートに答え(手 掛かり)を整理する。 ○既習の先哲(デカル ト等)の資料を調べ、読 み合わせ、整理する。
建築家 安藤 忠雄からの答 え(手掛かり) を得る — 対話② —	4	○問題を考える手掛かりを得るために、他の科学技術者とも「対話」しよう ・複数の科学技術者のヒント(手掛かり)を得て、相対化しながら選び、取り入れて、自分の考え方(この問題に対する答え)をまとめあげよう。 ○安藤氏は建築家として、どのようにコンピュータを利用すればよいと考えているか、それはなぜか追求しよう ・安藤氏は、未来社会をどのようにつくりたいと考えているか。 ・いったい建築家には何が必要と考えているのか。 ○安藤氏の考え方を裏づける先哲の考え方をみつけてみよう(例：ベーコン)。	○説明を受け、「対話」 の進め方を理解する。 ○安藤氏の著書等資料 を調べ、読み合わせ、ワ ークシートに答え(手 掛かり)を整理する。 ○既習の先哲(ベー コン等)の資料を調べ、読 み合わせ、整理する。
☆ これから私たちは科学技術をどのように利用していけばよいか			
第3次 科学技術の利 用についての 在り方生き方 (価値観)をま とめあげる — 課題に対す る価値観をま とめあげる —	5	○先ず、自分は人間としてどう利用していけばよいか、なぜかまとめる ○では、自分たちの社会ではどう利用していけばよいか、なぜかまとめる ○あらためて、理由とともにまとめあげよう ○残された課題に気づこう ・まとめあげた自分の考え方の裏づけにどのような先哲の考え方があるか。 ・この自分の考え方によって、核兵器の脅威や環境の破壊に対して、多くの人が納得できる基本的な考え方や道筋が必要ではないか。 ○残された課題について次の単元でさらに研究してみよう	○この課題に対する自 分の考え方(価値観)を ワークシートにまと め、発表し合い、それも 手掛かりに、ワークシ ートにまとめあげる。 ○残された諸課題に気 づき、次の学習への見 通しや意欲を持つ。

8 カリキュラム・マネジメント

道徳科や「公共」で学習した見方・考え方、理科及び「政治・経済」で理解した科学や環境の抱える問題も生かし本学習を進め、総合、特活の活動と繋げる。

胤森裕暢（広島経済大学）

5. 研究のまとめ

5. 研究のまとめ

5-1. 研究の成果と未来への展望

本研究の成果を記すにあたり、研究の一つ一つを取り上げて、それを細かく評価する作業は難しいと考えている。正に読んでもらえばわかることであって、評価を加えることによって、読者の解釈を阻害する可能性すらある。ここでは、そのような研究成果の記し方ではなく、「国内実態調査研究」「海外比較調査研究」「実践研究」の三つの研究のそれぞれが、公民教育並びに社会科教育の今後の研究をどう支える可能性があるのかという観点より、論評していくことにする。なお、繰り返しになるが、本研究では上記の三つの研究が連動して、全体として一つの研究にまとまることを想定して開始された。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で、そのような当初の構想は必ずしも実現されたわけではない。とはいえ、そのことが本研究の価値を下げることになるとは考えていない。研究はそれぞれ多くの成果を上げ、可能性は未来に向けて開かれていると考える。

第一に、国内実態調査研究である。実態調査は、児童生徒に対して、そして、教師に対して行われた。ともに「18歳市民力」に係る調査である。前者に関して言えば、児童生徒への質問紙調査のサンプル数は、小学校・中学校・高等学校それぞれで2,000を超えて、合計で6,000を超える非常に大きなものとなった。現段階での分析は一部に留まっているが、そのような限定的な分析であっても、今後の公民教育及び社会科教育を考える上で有益な視点を数多く得ることができた。また、後者に関して言えば、インタビューにご対応いただいた教師の数が24と非常に限られた数であったが、示唆に富む貴重な意見を数多く得ることができた。いずれにしても、児童生徒に対する調査からも、教師に対する調査からも、共通に知り得たことは、必ずしも18歳市民力を育成する公民教育及び社会科教育の取り組みが十分であるとは言えない、しかしながら、その意義なり重要性については、児童生徒も教師も十分に念頭に置いているというものであった。要は、18歳市民力を効果的に高めるための手立てが未だに十分に明らかにされていないということである。この課題を追究することを、今後も継続させる必要がある。

第二に、海外比較調査研究である。残念なことだが、COVID-19の影響を最も強く受けたのが、この研究である。しかし、文献調査が中心となった研究でも、日本の実情を知る上で重要な情報を数多く得ることができた。この調査研究は、当初は「アジア」「欧州」「北米」の三つの領域で進められたものである。それが、最終的には「オセアニア」を加えて、合計で四つの地域の研究となった。四つの地域、さらにより具体的には合計で11の国における18歳市民力の育成の現状が明らかにされた（国の内で具体的な地域の取り組みを取り上げているところもある）。海外比較の視点に立ち、18歳市民力の育成方法について調査した結果、日本に比して他国では、公民教育及び社会科教育に関して小中高一貫のカリキュラムが成立している、社会参加の視点が強調されているといった特徴を見出せることが明らかになった。国や地域の違いが公民教育及び社会科教育の在り方に強い影響を及ぼすことは事実であるため、他国の取り組みをそのまま日本に導入することは不可能である。しかし、18歳市民力の育成に向けての動きは万国共通で、グローバルなレベルで進行するものである。多国間の共同研究も念頭に置き、さらなる研究の進展が望まれる。

第三に、実践研究である。ここで特に強調したいのは、「資質・能力マップ」「カリキュ

ラムマップ」の二つのマップを作成したこと、そして、それに基づいて数多くの授業実践が構想或いは実践されたことである。二つのマップの具体については、「1. 研究の概要」で記したので参照されたい。資質・能力マップに関して言えば、「政治」「法」「経済」「倫理」の領域毎に、具体的な資質・能力（「知識・技能」「思考・判断・表現」「学びに向かう力・人間性」）を小中高の系統性の枠組みにおいて示すことができた。また、カリキュラムマップに関して言えば、「政治」「法」「経済」「倫理」の従来から存在する教育内容の区分に加え、「多様性の尊重」「市民の権利と責任」「人間と環境の調和」「科学技術と社会の発展」「平和で安全な社会」という五つの教育内容のまとまりを示して、そこに本研究で構想及び実践された授業実践を当てはめることができた。二つのマップに記された内容や項目については、今後も継続的に検討される必要があるが、マップの構造に関しては、今後の研究において大いに参考にとできることがあると考えている。

本報告書を完成させることで、3年間に及ぶ研究は一応の終結になる。しかし、本研究の最大の成果は、今後の公民教育及び社会科教育の研究及び実践の方向性を指し示すことができたという点である。本研究は「未来への展望を語った研究」というように性格付けるのが適当であろう。

5-2. 今後の課題

COVID-19の影響もあり、試行錯誤の連続で展開された本研究だが、先に述べた通りに、本研究では未来への展望も数多く語られている。その事実は、本報告書に収められた論文等から確認していただきたい。現状に甘んじることなく、更なる発展を目指した理論と実践の可能性を、そこから看取できるはずである。

今後の課題を二点から述べる。

第一に、18歳市民力の育成に資する具体的な授業モデルを示していくことである。資質・能力マップとカリキュラムマップを作成したことで、各授業実践のまとまりやつながりを示すことができたが、具体的な授業モデルを示すには十分に至っていない。例えば、18歳を巡る大きな動きの中で、主権者教育の模擬選挙などのように具体的な授業実践が数多く実践されているが、どの模擬選挙が効果的で、効果的な模擬選挙のためにはこのような条件が必要不可欠になるといった具合に、授業モデルの構築に向けての動きは必ずしも十分ではない。本研究で十分に追究できなかった理論研究と実践研究の往還を発揮させ、応用可能性の高い授業モデルを構築していくことが、今後の課題である。

第二に、より高度かつ精緻なカリキュラムの構築に向けて、本研究をさらに発展させることである。資質・能力マップとカリキュラムマップに関しては、それなりの評価が与えられるものであると考えているが、それらはあくまでも教員が授業づくりに際して参考にできる枠組みに過ぎない。日本には学習指導要領があり、それに準じて授業を行うことは必然である。それに代わるようなカリキュラムを開発することを目指すわけではないが、公民教育や社会科教育の理念に基づく、公民教育や社会科教育「らしい」カリキュラムの提示があってもよいと考えている。それができる団体は数少ない。日本公民教育学会の社会的使命に照らし、提案性の高いカリキュラムの開発を継続的に行っていくべきである。

唐木清志（筑波大学）

おわりに

本報告書を手にされた方は、まず、その厚さに驚かされるのではないのでしょうか。最近では科学研究費の報告書を冊子体で作成することが少なくなっており、多く場合は、電子ファイルとして作成されています。したがって、そもそも報告書を手にすること自体が少なくなっているのに加えて、この厚さですから、驚かれる方も多いに違いありません。

本報告書もこの冊子体の他に、電子ファイル版も作成し、学会ホームページ等に掲載する予定です。広く多くの方に、報告書の存在とその内容を知っていただきたいと考えているからです。とはいえ、本研究の成果として、われわれはあくまでも冊子体の作成にこだわりました。その理由は、学会を挙げて取り組んだ研究プロジェクトの成果を、明確な形にして残しておきたかったためです。通常の学会の研究プロジェクトは、一部の研究者或いは実践者の手によって進められるのに対して、今回の場合、学会員に対して公募で参加者を募り、全員参加の形で進められたところに特徴があります。本報告書に収められた論文等の一つ一つは、どれを一つとってみても個別単独的に記されたものではなく、研究の内部に複数の研究グループがつながりをもって存立し、研究グループの中で試行錯誤の協議が繰り返され、その結果として誕生したものです。そのような意味から、本報告書の読み方としては、論文等をどれか一つピックアップして読むというよりは、研究全体を俯瞰する形で読んでいただくことの方が望ましいように思われます。冊子体の報告書の方が研究を俯瞰するのには有効であろうと考えた上での、冊子体報告書の刊行になります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が出始めた頃に研究は開始され、真只中で研究は進められ、そして多くの困難を克服しかけた段階で研究は終了を迎えます。COVID-19との関わりを常に念頭に置いた研究プロジェクトの運営となりましたが、最終的には、多くの方の協力により、多くの成果を上げることができました。次にわれわれがしなくてはならないことは、一連の研究成果を踏まえて、公民教育及び社会科教育の発展に資する研究を、ここからさらに発展させることです。発展的な研究を進めるためにも、今後も継続的に研究プロジェクトを、日本公民教育学会で進めたいと思います。また、今回の研究プロジェクトで構築されたネットワークを通じて、学会を超えたところで個々が結び付き、自律的に研究を進めるやり方もあるでしょう。そして何よりも大切なことは、個人がそれぞれの関心に基づき、これまでの研究なり実践なりを振り返って、充実した取り組みに日々関与していくことです。そういった個々の研究を持ち寄り、情報交換を進めるとともに、協働的に公民教育及び社会科教育の望ましい在り方を考える場として、日本公民教育学会が今後も役立てられることを強く希望します。

最後になりましたが、本研究にご協力いただいた多くの方に心より感謝申し上げます。また、研究に対する忌憚のないご意見をお待ちしております。みなさまからのご意見を踏まえて、研究のさらなる発展を構想していく所存です。よろしくお願い申し上げます。

唐木清志（筑波大学）

18 歳市民力を育成する社会科・公民科の
系統的・総合的教育課程編成に関する研究
報告書

令和 2（2020）～令和 4（2022）年度
日本学術振興会・科学研究費補助金（基盤研究 B）
（課題番号：20H01670）

2023（令和 5）年 3 月

発行所 株式会社いなもと印刷
